

小山町地域防災計画

共 通 対 策 編

地 震 対 策 編

風 水 害 対 策 編

火 山 災 害 対 策 編

大 火 災 対 策 編

大規模事故対策編

資 料 編

令 和 4 年 3 月

小山町防災会議

＜本書の構成＞

1 共通対策編

第1章 総則	共通	1
第2章 災害予防計画	共通	8
第3章 災害応急対策計画	共通	26
第4章 復旧・復興対策	共通	72

2 地震対策編

第1章 総則	地震	1
第2章 平常時対策	地震	18
第3章 地震防災施設緊急整備計画	地震	26
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応	地震	28
第4章－2 地震防災応急対策（東海地震）	地震	34
第5章 災害応急対策	地震	57
第6章 復旧・復興対策	地震	83
第7章 原子力災害対策	地震	92

3 風水害対策編

第1章 総則	風水害	1
第2章 災害予防計画	風水害	2
第3章 災害応急対策計画	風水害	9

4 火山災害対策編

富士山の火山防災計画

第1章 総則	火山	1
第2章 災害予防計画（平常時対策）	火山	14
第3章 災害応急対策計画	火山	20
第4章 災害復旧計画	火山	29

5	大火災対策編	大火災-	1
I	大火災対策計画		
	第1章 総則	大火災-	2
	第2章 火災予防計画	大火災-	4
	第3章 災害応急対策計画	大火災-	6
	第4章 災害復旧計画	大火災-	8
II	大爆発対策計画		
	第1章 総則	大火災-	9
	第2章 災害予防計画	大火災-	10
	第3章 災害応急対策計画	大火災-	13
	第4章 災害復旧計画	大火災-	15
6	大規模事故対策編	大事故-	1
I	道路事故対策計画		
	第1章 総則	大事故-	2
	第2章 災害予防計画	大事故-	4
	第3章 災害応急対策計画	大事故-	6
	第4章 災害復旧計画	大事故-	8
II	鉄道事故対策計画		
	第1章 総則	大事故-	9
	第2章 災害予防計画	大事故-	10
	第3章 災害応急対策計画	大事故-	12
III	航空機事故対策計画		
	第1章 総則	大事故-	15
	第2章 災害予防計画	大事故-	16
	第3章 災害応急対策計画	大事故-	17

共通対策編

総 則		頁
第1章	総則	1
第1節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
1	町	1
2	静岡県	1
3	警察	2
4	自衛隊	2
5	指定地方行政機関	2
6	指定公共機関	4
7	指定地方公共機関	5
8	公共的団体	5
第2節	町の自然条件	6
1	位置及び境域	6
2	地形・地質	6
3	気候	6
第3節	町の社会条件	6
1	人口	6
2	交通	6
3	産業構造	6
第4節	予想される災害と地域	6
1	風水害	6
2	地震	7
3	土石流・地すべり・がけ崩れ	7
4	火山噴火	7
5	火災	7
6	雪害	7
7	交通災害	7
8	複合及び連続災害	7

発 災 前		頁
第2章	災害予防計画	8
第1節	通信施設等整備改良計画	8
第2節	防災資機材整備計画	8
1	応急活動のための資材、機材の整備計画	8
第3節	道路鉄道等災害防止計画	9
第4節	防災知識の普及計画	10
1	普及方法	10
2	普及すべき内容	10
3	町の実施事項	10
4	防災関係機関	14
第5節	防災のための調査研究	14
1	実施方針	14
2	災害発生状況調査	14
第6節	住民の避難誘導體制	14
第7節	防災訓練	17
第8節	自主防災組織の育成	17
1	自主防災組織の概要	18
2	推進方法	18
3	研修会等の開催	18
4	町民の果たすべき役割	18
5	地域における自主防災組織の果たすべき役割	19
6	町の指導及び助成	20
7	自主防災組織と消防団との連携	20
第9節	事業所等の自主的な防災活動	21
第10節	地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	21
第11節	ボランティア活動に関する計画	22
第12節	要配慮者支援計画	22
第13節	救助・救急活動に関する計画	23
第14節	応急仮設住宅等	23
第15節	重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画	24
第16節	被災者再建支援に関する計画	24
第17節	町の業務継続に関する計画	25
第18節	複合災害及び連続災害対策	25
第19節	男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	25
第20節	災害に強いまちづくり	25

発 災 後		頁
第3章 災害応急対策計画		26
第1節 総則		26
1 町地域防災計画と県地域防災計画との関係		26
2 町の行う措置		26
3 防災業務計画と町地域防災計画との関係		26
4 この計画を理解し実施するための留意事項		26
第2節 組織計画		28
1 災害対策組織		28
第3節 動員計画		28
1 動員の実施基準		28
2 実施方法		29
第4節 通信情報計画		30
1 実施事項		30
2 情報伝達手段及び通信系統		31
第5節 災害広報計画		31
1 広報実施方法等		32
2 防災関係機関		32
3 報道機関への情報発表		32
4 経費負担区分		32
5 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法		33
第6節 災害救助法の適用計画		33
1 災害救助法の適用基準		33
2 被害世帯の算定基準		33
3 災害救助法の適用手続等		34
第7節 避難救出計画		34
1 避難誘導		34
2 被災者の救助		36
3 避難所の開設・運営等		36
4 知事に対する要請事項等		38
5 町の県管理施設の利用		38
6 避難行動要支援者への支援		38
7 広域避難・広域一時滞在		39
第8節 愛玩動物救護計画		40
第9節 食料供給計画		40
1 災害救助法に基づく実施基準		41
2 災害救助法に基づく町の実施事項		41
3 知事に対する要請事項		41
4 交通、通信が途絶して町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置		41
第10節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画		42
1 災害救助法に基づく実施基準		42
2 災害救助法に基づく町の実施事項		42
3 知事に対する要請事項		42
第11節 給水計画		42
1 災害救助法に基づく実施基準		43
2 災害救助法に基づく町の実施事項		43
3 知事に対する要請事項		43
第12節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画		43
1 災害救助法に基づく実施基準		43
2 災害救助法に基づく町の実施事項		44
3 知事に対する要請事項		44
4 要配慮者への配慮		44
5 住宅の応急復旧活動		44
6 非常災害時における特例		45
第13節 医療・助産計画		45
1 災害救助法に基づく実施基準		45
2 災害救助法に基づく町の実施事項		45
3 知事に対する要請事項		46
4 医療救護活動の実施		46
5 健康への配慮		46
6 非常災害時における特例		46
第14節 防疫計画		46
1 町の実施事項及び要請事項		46
2 実施要領		47
第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画		47
1 県の実施事項		47
2 町の実施事項及び要請事項		48
3 非常災害時における特例		48

発	災	後	頁
第16節	遺体の捜索及び措置埋葬計画		48
1	災害救助法に基づく実施基準		48
2	災害救助法に基づく町の実施事項		49
3	知事に対する要請事項		49
4	非常災害時における特例		49
第17節	障害物除去計画		49
1	災害救助法に基づく実施基準		49
2	災害救助法に基づく町の実施事項		50
3	町長の要請事項		50
4	災害の拡大と二次災害の防止活動		50
第18節	社会秩序維持計画		50
第19節	輸送計画		50
1	災害救助法の規定による輸送の範囲		51
2	町の実施事項		51
第20節	交通応急対策計画		51
1	道路管理者等の実施事項		51
2	県知事又は県公安委員会の実施事項		52
3	鉄道事業者の実施事項		53
4	交通マネジメント検討会の開催要請		53
第21節	応急教育計画		53
1	災害救助法に基づく実施基準		53
2	町の実施事項		53
第22節	社会福祉計画		54
1	町の実施事項		54
第23節	消防計画		55
1	消防活動		55
2	計画の概要		55
第24節	応援協力計画		56
1	要請の実施基準		56
2	実施方法		56
第25節	ボランティア活動支援計画		56
1	町及び社会福祉協議会の実施事項		56
第26節	自衛隊派遣要請計画		57
1	災害派遣要請の範囲		57
2	災害派遣要請		57
3	災害派遣部隊の受入れ体制		58
4	災害派遣部隊の撤収要請		58
5	経費の負担区分		58
第27節	相互応援協力計画		58
1	応援派遣要請の実施事項		59
2	災害相互応援		59
第28節	電力施設災害応急対策計画		59
1	応急措置の実施		59
2	県との連絡及び協議		59
第29節	ガス災害応急対策計画		60
1	非常体制組織の確立		60
2	応急対策		60
3	県、町等との連絡協議		60
4	事故の報告		60
第30節	下水道災害応急対策計画		60
第31節	突発的災害に係る応急対策計画		60
1	町の体制		61
	「火災・災害等速報要領」様式第1号～第4号		63
	表1、表2		70
第32節	雪害災害対応計画		71
1	記述の範囲		71
2	想定する大雪の状況		71
3	雪害時災害対応		71

復 旧 ・ 復 興 期		頁
第4章	復旧・復興対策	72
第1節	災害復旧計画	72
第2節	激甚災害の指定	73
第3節	被災者の生活再建支援	73
1	災害弔慰金等の支給	73
2	被災者の援護	73
3	要配慮者の支援	74
第4節	風評被害の影響の軽減	74
1	正しい情報の提供	74
2	必要な検査等の実施	74
3	被害の拡大防止	74
4	関係機関との連携	74

第 1 章 総 則

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、町民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、小山町の地域に係る防災対策の大綱を定めるものとする。

なお、この計画は「小山町国土強靱化地域計画」を踏まえたものである。

小山町地域防災計画は、次編から構成する。

各巻の名称	記 載 内 容
1 共 通 対 策 編	各編(2～6編)に共通する総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画
2 地 震 対 策 編	地震による災害対策（原子力事故等による災害対策を含む）
3 風 水 害 対 策 編	風水害による災害対策
4 火 山 災 害 対 策 編	富士山の火山活動による災害対策
5 大 火 災 対 策 編	大火災（林野火災を含む）、大爆発による災害対策
6 大 規 模 事 故 対 策 編	道路事故、鉄道事故、航空機事故による災害対策
7 資 料 編	各編に付属する各種資料

第 1 節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて小山町の地域に係る防災に寄与するべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 町

処理すべき事務又は業務
(1) 小山町防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する訓練の実施 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 (6) 消防、水防その他の応急措置 (7) 警報の伝達及び避難の指示 (8) 情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者の救難、救助その他保護 (10) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 (11) 清掃、防疫その他保健衛生 (12) 緊急輸送の確保 (13) 災害復旧・復興の実施 (14) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

2 静岡県

処理すべき事務又は業務
(1) 静岡県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する訓練の実施 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 (6) 消防、水防その他の応急措置 (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示

- (8) 情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 被災者の救難、救助その他保護
- (10) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (11) 清掃、防疫その他保健衛生
- (12) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (13) 緊急輸送の確保
- (14) 災害復旧の実施
- (15) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
- (16) 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

3 警察

機 関 名	処理すべき事務又は業務
静岡県警察 (御殿場警察署)	ア 災害時における住民の避難及び救助 イ 犯罪の予防、交通規制、被災地における社会秩序の維持

4 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
第1師団第34普通科連隊 富士教導団	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動

5 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	ア 災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省静岡労働局	ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 イ 事業場等の被災状況の把握 ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食物品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

林野庁関東森林管理局	ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること イ 民有林直轄治山事業等の実施に関すること ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
経済産業省関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること オ ガスの安定供給に関すること
経済産業省 関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 電気の安全確保に関すること ウ ガスの安全確保に関すること
国土交通省 中部地方整備局 （沼津河川国道事務所）	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 （ア）所管施設の耐震性の確保 （イ）応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 （ウ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 （エ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により、情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、災害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 （ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （イ）路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 （ウ）所管施設の緊急点検の実施 （エ）町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付
国土交通省中部運輸局	ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。 ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。 エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。 オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。 カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
国土交通省 東京航空局東京空港事務所	ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
国土地理院 中部地方測量部	ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
東京管区气象台 （静岡地方气象台）	ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社 東海支社	災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会	気象予警報、災害情報その他の災害広報
中日本高速道路株式会社	ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 災害時の輸送路の確保
東海旅客鉄道株式会社	ア 鉄道防災施設の整備 イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 被災施設の調査及び復旧
西日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア 電気通信施設の防災対策及び復旧対策 イ 電気通信の特別取扱い ウ 気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社）
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOSグローブ株式会社 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	ア 災害対策に必要な物資の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策
東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社	ア 電力供給施設の防災対策 イ 災害時における電力供給の確保 ウ 被災施設の調査及び復旧
電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	ア 電力供給施設の防災対策 イ 被災施設の調査及び復旧
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
土地改良区	ア 土地改良施設の防災計画 イ 農地たん水の防排除活動 ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
一般社団法人静岡県ＬＰガス協会	ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 イ 被災施設の調査及び復旧
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策
静岡県道路公社 (東部管理センター)	ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 災害時の輸送路の確保
民間放送機関	気象予警報、災害情報その他の災害広報
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案(公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。) ウ 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人 静岡県歯科医師会)
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路、交差点等での交通整理支援
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者(※)等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	ア 緊急事態を想定した訓練の実施 イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

(※) 要配慮者…高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者

8 公共的団体

機 関 名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人御殿場市医師会 駿東歯科医師会 静岡県北駿薬剤師会	医療救護施設等における医療救護活動の実施
御殿場農業協同組合	ア 被災農家に対する斡旋及び共済事業 イ 災害時における種苗、肥料の確保 ウ 被災農家世帯に対する営農指導
小山町商工会	ア 商工業者に対する災害融資に関すること イ 被災商工業者に対する経営指導
小田急電鉄株式会社	ア 鉄道防災施設の整備 イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 被災施設の調査及び復旧
民間バス会社 富士急行(株) 箱根登山バス(株) 小田急箱根高速バス(株) JRバス関東(株) JR東海バス(株) 京浜急行バス(株)	ア 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策

第2節 町の自然条件

1 位置及び境域

小山町は、静岡県の中東部に位置して北西端は、富士山頂付近に達する。東は神奈川県、北は山梨県に接し外周は、三国連山系、箱根外輪山などにかこまれて東西に長くのびている。

(1) 面積・人口等

令和3年4月現在

東 西	南 北	面 積	人 口	世帯数
26.04km	13.33km	135.74km ²	17,967人	7,546世帯

(2) 役場の位置

東 経	138° 59′	北 緯	35° 21′

2 地形・地質

小山町の形状は、山地に囲まれた盆地状をなし、河川は源を富士山・箱根山系に発する鮎沢川が、小山佐野川・須川・野沢川を合して東流している。地質は、宝永山から噴出した火山砂礫が厚い層をなして分布しその下部には関東ローム層に似た赤土と称する層が砂礫と交互に堆積している。

町内には、塩沢断層帯が在る。

3 気 象

気候は変化が激しく、1月・2月にかけて寒さが加わる。7月・8月の盛夏になっても朝夕は涼しい。

降雪量は毎年多いところで約20cm以上を記録している。降雨日数は、年間約100日位、雨量は、約2,100mm内外で、平均風速は約3.7m/秒である。

第3節 町の社会条件

1 人 口

令和3年4月現在の総人口は、17,967人、世帯数は7,546世帯で、一世帯当たりの人員は約2.4人となっている。人口は緩やかに減少している。

2 交 通

現在町内には、2本の国道と8本の県道がある。昭和44年には、東名高速道路が、昭和47年には国道246号バイパス、平成元年には、東富士五湖道路が開通した。

平日24時間交通量は、国道246号で約56,800台、国道138号で約17,900台の利用がある。(平成27年全国道路・街路交通情勢調査)

3 産業構造

平成22年の就業人口は11,045人で、人口の48.8%を占めている。産業別人口は、第1次産業が432人(3.9%)、第2次産業が2,780人(25.1%)、第3次産業が7,833人(71.0%)で、第1次産業と第2次産業は減少傾向にあり、昭和45年と比べるとそれぞれ約26.6%、56.5%となっている。

一方、第3次産業は増減を繰り返しながらも全体的にはほぼ同じ値となっている。

第4節 予想される災害と地域

1 風水害

主要河川は、町の中央部を流れる鮎沢川であるが、野沢川、須川、小山佐野川などの河川の被害は局地的に発生する傾向にある。しかし災害はあくまでも予期されない事態によって起こるものであって、地域開発の進展につれ新しい災害も予想される。

季節的には、6・7月の梅雨時、前線活動がしばしば活発になり、大雨または局地的豪雨に見舞われることがある。また、8・9月にかけては台風の接近または上陸により暴風雨、豪雨による災害が予想される。

2 地震

被害を及ぼす地震については駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震、相模トラフ沿いで発生する地震が最も恐ろしく警戒が必要である。また、想定対象地震については、以下の表における各地震が予想される。

区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル1の地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 (マグニチュード8.0～8.7)	大正型関東地震 (マグニチュード8.2) 【今後30年以内の地震の発生確率：ほぼ0～5%】
レベル2の地震・津波	南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9程度)	元禄型関東地震 (マグニチュード8.5) 相模トラフ沿い最大クラスの地震 (マグニチュード8.7) 【今後30年以内の地震の発生確率：ほぼ0%】

※1 レベル1の地震・津波

発生頻度が比較的高く（相模トラフでは約200～400年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波

※2 レベル2の地震・津波

発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

3 土石流・地すべり・がけ崩れ

町内で、急傾斜地崩壊危険区域が78箇所、土石流危険渓流が47箇所指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。

4 火山噴火

富士山、さらに隣接する箱根山など活火山があるため、その活動の推移に注意する必要があるとともに、富士山噴火のうち、特に溶岩流、融雪型火山泥流、降灰を想定した対策が必要である。

5 火災

近年著しい都市化により建築物の大型化が進み、更に生活様式の多様化、石油、ガス類等危険物の普及により火災の様相も複雑化し、人命危機が高まっている。

6 雪害

毎年数回の積雪がある。時として積雪が20cmを超える時があるので予報等に配慮し、除雪に対応できる体制づくりが必要である。また、なだれの危険も予想される。予報等十分に注意する必要がある。

7 交通災害

町内には、東名高速道路や東富士五湖道路をはじめ国道246号、138号等の主要幹線道路があり、交通量が多くそれに伴う交通事故も多発の傾向にある。JR御殿場線と併せて十分な配慮が必要である。

8 複合及び連続災害

地震・火山噴火・風水害等の2つ以上の災害が、同時又は連続して発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、対策が困難となる複合災害等の可能性を認識し、備える。

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

第1節 通信施設等整備改良計画

災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化などの防災対策の推進を図るものとする。

区 分		内 容
通信設備の 防災対策		ア 指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。 イ 町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ無人航空機、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するよう努める。
被災者等への 情報伝達手段 の整備		ア 町は、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。 イ 町は、災害時に孤立が予想される地域のほか、各自主防災会に防災行政無線（移動系）を貸与するとともに、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。
各種 通信 手段 の 整備	防災行政 無線	ア 固定系 災害時等の場合には、町民等への情報伝達、避難誘導等を防災行政無線により行う。 ・親局1局、中継局1局 屋外子局24局、戸別受信機約6,500台 防災行政無線は、令和6年度を目途にデジタル化に整備する。 イ 移動系 (ア) 町の関係各課及び防災関係機関、生活関連施設に設置し、正確な情報の発信や収集を行い、防災行政無線を補完する。 (イ) 中継局2局（静岡県と共同利用）移動局（半固定型14局・携帯型65局）
	県防災行政 無線	ア 町と県との間で、災害時における情報の収集及び伝達等に関する通信業務を行う。 イ 150MHz 携帯型 1台 ウ 静岡県のシステム利用（応援モードは移動系のみ。）により、県との相互通信が可能
	アマチュア 無線	小山町アマチュア無線非常通信連絡協議会は、災害時における電話等の通信が輻輳した時、行政機関により細かな情報を提供するものとする。

第2節 防災資機材整備計画

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えて防災資機材を整備し、その機能を十分発揮させ防災活動の円滑な実施を図る。

1 応急活動のための資材、機材の整備計画

消防団をはじめ応急対策活動に従事するものの装備のため、次に掲げる資機材の整備を図る。

区 分	内 容
水 防 資 材	杭木、空俵、縄、鉄線、蛸木、掛矢、担架、ショベル、つるはし、土のう袋
救 助 用 資 材	担架、ヘルメット、毛布、投光機、拡声機、ロープ、救命用胴衣、発電機 医療セット

給 水 用 資 材	給水車、ろ水機、布製水槽
そ の 他	天幕、折タタミ式寝台、長靴、雨具、簡易トイレ 等

第3節 道路鉄道等災害防止計画

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図る。

区 分	内 容
道 路 交 通 の 災 害 予 防 計 画	道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。 ア 安全設備等の整備 イ 防災体制の確立（情報連絡を含む。） ウ 異常気象時の通行規制区間の指定 エ 通行規制の実施及び解除 オ 通行規制の実施状況に関する広報
鉄 道 の 災 害 予 防 計 画	鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時には、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。 ア 安全施設等の整備 （ア）道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。 （イ）路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。 イ 防災体制の確立 動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。 ウ 異常気象時における運転の停止等 豪雨、積雪等の異常気象時には、列車の運転の中止等を行う。 エ 運行規制の実施状況に関する広報

第4節 防災知識の普及計画

地震等による被害を最小限にとどめるため、町職員をはじめ、町民及び各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。

災害対策関係職員及び町民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行う。

区 分	内 容
教 育 機 関	防災に関する教育の充実に努める。
町	ア 多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 イ 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要するもの（要配慮者）に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 ウ 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。 エ 専門家（風水害にあっては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

1 普及方法

町は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして防災に関する町民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

区 分	内 容
学校教育、社会教育を通じての普及	災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。
職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。
印刷物等による普及	町民等に対し、その時期に応じて広報おやま等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の高揚を図る。
映画、スライド、講演会等による普及	防災関係者並びに町民等に対し、映画、スライド、講演会、防災出前講座などを適宜開催しその普及を図る。
小山町ホームページ、金太郎メール、アプリ「静岡県防災」による普及	町民等に対し、町のホームページ、金太郎メール、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。

2 普及すべき内容

防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。

普及事項	(1) 防災気象に関する知識 (2) 防災の一般的知識 (3) 町地域防災計画の概要 (4) 自主防災組織の意義 (5) 災害危険箇所に関する知識 (6) 災害時の心得 - ア 災害情報等の聴取方法 - イ 停電時の心構え - ウ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底 - エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備 - オ 避難所の適正な運営 - カ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等 - キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について - ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動 (7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮

3 町の実施事項

(1) 町職員等に対する教育

町職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

職員が地区担当職員として地域における防災活動に率先して参加するとともに、当該活動を指導するための教育を行う。

教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

教育事項	ア 地震・風水害等の防災に関する基礎知識 イ 東海地震等の災害発生に関する知識 ウ 第4次地震被害想定の内容 エ 「小山町地域防災計画」の内容と町が実施している地震等の防災対策 オ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的にとるべき行動に関する知識 カ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担） キ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置 ク 気象特別警報や緊急地震速報等の意義と受信時にとるべき措置 ケ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策 コ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項

オ～キについては、年度当初に各課等において、所属職員に対し、十分に周知する。

各部及び班等は、所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。

町教育委員会は「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」によって、それぞれ職員に対して教育を行う。

(2) 生徒等に対する教育

町教育委員会は、公立学校及びこども園（以下「学校等」という。）に対し、幼児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震等の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の災害の教訓等において継続的な防災教育に努めるものとする。

区 分	内 容
生徒等に対する指導	自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。 ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。 イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。
応急救護の技能習得	中学生、高校生を中心に応急救護の実践的技能の修得の徹底を図る。

(3) 町民に対する防災思想の普及

町は、住民自らが生命、身体及び財産を守り、あわせて地域の地震等の災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による地震等災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。

また、町は、地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に町民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

この際、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

町は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるとともに、11月を「地震防災強化月間」と定め、それぞれ、津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つ防災士等の積極的な活用を図る。また、町及び県は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

区 分	内 容				
一般的な啓発	ア 東海地震等防災の基礎的な知識 イ 第4次地震被害想定の内容 ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策 オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎的な知識 カ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識 キ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 ク 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性				
一般的な啓発	ケ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 コ 津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識 サ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識 シ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備 ス 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え セ 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識 ソ 避難生活に関する知識 タ 要配慮者への配慮及び男女双方への視点への配慮 チ 安否情報の確認のためのシステム ツ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性 テ 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性 ト 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底 手段・方法 ア パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により普及を図る。 イ 特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。				
社会教育を通じての啓発	ア 町教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。 イ 文化財を地震災害から守り、後世に確実に継承するため、文化財愛護団体等の諸活動を通じ、文化財に対する防災知識の普及を図り、保護の担い手づくりに努める。 <table border="1"> <tr> <td>啓発内容</td><td> ・町民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。 </td></tr> <tr> <td>手段・方法</td><td> ・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 </td></tr> </table>	啓発内容	・町民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。	手段・方法	・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。
啓発内容	・町民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。				
手段・方法	・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。				
各種団体を通じての啓発	ア 町は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。 イ これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。 ウ 町は、国（総務省）及び県と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。				
防災上重要な施設管理者に対する教育	町は、危険物を取り扱う施設や大規模小売店舗、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。				
相談窓口等	町は、それぞれの機関において、所管する事項について、町民の地震対策の相談に積極的に応ずる。 <table border="1"> <tr> <td>総括的な事項</td><td>危機管理局</td></tr> <tr> <td>建物等に関する事項</td><td>都市整備課</td></tr> </table>	総括的な事項	危機管理局	建物等に関する事項	都市整備課
総括的な事項	危機管理局				
建物等に関する事項	都市整備課				

4 防災関係機関

東海旅客鉄道株式会社（静岡支社御殿場駅）、西日本電信電話株式会社（静岡支店）、中日本高速道路株式会社（東京支社御殿場保全・サービスセンター）、東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第5節 防災のための調査研究

1 実施方針

町は、小山町における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。

調 査 研 究 内 容
(1) 本町の地形、地質的素因が自然的災害の発生に当たって、どのような反応を示すか調査・検討する。 (2) 古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査・検討する。 (3) 災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。 (4) 要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。 (5) 要防災地域の防災パトロールの実施 危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。

2 災害発生状況調査

区 分	内 容
地 震	過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震）、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。
風 水 害	過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、地すべりに係る基礎資料を収集及び作成並びに町で作成した風水害に伴う土砂災害ハザードマップを、今後の防災対策の資料とする。
火 山	過去の主な火山災害の発生状況を整理するとともに、火山観測技術や火山の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。
大火災	火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

第6節 住民の避難誘導体制

町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下、「避難地」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

1 避難地・避難路の周知啓発

町は、住民等に対し、避難所が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

2 避難地・避難路の安全性の向上

町は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

(1) 避難地

- ア 避難地標識等による住民への周知
- イ 周辺の緑化の促進
- ウ 複数の進入路の整備

(2) 避難路

- ア 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- イ 落下・倒壊物対策の推進
- ウ 誘導標識、誘導灯の設置
- エ 段差解消、誘導ブロックの設置

3 避難所の指定、整備

町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流出等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所（以下「避難所」という。）を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等をすすめるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(1) 避難所の指定

避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

① 町は、できるだけ浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルスを含む感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

② 町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援が受けられることができる体制が整備されているもの等を指定する。

③ 町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

④ 町は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、町はこれらの環境改善に努めるものとする。

また、町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。

⑤ 町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

(2) 2 次的避難所の整備

① 福祉避難所

町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。

この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、町は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。

町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。

町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モ

デル)」に基づいた「町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。

町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。

町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。

② 2 次的避難所

2 次的避難所は、町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として 7 日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。

町は、大規模な災害により多数の町民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。

町は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは 2 次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

4 避難地、避難所等の施設管理

(1) 町

町は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

- ① 避難所の管理者不在時の開設体制
- ② 避難所を管理するための責任者の派遣
- ③ 災害対策本部との連絡体制
- ④ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(内閣府)を参考とする。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡体制の構築を行う

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、町は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発

町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は避難する必要がないことを強く啓発するものとする。

避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(立退き避難・水平避難)を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊

急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。

住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

第7節 防災訓練

町における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、町民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

また、関係機関間での協定締結などによる連携強化にあたっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

区 分	内 容
総合防災訓練の実施	・災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。 ・特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を実施する。 (1) 水防 (2) 消火 (3) 交通規制 (4) 道路啓開 (5) 救出・救護 (6) 避難・誘導 (7) 通信情報連絡 (8) 救助物資輸送 (9) 給水・炊出し (10) 避難所運営 (11) 応急復旧 (12) 遺体措置 ・総合防災訓練では、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
災害対策本部・支部要員訓練の実施	災害対策本部及び支部において応急対策活動に従事する災害対策本部要員及び支部要員に対し、実践に即した訓練を行う。
非常通信訓練	災害時において、町から県災害対策本部及び方面本部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。
防災訓練のための交通の禁止又は制限	・県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 ・その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置することとなっている。
防災訓練実施後の評価等	防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第8節 自主防災組織の育成

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に、広域被災が予想される東海地震に際しては、国、県、町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。

当面、東海地震対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、災害の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

1 自主防災組織の概要

区 分	内 容
組 織	行政区単位に組織し、防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、女性の参画の促進に努めるものとする。
編 成	本部組織として、情報連絡班、消火班、救出・救助班、避難誘導班、給食給水班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。
活動内容	平常時 防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画、世帯台帳（防災用で避難行動要支援者を含む。）の作成等を行う。
	災害時 地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援

2 推進方法

町は、地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織を育成するとともに防災資機材等の整備について助成を行う。

また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

3 研修会等の開催

町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

4 町民の果たすべき役割

地震等の防災に関し、町民が果たすべき役割は極めて大きい。町民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

区 分	内 容
平常時からの実施事項	ア 防災気象に関する知識の吸収 イ 地震防災等に関する知識の吸収 ウ 地域の危険度の理解 エ 家庭における防災の話し合い オ 警戒宣言発令時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 カ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 キ 家屋の補強等 ク 家具その他落下倒壊危険物の対策 ケ 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料については最低7日分） コ 自動車へのこまめな満タン給油 サ 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え シ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 ス 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）
東海地震注意情報発表時の実施事項	ア 正確な情報の把握 イ 適切な避難（東海地震注意情報発表時に避難の実施を必要とする避難行動要支援者に限る。）
警戒宣言発令時の実施事項	平常時の準備を生かし自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。 ア 正確な情報の把握 イ 火災予防措置 ウ 非常持出品の準備 エ 適切な避難及び避難生活 オ 自動車の運転の自粛

災害発生後の 実 施 事 項	ア 出火防止及び初期消火 イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動 ウ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 エ 自力による生活手段の確保

5 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。自主防災組織は、町と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動をするものとする。

区 分	内 容
防 災 知 識 の 学 習	(1) 正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 (2) 主な啓発事項は、東海地震等の知識、東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義や内容、平常時における防災対策、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。
「防災委員」の 自主防災組織 内での活動	防災リーダーは住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として『自主防災地図の作成』以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。
自主防災地図 の 作 成	自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。
自主防災組織 の防災計画書 の 作 成	地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。
自主防災組織 の台帳の作成	(1) 自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 (2) 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 ア 世帯台帳（基礎となる個票） イ 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳） ウ 人材台帳 エ 自主防災組織台帳
防災点検の日 の 設 置	家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。
避難所の運営 体制の整備	町の「避難所運営マニュアル」、「避難所ガイドライン」や県の「避難生活の手引き」「避難所運営マニュアル」を参考に、町及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。
防 災 訓 練 の 実 施	総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。 この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織等と有機的な連携をとるものとする。 また、避難行動要支援者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。 (1) 情報の収集及び伝達の訓練 (2) 出火防止及び初期消火の訓練 (3) 避難訓練 (4) 救出及び救護の訓練 (5) 炊き出し訓練
地域内の他組 織 と の 連 携	地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

6 町の指導及び助成

区 分	内 容						
自主防災組織 づくりの推進	町は、自主防災組織と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。						
地域防災指導員 制 度	(1) 町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員制度の導入に努めるものとする。 (2) 地域防災指導員(防災士)の育成及び能力向上を図ることを目的に、町は県と連携して、災害図上訓練(DIG)をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行う。 (3) 地域防災指導員(防災士)は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行うものとする。 ア 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化 イ 個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導 ウ 町又は県の施策の広報や推進、普及協力 エ 町又は県に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達 オ 連合自主防災組織会長等の補佐、支援						
自主防災に関 する意識の 高 揚	町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。 <table><tr><th>研 修 名</th><th>対 象 者</th><th>目 的</th></tr><tr><td>自主防災組織 中 核 的 リーダー研修</td><td>自主防災組織の中心 的リーダー(会長・副 会長・班長等)</td><td>防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。</td></tr></table>	研 修 名	対 象 者	目 的	自主防災組織 中 核 的 リーダー研修	自主防災組織の中心 的リーダー(会長・副 会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。
研 修 名	対 象 者	目 的					
自主防災組織 中 核 的 リーダー研修	自主防災組織の中心 的リーダー(会長・副 会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。					
組 織 活 動 の 促 進	町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。						
自主防災組織 への 助 成	自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、町は必要な助成を行う。						
コミュニティ セ ン ター 等 の 活 用	町は、地域コミュニティ施設等を自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。 ア 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。 イ 警戒宣言発令時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。 ウ 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。						
静岡県総合防 災アプリ「静 岡県防災」の 活用	町は、当該アプリに搭載した「地域防災力見える化システム」を活用し、地域防災力の向上に努めるものとする。						

7 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導や、消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

町は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

第9節 事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- 1 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- 2 自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全を確保すること。
- 3 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めおくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄に関すること。
- 4 災害応急対策は又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、町が実施する防災に関する施策へ協力すること
- 5 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないように、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

区 分	内 容
平常時からの 防災活動の概要	事業所等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。 ア 防災訓練 イ 従業員等の防災教育 ウ 情報の収集、伝達体制の確立 エ 火災その他災害予防対策 オ 避難対策の確立 カ 救出及び応急救護等 キ 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 ク 施設及び設備の耐震性の確保 ケ 予想被害からの復旧計画策定 コ 各計画の点検・見直し
防災力向上の促進	ア 町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。 イ 町は、事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結に努めるものとする。 ウ 町及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
事業継続計画(BCP) の取組	事業所等は、事業所の果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

第10節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定地区内の住民及び当該地区の事業所を有する事業者は、必等に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画作成し、これを地区防災計画の素案として町の防災会議に提案することができる。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区の事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町の地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第11節 ボランティア活動に関する計画

ボランティア活動の支援

町は、小山町社会福祉協議会と、ボランティア団体等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。

町は、災害時にボランティア活動の申請者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。

第12節 要配慮者支援計画

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、高齢者、障がいのある人、乳幼児、その他の特配慮を要する要配慮者のうち、自らが避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努め、その避難に支援、安否の確認、生命又は身体の保護するため、必要な措置を実施する体制整備と共に、その基礎となる避難行動要支援者名簿を整備する。

区 分	内 容						
避難行動要支援者支援体制	・県は、DWA T（災害派遣福祉チーム）及び応援職員(福祉関係職員等)の派遣並びに要配慮者のための物資の供給ができるよう応援体制を確保する。 ・町は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要支援者の避難支援体制を整備するものとする。 但し、避難支援者も災害時には自分自身及びその家族の安全確保が優先される。避難支援者は、避難行動要支援者の避難支援に関して、その責任を負うものではない。 ・地域においては、町のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して避難行動要支援者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。 <table border="1"> <tr> <td>行政機関</td><td>警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等</td></tr> <tr> <td>地域組織</td><td>自主防災会</td></tr> <tr> <td>福祉関係、福祉関係団体</td><td>民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事務所、障害者団体等</td></tr> </table>	行政機関	警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等	地域組織	自主防災会	福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事務所、障害者団体等
行政機関	警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等						
地域組織	自主防災会						
福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事務所、障害者団体等						
県の要配慮者支援体制	・県は、DWA T（災害派遣福祉チーム）及び応援職員(福祉関係職員等)の派遣並びに要配慮者のための物資の供給ができるよう応援体制を確保する。						
避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成	・町は、町内に居住する要配慮者のうち災害が発生、又は発生の恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下、避難行動要支援者）という。）の把握に努める。 ・町は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下名簿という。）を作成する。 ・町は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 ・町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより、または、町の条例の定めにより、名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。 ・上記により名簿の提供を受けた者その他名簿情報を利用して避難支援等に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生じる。町は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他必要な措置を講ずるものとする。 ・町は、地域防災計画に基づき、危機管理局や住民福祉部など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害						

	時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 - 町は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 - 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 - 避難行動要支援者名簿記載、記録事項 - ア 氏名 - イ 生年月日 - ウ 性別 - エ 住所又は居所 - オ 電話番号その他連絡先 - カ 避難支援を必要とする事由（心身等の状況） - キ その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項
防 災 訓 練	町は、避難行動要支援者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施する。
人 材 の 確 保	町は、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、避難行動要支援者の支援に必要となる人材の確保に努める。
協働による支援	町は、避難行動要支援者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。
地区防災計画との整合	町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
避難者支援等関係者等の安全確保	町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。
観光客の安全確保	町は、県、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、町が行う観光客への安全対策を促進するものとする。
要配慮者利用施設における避難確保措置等	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第13節 救助・救急活動に関する計画

町は、大規模・特殊災害に対応するため、御殿場市・小山町広域行政組合を通じて、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第14節 応急仮設住宅等

区 分	内 容
建設型 応急住宅	町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
賃貸型 応急住宅	町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

区 分	内 容
町	・町は、町内の事業所との協定の締結を推進し、重要施設への燃料供給に必要な体制を整備する。 ・町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。
町	・町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 ・町は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。
重要施設の管理者	・町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、安全な位置に代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。 ・病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命にかかわる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 ・町及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。 ・町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
ライフライン事業者	・災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。 ・ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。 ・電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。 ・被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。 ・下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

第16節 被災者再建支援に関する計画

区 分	内 容
人材育成	・町は、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。 ・研修を受講した担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。
実施体制の整備	町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。 ア 住家被害の調査及びり災証明書交付の訓練 イ 応援協定の締結 ウ 応援の受入れ体制の構築

システムの活用	町は、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第17節 町の業務継続に関する計画

区 分	内 容
業務継続体制の確保	- 町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、小山町業務継続計画（平成28年3月制定）により、業務継続性の確保を図る。 - 実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

第18節 複合災害対策及び連続災害対策

- 町及び防災関係機関は、地震、津波、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生の可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- 町及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応にあたる要員、資機材等について先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。
- 町及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うよう努めるものとする。

第20節 災害に強いまちづくり

町は、災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

注)※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制等が、※2の例として多自然川づくり等の取組が挙げられる。

町は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

町は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害の発生を防御し又は応急措置等、災害の拡大を防止するために、町が防災関係機関の協力を得て行うべき措置について定める。

町が実施する措置
(1) 災害対策基本法第5条（市町村の責務） (2) 災害対策基本法第62条（市町村の応急措置） (3) 災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求） (4) 災害対策基本法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等） 第68条の2（災害派遣の要請の要求等） (5) 災害対策基本法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）

第1節 総則

1 町地域防災計画と県地域防災計画との関係

法第42条（市町村地域防災計画）では、市町地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にある。

町地域防災計画では、県と協力し、町が災害応急対策を実施するにあたって、留意する事項について定める。

2 町の行う措置

災害対策基本法第50条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき町が行う応急措置は、おおむね次のとおりである。

町の行う措置
(1) 警報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 (2) 消防、水防その他の応急対策に関する事項 (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (5) 施設及び設備の応急復旧に関する事項 (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (7) 犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持に関する事項 (8) 緊急輸送の確保に関する事項 (9) 河川法に基づく洪水防御に関する事項 (10) 道路法第68条に基づく措置に関する事項 (11) 土地改良法第120条に基づく措置に関する事項 (12) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

3 防災業務計画と町地域防災計画との関係

町地域防災計画は、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつ、できるだけ重複をさけるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容は省き、分担する基本的事項のみとする。

4 この計画を理解し実施するための留意事項

区 分	内 容
関係法律との関係	法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。

相 互 協 力	(1) 法第4条（都道府県の責務）、第5条（市町の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。 (2) この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。 (3) 町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結と協定締結後の継続的な協力体制の維持に努めるものとする。その際、町は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定及び協力体制の維持に留意するものとする。 (4) ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、町及びライフライン事業者等は、県及び関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。
町 の 配 慮 す べ き 事 項	(1) 要請について 町長は、町地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。 また、連絡要請は電信電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお電信電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。 (2) 関係者への連絡周知について 町長は県が県地域計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。
町 職 員 の 応 援	町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。
応 援 の 指 揮 系 統	県地域防災計画に基づき応援を受ける場合の指揮系統は、法第67条（他の市町村長に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示）の定めるところにより応援を受ける町長の指揮の下に行動するものとする。
協 力 要 請 事 項 の 正 確 な 受 受	要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な受受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、町、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。 (1) 機関名、(2) 所属部課名、(3) 氏名
従 事 命 令 等 の 発 動	法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。
標 示 等	災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。
知 事 に よ る 応 急 措 置 の 代 行	法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市町村長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、この計画の定めるところより行うものとする。
経 費 負 担	(1) 災害応急対策に要する経費については、法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより「災害救助法」等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。 (2) 県が町長の要請により、他の都道府県、市町村あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町村もしくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

第2節 組織計画

町の災害対策組織体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障がないよう措置する。

1 災害対策組織

組 織 名 等	概 要
小 山 町 防 災 会 議	編制及び運営は、「小山町防災会議条例」（昭和37年小山町条例第17号）（資料編（1-1-1））及び「小山町防災会議運営要綱」（資料編（1-1-2））の定めるところによる。
小 山 町 災 害 対 策（警戒） 本 部	(1) 編制は、「小山町災害対策本部編成表」（資料編（1-2-2））の定めるところによる。 (2) 小山町災害対策本部編成表による各部の事務分掌は、「小山町町災害対策本部事務分掌」（資料編（1-2-3））の定めるところによる。 (3) 設置基準は、次のとおりである。 ア 大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合等において、町長がその対策を必要と認めるとき イ 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき (4) 運営は、「小山町災害対策本部条例」（昭和37年条例第18号）（資料編（1-2-1））の定めるところによる。 (5) 本部設置及び廃止の通知は、本部が設置または、廃止されたときは災害対策関係機関、及び小山町災害対策本部運営要領に定めるもののうち、必要と認めるものに通知する。 (6) 災害対策本部設置場所は、災害の種類や被害状況により、役場本庁又は総合文化会館のいずれかとする。（資料編（1-2-6）） (7) 現地対策本部 ア 本部長は著しい被害が発生した場合、または発生するおそれのある場合災害対策を総合的かつ迅速的確に実施する必要があると認めたときは、現地対策本部を設置する。（資料編（1-2-6）） イ 現地対策本部長は、本部長が定める。
小 山 町 水 防 協 議 会	水防協議会の組織に関し必要な事項は＜小山町水防協議会設置条例＞の定めるところによる。
小 山 町 水 防 本 部	水防本部の組織に関し必要な事項は＜小山町水防計画＞の定めるところによる。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。
そ の 他	(1) 標識は、本部活動を円滑に進めるため、別図のとおり標識を定めるものとする。 (2) 本部職員の証票は、町職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法第83条第2項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

第3節 動員計画

この計画は、町長が動員を命令し、又は応援を要請する場合の対象者及び実施時期、実施方法を明らかにして応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

1 動員の実施基準

区 分	内 容
動 員 の 時 期	町長が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところにより実施する。
動 員 対 象 者	(1) 町職員（消防職員を含む。） (2) 消防団員
応援動員対象者	(1) 国・県職員 (2) 警察官 (3) 自衛官 (4) 医師、歯科医師又は薬剤師 (5) 保健師、助産師又は看護師 (6) 土木技術者又は建築技術者 (7) 大工、左官又はとび職 (8) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

2 実施方法

区 分	内 容						
町 職 員 の 動 員	動員に関する非常連絡体系の確立を図り、災害に即応できる体制を準備する各部課の連絡責任者、連絡系統について定め、最善の対策を執るよう配慮するものとする。 (1) 動員は、町長の命により総務部長が行い、動員の状況を町長に報告する。 (2) 各部長は、各部の実情に応じた動員の方法を定めておくものとする。 (3) 動員は、同報無線及び電話、メール等により行うものとする。 (4) 動員について、各部に調整がある場合は、町長が行うものとする。 (5) 職員の配置基準は、小山町災害対策本部運営要領によるものとする。						
消 防 団 の 動 員	・ 応援動員要請は原則として、消防団長に対して下記事項により行う。 <table border="1"> <tr> <td>(1) 動員をする分団名、動員規模</td><td>(4) 装具等</td></tr> <tr> <td>(2) 期間</td><td>(5) 集合時間及び集合場所</td></tr> <tr> <td>(3) 作業内容及び作業場所</td><td>(6) その他必要と認める事項</td></tr> </table>	(1) 動員をする分団名、動員規模	(4) 装具等	(2) 期間	(5) 集合時間及び集合場所	(3) 作業内容及び作業場所	(6) その他必要と認める事項
(1) 動員をする分団名、動員規模	(4) 装具等						
(2) 期間	(5) 集合時間及び集合場所						
(3) 作業内容及び作業場所	(6) その他必要と認める事項						
警察官の応援動員要請	警察官の応援動員を必要とする場合は、御殿場警察署長に対し出動を要請する。						
自衛隊の派遣要請	自衛隊の派遣に関し必要な事項は＜第25節 自衛隊派遣要請計画＞の定めるところによるものとする。						
医療助産関係者の応援動員要請（従事命令を含む）	医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は＜第12節 医療助産計画＞の定めるところによるものとする。						
土木業者、建設業者及び技術者等の応援動員要請（従事命令を含む）	動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、別表（資料編（４－９））による業者を中心として当該応援動員対象業者又は個人に直接若しくは当該業者の所属する業者組合に対して行うものとする。						
関係機関等への協力要請	(1) 災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第29条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣を要請することができる。 ア 派遣を要請する理由 イ 派遣を要請する職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣について必要な事項 (2) このほか法第30条の規定に基づき、知事に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあつせんを求めることができる。 ア 派遣のあつせんを求める理由 イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項 (3) 他の市町村長等に対する応援要請						
受入体制の確立	(1) 町は、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員者の受入体制を確立しておくものとする。 (2) 応援動員により応援を受ける場合は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事するものの安全確保に十分に配慮するものとする。 (3) 町は、庁舎全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 (4) 町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。						

第4節 通信情報計画

町、県及び関係機関との通信系統と、町の実施すべき事項を明らかにし、情報連絡に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に非常災害である場合には、当面[第3 1 節 突発的災害に係る応急対策計画]により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

1 実施事項

区 分	内 容						
気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	(1) 県(災害対策本部)から通知される気象等情報の受理は、町災害対策本部(災害対策本部設置前においては、町警戒本部、もしくは防災担当課)において受理する。 (2) 気象等情報は、同時通報用無線、防災行政無線、小山町登録制メール(金太郎メール、以下「登録制メール」という。)、広報車等を活用して、住民等に対して周知徹底を図るものとする。						
災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	(1) 収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等を県に準じあらかじめ定めておくものとする。 なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。 (2) 派遣職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。 (3) 危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するとともに、避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)、登録制メールの活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 ア 被害状況 イ 避難の指示又は警戒区域設定状況 ウ 生活必需物資の在庫及び供給状況 エ 物資の価格、役務の対価動向 オ 金銭債務処理状況及び金融動向 カ 避難所の設置状況 キ 避難生活の状況 ク 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況 ケ 応急給水状況 コ 観光客等の状況						
防災関係機関相互の連携体制の構築	町及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム(総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムであるSIP4D(基盤的防災情報流通ネットワーク)に集約できるよう努めるものとする。						
情報収集方法等	災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。 特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 <table border="1"> <tr> <td>職員派遣による収集</td><td>災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害急対策実施状況等の情報収集する。</td></tr> <tr> <td>自主防災組織等を通じての収集</td><td>自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td></tr> <tr> <td>参集途上の職員による収集</td><td>勤務時間外において規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害状況について情報収集を行う。</td></tr> </table>	職員派遣による収集	災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害急対策実施状況等の情報収集する。	自主防災組織等を通じての収集	自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	参集途上の職員による収集	勤務時間外において規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害状況について情報収集を行う。
職員派遣による収集	災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害急対策実施状況等の情報収集する。						
自主防災組織等を通じての収集	自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。						
参集途上の職員による収集	勤務時間外において規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害状況について情報収集を行う。						

県等への報告・要請	(1) 災害発生後に適宜、定められた様式・手順により被害速報（随時）及び定時報告、確定報告を県に報告する。 (2) 「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県に報告し、又は要請を行うものとする。ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。 ア 緊急要請事項 イ 被害状況 ウ 町の災害応急対策実施状況 (3) 消防機関への通報が殺到した場合及び町の区域内で震度５強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県及び直接消防庁へも、原則として、覚知後３０分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、町は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。 (4) 知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。 (5) 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。
情報伝達体制の確保	町及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

２ 情報伝達手段及び通信系統

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は通報のため県、町及び関係機関と結ぶ通信系統は資料編（４－１）による。

区 分	内 容				
県防災行政無線	主として県と町間の情報伝達に用いる。				
その他の無線及び有線電話等	地域防災無線、防災行政無線、同報無線、消防無線の無線を利用した非常通信、非常通話等のほか、アマチュア無線等による非常通信、衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。 <table border="1"> <tr> <td>同時通報用無線</td><td>屋外子局の設置場所は、資料編（４－２）のとおりである。</td></tr> <tr> <td>災害時優先電話</td><td> 危機管理局 0550-76-5715 小山消防署 0550-76-0119 </td></tr> </table>	同時通報用無線	屋外子局の設置場所は、資料編（４－２）のとおりである。	災害時優先電話	危機管理局 0550-76-5715 小山消防署 0550-76-0119
同時通報用無線	屋外子局の設置場所は、資料編（４－２）のとおりである。				
災害時優先電話	危機管理局 0550-76-5715 小山消防署 0550-76-0119				
報道機関への協力要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。（小山町テレビ共聴組合・静岡エフエム放送㈱）特に避難情報については、災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。				
自主防災組織を通じた連絡	主として町が地域内の情報を伝達する場合に活用する。				
電気事業者	停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。				
電気通信事業者	通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。				
広報車、登録制メール等の活用					

第５節 災害広報計画

この計画は、災害時において町と報道機関との協力体制を定め、町民に正しい情報を正確かつ迅速に提供して人心の安定を図るとともに、関係機関に対し必要な情報資料を提供し、広報活動の万全を期すことを目的とする。

その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

町は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

1 広報実施方法等

区 分	内 容
広 報 事 項	(1) 災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、避難地の住民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施する。 (2) 実施に際しては、報道機関、県及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行う。 (3) 広報事項の主なものは次のとおりである。 - ア 気象、地象、水象に関する情報 - イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止及び余震に関する注意の喚起 - ウ 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路、空港等の被害状況 - エ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 - オ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み - カ 人心安定のため町民に対する呼びかけ - キ 自主防災組織に対する活動実施要請 - ク その他社会秩序保持のための必要事項
広報実施方法	(1) 同時通報用無線、防災行政無線（個別受信機を含む。）、インターネット、広報車、FM放送、携帯メール、登録制メール等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。 (2) 自主防災組織を通じて連絡 (3) 災害時情報共有システム（Ｌアラート）を介したメディアの活用を図る。 (4) 停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。
県に対する広報の要請	県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。
外部機関からの区報事項の受領	町（災害対策本部）は、外部機関から災害対策上必要な広報事項を受領した場合は、必要な広報手段を講じなければならない。
報道機関からの災害記録写真の収集	町（災害対策本部）が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。
被災者の安全に関する情報の提供	町は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備する

2 防災関係機関

区 分	内 容
広 報 事 項	広報事項は、その主なものは、次のとおりである。 (1) 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況 (2) 災害応急対策状況及び復旧見込み
広報実施方法	広報は防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。 この場合、町及び県との連携を密にするものとする。

3 報道機関への情報発表

区 分	内 容
情報発表者	町（災害対策本部）が、報道機関に対し正式な情報を発表する場合の情報発表者は、本部長又は本部長が指名した者とする。
情報発表方法	報道機関に対する正式情報発表は、記者会見をもって行う。

4 経費負担区分

区 分	内 容
広報媒体活用の場合の経費	ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時においてその都度協議して定める。
外部機関からの広報事項を受領した場合の経費	町に広報を依頼した場合の経費は、依頼時においてその都度協議して定める。
報道機関から収集する災害記録写真の経費	報道機関から収集する場合に要する経費は、町が負担するものとする。

5 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。
情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

情 報 源		情 報 内 容
ラジオ、テレビ		地震情報等、交通機関運行状況等
同報無線、広報車		主として町域内の情報、指示、指導等
インターネット	県、町の公式ホームページ	主として県又は町域内の情報、指示、指導等
	「静岡県防災」、Twitter、Facebook	ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）を介した避難情報等、県災害対策本部からの指示、指導等
自主防災組織を通じての連絡		主として町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
サイレン		火災の発生の通報

第6節 災害救助法の適用計画

この計画は、災害救助法に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

1 災害救助法の適用基準

「災害救助法」の適用基準は、「災害救助法施行令」第1条に定めるところによるが、町において具体的に「災害救助法」適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

適用基準	(1) 町の区域内においての人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が50世帯以上であるとき
	(2) 県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、町の区域内の25世帯以上の住家が滅失したとき
	(3) 県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
	(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき

2 被害世帯の算定基準

区 分	内 容
被害世帯の算定	前記1の(1)～(3)に規定する住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。
住家の滅失等の認定	(1) 滅失（全壊・全焼・流失） 住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。 具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 ア 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
	(2) 半壊・半焼 住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。 具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 ア 損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。 イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
	(3) 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できない状態となったもの。 ア 上記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの。 イ 土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。
世帯及び住家の単位	世帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	住家 現実に居住のため使用している建物をいう。 ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

3 災害救助法の適用手続等

区 分	内 容
町 の 報 告	町における災害が、前記2の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は県東部方面本部長を経由して、直ちにその旨を知事に報告する。
町の実施する救助法事務	災害救助法第30条の規定に基づき、町は次に掲げる救助を実施する。 (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与 (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (4) 医療及び助産 (5) 災害にかかった者の救出 (6) 災害にかかった住宅の応急修理 (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 (8) 学用品の給与 (9) 埋葬 (10) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
救 助 法 費 用 限 度 額	費用限度額は、別表による。
救助法適用外の災害	災害救助法が適用されない災害の場合は、被災の状況により町の責任において救助を実施する。

第7節 避難救出計画

1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、町長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。その際、町は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

①避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動
警戒レベル 1	早期注意情報（警報級の可能性）※1（気象庁が発表）		・防災気象情報等の最新情報に注意する など、災害への心構えを高める。
警戒レベル 2	大雨注意情報・洪水注意情報（気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水警報の危険度分布(注意) ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（注意）	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。

警戒レベル 3	高齢者等避難 (町長が発令)	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒) ・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(警戒)	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル 4	避難指示 (町長が発令)	・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布(非常に危険) ・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(非常に危険) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(極めて危険)※1	危険な場所から全員避難 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により、「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル 5	緊急安全確保 (町長が発令)	・氾濫発生情報 ・(大雨特別警報(浸水害)) ・(大雨特別警報(土砂災害))※2	命の危険 直ちに安全確保 ・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

注1 町長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難の発令に努める。

注2 町長が発令する避難情報は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注3 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注4 ※1の早期注意情報(警戒級の可能性)は、5日前までの警戒級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(東部、中部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(静岡県)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

注5 ※2の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、町長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

② 実施者

ア 緊急安全確保、避難指示

(7) 町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込るとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(1) 町長は、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事による避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関する助言を参考とするとともに、これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確保に

努める。

なお、町が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第60条により、知事が避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって行うものとされている。

- (g) 町長は、避難のための立ち退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- (I) 町長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。
- (d) 町長による避難の指示ができない場合、又は、町長から要求した場合は、関係法令により次の者が避難の指示を行うことができるとされている。
 - a 警察官は、町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、町長から要求があったときは、避難のための立ち退きを指示することができる（法第 61 条）。
 - b 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第 94 条）。
 - c 水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示することができる（水防法第 29 条）。

イ 「高齢者等避難」の発令・伝達

町長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

(2) 住民への周知

町長等は、避難指示等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

(3) 避難者の誘導等

① 町

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。併せて、町は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

② 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

③ 避難路の確保

町及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

法第63条第2項、第3項の規定により警察官又は自衛官は町長の職権を行うことができるとされている。この規定により警戒区域が設定された場合は、町長はその旨の通知を受けるものとする。

また町が事務の全部及び大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第73条第1項の規定により、知事が町長に代わり警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施するとされている。

2 被災者の救助

(1) 救助の実施

町長は、救助を要する住民があるときは、直ちに救助隊を編成し、できる限り救助活動を実施する。

(2) 住民等による救助の呼びかけ

町長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。

(3) 空からの救助

重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。

(4) 救急用資材の整備

平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。

3 避難所の開設・運営等

町長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、町が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(1) 避難所の開設

町は避難が必要と判断した場合、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。

また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者として行うことができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(2) 避難所の管理、運営

町は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

① 避難受入れの対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

(ア) 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

(イ) 現に災害を受けた者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(ア) 避難指示が発せられた場合

(イ) 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

ウ その他避難が必要と認められる場合

② 避難所の管理、運営の留意点

町は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

エ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握

オ 避難行動要支援者への配慮

カ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施

ク 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮

ケ 相談窓口の設置（女性指導員の配置）

コ 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮

サ 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮

- シ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- ス 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
- セ 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
- ソ ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
- タ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めること
- チ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと
- ツ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合の危機管理局と健康増進課が連携した感染症対策として必要な措置の実施及び自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮した住民福祉担当部局から危機管理局への避難所運営に必要な情報の共有

(3) 避難所の早期解消のための取組等

町は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、町は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。なお、町は、県、関係機関と連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

(4) 避難所の設置等に関する実施基準は、資料編（８－２）のとおりとする。

4 知事に対する要請事項等

- (1) 町長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請するものとする。

区 分	内 容
避難の場合	ア 避難希望地域 イ 避難を要する人員 ウ 避難期間 エ 輸送手段 オ その他必要事項（災害発生原因）
救出の場合	ア 救出を要する人員 イ 周囲の状況（詳細に記入のこと） ウ その他必要事項（災害発生原因）

(2) 災害に対する事前の準備等

- ア 町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- イ 町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- ウ 町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

5 町の県管理施設の利用

町長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

6 避難行動要支援者への支援

町は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サー

ビスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

① 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

ア 安否確認・避難誘導

町は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

また、危機管理局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。さらに、町は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

イ 被災状況の把握

町は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

② 福祉ニーズの把握

町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても十分配慮する。

ア 在宅福祉サービスの継続的提供

町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

イ 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

町は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

7 広域避難・広域一時滞在

(1) 町が被災し、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議するものとする。

(2) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。

また、町は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(3) なお、富士山の噴火に係る広域避難については、県、避難実施市町及び避難受入市町が行う事項を「富士山火山広域避難計画」（富士山火山防災対策協議会作成）に定めていることから、町は同計画を踏まえ、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努める。

(4) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(5) 町は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(6) 町は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

区 分		内 容
県内市町への避難	町が被災した場合	ア 町の被災者受け入れについて、当該市町へ直接協議する。広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。 イ 町は、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。
	被災市町を受け入れる場合	ア 町が広域避難を受け入れる場合は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 イ 町は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
県外への避難		ア 町の被災者を他の都道府県で受け入れることについて、町は県に対し当該都道府県との協議を求める。この際、自治会などコミュニティ単位での避難に配慮する。 イ 町は、受け入れ市町と協力して、避難者に対する必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。

第8節 愛玩動物救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者による飼育愛玩動物の避難場所等における管理及び飼い主と逸れた愛玩動物への対応に支障のないよう町、飼い主等の実施事項を定める。

区 分		内 容
同行避難 動物への対応	町	「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。
	飼い主	(1) 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 (2) 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 (3) 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 (4) 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難（※）に努めるものとする。
放浪動物への対応	町	(1) 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 (2) 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 (3) 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 (4) 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 (5) 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。
	飼い主	(1) 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 (2) 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難（※）に努めるものとする。

※ 同行避難：災害時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。

避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第9節 食料供給計画

この計画は、災害により日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、町の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

1 災害救助法に基づく実施基準

区 分	内 容
食料給与の対象者	(1) 避難所に避難した者 (2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者 (3) 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等 (4) 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者 (5) 損害を受けた自宅等で生活している被災者（いわゆる自宅避難者）であっては、ライフラインの断絶や、店舗の壊滅等で食料品購入が不可能な者
対象品目	(1) 主食 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食 (2) 副食（調味料を含む。）
対象経費	(1) 主食費 ア 米穀販売業者及び農林水産省生産局等から購入した米穀 イ 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等 ウ 小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等 (2) 副食費（調味料を含む。） (3) 燃料費 (4) 雑費 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料 アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使いすて食器等の購入費
費用の限度	資料編（８－２）のとおり
実施期間	災害発生の日から７日以内 ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、知事の定めるところにより、必要最小限の期間を延長することができる。

2 災害救助法に基づく町の実施事項

区 分	内 容
応急食料調達	協定締結事業所より調達するものとする。
輸 送 方 法	(1) 応急食料の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 (2) 輸送が当該食料発注業者等において措置できないときは、＜第１９節 輸送計画＞に基づき措置するものとする。
応急食料給与	(1) 応急食料の給与の実施は、実施期間、り災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊出し等適当な方法により実施するものとする。 (2) 炊出し実施場所等 炊出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で実施するものとする。 (3) 対象者その他 救助法の食品給与の実施基準による。

3 知事に対する要請事項

町長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにして、知事に調達あっせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
(1) 調達あっせんを必要とする理由	(5) 連絡課及び連絡責任者
(2) 必要食料品目	(6) 荷役作業員の有無
(3) 必要数量	(7) その他参考となる事項
(4) 引渡しを受ける場所及び引受責任者	

4 交通、通信が途絶して町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、町長は関東農政局静岡農政事務所長（地域課長を含む。）又は政府所有食料を保管する倉庫の責任者に対して災害救助用米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

第10節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画

この計画は、災害により、必要な物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を確保するため、町の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 災害救助法に基づく実施基準

区 分		内 容
衣料、生活必需品等の 給与又は貸与の対象者		住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
対 象 品 目	被服、寝具、 身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
	日 用 品	石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
	炊事用具、食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等
	光 熱 材 料	マッチ、LPガス、ガソリン等の燃料
費 用 の 限 度		資料編（8-2）のとおり
給（貸）与の期間		災害発生の日から10日以内 ただし、知事の定めるところにより必要最小限の期間を延長することができる。

2 災害救助法に基づく町の実施事項

区 分		内 容
衣料、生活必需品等の 調 達		資料編（8-2）のとおり
輸 送 方 法		(1) 調達した物資の輸送は、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 (2) 当該物資発注先の業者等において輸送措置ができないときは、＜第19節 輸送計画＞に基づき行うものとする。
給（貸）与		(1) 衣料、生活必需品等の貸与は、物資配分計画表を作成し、これにより実施するものとする。 (2) 配分にあたっては、必要数、対象者数、被災者の実態等勘案し、円滑で適正な措置を講ずるものとする。 (3) 物資の配分は、避難所等で実施する。 (4) 各避難所などニーズの把握ができない発災当初は、推進（プッシュ）補給も考慮する。
対 象 者 そ の 他		(1) 対象者は、救助法の医療等供与の実施基準による。 (2) 調達は、防災倉庫、支援物資、協定締結業者の順に行う。 (3) 在庫・配分管理を適切に実施するため、協定に基づき宅配業者等の支援を受ける。 (4) 燃料の確保と供給の優先順位を決定する。

3 知事に対する要請事項

町長は衣料、生活必需品等の調達が不可能又は困難な場合には、時間の経過に伴うニーズの変化に対応し、次の事項を明らかにした上で知事に調達あっせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
(1) 必要品目	(5) 荷役作業員の有無
(2) 必要数量	(6) 経費負担区分
(3) 引渡し場所及び受取責任者	(7) その他参考となる事項
(4) 連絡課及び連絡責任者	

第11節 給水計画

この計画は、災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために町の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施基準

区 分	内 容
給 水 対 象 者	災害のために、現に飲料水を得ることができない者
給 水 量	大人1人1日最小限おおむね3リットルとする。
実 施 期 間	災害発生の日から7日以内 ただし、知事の定めるところにより必要最小限度の期間を延長することができる。
費 用 の 限 度	制限なし（ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる）。 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費等

2 災害救助法に基づく町の実施事項

区 分	内 容
給 水 の 方 法	(1) 運搬給水 取水、給水拠点を定め、運搬給水用具及び車両等を活用して運搬し、給水するものとする。 (2) ろ水器による給水
給水実施計画 の 作 成	給水を必要とする事態が生じた場合には、次の事項について調査し、給水実施計画を作成するものとする。 (1) 給水を必要とする地域及び人員 (2) 搬送方法、容器の有無 (3) 取水拠点の状況 (4) 今後の見通し
住民への広報	自己の努力によって飲料水を確保する町民に対し、衛生上の注意の広報を行う。

3 知事に対する要請事項

町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあっせんを要請する。

要請時、明確にすべき事項	
(1) 給水対象人員	(4) 給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別必要数量
(2) 給水期間及び給水量	(5) 給水車両のみ借上げの場合その台数
(3) 給水場所	(6) その他必要事項

第12節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

この計画は、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、町の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置することを目的とする。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

1 災害救助法に基づく実施基準

災害のため応急仮設住宅及び応急修理を必要とする事態が生じた場合で、救助法が適用されたときは同法の実施基準により実施し、救助法が適用されない災害の場合にあっては、必要に応じ同法の基準に準じて町において実施するものとする。救助法の実施基準は、次のとおりである。

区 分	内 容	
応急仮設住宅設置 (県直接実施)	入 居 対 象 者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者
	規模及び費用	資料編（８－２）のとおり
	着 工 期 間	災害発生の日から20日以内 ただし、事前に知事の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。
	そ の 他	供与・維持管理・処分及び手続き等知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づく「応急仮設住宅設置要領」による。
住 宅 応 急 修 理	修 理 対 象 者	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
	規模及び経費	資料編（８－２）のとおり
	修 理 期 間	災害発生の日から1か月以内 ただし、期間内に完成できない場合は、知事の承認を得て必要最小限の期間を延長することができる。
	そ の 他	修理を知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づく「住宅の応急修理要領」による。

2 災害救助法に基づく町の実施事項

区 分	内 容	
仮設、修理 の方法	規模、構造等	設置戸数、規模、構造、単価及び修理方法等については、災害救助法の実施基準による。
	仮設住宅の設置場所	仮設住宅の設置場所については、飲料水、交通、教育等の便を考慮し、建設予定地を選定しておく選定するものとする
	建設資材、労務者等	建設資材は、別表により調達し、建設業者等については、〔第3節 動員計画〕によるものとする。
	建設資材の輸送	調達した資材等の輸送は、当該物資発注先の業者等に依頼するが、それにより難しい場合は、〔第19節 輸送計画〕により措置するものとする。
入居者、修理対象者の 選考	(1) 入居者、修理者の決定には、公正を期すため、選考委員会を置くことができる。委員は、そのつど町長が任命するものとする。 (2) 選考にあたっては、被災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を徴する等、公正な選考に努めるものとする。	

3 知事に対する要請事項

町長は、資材等の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした上で、知事に調達あっせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
(1) 被害世帯数（全焼、全壊、流失、半焼、半壊）	(4) 住宅設置（修理）に必要とする建築業者及び人数
(2) 住宅設置（修理）戸数	(5) 連絡責任者
(3) 住宅設置（修理）に必要とする資材品名及び数量	(6) その他参考となる事項

4 要配慮者への配慮

- (1) 応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。
- (2) 要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- (3) 応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

5 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。
町長の措置	(1) 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 (2) 応急住宅等における災害防止、公共の安全確保のための必要な措置

第13節 医療・助産計画

この計画は、災害により医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った者に対して、町の実施事項を定め、医療・助産に支障のないよう措置することを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施基準

区 分	内 容
医療を受ける対象者	医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
助産を受ける対象者	(1) 災害のため助産の途を失った者 (2) 現に助産を要する状態の者 (3) 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者 (4) 被災者であると否とを問わない (5) 本人の経済的能力の如何を問わない
医療・助産の範囲	(1) 医療 ア 診察 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への受入れ オ 看護
	(2) 助産 ア 分べんの介助 イ 分べん前、分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給
実 施 期 間	(1) 医療 災害発生の日から14日以内 ただし、必要に応じ知事と協議して期間を延長することができる。
	(2) 助産 分べんした日から7日以内 ただし、必要に応じ知事と協議して期間を延長することができる。
費 用 の 限 度	(1) 医療 ア 救護所による場合、使用した薬剤、治療材料及び医薬器具の修繕費等の実費 イ 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 ウ 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内
	(2) 助産 ア 救護所による場合、使用した衛生材料等の実費 イ 助産師による場合、当該地域における慣行料金の8割以内の額

2 災害救助法に基づく町の実施事項

- (1) 災害が発生した場合は、医療関係団体と緊密な連携をとり医療救護の万全を期するものとする。
- (2) 医療助産は原則として「小山町医療救護計画」に基づいて行うものとする。

ア 医療救護本部の設置

町は、医療救護活動を統括する拠点として医療救護本部を設置する。

医療救護本部は、医療救護施設の開閉、医療救護施設と災害対策本部との連絡調整、医師等や医薬品等の確保、活動記録の取りまとめ及び報告などを行う。また、医療救護班、DMA T等の一元的な運用調整を医療救護本部で実施する。

イ 救護所の設置

医療活動を実施する場合には、健康福祉会館をはじめとして3カ所の救護所を開設し、医療救護を行うものとする。

ウ 救護病院の指定

町は、医療関係団体と協議し、指定した病院に救護病院を設置する。

エ 医薬品の確保

医療及び助産を実施するにあたり、必要とする医薬品及び衛生材料の調達については、平素から緊急確保の体制を整備しておくものとする。また、災害対策本部長は医療救護本部長より医療材料の補給について要請があった場合には、直ちに県本部長（知事）に対して、医療品備蓄センター（静岡県薬事振興会）から補給するよう要請する。

3 知事に対する要請事項

町長は、町において救護が困難な場合は、次の表により、知事にその派遣を要請するものとする。

区 分	内 容
要請する事項等	(1) 救護病院等への救護班（DMAT、DPAT等医療チーム）の派遣 (2) 日本医師会災害医療チーム（JMAT）の派遣 (3) 医療品等の調達・あっせん (4) 輸血用血液の調達・あっせん (5) 薬剤師の派遣 (6) 災害拠点病院に対する重症患者等受入れ等の要請
救護班の要請時、明確にすべき事項	(1) 必要な救護班数 (2) 救護班の派遣場所 (3) その他必要事項（災害発生の原因）

4 医療救護活動の実施

- (1) 多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。
- (2) 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

5 健康への配慮

- (1) 特に、高齢者、障がいのある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- (2) 町は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び第17条の規定は、適用しない。
町長の措置	(1) 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 (2) 臨時の医療施設における災害防止、公共の安全確保のための必要な措置

第14節 防疫計画

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

1 町の実施事項及び要請事項

区 分	内 容
実施事項	(1) 病原体に汚染された場所の消毒 (2) ねずみ族・昆虫等の駆除 (3) 病原体に汚染された物件の消毒等 (4) 生活用水の供給 (5) 浸水地域の防疫活動の実施 (6) 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請 (7) 臨時予防接種の実施

要請事項	(1) 防疫薬剤の種類及び数量 (2) その他必要事項

2 実施要領

区 分	内 容
防疫班の編成	(1) 災害により衛生条件が悪化し、感染症をはじめ各種の疾病の発生が予想される場合には防疫班を編成し必要な防疫活動を行うものとする。 (2) 防疫班は、災害の規模等に応じて編成する。 (3) 防疫班は、衛生担当課長の指示に従い感染症が発生し、又は発生の恐れがある汚染地区の消毒、ねずみ族昆虫駆除作業にあたるものとする。
実施の基準	被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に該当する地域から優先実施するものとする。 (1) 下痢患者、有熱患者が多発している地域 (2) 集団避難場所 (3) 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
実施の方法	(1) 予防宣伝 被災地の環境衛生を確保し、感染症の予防を図るため、保健衛生上の注意事項などについて啓蒙宣伝を行う。 (2) 消石灰、クレゾール液の配布 ア 浸水被害が発生した場合は、床下等の乾燥剤として消石灰を配布する。 イ 浸水等により汚染した家屋の消毒薬剤としてクレゾール液を配布する。 ウ 消石灰、クレゾール液等について自主防災組織又は区へ一括搬送し、各家庭への配布を依頼するものとする。 (3) 汚染された井戸等 汚染された堀ぬき井戸等の使用者に対し、次亜鉛素酸ナトリウム等の点滴による井戸水の消毒等の実施について指導を行うものとする。 (4) ねずみ族昆虫等の駆除 災害に伴いねずみ族の移動あるいは昆虫の発生等により感染症の発生の恐れのある場合には、薬剤によりねずみ族昆虫駆除を行うものとする。 (5) 毒物・劇物の取扱 回収及び流失飛散防止を図るものとする。 (6) その他 被災地の環境衛生の保持と感染症の予防を図るため、不衛生な食品の流通排除、その他必要な措置を適宜講ずるものとする。

第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画

この計画は、被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため町の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置することを目的とする。

1 県の実施事項

区 分	内 容
基本方針	「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」を踏まえて円滑・迅速に処理する。
県の実施事項	(1) 当該市町区域内の塵芥及びし尿の処理場のあっせん (2) 清掃用運搬機材のあっせん (3) 死亡獣畜処理場（町又は清掃業者）のあっせん (4) 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、関係団体等への協力要請、処理方法の町への周知等

2 町の実施事項及び要請事項

区 分	内 容
実 施 事 項	(1) ごみの収集及び処理 町又は、町の許可業者により収集し、その処理は富士山エコパーク焼却センターにおいて処理する他、必要に応じ埋め立て又は焼却処分するものとする。 (2) し尿の収集及び処理 収集は許可業者があたり、処理は原則として衛生センターで行うものとする。 (3) 死亡獣畜の処理 死亡獣畜の処理は原則として、死亡獣畜処理場で処理するものとする。 (4) がれき、残骸物、土砂、雪の処理 公共施設等に一時的な仮置きをし、再利用できるものから順次処理をするものとする。
知事に対する 要 請 事 項	(1) 町長は、町において清掃活動を実施することが困難な場合は、次の事項を明らかにした上で、知事に対してそのあっせんを要請するものとする。 ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 (2) 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等

3 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
町長の措置	上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他、必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

この計画は、災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の処理及び埋葬ができない者に対して、町の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処することを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施基準

区 分	内 容
遺体搜索対象者	行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者
遺体の措置内容	(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理 (2) 遺体の一時保存 (3) 検案 (4) 遺体の身元確認
埋 葬 対 象 者	(1) 災害時の混乱の際に死亡した者 (2) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
実 施 期 間	災害発生から10日以内 ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、知事と協議して延長することができる。
費 用 の 限 度	資料編（8-2）のとおり

2 災害救助法に基づく町の実施事項

小山町遺体措置計画に基づき実施する。

区 分	内 容
遺体の搜索収容班の編成	搜索収容班は、町職員及び消防団員をもって編成するものとする。
遺体の搜索	遺体の搜索にあたっては、地元関係者等の協力により行うものとし、常に警察等関係機関との関係を密にして実施する。
遺体を発見した時の処理	(1) 遺体は、速やかに検視又は検案を受け、身元が判明し遺族等の引取人がある時は、速やかに引き渡すものとする。 (2) 身元が判明しない遺体又は引取人がいない遺体は、速やかに遺体収容所に引き渡すものとする。この場合、警察官は検視調書を作成し、医師の検案書は遺族関係者の必要に応じて作成する。
埋火葬班の編成	埋火葬班は、町職員、雇い上げ作業員及びその他の者をもって編成するものとする。
遺体の収容	(1) 遺体安置所は、小山フィルムファクトリー（小山町竹之下599）、協定を締結した町内葬祭業者等の施設を使用するものとする。 (2) 資料8-3 遺体安置所関連資料
火葬	遺体の火葬は斎場において行う。
遺体の輸送	町有車両によるほか、業者から借り上げてあてるものとする。

3 知事に対する要請事項

町長が、遺体の搜索、処理、埋葬について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、そのあっせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
(1) 搜索、処理、火葬に必要な職員数	(4) 必要な輸送車両の台数
(2) 搜索が必要な地域	(5) 遺体処理に必要な器材、資材の規格及び数量
(3) 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否	(6) 広域火葬の応援が必要な遺体数

4 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続きの特例が定められる。

第17節 障害物除去計画

この計画は、災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、町の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施基準

区 分	内 容
障害物除去の対象者	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者
実 施 期 間	災害発生の日から10日以内 ただし、知事の定めるところにより、延長することができる。
費 用 の 限 度	資料編（8-2）のとおり

2 災害救助法に基づく町の実施事項

区 分	内 容
作 業 班 の 編 成	災害の状況により、町職員、消防団員、土木建築業者等をもって適宜編成する。
車 両 の 調 達	障害物除去作業に必要な車両は、[第19節 輸送計画]により措置するものとする。
作 業 用 機 械 器 具	町有の機械器具等をもってあてがうが、不足する場合は建設業者等の応援又は調達によるものとする。
集 積 場 所	障害物の集積場所は、住民の日常生活に支障のない場所に、一時的に集積するように措置するものとする。

3 町長の要請事項

町長が、障害物除去計画について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、県知事にそのあつせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
(1) 除去を必要とする住家世帯数（半壊、床上浸水別）	(4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
(2) 除去に必要な人員	(5) 集積場所の有無
(3) 除去に必要な期間	

4 災害の拡大と二次災害の防止活動

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第18節 社会秩序維持計画

この計画は、災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について町の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置することを目的とする。

区 分	内 容
住 民 に 対 す る 呼 び かけ	町長は、町の地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとりべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。
生活物資の価格、 需要動向、買い占 め、売り惜しみ等 の調査及び対策	対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも町の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じるものとする。 (1) 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。 (2) 特定物資の報告徴収、立入検査等 ア 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。 イ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。
県に対する要請	町長は、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第19節 輸送計画

この計画は、災害時における応急対策従事者及び救護物資の輸送を円滑に処理するため、輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。

災害発生時に緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、輸送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。

この際、町は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

1 災害救助法の規定による輸送の範囲

区 分	内 容
輸送の範囲	(1) 被災者の避難に係る支援 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の搜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分 ただし、特に必要な場合には事前に知事と協議し、上記以外についても輸送を実施することができる。
実施期間	前項の各救助の実施期間。 ただし、事前に知事の承認を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。
費用の限度	当該地域における通常の実費

2 町の実施事項

輸送は、災害の態様、輸送物資の種類、緊急度及び交通施設の被災状況などにより、次に示すもののうち適切な方法により行うものとする。

区 分	内 容
陸 上 輸 送	町有車両及び借り上げ車両の活用、物資調達業者又は運送業者の協力により実施するものとする。
航 空 輸 送	(1) 災害の状況により、航空輸送を行う必要が生じた場合は、ヘリコプターによる必要最小限度の輸送を確保するものとする。 (2) 実施に際しては、[第25節 自衛隊派遣要請要求計画]に基づき、県及び自衛隊と緊密な連携をとるものとする。
人力による輸送	町職員及び住民の協力により、リヤカー等を使用して人力による輸送を実施するものとする。
県に対する要請	町において輸送の措置が不可能又は困難な場合は、輸送の内容により各計画に定めるところにより県へ要請するものとする。

第20節 交通応急対策計画

この計画は、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の計画とし、被災者及び救急物資等の輸送の円滑化を推進し、応急作業の効率化を期するため主要交通路の確保、交通規制の実施、道路、橋梁等の応急復旧を行い交通対策の万全を期することを目的とする。

1 道路管理者等の実施事項

区 分	内 容
応急態勢の確立	道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。
主要交通路等の確保	主要な道路、橋梁の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の際により随時迂回路を設定する。
災害時における通行の禁止又は制限	(1) 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 (2) 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識により明示する。
放置車両の移動等	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。
道路の応急復旧	(1) 応急復旧の実施責任者 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

	(2) 町長の責務 ア 他の道路管理者に対する通報 町長は、町道以外の他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。 イ 緊急の場合における応急復旧 町長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。 ウ 知事に対する応援要請 町長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。
	(3) 仮設道路の設置 既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、町長は県と協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。
経費の負担区分	(1) 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。 (2) 緊急の場合における応急復旧の経費 町長が他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は応急復旧を実施した町長に対し、その経費の一時繰替支弁を求めることができるものとする。 (3) 仮設道路の設置に要する経費 新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、町長はその都度県と協議して、経費の負担区分を定めるものとする。

2 県知事又は県公安委員会の実施事項

区 分	内 容
災害時における交通の規制等	(1) 県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 (2) 県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。 (3) 県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。
通行の禁止又は制限に係る標示	県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した資料編（9-1）に掲げる標示を設置しなければならない。
緊急通行車両の確認	(1) 県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両 ② の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。 (2) 確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」資料編（9-1）及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。
緊急通行車両の事前届け出	(1) 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。 (2) 県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。 (3) 事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。
交通の危険防止のための通行の禁止又は制限	警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。

3 鉄道事業者の実施事項

区 分	内 容
応急態勢の確立	鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。
代行輸送等の実施	路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。
応急復旧の実施	崩土、線路の流失等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、崩土除去並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

4 交通マネジメント検討会の開催要請

町は、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所が組織する、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行う「静岡県災害時交通マネジメント検討会」の開催を、県を通じ要請することができる。

注1)「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

注2)「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

第21節 応急教育計画

この計画は、災害により学用品を失った者や文教施設の被害に対する県の実施事項を定め、小学校児童、中学校及び高等学校生徒の就学に支障のないよう措置することを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施基準

区 分	内 容
学用品の給与を受ける者	住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）
学用品の品目	教科書及び教材、文房具、通学用品
実施期間	災害発生の日から 教科書（教材を含む。） 1か月以内 文房具及び通学用品 15日以内 ただし、知事と協議して期間を延長することができる。
費用の限度	資料編（8-2）のとおり

2 町の実施事項

区 分	内 容
応急教育の措置	(1) 応急教育施設の確保及び応急教育の実施方法 ア 被災を免れた公民館等の公共施設を利用するほか、小中学校の屋内体育施設等余裕教室を一時借用し分散や二部授業、合併授業等の方法により応急教育を実施する。 イ 町の全域が被災し、当該地域において応急教育施設を確保することが不可能又は困難な場合は、県地域防災計画の定めるところにより、県に対しあっせんを要請するものとし、必要な場合は応急仮設校舎を建設するものとする。 ウ 関係機関が協議し応急教育に対する必要な措置が講ぜられる場合は、教職員、住民等に周知徹底を図るものとする。 エ 町の公共施設及び小中学校等は、避難計画に基づく町指定の避難所と定めているため応急教育施設の確保にあっては、これらと競合しないよう災害の規模、被害の程度等災害の実態に即応した措置を講ずるものとする。 (2) 教職員の確保 教育施設の被災、教職員の事故等により変則的学級編成による授業を実施するときは、県と緊密な連絡をとり、教職員の確保等必要な措置を講ずるものとする。
給食等の措置	学校給食に必要な食料等は、[第9節 食料供給計画]に基づき措置するものとする。

文化財の 応 急 対 策	文化財の管理者又は所有者は、各文化財の状態に応じ災害に対処する措置を講ずるものとし、町は、管理若しくは復旧のためにでき得る範囲の援助をし、文化財の保全に努めるものとする。
社会教育施設の 応 急 対 策	社会教育施設にあっては、災害対策に万全を期し、施設等の保全に努めるものとする。
知 事 に 対 す る 要 請	町長は、学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、次の事項により知事に要請するものとする。 (1) 応急教育施設のあっせん確保 (2) 集団移動による応急教育の施設のあっせん及び応急教育の実施指導 (3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導 (4) 教職員の派遣充当 (5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あっせん

第22節 社会福祉計画

この計画は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 町の実施事項

区 分		内 容	
り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置		(1) り災社会福祉施設の応急復旧 (2) り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん (3) 臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん	
り災低所得者に対する生活保護の緊急適用			
り災者の生活相談	実施機関	町（被害が大きい場合は県と共催）	
	相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談	
	協力機関	県、町社会福祉協議会、法テラス静岡、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関	
り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け	実施機関	社会福祉協議会（県、町）	
	協力機関	県、町、民生委員・児童委員	
	貸付対象	り災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）	
	貸 付 額	「生活福祉資金貸付金制度要綱」による	
り災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け	実施機関	県（健康福祉センター）	
	協力機関	町、民生委員・児童委員、母子福祉協力員	
	貸付対象	り災母子世帯・寡婦（災害により母子世帯・寡婦となった者を含む。）	
	貸 付 額	「母子及び寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額	
り災身体障がい児者に対する補装具の交付等	実施機関	児 童	県、町
		18歳以上	町
	協力機関	児 童	民生委員・児童委員、身体障がい者相談員
		18歳以上	民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、身体障がい者更生相談所
	対 象	り災身体障がい児者	
	交付等の内 容	・災害で補装具を亡失又はき損した身体障がい児者に対する修理又は交付 ・災害で負傷又は疾病にかかった身体障がい児者の更生（育成）医療の給付 ・り災身体障がい児者の更生相談	
災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け	実施機関	町	
	支給及び貸付対象	災 害 弔 慰 金	自然災害により死亡した者の遺族
		災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者
		災害援護資金	り災世帯主
支給及び貸 付 額	「災害弔慰金の支給等に関する法律」第3条、第8条及び第10条の規定に基づく「小山町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年町条例第25号）」で定める額		
義援金の募集及び配分	実施機関	県、町	

	協力機関	教育委員会（県、町）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、町）、報道機関、その他関係機関
	募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定
	配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定
義援品の受け入れ	実施機関	県、町
	協力機関	報道機関、その他関係機関
	受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。
被災者（自立）生活再建支援制度	実施機関	県
	支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯
	支給額	「被災者生活再建支援法」第3条に定める額、県交付要綱に基づく額

第23節 消防計画

この計画は、各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

1 消防活動

区 分	内 容
消 防 活 動 体 制	(1) 町は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、町消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。 (2) 地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうよう特に配慮するものとする。
広 域 協 力 活 動 体 制	町長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 (1) 発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合 (2) 発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合 (3) 発災市町等を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合
大規模林野火災対策	(1) 町は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。 (2) 要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。
危険物施設の災害対策	(1) 危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。 (2) 消火活動を行うに当たっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。
ガ ス 災 害 対 策	町は、高圧ガスによる災害の特殊性にかんがみ、高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。

2 計画の概要

この計画については、「御殿場市・小山町広域行政組合消防本部」消防計画によるものとし、おおむね次の事項について定めるものとする。

消防計画に定める事項		
(1) 組織計画	(7) 情報計画	(13) 救急・救助計画
(2) 消防力の整備計画	(8) 火災警防計画	(14) 感染症対策
(3) 調査計画	(9) 地震警防計画	(15) 応援協力計画
(4) 教育訓練計画	(10) 富士山噴火警防計画	(16) 安全管理計画
(5) 災害予防計画	(11) 風水害等警防計画	(17) その他必要な事項
(6) 警報発令伝達計画	(12) 避難計画	

第24節 応援協力計画

この計画は、被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため知事が民間団体等に応援協力を要請する場合の対象団体、要請方法を定めることを目的とする。

1 要請の実施基準

区 分	内 容						
要 請 基 準	町長は、他の計画の定めるところにより、民間団体等の協力を必要とすると認めたときは、協力要請対象団体のうちから適宜、指定して要請するものとする。						
協力要請対象団体	<table border="0"> <tr> <td>(1) 町区長会</td><td>(4) 自主防災組織</td></tr> <tr> <td>(2) 女性団体</td><td>(5) 赤十字奉仕団</td></tr> <tr> <td>(3) 高校生</td><td></td></tr> </table>	(1) 町区長会	(4) 自主防災組織	(2) 女性団体	(5) 赤十字奉仕団	(3) 高校生	
(1) 町区長会	(4) 自主防災組織						
(2) 女性団体	(5) 赤十字奉仕団						
(3) 高校生							

2 実施方法

区 分	内 容
町区長会に対する 応援協力要請	(1) 要請は、町区長会長に対して行うものとする。 (2) 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要な事項はそのつど連絡するものとする。
女性団体に対する 応援協力要請	(1) 要請は、当該団体の長に対して行うものとする。 (2) 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要な事項はそのつど連絡するものとする。
高校生に対する 応援協力要請	(1) 要請は当該学生、生徒の所属する別表に定める学校の長に対して行うものとする。 (2) 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要な事項はそのつど連絡するものとする。
自主防災組織への 協力要請	(1) 要請は各自主防災会長に対して行うものとする。 (2) 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要な事項はそのつど連絡するものとする。
赤十字奉仕団への 応援要請	要請は小山町赤十字奉仕団に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。

第25節 ボランティア活動支援計画

町はボランティアの自主性を尊重し、県・町社会福祉協議会や静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながら、ボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供するものとする。

1 町及び社会福祉協議会の実施事項

区分	内 容
町災害ボランティアセンターの設置及び運用	(1) 町は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う町災害ボランティアセンターを設置する。 (2) 町災害ボランティアセンターは、町社会福祉協議会の職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。 (3) 町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として町災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。
ボランティア活動拠点の設置	町は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う 第一線のボランティア活動拠点を設置する。 町は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。
ボランティア団体等に対する情報の提供	町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
ボランティア活動資機材の提供	町は、町災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第26節 自衛隊派遣要請計画

この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。

1 災害派遣要請の範囲

- (1) 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、緊急性・公共性・非代替性の3要件を満たすものである。
- (2) 具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下のとおりとする。

区分	内 容	
要請要件	緊急性	差し迫った必要性があること
	公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと
要請内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
	避難の援助	避難の指示又は指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
	遭難者等の捜索救助	
	水防活動	土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動
	消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
	道路又は水路の啓開	道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
	炊飯及び給水支援	被災者に対する炊飯及び給水
	物資の無償貸付及び譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救いづつ品を譲与
	危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
	その他	その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。

2 災害派遣要請

区 分	内 容
災害派遣要請者	知事
災害派遣要請の要求手続	町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、下記ウの事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。 ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、電話等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊又は陸上自衛隊富士学校に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。
自衛隊派遣要求書の提出及び記載事項	(1) 提出先（連絡先） 静岡県危機対策課 (2) 提出部数 1 部 (3) 記載事項 ア 災害の状況及び派遣を必要とする事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項

＜自衛隊緊急時連絡先一覧＞

部 隊 名 (駐とん地名等)	時 間 内	時 間 外	電 話 番 号		
			代 表 番 号	時間内 (内線)	時間外 (内線)
第34普通科連隊 (板妻)	第3科長	駐屯地 当直司令	御殿場 0550-89-1310 〈防災行政無線150-9000~2〉	235 236 237	301 302
第1戦車大隊 (駒門)	第3係主任	部 隊 当直司令	御殿場 0550-87-1212 〈防災行政無線152-9000~2〉	481	499
富士学 校 (富 士)	総務部企画課 総括班長又は 情報監理幹部	駐屯地 当直司令	須走 0550-75-2311 〈防災行政無線151-9000~2〉	2200 2234	2302
富士教導団本部 (富 士)	第3科防衛班長	団当直長	須走 0550-75-2311		

3 災害派遣部隊の受入れ体制

区 分	内 容								
他の災害救助復旧機関との競合重複排除	町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関との競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう関係機関と調整するものとする。								
作業計画及び資材等の準備	町長は、自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう関係機関と調整するものとする。								
作業実施に必要な物資機材等	町長は、作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は他の計画に定めるところにより県へ要請するものとする。								
自衛隊との連絡交渉の窓口の一体化	(1) 町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。 (2) 一般災害の際は第34普通科連隊(板妻駐屯地)、南海トラフ沿いで発生する地震の際は、富士教導団(富士駐屯地)と連絡調整する								
派遣部隊の受入れ	町長は、派遣された部隊の受け入れ施設を生涯学習センター等とし、派遣された部隊に対し、次の基準により各種施設等を準備するものとする。 <table border="1"> <tr> <td>本 部 事 務 室</td><td>派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など</td></tr> <tr> <td>宿 舎</td><td>屋内宿泊施設 隊員の宿泊は一人一畳の基準</td></tr> <tr> <td>材料置場炊事場</td><td>屋外の適当な広場</td></tr> <tr> <td>駐 車 場</td><td>適当な広場(車一台の基準は3m×8m)</td></tr> </table>	本 部 事 務 室	派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など	宿 舎	屋内宿泊施設 隊員の宿泊は一人一畳の基準	材料置場炊事場	屋外の適当な広場	駐 車 場	適当な広場(車一台の基準は3m×8m)
本 部 事 務 室	派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など								
宿 舎	屋内宿泊施設 隊員の宿泊は一人一畳の基準								
材料置場炊事場	屋外の適当な広場								
駐 車 場	適当な広場(車一台の基準は3m×8m)								

4 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

5 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策のために必要とする資材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として町が負担するものとする。

第27節 相互応援協力計画

この計画は、災害応急対策活動の万全を期するために、県内外の地方公共団体と相互応援協力体制を整備することを目的とする。

1 応援派遣要請の実施事項

区 分	内 容
応援派遣要請の基準及び方法	(1) 災害に際して、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が、町において困難な場合 (2) 町長は、前号の事態が生じたときは直ちに適否を決定し、隣接地方公共団体の長及び、相互応援締結市町地に対して応援派遣の要請をするものとする。 (3) 派遣要請は、次の事項を明確にして行うものとする。 ア 派遣希望人員、機材 イ 派遣を希望する区域及び活動内容 ウ 派遣を希望する期間 エ 派遣される者の受け入れ体制 オ その他参考事項
担当業務	(1) 火災防衛活動及び水防活動 (2) 人命救助及び負傷者の搬送 (3) 遺体の捜索、収容 (4) 給食、給水 (5) 防疫 (6) その他緊急を要する業務
その他の留意事項	(1) 応援派遣が決定された場合は、受入れの体制を整備するとともに、必要に応じて関係の部班から職員を派遣し、本部との連絡に充てるものとする。 (2) 指揮命令は、応援派遣を受けた町において行うものとする。
経費の負担区分	経費については、原則として派遣を受けた町において負担するものとするが、細部についてはそのつど協議し決定するものとする。

2 災害相互応援

町長は、県知事又は地方公共団体の長から応援を求められたときは、特別な事情がない限り、その求めに応ずるものとする。

協定市町村のいずれかに災害が発生し、独自では十分な応急措置ができない場合、相互に応援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行する。

第28節 電力施設災害応急対策計画

この計画は、災害発生時の被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

1 応急措置の実施

応急措置の実施は電力会社の定める＜東京電力パワーグリッド(株)静岡総支社防災業務計画＞に基づき実施するが、その主なものは次のとおりである。

区 分	内 容
町災害対策本部への連絡員の派遣	非常災害の発生が予想される場合、又は非常災害が発生した場合は、町災害対策本部に予め定められた要員を派遣し、非常災害対策活動の円滑な運営を図るものとする。
電力需要家に対する広報	(1) 非常災害の発生が予想される場合、又は非常災害が発生した場合は、感電事故並びに漏電による出火等を防止するため、需要家に対し十分な広報を行うものとする。 (2) 緊急やむを得ない事態の発生により、送電が停止された場合は、早期復旧を図るとともに、予め復旧見込みを需要家に対し広報するものとする。
関係機関等に対する要請	(1) 関係機関等に対して、受け持ち区域内関係設備の被害状況を連絡するとともに、復旧対策について協力要請するものとする。主要要請事項は次のとおりである。 ア 宿舎のあっせん要請 他からの応援復旧班の宿舎 イ 駐車場のあっせん要請 他からの応援復旧班車両の駐車場 ウ 応急材料置場のあっせん要請 臨時材料置場 (2) 町民等が、非常災害による被害箇所を発見した際は、速やかに通報するよう協力要請を行うものとする。

2 県との連絡及び協議

電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあつては、町と十分連絡をとるとともに必要に応じ県と連絡及び協議して措置するものとする。

第29節 ガス災害応急対策計画

この計画は、ガス災害の発生に際し、町民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

1 非常体制組織の確立

区 分	内 容
緊急出動に関する相互協力	消防本部（署）、警察、LPガス販売事業者、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について協定を結ぶなど相互に協力する。
ガス事業者の緊急体制の整備	(1) ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。 (2) 非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

2 応急対策

これは、大綱のみを定めるものとし、細部にわたる事項については、各ガス事業者及び各関係機関において別に定めるところによる。

区 分	内 容
保護保安対策	(1) ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう町民の協力を要請する。 (2) ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。 (3) ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。 (4) ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。 (5) ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。
危険防止対策	(1) 災害発生の現場においては、ガスの種類や特性に応じ、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。 (2) 災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。 (3) ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに消防機関に連絡するとともに、必要な応急措置を講ずる。
応急復旧対策	(1) ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。 (2) 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。

3 県、町等との連絡協議

ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、県、町、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

4 事故の報告

ガス事業者は、ガス事故の報告を県、町、消防機関及び警察に行う。

第30節 下水道災害応急対策計画

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第31節 突発的災害に係る応急対策計画

この計画は、突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。

1 町の体制

町は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、「突発的災害応急態勢」により、初期の情報収集に当たる。事態の推移により必要な場合には速やかに「災害対策本部」を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。

(1) 突発的災害応急体制

区 分	内 容
設置基準	ア 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき(航空機の墜落、列車の転覆又はガス爆発など) イ その他町長が指令したとき
組 織	町、小山消防署、消防団、御殿場警察署等で構成する。
任 務	ア 応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。 イ 災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。必要に応じ、災害対策本部の設置までの間、物資の集積場所、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。
県、国への報告	消防本部(消防署)は、多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式 1～4により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。 ア 発生日時、場所 イ 被害の状況 ウ 応急対策の状況 エ 自衛隊、日赤又は医師の派遣の必要性 (派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な救助活動などを明らかにすること。)
医療救護活動の実施	ア 多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、救護所を設置するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。 イ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。

東部地域局(東部方面本部)

区 分	NTT 有線	静岡県防災行政無線	
		地上系	衛星系
電 話	055-920-2180	5-103-6400～4 5-103-6411～5	8-103-6400～4 8-103-6411～5
FAX	055-920-2009	5-103-6405～9, 6416	5-103-6405～9, 6416
時間外	055-920-2183 080-1602-6045		

県危機管理部

区 分	NTT 有線	静岡県防災行政無線(時間外の場合のみ(宿直室))	
		地上系	衛星系
電 話	054-221-2072	5-100-6030, 6039	8-100-6030, 6039
FAX	054-221-3252	5-100-6250, 6299	8-100-6250, 6299

消防庁応急対策室

区 分		NTT有線	消防庁無線
平 日 (9:30～18:15)	電 話	03-5253-7527	8-048-500-90-49013
	FAX	03-5253-7537	8-048-500-90-49033
上記以外	電 話	03-5253-7777	8-048-500-90-49102
	FAX	03-5253-7553	8-048-500-90-49036

(2) 災害対策本部の設置

区 分	内 容
設置基準	突発的災害応急体制による情報収集の結果、本部長(町長)を中心とする本格的な救助体制を組む必要があると判断されたとき
組 織	本部長及び支部職員、各所属長が必要と認めた数の職員で構成する。

任 務	事故現場に職員を派遣し正確な情報を迅速に本部に伝達、情報を基に速に関係機関に必要な要請をし、被災者の迅速な救助活動を最優先に実施する。
設置の連絡	災害対策本部を設置したときは、東部地域局に連絡する。

(3) 災害対策本部の実施する応急対策

被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。

区 分		内 容
情報の収集、伝達等		ア 支部は、各区、消防機関、また必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達する。 イ 本部は、支部情報及び本部収集情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、国、県及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。
人的被害の把握		ア 本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。 イ 本部は、関係機関（警察、消防、市町本部等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。 ウ 本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに県・消防庁へ報告するものとする。
各機関への要請	自衛隊	ア 自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、東部地域局に要請する。 イ 要請の方法、手続きは＜第26節 自衛隊派遣計画＞による。
	緊急医療活動	ア 静岡DMAT（災害派遣医療チーム） 静岡DMATが出動し対応する必要がある場合には、健康増進課を通じて要請する。 イ 日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、住民福祉課を通じて要請する。 ウ 医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、健康増進課を通じて、協力を要請する。 エ 静岡DPAT（災害派遣精神医療チーム） 静岡DPATが出動し対応する必要がある場合には、健康増進課を通じて要請する。
各機関の調整・2次災害防止のための措置		ア 本部は、防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。 イ 災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。 ウ 事故の態様により、2次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、2次災害防止のために必要な措置をとる。

(4) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

「火災・災害等即報要領」様式 1 ～ 4

この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものです。FAX又は電話により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡してください。

第 1 号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出 火 場 所	
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (鎮 圧 日 時) (鎮 火 日 時) 月 日 時 分
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出 火 箇 所	出 火 原 因
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建 物 の 概 要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²
焼 損 程 度	全 焼 棟 } 計 棟 焼 損 面 積 m ² 半 焼 棟 } 部分焼 棟 } ぼ や 棟 } 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り 災 世 帯 数	世帯 気 象 状 況
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署) 台 人 消 防 団 台 人 その他 (消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、第二種、その他)		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
消防覚知方法		鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)	
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧ガス施設 3 高圧ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人) 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)	
消防防災活動状況 及び 救急・救助活動状況	出 場 機 関		出場人員	出場資機材
	事業所 自衛防災組織		人	
	共同防災組織		人	
	その他		人	
	消防本部(署)		台	
	消 防 団		台	
	消防防災ヘリコプター		機	
	海上保安庁		人	
	警戒区域の設定 月 日 時 分		自 衛 隊	人
	使用停止命令 月 日 時 分		そ の 他	人
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対応事態における災害							
発生場所								
発生日時 (覚知日時)	<table border="1"> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td>覚知方法</td> </tr> <tr> <td>(月 日 時 分)</td> <td></td> </tr> </table>	月 日 時 分	覚知方法	(月 日 時 分)				
月 日 時 分	覚知方法							
(月 日 時 分)								
事故等の概要								
死 傷 者	<table border="1"> <tr> <td>死者(性別・年齢)</td> <td>負傷者等</td> <td>人 (人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="3"> { 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人) </td> </tr> <tr> <td>計 人</td> </tr> <tr> <td>不明 人</td> </tr> </table>	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 (人)		{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)	計 人	不明 人
死者(性別・年齢)	負傷者等	人 (人)						
	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)							
計 人								
不明 人								
救助活動の要否								
要救護者数(見込)	<table border="1"> <tr> <td>救 助 人 員</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>	救 助 人 員						
救 助 人 員								
消防・救急・救助 活動状況								
災害対策本部 等の設置状況								
その他参考事項								

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟	
							一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策										

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県			区 分			被 害		
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		そ の 他	田	流失・埋没	ha		
	第 報				冠 水	ha		
	(月 日 時現在)				畑	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
報 告 者 名				文 教 施 設	箇所			
				病 院	箇所			
				道 路	箇所			
				橋 り よ う	箇所			
				河 川	箇所			
				港 湾	箇所			
				砂 防	箇所			
				清 掃 施 設	箇所			
				崖 く ず れ	箇所			
				鉄 道 不 通	箇所			
				被 害 船 舶	隻			
				水 道	戸			
				電 話	回線			
				電 気	戸			
				ガ ス	戸			
				ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
				り 災 世 帯 数	世帯			
				り 災 者 数	人			
				火 災 発 生	建 物	件		
				危 険 物	件			
				そ の 他	件			
人 的 被 害	死 者	人						
	行 方 不 明 者	人						
	負 傷 者	重 傷	人					
		軽 傷	人					
住 家 被 害	全 壊	棟						
		世帯						
		人						
	半 壊	棟						
		世帯						
		人						
	一 部 破 損	棟						
		世帯						
		人						
	床 上 浸 水	棟						
		世帯						
		人						
床 下 浸 水	棟							
	世帯							
	人							
非 住 家	公 共 建 物	棟						
	そ の 他	棟						

区 分		被 害	災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都道府県		
公 立 文 教 施 設	千円					
農 林 水 産 業 施 設	千円					
公 共 土 木 施 設	千円					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害市町村数		団体	災 害 救 助 法	市町村		
そ の 他	農 業 被 害	千円				
	林 業 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
そ の 他		千円				
被 害 総 額		千円		119番通報件数 件		
災害の概況						
応 急 対 策 の 状 況	消防機関等の活動状況	〔地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防団兼消防39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること〕				
	自衛隊の災害派遣		その他			

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

表1

機 関 名	N T T	防 災 無 線 (消防庁無線)
消 防 庁 応 急 対 策 室	03-5253-7527	(8-048-500-90-49013)
県 警 察 本 部 警 備 部 災 害 対 策 課	054-271-0110	
県 警 察 本 部 地 域 課 航 空 隊	054-622-6251	
静 岡 地 方 気 象 台	054-286-3521	160-9000
陸上自衛隊第34普通科連隊第3科	0550-89-1310	150-9000
航空自衛隊第1航空団防衛部	053-472-1111	153-9000
日 本 赤 十 字 社 静 岡 県 支 部	054-252-8131	159-9000
(一社)静 岡 県 医 師 会	054-246-6151	
西日本電信電話(株)静岡支店災害対策室	054-205-9122	
東京電力パワーグリッド(株) 静岡総支社	055-915-5474	
(一社)静 岡 県 L P ガ ス 協 会	054-255-2451	
東海旅客鉄道(株)静岡支社管理部総務課	054-284-2319	
中日本高速道路(株)静岡管理事務所	054-286-5181	
日 本 通 運(株)静 岡 支 店	054-254-3344	
(一社)静 岡 県 ト ラ ッ ク 協 会	054-283-1910	
日本放送協会静岡放送局放送部	054-274-4012	
S B S 放 送 局	054-284-8950	
テ レ ビ 静 岡 報 道 局	054-261-6115	
静岡朝日テレビコンテンツ局	054-251-3301	
第一テレビ報道制作局報道部	054-283-6515	
静岡エフエム放送編成制作部	053-457-1153	

表2

機 関 名	N T T	消防庁無線
消防庁応急対策室	03-5253-7527	8-048-500-90-49013

第32節 雪害災害対応計画

この計画は、大雪により町民が危険な状態に陥った場合、早期かつ適切に人命救助等を行い、町民の生命財産を保護するため必要な措置について示す。

1 記述の範囲等

本計画は、平成26年2月に発生した雪害の事例を参考に、本町須走地区における雪害災害対応を主体に記述し、その他の地区に同様の雪害が発生した場合は、本計画を準用する。

2 想定する大雪の状況等（平成26年2月雪害（須走地区））

資料編2-1 小山町須走地区の雪害の状況（平成26年2月）

3 雪害時災害対応

(1) 災害対策本部等の任務等

現地対策本部・災害対策本部を設置し、雪害対策全体の統制を実施する。

(2) 雪害（積雪）に対する対応

ア 平常の対応（積雪量が少ない場合）

各区自主防災会・地域住民により、道路上の凍結防止処置、自主的な除雪により、交通や地域の生活を確保する他、町の委託業者等による凍結防止剤の散布等を実施する。

イ 積雪量が一定の量を超え、人命救助等が必要な場合

(ア) 委託業者等による、機械力を使用する除雪を継続して実施する。

(イ) 公共性、緊急性、非代替性の要件を満たす場合（孤立住民の発生等）は、県を通じ自衛隊に対する災害派遣要請を行い人命救助等の支援を受ける。

(ウ) 救助が必要な住民等の情報を集約し、救助全般を町災害対策本部・現地対策本部が統制する。

(3) 資料編2-4 雪害災害対応に関する資料

2-4-1 小山町雪害対策本部編成表

2-4-2 積雪量等と人命救助に関する業務等一覧表

2-4-3 雪害時災害対応連絡系統一覧表

第4章 復旧・復興対策

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

1 公共土木施設災害復旧計画

- (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 砂防設備災害復旧事業計画
- (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- (4) 道路公共土木施設災害復旧事業計画

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

3 都市災害復旧事業計画

4 上水道災害復旧事業計画

5 工業用水道災害復旧事業計画

6 専用水道災害復旧事業計画

7 公共用地災害復旧事業計画

8 住宅災害復旧事業計画

9 社会福祉施設災害復旧事業計画

10 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

11 学校教育施設災害復旧事業計画

12 社会教育施設災害復旧事業計画

13 被災中小企業復興計画

14 その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

区 分	内 容
基本方針	町は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。
実施事項	(1) 町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。 (2) 町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部署に提出しなければならない。

第3節 被災者の生活再建支援

1 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

区 分	内 容
支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

2 被災者の援護

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の被災者の援護を行う。

(1) 町が実施する事項

区 分	内 容
被災状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成することができる。 【県への報告】 ア 死亡者数 イ 負傷者数 ウ 全壊・半壊住宅数 等 【被災者台帳】 ア 氏名、生年月日、性別 イ 住所又は居所 ウ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況 エ 援護の実施の状況 オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 等
り災証明の発行	ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。 イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。
災害援護資金の貸付	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。
被災者生活再建支援金の申請受付等	被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

義援金の募集等	ア 町への義援金を受け付けるために、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。
租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

- (2) 社会福祉協議会が実施する事項
生活福祉資金の貸付を実施する。

3 要配慮者の支援

高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

町が実施する事項

区 分	内 容
被災状況の把握	・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア 要配慮者の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
一時入所の実施	災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、町有施設への一時入所を実施する。
福祉サービスの拡充	ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている町有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

第4節 風評被害の影響の軽減

1 正しい情報の提供

町は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

2 必要な検査等の実施

町は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

3 被害の拡大防止

必要に応じて、町長（本部長）等は安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

4 関係機関との連携

町は、県、関係機関・団体等と連携し、町内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。

また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。

地震対策編

総	則	頁
第1章	総則	1
第1節	計画の主旨	1
第2節	過去の顕著な災害	2
第3節	予想される災害	7
1	第4次地震被害想定	7
2	駿河トラフ・南海トラフ沿い発生するレベル1の地震（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海、南海地震）の被害想定の結果	7
3	駿河トラフ・南海トラフ沿い発生するレベル2の地震（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果	9
4	相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震（大正型関東地震）の被害想定結果	10
5	相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震（元禄型関東地震）の被害想定結果	11
第4節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	12
1	町	12
2	県	12
3	静岡県警察（御殿場警察署）	13
4	広域行政組合	13
5	防災関係機関	13

発	災	前	頁
第2章	平常時対策		18
第1節	防災思想の普及		18
第2節	自主防災活動		18
第3節	地震防災訓練の実施		18
1	町		18
2	防災関係機関		19
第4節	地震災害予防対策の推進		19
1	広域応援部隊の受援体制		19
2	消防施設の整備		19
3	火災の予防対策		20
4	建築物等の耐震対策		20
5	被災建築物等に対する安全対策		21
6	地盤災害の予防対策		21
7	落下倒壊危険物対策		21
8	危険予想地域における災害の予防		22
9	被災者の救出活動対策		23
10	要配慮者の支援		23
11	生活の確保		23
12	緊急輸送活動体制の整備		25
13	災害廃棄物の処理体制の整備		25
14	公共土木施設等の応急復旧		25
15	情報システムの整備		25
16	緊急輸送用車両等の整備		25
17	文化財等の耐震対策		25
第3章	地震防災施設緊急整備計画		26
第1節	地震防災施設整備方針		26
1	防災業務施設の整備		26
2	地域の防災構造化		26
3	緊急輸送路の整備		27
4	防災上重要な建物の整備		27
5	災害防止事業		27
6	災害応急対策用施設等の整備		27

南海トラフ地震臨時情報への対応		頁
第4章	南海トラフ地震臨時情報への対応	28
I	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る処置	28
	第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	28
II	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等	28
	第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等	28
	第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知	28
	第3節 災害応急対策をとるべき期間等	29
	第4節 町及び県のとるべき措置	29
III	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	29
	第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等	29
	第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知	29
	第3節 災害応急対策をとるべき期間等	30
	第4節 避難対策等	30
	1 地域住民等の事前避難行動等	30
	2 避難所の運営	31
	第5節 消防機関等の活動	31
	第6節 警備対策	31
	第7節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	32
	第8節 金融	32
	第9節 交通	32
	第10節 町民らが管理等を行う施設等に関する対策	32
	1 防災上重要な施設に対する措置	32
	2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置	33
	第11節 滞留旅客等に対する措置	34

東海地震に対する対応		頁
発災前		
第4-2章	地震防災応急対策（発災前の対策）	34
	第1節 防災関係機関の活動	34
	1 町	34
	(東海地震注意情報発表時)	34
	(警戒宣言発令時)	34
	2 広域行政組合	36
	3 防災関係機関	36
	(東海地震注意情報発表時)	36
	(警戒宣言発令時)	36
	4 自衛隊	39
	(東海地震注意情報発表時)	39
	(警戒宣言発令時)	39
	第2節 情報活動	39
	1 町	39
	2 防災関係機関	40
	第3節 広報活動	40
	1 町	40
	2 防災関係機関	40
	3 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法	40
	第4節 自主防災活動	41
	(東海地震注意情報発表時)	41
	(警戒宣言発令時)	41
	第5節 緊急輸送活動	42
	1 町	42
	2 防災関係機関	43
	第6節 自衛隊の支援	43
	第7節 避難活動	43
	1 避難対策	43
	2 避難地の設置及び避難生活	44
	第8節 社会秩序を維持する活動	45
	第9節 交通の確保活動	45
	1 陸上交通の確保対策	45
	第10節 地域への救援活動	46
	(東海地震注意情報発表時)	46
	(警戒宣言発令時)	47
	1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保	47
	2 飲料水の確保	47
	3 医療救護活動、防疫及び保健衛生活動、廃棄物処理	48
	4 応急復旧資材の確保	48
	5 応急仮設住宅の建設	48
	第11節 町有施設設備の防災対策	49
	1 無線通信施設等	49
	2 公共施設等	49
	3 コンピュータ	50
	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置	50
	(東海地震注意情報発表時)	50
	(警戒宣言発令時)	51
	第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	52
	1 各施設・事業所に共通の事項	52
	2 各施設・事業所の計画において定める個別事項	54
	第14節 町が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策	55
	(東海地震注意情報発表時)	56
	(警戒宣言発令時)	56

発	災	後	頁
第5章	災害	応急対策	57
第1節	防災	関係機関の活動	57
1	町		57
2	防災	関係機関	58
第2節	情報	活動	61
第3節	広報	活動	61
第4節	緊急	輸送活動	61
1	町		61
2	町及び	防災関係機関の緊急輸送	62
第5節	広域	応援活動	62
1	町の	応援活動	62
2	自衛隊の	支援	63
3	緊急消防	援助隊、医療応援班、災害派遣医療チーム（DMAT）、警察（広域緊急援助隊）等の支援	64
4	広域	応援部隊の一元的な運用調整	64
第6節	災害の	拡大及び二次災害防止活動	64
1	消防	活動	64
2	水防	活動	65
3	人命の	救出活動	65
4	被災建築物等に対する	安全対策	66
5	災害	危険区域の設定	66
第7節	避難	活動	66
1	避難	対策	66
2	避難所の	設置及び避難生活	68
3	帰宅	困難者への対応	69
4	広域	避難	69
5	他の市町からの	避難者の受入	69
第8節	社会	秩序を維持する活動	69
第9節	交通の	確保対策	69
1	陸上	交通の確保	69
第10節	地域への	救援活動	71
1	食料及び	生活必需品等の緊急物資の確保	71
2	給水	活動	72
3	燃料の	確保	72
4	医療	救護活動	72
5	し尿	処理	74
6	廃棄物（生活系）	処理	74
7	災害	廃棄物処理	75
8	防疫	活動	75
9	遺体の	搜索及び処理	75
10	応急	住宅の確保	76
11	ボランティア	活動への支援	77
第11節	学校における	災害応急対策及び応急教育	77
1	基本	方針	77
2	計画の	作成	77
第12節	被災者の	生活再建等への支援	78
1	基本	方針	78
2	実施	事項	78
第13節	町有施設及び	設備等の対策	79
1	町	防災行政無線	79
2	公共	施設等	80
3	コン	ピュータ	80
第14節	防災	関係機関等の講ずる災害応急対策	80
第15節	地震	防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策	82
1	各施設・事業所に	共通の事項	82
2	各施設・事業所の	計画において定める個別の事項	82

復 旧 ・ 復 興 期	頁
第6章 復旧・復興対策	83
第1節 防災関係機関の活動	83
1 町	83
2 静岡県警察(御殿場警察署)	83
3 防災関係機関	83
第2節 激甚災害の指定	86
第3節 震災復興計画の策定	86
第4節 復興財源の確保	87
1 予算の編成	87
2 復興財源の確保	87
第5節 震災復興基金の設立	87
1 震災復興基金の設立への協力	87
第6節 復旧事業の推進	87
1 復旧計画の策定	87
2 基盤施設の復旧	88
第7節 都市・農村の復興	88
1 都市・農村復興計画の策定	88
2 都市の復興	88
3 農村の復興(主に都市計画区域外)	89
第8節 被災者の生活再建支援	89
1 恒久住宅対策	89
2 災害弔慰金等の支給	89
3 被災者の経済的再建支援	89
4 雇用対策	90
5 要配慮者の支援	90
6 生活再建支援策等の広報・PR	90
7 相談窓口の設置	91
第9節 地域経済復興支援	91
1 産業復興計画の策定	91
2 中小企業を対象とした支援	91
3 農林業者を対象とした支援	91
4 地域全体に影響を及ぼす支援	91
その他(原子力災害対策)	
第7章 原子力災害対策	92
第1節 想定する災害	92
第2節 連絡体制の確保及び情報の収集	92
第3節 医療及び防護資機材等の整備	92
1 医療活動用資機材等の整備	92
2 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	92
第4節 屋内退避、避難収容等の防護措置	92
1 屋内退避、避難誘導等の防護措置の実施	92
2 要配慮者への配慮	93
第5節 住民等への的確な情報伝達活動	93
1 住民等への情報伝達活動	93
2 県内全市町への情報伝達	94
第6節 被災住民への避難所の提供等	94
1 被災住民への避難所等の提供	94
2 被災住民への一時集結地の提供	94

第1章 総 則

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、小山町（以下「町」という。）、防災関係機関、事業所及び町民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。

この計画の基礎となる第4次地震被害想定の大規模地震の試算の概要を示す。

第1節 計画の主旨

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第42条の規定に基づき作成する「小山町地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

区 分	内 容																
目 的	平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、東海地震注意情報が発表された場合に実施する応急対策、警戒宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、町民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。																
性 格	・本町の地域に係る地震対策について定める。 ・県、町、御殿場市・小山町広域行政組合（以下「広域行政組合」という。）、防災関係機関、事業所及び町民等が地震対策に取り組むための基本方針である。 ・第3章は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定める。 ・「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策についてのうち、特に緊急に実施するものについて定める。 ・状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行う。																
構 成	この計画は本編と資料編から構成し、本編の構成は次の6章による。 <table border="1"> <tr> <td>第1章 総則</td><td>この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項</td></tr> <tr> <td>第2章 平常時対策</td><td>平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策</td></tr> <tr> <td>第3章 地震防災施設緊急整備計画</td><td>整備すべき防災事業の種類、目的、内容等</td></tr> <tr> <td>第4章 地震防災応急対策（発災前の対策）</td><td>東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策</td></tr> <tr> <td>第5章 災害応急対策</td><td>地震災害が発生した場合の対策</td></tr> <tr> <td>第6章 復旧・復興対策</td><td>災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策</td></tr> <tr> <td>第7章 津波対策</td><td>町民が沿岸市町に滞在した場合の沿岸市町の避難対策や自衛措置等</td></tr> <tr> <td>第8章 原子力災害対策</td><td>原子力災害が発生した場合の防護措置等</td></tr> </table>	第1章 総則	この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項	第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策	第3章 地震防災施設緊急整備計画	整備すべき防災事業の種類、目的、内容等	第4章 地震防災応急対策（発災前の対策）	東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策	第5章 災害応急対策	地震災害が発生した場合の対策	第6章 復旧・復興対策	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策	第7章 津波対策	町民が沿岸市町に滞在した場合の沿岸市町の避難対策や自衛措置等	第8章 原子力災害対策	原子力災害が発生した場合の防護措置等
第1章 総則	この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項																
第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策																
第3章 地震防災施設緊急整備計画	整備すべき防災事業の種類、目的、内容等																
第4章 地震防災応急対策（発災前の対策）	東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策																
第5章 災害応急対策	地震災害が発生した場合の対策																
第6章 復旧・復興対策	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策																
第7章 津波対策	町民が沿岸市町に滞在した場合の沿岸市町の避難対策や自衛措置等																
第8章 原子力災害対策	原子力災害が発生した場合の防護措置等																

第2節 過去の顕著な災害

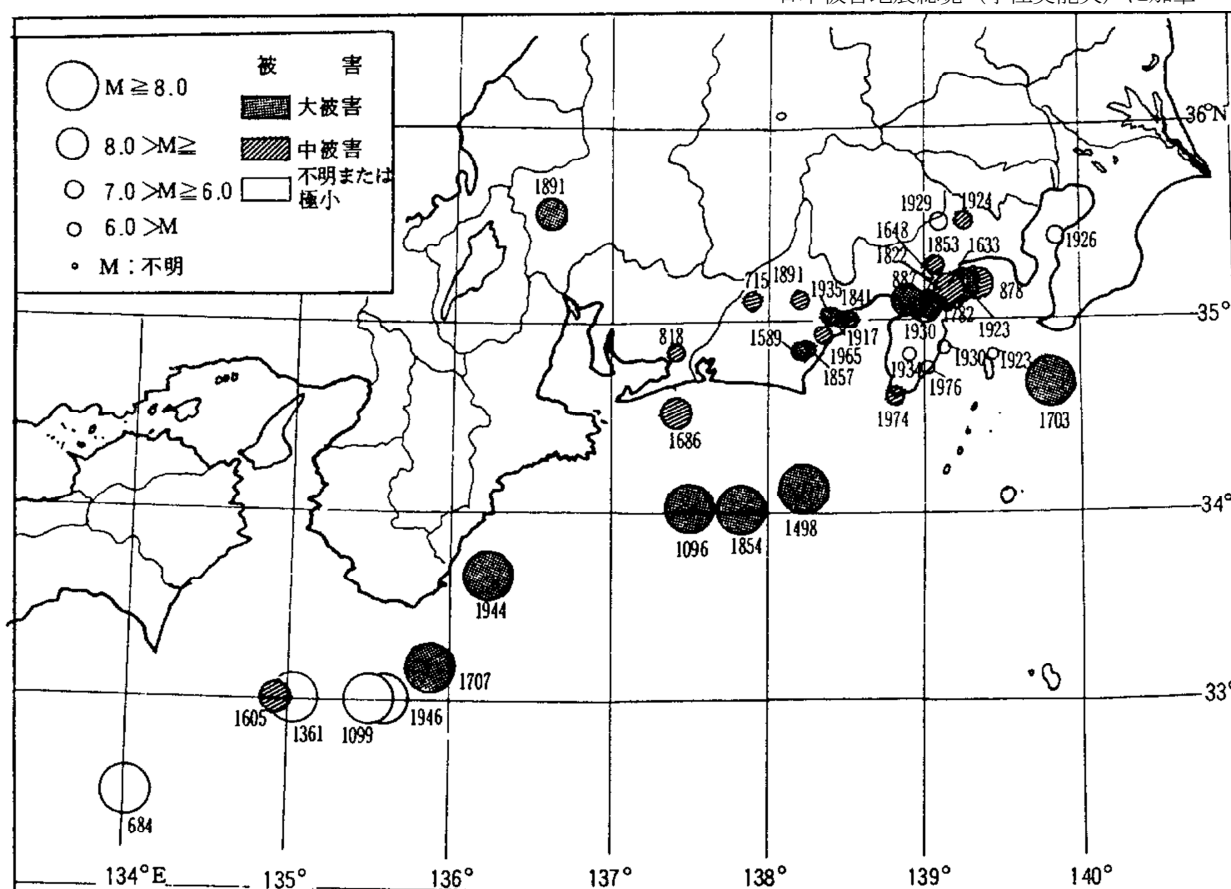
本県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。

陸域には糸魚川－静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層など多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。

特に近年では1930年北伊豆地震、1935年静岡地震、1944年東南海地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、2009年駿河湾の地震、2011年静岡県東部の地震、また1978年頃より始まった伊豆半島東方沖の一連の群発地震活動による地震災害が発生している。

県下に大被害を与えた地震、および県下で震度5以上が観測された地震の分布を示すと次の図のようになる。

日本被害地震総覧（宇佐美龍夫）に加筆



静岡県内の地震活動

日本被害地震総覧(宇佐美龍夫)に加筆

* 津波を伴った地震

番号	西暦年月日 和暦年月日	東北経緯 震央地名	M 深さ (h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西部(遠江)	中部(駿河)	東部(伊豆)
11*	818. -- 弘仁 9. 7.-	139.3 35.2 関東諸国	7.9	[IV] 1			県東境で多少の被害があったか。
15	841. -- 承和 8. --	138.9 35.1 伊豆	7.0	[II] VI+			伊豆:里落完たからず。人あるいは傷き、あるいは圧没された。
22	878. 11. 1 元慶 2. 9.29	139.3 35.5 関東諸国	7.4	[II] V			相模・武蔵がとくに強かったという。県東境にも被害が推定される。相模国分寺に被害。
49	1293. 5.27 正応 6. 4.13	鎌倉	7.1	[II]			鎌倉で大被害。伊豆での被害の可能性あり。
68*	1498. 9.20 明応 7. 8.25	138.2 34.1 東海道	8.6	[IV] 3	山崩れ地裂く。浜名湖海につながる。今切という。	沿岸に津波死2万6千という。 (志太郡)	伊豆・仁科郷海溢れて陸地に上ること18～19町。寺川以下の田園水没す。
84*	1605. 2. 3 慶長 9.12.16	134.9 33.0 東海・南海・西海	7.9	[IV] 3 VI	橋本に津波。100軒のうち20軒のこる。死者多し。白州丁津波。		仁科郷海溢れ陸を浸すこと12～13町。
96*	1633. 3. 1 寛永10. 1.21	139.2 35.2 駿豆相	7.1	[II] 1 V		吉原で家くずれ、地割あり。 三島で家くずれる。(不苦という文書もあり)	熱海に津波。家・田畑流失。箱根で岩くずれ道を塞ぐ。通行の人馬の死あり。
106	1648. 6.12 慶安 1. 4.22	139.2 35.2 小田原	7.1	[I] IV			県東境に微小被害推定される。
149*	1703.12.31 元禄16.11.23	139.8 34.7 関東諸国	8.2	[IV] 3 IV～V			箱根山崩。町宿大分崩死あり。番所半分潰れ、石垣棚崩倒。箱根一三島間少し損じ、三島は別条なし。伊豆東海岸に津波、死は 380余(宇佐美)・163(須玖美)、27(下田)。下田で潰・流失 332軒・半潰 160軒、破船81、川奈・熱海・竹麻・仁科・片浦に津波。
153*	1707.10.28 宝永 4.10. 4	135.9 33.2 五畿七道	8.4	[IV] 4 VI	沿岸に大津波。各地で Quicksand 現象あり。横須賀港塞がる。荒井口拡大。東海道沿いで震度VI、袋井・掛川はVII。	駿河湾北岸・吉原・岩本・さったで被害大。湾内に津波。東海道筋の震度はVI。	震度はV以下。津波が各地を襲う。下田で流失・皆潰 857軒・半潰 55件、死11人、破船53。
171	1729. 3. 8 享保14. 2. 9						伊豆で大地割れ、川筋に水涌く余震20日すぎまで小津波か？
207*	1782. 8.23 天明 2. 7.15	139.2 35.2 武相	7.3	[I] 1 IV～V			田方郡でつよく、箱根で石垣崩れ、小田原に津波。甲州の猿橋くずる。伊豆北部に小被害の可能性あり。

番号	西暦年月日 和暦年月日	東北経緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西部（遠江）	中部（駿河）	東部（伊豆）
253	1853. 3.11 嘉永 6. 2. 2	139.1 35.3 小田原	6.5	[I] IV			箱根で落石・山崩。関所破損。 御殿場で潰家1、修善寺・三島その他で 損所ありという。
257*	1854.12.23 嘉永 7.11. 4	137.8 34.0 東海・東山・南海	8.4	[IV] 3 VII	御前崎を中心に隆起、1～1.5m沿岸一 帯に津波、又低地で液状化現象が各地 に見られた。とくに掛川・袋井付近の東 海道沿いの被害が大きかった。	駿河湾北岸で震度大。久能山はさほど 大ならず、静岡・清水に火災 湾の東岸一帯に地震隆起、精進川村 296軒のうち全潰 178、半潰 116、無傷 1、一般に山地は軽か	震度V。下田以西の沿岸に津波下田計 875軒のうち840流失・皆潰。30半潰水 入、無事は4軒のみ。人口3,851人のう ち、死122。
287	1882. 9.29 明治 15	139.05 35.07 熱海					熱海で落石、墓石の転倒あり。
300	1891.10.28 明治 24	136.6 35.6 愛知・岐阜	7.9	V～VI	遠江で家屋全潰32、半潰31、道路破裂 19、橋梁損落1、堤防崩壊24、天竜川護 岸堤、見附浜松間に諸所破損。	志太鉱泉の天然ガス噴出量倍増、鉱泉 の湧出量も増加。	吉奈・湯ヶ島＋15℃、湯ヶ野＋5℃、蓮 台寺－ x℃、3～4日で復旧。
301	1891.12.24 明治 24	138.2 35.1 山中湖付近	6.4	IV		沼津で土蔵の鉢巻おちる。 駕籠坂峠で土地の陥没（長さ20間巾 3 尺、深さ 3尺）あり、道路の亀裂・山崖く ずれ数ヶ所。	三島で土蔵の庇破損2。
430*	1923. 9. 1 大正 12	139.3 35.2 関東南部	7.9	V	県全体で死375、傷1,243 不明68、家屋全壊2,298、 半壊10,219、損失 5、流失 661。	全壊100戸以上の町村は伊東・熱海・網 代・御殿場・箱根・北郷・小山・足柄であ る。駿東郡の荒廃林野面積率は3.2%。	熱海に津波（12m）、網代で7.2m、被害 なし。下田で浸水。
433	1923. 9.10 大正 12	139.4 34.8 大島近海	5.8				稲取・下河津付近で道路破損等小被 害。
443	1926. 8. 3 大正 15	139.8 35.4 東京湾中部	6.2 35km				熱海で壁落数戸。
461	1930.11.26 昭和 5	139.0 35.1 北伊豆	7.3 0～ 5km	VI		清水港・三保港の岸壁崩壊。	死259、傷566、住家全壊 2,077、半壊5,424、焼失75。 丹那断層を生じ、発光現象がみられた。 伊東・大場・長岡・函南村間宮で火災。
476	1934. 3.21 昭和 9	138.9 34.8 天城山	5.5 0～ 10km	V			湯ヶ島一天城峠間で崖崩れ10余、墓石 の転倒（湯ヶ島・与市坂・白田・上河 津）。半島の温泉に異常。
479	1935. 7.11 昭和 10	138.4 35.0 静岡付近	6.3 10km	VI		静岡市・有度山周辺に被害集中。家屋 全壊率10%以上は、高松・西大谷・東大 谷・池田・国吉田 被害計、死9、傷299、 住家全壊237、半壊1,412、清水港の岸 壁、倉庫大破。	蓮台寺温泉の水位が5日前から70cm上 昇。震後急下降。 8月5日までに262cm下降する。

番号	西暦年月日 和暦年月日	東北経緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西 部（遠 江）	中 部（駿 河）	東 部（伊 豆）
506*	1944.12. 7 昭和 19	136.2 33.7 東 海 沖	7.9 0～ 30km	VI	遠州灘で津波の高さ1～2m。 太田川流域の住家被害率が高く南御厨村で101%、今井村で97%。	県下全体で、 死255、傷704、住家全壊5,828、 半壊7,815。 静岡市付近に被害率の高い所あり。	下田で津波高さ2.1m。
509*	1946.12.21 昭和 21	135.6 33.0 南 海 沖	8.0 30km		津波の高さ、舞阪0.8m、御前崎2m。	県下で傷2、住家半壊1、家屋浸水296、 船舶損失105。	津波の高さ 下田2m、 須崎1m。
546*	1960. 5.23 昭和 35	73.5W 38.0S チリ地震津波	8.5	0	舞阪で波高1.1m。	県下で床上浸水1、床下浸水234、非住 家被害13、ろ・かい船被害1、清水で波高 1.3m。	下田で波高1.8m。
610*	1974. 5. 9 昭和 49	138.48 34.34 伊豆半島沖	6.9 10km	V			死30、傷102、家屋全壊134 半壊240、全焼5、山（がけ）くずれ101、 中木・入間・石廊崎で被害大。断層を生 ず。温泉の異常あり。
621	1976. 8.18 昭和 51	138.57 34.47 河 津 町	5.4 0km	III			河津町付近で家屋半壊3戸、一部破損 61戸、ここでの震度はVか。
624*	1978. 1.14 昭和 53	139.81 34.48 伊豆大島近海	7.0 0km	IV			死25、傷139、家屋全壊96 同半壊539戸、道路損壊984ヶ所、崖く ずれ191ヶ所、持越鉱山の鉱さい堆積場 のえん堤損壊、シアンを含む泥流狩野 川へ流入。
636*	1980. 6.29 昭和 55	139.12 34.54 伊豆半島東方沖	6.7 0km	V			伊豆半島東方沖：伊豆半島で家屋全壊 1、同一部破損17、傷8などの被害。
646	1983. 8. 8 昭和 58	139.10 35.50 山梨県東部	5.8 30km	IV			小山町を中心に負傷者2、家屋半壊1、 一部破損49、停電42万軒。
	1988. 3.18 昭和 63	139.39 35.40 東京都東部	6.0 100km	III			三島市を中心に家屋一部損壊19。
	1988. 7.26 昭和 63. 8.10	伊豆半島東方沖	5.2 10km	IV			伊東市を中心に家屋一部破損2。
	1989. 7. 3 平成元 7.12	伊豆半島東方沖	5.5 10km	IV			伊東市を中心に負傷者22、家屋一部損 壊92、道路損壊24、港湾被害11、水道 断水200戸、電話不通66回線、停電 3,500軒、ブロック塀1ヶ所。

番号	西暦年月日 和暦年月日	東北経緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西部（遠江）	中部（駿河）	東部（伊豆）
	1997. 3. 3 平成 9. 3.13	伊豆半島東方沖	5.7 10km	V弱			伊東市を中心に負傷者3、家屋一部損壊65、道路損壊8、崖崩れ5、水道断水51戸、ブロック塀1ヶ所。
	2001. 4. 3 平成13	静岡県中部	5.3 30km	V強			静岡市を中心に負傷者8人、建物の一部破損。
*	2009.8.11 平成21	駿河湾	6.5 23km	VI弱	掛川市及び牧之原市を中心に断水約7万戸、停電約9,500戸。	静岡市及び牧之原市を中心に、県下で死者1、負傷者311、家屋半壊6、一部損壊8,666、火災3、ブロック塀207ヶ所。東名高速(上り)牧之原IC付近で盛土崩壊。	伊豆市を中心に山(崖)崩れ81箇所。
*	2011.3.11 平成23	142.9 38.1 三陸沖	9.0 24km	V弱			御殿場市を中心に負傷者4、家屋一部損壊2、下田市で住家床下浸水7、店舗内浸水6
	2011.3.15 平成23	静岡県東部	6.4 14km	VI強			富士宮市を中心に負傷者50、家屋一部損壊521、道路損壊7、崖崩れ8、停電21,700軒、水道断水500戸
	2011.8.1 平成23	駿河湾	6.2 23km	V弱	軽症2人、住宅一部損壊14件	重症1人、軽症9人、住宅一部損壊2件、島田市で12,000世帯で水道が白濁	軽症1人

第3節 予想される災害

本町に著しい被害を発生させるおそれがある地震としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード8.2）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.5）、相模トラフ沿いの最大クラスの地震（マグニチュード8.7）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。

町は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

1 第4次地震被害想定

地震によって、町内でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。

試算については、本町において、その発生の切迫性が指摘され、かつ、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区 分	レベル1の地震	レベル2の地震
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海地震・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震（内閣府（2012））
相模トラフ沿いで発生する地震	大正型関東地震 【今後30年以内の地震の発生確率： ほぼ0～5％】	元禄型関東地震 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 【今後30年以内の地震の発生確率： ほぼ0％】

※ 相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄16年（1703年）元禄関東地震は大正12年（1923年）大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

注）内閣府（2012）：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（以下同じ）

内閣府（2013）：首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに町民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

2 駿河トラフ・南海トラフ沿い発生するレベル1の地震（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海、南海地震等）の被害想定の結果

(1) 概 説

この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。なお、強震断層モデルは、レベル1の地震と

レベル2の地震と同じもの（内閣府（2012の基本ケース））を使用している。

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

項 目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約10	約10	約10	約10
	半壊	約200	約200	約200	約200
液状化	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
人工造成地	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
山・崖崩れ	全壊	約40	約40	約40	約40
	半壊	約90	約90	約90	約90
火災	焼失	—	—	—	—
建物棟数		7,422	7,422	7,422	7,422
建物被害総数	全壊及び焼失	約50	約50	約50	約200
	半壊	約300	約300	約300	約300

「—」：被害わずか

（注）・端数処理のため、合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

（単位：人）

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 （うち屋内収容 物移動・転倒、屋 内落下物	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	約10	—	—	—	—
	軽傷者数	約30 （約10）	約40 （約10）	—	約10	約10	—
山・崖崩れ	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—	—	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—	—	—	—
火災	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—	—	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—	—	—	—
ブロック塀等転 倒、屋外落下物	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—	—	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—	—	—	—
死傷者数合計	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	約10	—	—	—	—
	軽傷者数	約30	約40	—	約10	約10	—
自力脱出 困難者数	木 造	—	—	—	—	—	—
	非木造	—	—	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—	—	—

「—」：被害わずか

（注）・端数処理のため、合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1991）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

3 駿河トラフ・南海トラフ沿い発生するレベル2の地震（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果

(1) 概 説

この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む。）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議（2011）を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。

注）中央防災会議（2011）：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波に関する専門調査会報告
これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

本町に最も大きい被害が想定される「東側ケース」について想定結果を掲載する。

(2) 建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

項 目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約50	約50	約50	約50
	半壊	約400	約400	約400	約400
液状化	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
人工造成地	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
山・崖崩れ	全壊	約40	約40	約40	約40
	半壊	約100	約100	約100	約100
火災	焼失	—	—	—	—
建物棟数		7,422	7,422	7,422	7,422
建物被害総数	全壊及び焼失	約100	約100	約100	約100
	半壊	約500	約500	約500	約500

「—」：被害わずか

注）端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

(3) 人的被害に係る想定結果

（単位：人）

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 （うち屋内収容 物移動・転倒、屋 内落下物	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	約10	約20		—	約10	
	軽傷者数	約70 （約10）	約80 （約10）		約20	約20	
山・崖崩れ	死者数	—	—		—	—	
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽傷者数	—	—		—	—	
火災	死者数	—	—		—	—	
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽傷者数	—	—		—	—	
ブロック塀等転 倒、屋外落下物	死者数	—	—		—	—	
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽傷者数	—	—		—	—	
死傷者数合計	死者数	—	—		—	—	
	重傷者数	約10	約20		—	約10	
	軽傷者数	約70	約80		約20	約20	
自力脱出 困難者数	木 造	—	—	—			
	非木造	—	—	—			
	合 計	—	—	—			

「—」：被害わずか

注）端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震（大正型関東地震）の被害想定の結果

(1) 概 説

この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本町に最も大きな影響が想定される大正型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動及び液状化危険度の想定をしている。

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項 目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	約1,700	約1,700	約1,700
	半壊	約1,500	約1,500	約1,500
液状化	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
人工造成地	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
山・崖崩れ	全壊	約60	約60	約60
	半壊	約100	約100	約100
火災	焼失	約20	約20	約90
建物棟数		7,422	7,422	7,422
建物被害総数	全壊及び焼失	約1,700	約1,700	約1,800
	半壊	約1,700	約1,700	約1,600

「—」：被害わずか

注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)	死者数	約30 (約10)	約10	約20
	重傷者数	約200 (約20)	約200 (約20)	
	軽傷者数	約400 (約80)	約300 (約600)	
山・崖崩れ	死者数	—	—	
	重傷者数	—	—	
	軽傷者数	—	—	
火災	死者数	—	—	
	重傷者数	—	—	
	軽傷者数	—	—	
ブロック塀等転倒、屋外落下物	死者数	—	—	
	重傷者数	—	—	
	軽傷者数	—	—	
死傷者数合計	死者数	約30	約20	約30
	重傷者数	約200	約200	
	軽傷者数	約400	約300	
自力脱出 困難者数	木 造	約100	約50	約90
	非木造	約20	約50	約30
	合 計	約100	約100	約100

「—」：被害わずか

注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震（元禄型関東地震）の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本市に最も大きな影響が想定される元禄型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動及び液状化危険度の想定をしている。

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項 目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	約2,400	約2,400	約2,400
	半壊	約1,400	約1,400	約1,400
液状化	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
人工造成地	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
山・崖崩れ	全壊	約70	約70	約70
	半壊	約200	約200	約200
火災	焼失	約30	約30	約100
建物棟数		7,422	7,422	7,422
建物被害総数	全壊及び焼失	約2,500	約2,500	約2,600
	半壊	約1,600	約1,600	約1,600

「—」：被害わずか

注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)	死者数	約50 (約10)	約20 (約10)	約40 (約10)
	重傷者数	約200 (約30)	約800 (約80)	
	軽傷者数	約400 (約100)	約1,200 (約300)	
山・崖崩れ	死者数	—	—	
	重傷者数	—	—	
	軽傷者数	—	—	
火災	死者数	—	—	
	重傷者数	—	—	
	軽傷者数	—	—	
ブロック塀等転倒、屋外落下物	死者数	—	—	
	重傷者数	—	—	
	軽傷者数	—	—	
死傷者数合計	死者数	約50	約30	約40
	重傷者数	約200	約300	
	軽傷者数	約400	約400	
自力脱出 困難者数	木 造	約200	約90	約200
	非木造	約30	約80	約50
	合 計	約200	約200	約200

「—」：被害わずか

注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、広域行政組合、町の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに地震防災応急計画又南海トラフ地震防災対策計画(以下「対策計画」という。)を作成すべき者は、それぞれ東海地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 町

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他住民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理（対策計画については、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく対策計画を作成すべき範囲に存する市町に限る。）
- (8) 東海地震に関連する情報（「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震に関連する調査情報（臨時）」、警戒宣言、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 避難の指示に関する事項
- (10) 消防、水防、その他の応急措置
- (11) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (12) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における町有施設及び設備の整備又は点検
- (13) 緊急輸送の確保
- (14) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (15) 県、広域行政組合、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (16) その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置

2 県

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
- (8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (9) 東海地震に関連する情報（「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震に関連する調査情報（臨時）」）、警戒宣言、地震情報、大津波警報、津波警報・津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (11) 避難の指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (14) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (15) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送の確保
- (17) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

3 静岡県警察（御殿場警察署）

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の早期把握
- (3) 負傷者の救出救助
- (4) 緊急交通路の確保等交通上の措置
- (5) 避難誘導及び二次被害の防止措置
- (6) 検視及び行方不明者の捜索
- (7) 被災地域における社会秩序の維持
- (8) 県民の安全の確保と不安解消のための広報
- (9) 関係機関の行う災害復旧、復興対策への協力
- (10) その他必要な警察業務

4 広域行政組合

- (1) 防災計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (5) 警戒宣言発令時及び災害時における広域行政組合所有の施設及び設備の整備又は点検

5 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
財務省東海財務局	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供移管すること
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整
厚生労働省静岡労働局	ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導 イ 事業場の被災状況の把握
農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること

	サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
林野庁関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給
経済産業省関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること オ ガスの安定供給に関すること
経済産業省 関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（ エ ガスの安全確保に関すること
国土交通省 中部地方整備局 （沼津河川国道事務所）	管轄する道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 （ア）所管施設の耐震性の確保 （イ）応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 （ウ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 （エ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 （ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （イ）路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 （ウ）所管施設の緊急点検の実施
国土交通省中部運輸局	ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 ウ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 エ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 オ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 カ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令 キ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。
国土交通省東京航空局 東京空港事務所	ア 航空の安全確保のための航空情報を発出すること イ 必要に応じ一般航空機の飛行規制措置を実施すること
国土地理院 中部地方測量部	ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じ復旧測量等を実施する。
気象庁東京管区气象台 （静岡地方气象台）	ア 県知事に対して速やかに東海地震に関連する情報の通報を行うこと イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 ウ 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守 エ 地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 オ 異常現象に関する情報が発見者又は行政機関から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること
環境省関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社 東海支社	ア 郵便事業の運営に関すること イ 施設等の被災防止に関すること ウ 利用者の避難誘導に関すること エ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体処置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配付 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会 静岡放送局東部報道室	ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、東海地震予知情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
中日本高速道路株式会社 東京支社御殿場保全・サービスセンター	ア 交通対策に関すること イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること
東海旅客鉄道株式会社 静岡支社御殿場駅	ア 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 東海地震予知情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 施設等の整備
西日本電信電話株式会社 静岡支店 株式会社NTTドコモ 東海支社静岡支店	ア 警戒宣言発令時及び災害時における重要通信の確保 イ 警戒宣言発令時及び災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガス エナジー ENEOS グローブ株式会社 シクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送
日本通運株式会社 御殿場営業所	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
東京電力パワーグリッド株式会社 静岡総支社	ア 警戒宣言発令時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	ア 警戒宣言発令時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置 イ 災害予防広報
KDDI株式会社静岡支店 ワコパソ株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施

一般社団法人 日本建設業連合会中部支部 一般社団法人 全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディング	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。

(3) 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び社団法人静岡県看護協会を除く。）
一般社団法人静岡県ＬＰ ガス協会 東部支部御殿場 地区会	ア 需要家に対するＬＰガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 警戒宣言発令時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等 災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所に被害状況調査及び応急復旧
静岡県道路公社 東部管理センター	ア 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 イ 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備 ウ 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧
静岡放送(株) 沼津支社 (株)テレビ静岡 沼津支社 (株)静岡朝日テレビ 東部支部 (株)静岡第一テレビ 東部支局 静岡エフエム放送(株)	ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等 による防災知識の普及 イ 警戒宣言発令時及び災害時において特別番組を編成し、東海地震予知情報、地震情報、 その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
一般社団法人静岡県トラック協会東部支部 一般社団法人静岡県バス協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援
土地改良区	ア 災害予防 所管施設の耐震性の確保 イ 警戒宣言発令時 関係機関等に対する用水状況の情報提供 ウ 応急・復旧 (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 所管施設の緊急点検 (ウ) 農業用水及び非常用水の確保
公益社団法人 静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人 静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

富士山静岡空港株式会社	ア 緊急事態を想定した訓練の実施 イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

(4) 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
第34普通科連隊（板妻） 富士教導団（富士）	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動

(5) 公共的団体

機 関 名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人御殿場市医師会 静岡県北駿薬剤師会 駿東歯科医師会	救護班の派遣による医療救護活動の実施
御殿場農業協同組合	ア 被災農家に対する融資あっせん及び共催事業の実施 イ 種苗及び肥料の確保 ウ 被災農家に対する営農指導
小山町商工会	被災商工業者に対する災害融資及び経営指導に関すること。
富士急行株式会社 箱根登山バス株式会社 小田急箱根高速バス(株) JRバス関東株式会社 JR東海バス株式会社 京浜急行バス株式会社	ア 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報の伝達 イ バスの運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 東海地震予知情報、バスの運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 設備等の整備

(6) 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

処理すべき事務又は業務
ア 地震防災訓練 イ 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知 ウ 従業員等に対する防災教育及び広報 エ 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置 オ 防災組織の整備 カ 東海地震予知情報等の収集及び伝達 キ 警戒宣言発令時における従業員及び施設利用者等の避難誘導 ク 警戒宣言発令時における火気の規制、施設・整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置 ケ 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導

第2章 平常時対策

地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第1節 防災思想の普及

（共通対策編 第2章災害予防計画 第4節「防災知識の普及計画」に準ずる。）

第2節 自主防災活動

（共通対策編 第2章災害予防計画 第8節「自主防災組織の育成」及び第9節「事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。）

第3節 地震防災訓練の実施

東海地震に関連する情報の発表時、警戒宣言発令時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

町民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として町の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、避難行動要支援者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 町

町は、総合防災訓練、地域防災訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。

訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と医療機関、事業所等との連携による防災活動など、過去の災害履歴など地域の特性を踏まえた訓練を実施するものとする。訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要の応じ体制等の改善を行う。

区 分	内 容
総合防災訓練	(1) 職員の動員 (2) 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 (3) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報 (4) 警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定 (5) 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 (6) 食料、飲料水、医療その他の救援活動 (7) 消防、水防活動 (8) 救出・救助 (9) 避難生活 (10) 道路啓開 (11) 応急復旧 (12) 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による活動
地域防災訓練	(1) 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。 (2) この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。

2 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画に基づいて訓練を行う。
その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

機 関 名 等	重 点 事 項
東海旅客鉄道株式会社 静岡支社御殿場駅	(1) 警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達 (2) 列車の運転規制方及び運転再開方 (3) 旅客の避難誘導
西日本電信電話(株)静岡支店 株式会社NTTドコモ東海 支社静岡支店	(1) 警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達 (2) 警戒宣言発令を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 (3) 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策
中日本高速道路株式会社 東京支社御殿場保全・サー ビスセンター	(1) 警戒宣言等の伝達 (2) 地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配 (3) 交通対策 (4) 緊急点検
東京電力パワーグリッド株 式会社静岡総支社	(1) 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧 (2) 地震防災応急対策 (3) 災害復旧
富士急行株式会社 小田急箱根高速バス(株) JRバス関東株式会社 JR東海バス株式会社	(1) 乗客の避難 (2) 情報伝達
地震防災応急計画及び 対策計画の作成義務者	(1) 情報の収集及び伝達 (2) 避難誘導 (3) 火災予防措置及び施設、設備等の点検 (4) その他施設、事業の特性に応じた事項

第4節 地震災害予防対策の推進

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。

町は、国の「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における首都直下地震緊急対策区域に指定されており、県の「地震対策アクションプログラム2013」を踏まえ、町民の参画を進め、国、県と連携し、効率的・効果的な地震対策を進める。必要な対策の実施期間及び目標等については、「小山町地震・津波対策アクションプログラム 2013」によるものとする。

業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

1 広域応援部隊の受援体制

町は、自衛隊、緊急消防援助隊、医療応援班及び災害派遣医療チーム（通称：DMAT）などの広域応援部隊の受け入れ施設などについて計画し、実践的な訓練等を通じて、広域応援部隊の受援体制の整備に努めるものとする。

2 消防用施設の整備

町は、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。

- (1) 消防団による避難誘導のため拠点施設
- (2) 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
- (3) 消防の用に供自家発電設備又は自家給油設備
- (4) 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両又は資機材
- (5) その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

3 火災の予防対策

町は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び町民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の指導を進める。

区 分	内 容
危険物施設 少量危険物取扱所	県が作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。
高圧ガス(ＬＰガスを含む。)施設	(1) 高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。 (2) 特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。
ＬＰガス消費設備	ＬＰガスボンベについては、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。
都市ガスの安全対策	雑居ビル、建築物の地階及び地下街等における点検の強化、ガス警報設備の設置、通報体制の整備、ガス遮断装置の設置等を指導する。
研究室、実験室等薬品類を保有する施設	次のような自然発火が生じないように予防措置を講ずることを指導する。 (1) 可燃物と酸化剤の接触による発火 (2) 黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火 (3) 金属粉、カーバイト、その他浸水による発火
不特定多数の者が出入りする施設	劇場、百貨店、旅館、雑居ビル、建築物の地階及び地下街等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。
石油ストーブ	対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。
家庭用小型燃料タンク	燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
その他の出火危険物	アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。

4 建築物等の耐震対策

区 分	内 容						
建築主等による耐震性の向上	建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 (1) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。 (2) 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震補強を実施する。						
町が実施する耐震性の向上	次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 (1) 町民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。 (2) 自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。 (3) 建築主及び建築設計者等への下記についての啓発 <table border="1"> <tr> <td>新 築 建築物</td><td>「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底</td></tr> <tr> <td>既 存 建築物</td><td>「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存骨造建築物の耐震診断及び震改修指針」等による耐診断及耐震補強</td></tr> <tr> <td>建 築 設備</td><td>「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強</td></tr> </table> (4) 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の活用促進 プロジェクト「TOUKAIーO」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。	新 築 建築物	「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底	既 存 建築物	「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存骨造建築物の耐震診断及び震改修指針」等による耐診断及耐震補強	建 築 設備	「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強
新 築 建築物	「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底						
既 存 建築物	「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存骨造建築物の耐震診断及び震改修指針」等による耐診断及耐震補強						
建 築 設備	「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強						

公共建築物の耐震化	(1) 町は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。 (2) 防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。
コンピュータの安全対策	町は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。
家具等の転倒防止	(1) 町は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、町民に対する啓発指導に努める。 (2) 事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について安全対策の実施を指導する。
ブロック塀等の倒壊防止	(1) 町有施設においては、原則として新たにブロック塀を使用しない。または、60cm 以下の高さとする。 (2) 町有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法第12 条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。 (3) 町は民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。
ガラスの飛散防止	町は、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策実施を指導する。
耐震化以外の命を守る対策	耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。
供給ラインの耐震化	ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。 災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。 ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

5 被災建築物等に対する安全対策

町は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。

6 地盤災害の予防対策

町は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

区 分	内 容
山・がけ崩れ防止対策の推進	山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。
軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、「木造住宅の簡易な軟弱地盤対策」等により必要な対策を講ずるよう指導する。
液状化対策の推進	液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。 地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。
大規模盛土造成地対策の推進	地震時に、滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、宅地の安全性の把握に努めるよう周知する。

7 落下倒壊危険物対策

地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。

町は、当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物 件 名	措 置 等
横 断 歩 道 橋	施設の点検を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。
道 路 標 識 、 交 通 信 号 機 等	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電 柱 ・ 街 路 灯	施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
ア ー ケ ード 、 バ ス 停 上 屋 等	(1) 新設については、安全性を厳密に審査する。 (2) 既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。 (3) 設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看 板 、 広 告 物	(1) 許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。 (2) 許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性に向上を図る。 (3) 設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブ ロ ッ ク 塀	(1) 既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。 (2) 新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
天 井	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガ ラ ス 窓 等	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自 動 販 売 機	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹 木 、 煙 突	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

道路区域内における不法占用防止のため、占用物件の規制、取締を強化するほか、県、町の広報機能等を活用し関係者に啓発する。

8 危険予想地域における災害の予防

(1) 避難計画の策定

町は、下記事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努める。

区 分	内 容
要避難地区の指定	町長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、町地域防災計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。
避難対象地区の指定	町長は、警戒宣言発令時に避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。
避難地、避難路の指定	町長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、避難地、幹線避難路を指定する。 また、必要に応じ一次避難地を指定する。
避難所の指定	町長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。

(2) 平常時に実施する災害予防措置

区 分	内 容
避難誘導 体制整備	町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

山・がけ崩れ危険 予想地域等	要避難地区については、山・がけ崩れ危険予想地域については次の予防措置を講ずる。	
	山・がけ崩れ危険予想地域図	町及び県は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。
	住民への危険性の周知	町長は、域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。
	警戒宣言発令時	町は、警戒宣言が発せられた場合には、町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに危険箇所から離れ、避難地へ避難する等地域の実情に応じ住民のとりべき行動について周知徹底に努める。
	地震発生時	町長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難施設や避難地（耐震性を有する屋内施設を含む）へ避難する等地域の実情に応じ住民のとりべき行動について周知徹底に努める。

9 被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

実施主体	内 容
町	(1) 自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発 (2) 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進 (3) 救出技術の教育、救出活動の指導 (4) 大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備
自主防災組織、事業所等	(1) 救出技術、救出活動の習得 (2) 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施 (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

10 要配慮者の支援

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、共通対策編 第2章第12節「要配慮者支援計画」に準ずる。

11 生活の確保

警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

(1) 食料及び生活必需品の確保

実施主体	内 容
町	ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄 イ 町内における緊急物資流通在庫調査の実施 ウ 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄 エ 町内における緊急物資調達及び配分計画の策定 オ 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討 カ 住民が実施する緊急物資確保対策の指導 キ 給食計画の策定
町民	ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄 イ 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備 ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進 エ 緊急物資の共同備蓄の推進

(2) 飲料水の確保

実施主体	内 容
町	ア 水道の基幹施設（配水池・基幹管路）の耐震化、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備及び復旧資材の備蓄を行う イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。 ウ 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材を整備するとともに貯水槽を設置する。 エ 町民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について指導を行う。 オ 工事業者等との協力体制を確立する。

町民	ア 家庭における貯水 (7) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。 (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。 (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。 イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保 (7) 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。 (イ) 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。 (ウ) ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要なとされる資機材等を整備する。

(3) 燃料の確保

県、町及び重要施設の管理者等の行う措置は共通対策編第2章第15節「重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画」に準ずる。

(4) 医療救護

実施主体	内 容
町	ア 直接地域住民の生命、健康を守るため、町医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。 イ 大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。 ウ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。 エ 救護班（DMA T等医療チーム）の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。 オ 家庭救護の普及を図る。
自主防災組織	ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。 イ 医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。 ウ 担架、救急医療セット等の応急救護資機材等を整備する。
町民	ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。 イ 医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。 ウ 献血者登録に協力する。

(5) 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内 容
町	ア し尿処理及び防疫実施計画を作成する。 イ し尿処分地の選定及び仮設便所の資機材を準備する。 ウ 防疫用薬品の調達計画を作成する。 エ 住民が行う防疫の指導をする。 オ 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。

(6) 清掃活動

実施主体	内 容
町	ア 被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画を定める。 イ 住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。

(7) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

町は、避難所（被災者の避難施設）に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要とき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

なお、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

必要な設備及び資機材	
ア 通信機材	キ 物資の集積所
イ 放送設備	ク 仮設の小屋又はテント
ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）	ケ 仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ
エ 炊き出しに必要な機材及び燃料	コ 防疫用資機材
オ 給水用機材	サ 清掃用資機材
カ 救護所及び医療資機材	シ 工具類

(8) 救援・救護のための標示

区 分	内 容
公共建築物・病院の 屋上への番号標示	町は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため 小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に番号を標示する。
孤立予想地域	町は、孤立するおそれがある地域について地名標示シート、無線施設等の整備を実施、促進す る。

(9) 応急住宅

区 分	内 容
供給体制の整備	町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握 するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
あっせん等体制の 整備	町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努 め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

1 2 緊急輸送活動体制の整備

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業
者との協定の締結に努めるものとする。

障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。

災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害とな
る可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

1 3 災害廃棄物の処理体制の整備

実施主体	内 容
町	(1) 災害廃棄物（がれき・残骸物）処理計画の作成に努める。 (2) 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努めるものとする。

1 4 公共土木施設等の応急復旧

町は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資
機材の整備に努める。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

1 5 情報システムの整備

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及
び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン
化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

1 6 緊急輸送用車両等の整備

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を行い、地震に強いまちづくりを進
める。

1 7 文化財等の耐震対策

文化財建築物、文化財所蔵施設の所有者等及び静岡県重要文化財等所有者連絡協議会は、その耐震性の向
上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとし
る。

必 要 な 対 策
(1) 文化財等の耐震措置の実施 (2) 安全な公開方法、避難方法の設定 (3) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における連絡体制の事前整備 (4) 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備 (5) 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備 (6) 地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

第3章 地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。事業の実施期間は、昭和55年度から令和6年度までの45年間である。

第1節 地震防災施設整備方針

東海地震等による災害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。

整 備 方 針
1 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因を予め除去又は軽減すること。 2 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること。 3 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

1 防災業務施設の整備

区 分	内 容
消防用施設の整備 及び消火用水対策	(1) 地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。 (2) 河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。
通信施設及び情報 処理体制の整備	(1) 地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。 (2) このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星ネットワークと防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努め (3) 情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。 (4) 住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

2 地域の防災構造化

区 分	内 容
避難地の整備	既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するため、一次避難地及び広域避難地の整備を図る。
避難路の整備	幹線避難路等町長の指定する避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。また、避難人口の規模に応じた避難地の整備を図る。
消防活動用道路の 整備	人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。
共同溝、電線共同 溝等の整備	災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設について、各事業者、地元住民と調整を行いつつ整備を図る。
老朽住宅密集市街 地地震防災対策	建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

3 緊急輸送路の整備

区 分	内 容
道 路 の 整 備	(1) 緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 (2) 地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 (3) 第1次緊急輸送路（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、第2次緊急輸送路（第1次緊急輸送路と役場及び重要な指定拠点を連結する道路）及び第3次緊急輸送路（第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路）を指定し、人員、物資の輸送に支障ないよう整備する。
交通管制資機材の整備	災害時の交通の混乱を防止し、円滑な緊急輸送を実施するために、交通情報の収集又は提供に係る交通管制資機材の整備を図る
ヘリポートの整備	緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

4 防災上重要な建物の整備

区 分	内 容
医療救護施設の整備	在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。
社会福祉施設の整備	社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。
学校等施設の整備	児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。
不特定多数が利用する公的建物の整備	教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
庁舎、消防施設等の整備	庁舎、消防施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。
地域防災拠点施設	(1) 地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。 (2) 地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

5 災害防止事業

区 分	内 容
山崩れ、地すべり等の防止	(1) 地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。 (2) ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。

6 災害応急対策用施設等の整備

区 分	内 容
飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備	飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。
防 災 倉 庫 の 整 備	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、防災倉庫の整備を図る。
応急救護設備等の整備	負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。
緊急輸送用車両等の整備	緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、町は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、以下のとおり定める。

また、町は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討静岡県版ガイドライン」等を参考に、事前避難対象地域等の住民の避難に関する事項等を地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。

なお、防災関係機関の実施すべき防災対応についても、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、本章において定める。

I 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

町は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、「小山町災害対策本部編成表」に基づき「情報収集体制」をとり、関係所属による情報収集及び連絡活動を行うものとする。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	情報収集体制 関係所属による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。

II 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、「小山町災害対策本部編成表」に基づき「警戒体制」をとり、事態の推移を踏まえ、以下のとおり、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行うものとする。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	警戒体制 事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡 活動を行い、警戒活動等を実施する体制をとる。その他に次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載している措置（後述イ～力）については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。町及び県は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。周知及び呼びかけの方法は、「共通対策編 第3章 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」及び「地震対策編 第4-2章 地震防災応急対策 第2節 情報活動 第3節 広報活動」に準ずる。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

町及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4節 町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、「小山町災害対策本部編成表」に基づき「災害警戒本部」を設置し、事態の推移を踏まえ、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとるものとする。

関係所属における情報の収集・伝達に係る役割分担は、「共通対策編 第3章 災害応急計画 第2節 1 災害対策組織」及び「資料編1組織 1-2-3 小山町災害対策本部事務分掌」による。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	災害警戒本部 本部長である町長の指揮のもと、全庁的な情報共有及び大規模な災害の発生に備える体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 - ア 情報の伝達 - イ 必要な事業を継続するための措置 - ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 - エ 施設及び設備等の点検 - オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 - カ 防災対応実施要員の確保等 - キ 職員等の安全確保 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。町は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。周知及び呼びかけの方法は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」及び「地震対策編 第4-2章 地震防災応急対策 第2節 情報活動 第3節 広報活動」に準ずる。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4節 避難対策等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合に、直ちに避難対策等を実施するため、住民等が後発地震が発生してからの避難では、がけ崩れ等からの緊急避難が間に合わない急傾斜地崩壊危険箇所等の地域（以下、本町における「事前避難対象地域」という）の設定や、事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び事前避難先等について検討する。

なお、当該計画は急傾斜地崩壊危険箇所の指定等の状況、避難訓練の実施状況等を踏まえ、見直していくものとする。事前避難対象地域については、地域の実状等を踏まえ、以下の2種類に区分する。

①住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域

②高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域

町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等以外の地域住民等及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

1 地域住民等の事前避難行動等

(1) 基本方針

町長は、急傾斜地崩壊危険箇所の指定等の状況や避難訓練の実施状況等の地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、後発地震に備え1週間、事前避難を継続するよう呼びかけるものとする。

(2) 事前避難対象地域の設定

町は、急傾斜地崩壊危険箇所のがけ崩れ等による被害の発生が予想される地区等において、地域の特性を考慮のうえ、住民事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域を設定について検討するものとする。なお、昼間には避難が可能であるが、夜間（就寝時）にはがけ崩れ等からの緊急避難が困難と想定される地域においては、夜間（就寝時）のみを対象とした事前避難対象地域を設定することも検討する。

(3) 避難指示等の基準

町長は、国から指示が発せられた後、事前避難対象地域内の住民等に対して、以下のとおり避難指示等を行うものとし、対象地区等について、あらかじめ定めるものとする。なお、夜間（就寝時）のみを対象とした事前避難対象地域に対しては、夜間のみを対象とした避難指示等を発表するものとする。

ア 住民事前避難対象地域：避難指示

イ 高齢者等事前避難対象地域：高齢者等避難

(4) 避難指示等の伝達方法

町長は、避難指示等を発表したときは、直ちに事前避難対象地域内の住民等に対して、同時通報用無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。

(5) 避難に関する情報の平時からの周知

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に南海トラフ地震臨時情報そのものを理解している必要がある。このため、町県は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき以下の事項等について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。

ア 事前避難対象地域の地区名等

イ 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認

ウ 安全な避難場所・避難経路等の確認

エ 避難行動における注意事項

(6) 避難計画の作成

町は、事前避難対象地域の住民等が一定期間避難生活するための避難所の選定、避難経路の指定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定めるものとする。

2 避難所の運営

(1) 基本方針

事前避難先は、避難を必要とする住民の親類・知人宅等を基本とするが、町は、親類・知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。また、町は、住民等と避難所の運営方法などについて、あらかじめ具体的に検討・調整するものとする。

(2) 避難所の設置及び避難生活

ア 避難生活者

事前避難対象地域の住民等のうち、親類・知人宅等への避難が困難な住民等とする。

イ 設置場所

町は、当面の暫定的な処置として、町有施設を事前避難のための避難所として指定する。

なお、今後の事前避難対象地域の検討等に伴い、逐次、事前避難のための避難所について追加修正するものとする。

事前避難のための避難所 (暫定的処置)	避難所名	
	1	総合文化会館（総合体育館）
	2	健康福祉会館

ウ 設置期間

国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとした1週間とする。

エ 避難所の運営

避難者が自ら行うことを基本とし、町は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割等について、住民等と検討・調整を行うものとする。

第5節 消防機関等の活動

町は、「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関・消防団及び水防団が出火及び混乱の防止、がけ崩れ等からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- 1 避難勧告、避難準備高齢者避難開始等の発令に必要な情報の的確な収集及び伝達
- 2 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

第6節 警備対策

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、警察に対して、次の事項を重点として、措置を依頼するものとする。

- 1 正確な情報の収集及び伝達
- 2 不法事案等の予防及び取締り
- 3 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

第7節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

2 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

4 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

5 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用にも努めるものとする。

第8節 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

第9節 交通

1 道路

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動について、警察を通じ地域住民等に周知するものとする。

2 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

第10節 町自らが管理等を行う施設等に関する対策

1 防災上重要な施設に対する措置

防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、町が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

区分	内容
河川	(1) 施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を講ずる。 (2) 管理システム、防災システム等の操作手順を確認し、必要な点検を実施する。

ため池及び用水路	ため池及び農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてため池からの放流、用水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。
道路	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	(1) 土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・町等の連絡体制を整える。 (2) 巨大地震発生時の土砂災害警戒情報の運用について、静岡地方気象台と確認する。
工事中の公共施設、建築物、その他	地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。
本庁及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本庁、総合文化会館、健康福祉会館等、災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道水供給施設及び工業用水道施設	溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

町が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、町が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。なお、町以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応については、下記内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。

各施設が共通して定める事項	(1) 情報の伝達 (2) 必要な事業を継続するための措置 (3) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 (4) 施設及び設備等の点検 (5) 地震に備えて普段以上に警戒する措置 (6) 防災対応実施要員の確保等 (7) 職員等の安全確保	
施設の特性に応じた主要な個別事項	病院	(1) 耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。 (2) また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。 (3) 入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。 (4) 入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。

	学校	児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について (1) 高齢者等事前避難対象地域に位置することも園、小学校等の1週間程度の休校措置を検討。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 (2) 住民事前避難対象地域に位置することも園、小学校等の1週間程度の休校措置を検討。 その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 (3) 上記事前避難対象地域に指定されていない地域にある学校については、避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。
	社会福祉施設	(1) 情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。 なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、危険の及ばない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は垂直避難も検討するよう努める。 (2) 事前避難対象地域内にある施設は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等をあらかじめ定める。この場合において、要配慮者等の避難誘導について、配慮するものとする。

第11節 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

町以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、町が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

第4-2章 地震防災応急対策（発災前の対策）

第1節 防災関係機関の活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の町及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

1 町

【東海地震注意情報発表時等】

区 分	内 容
防災体制の確保	(1) 東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて小山町地震災害警戒本部を迅速に設置できるよう準備する。 (2) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。
応急対策の内容	東海地震注意情報発表時に実施する応急対策の主な内容は、次のとおりである。 (1) 東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有 (2) 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報

応急対策の内容	(3) 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備 (4) 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備 (5) 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置 (6) 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整 (7) 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請 (8) 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保 (9) 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地の開設 (10) 必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備 (11) 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携 ア 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。 イ 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を管轄警察署に要請する。 ウ 住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。 (12) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備
消防機関の措置	(1) 消防本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等 (2) 消防団は、団員の連絡体制の確保、必要に応じて住民等の避難誘導

【警戒宣言発令時】

区分	内容
警戒本部	(1) 町長は、警戒宣言が発せられたときは、小山町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。 (2) 警戒本部の組織及び所掌事務は、小山町地震災害警戒本部条例（昭和54年小山町条例第22号）及び小山町地震災害警戒本部運営要領（昭和56年7月1日施行）の定めるところによる。 ア 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達 イ 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携 ロ 警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施のため、職員の派遣等必要な事項を要請する。 リ 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を管轄警察署に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県・県警察本部等にそれぞれ要請する。 ル 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。 ウ 避難指示又は警戒区域の設定 エ 消防職員、団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備 オ 消防、水防等の応急措置 カ 避難者等の救護 キ 緊急輸送の実施 ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊先遣部隊の受入 ケ 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備 コ 自主防災組織活動の指導、連携 サ その他地震防災上の措置
消防、水防機関の措置	警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。 ア 情報の収集と伝達 イ 消火活動、救助活動の出動体制の確立 ウ 地域住民への避難指示の伝達 エ 出火防止のための広報 ア 情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立 ウ 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施 エ 水利の確保（流水の堰止め等を含む。） オ 住民の避難誘導 カ 水防資機材の点検、配備及び確保準備 キ 警戒区域からの避難確保のパトロール ク 救助用資機材の確保準備 ケ その他状況に応じた防災、水防活動

職員動員（配備）計画

ア 本部の従事者は、直ちに本部に参集し、防災業務につく。

イ 各部の職員は勤務時間の内外を問わず、警戒宣言発令時には、直ちに所定の場所において防災業務につく。

2 広域行政組合

区 分	内 容
警防本部の設置、組織及び事務分掌	御殿場市・小山町広域行政組合消防長（以下「消防長」という。）は、警戒宣言が発令されたときは、消防本部に警防本部を設置する。組織及び事務分掌は、御殿場市・小山町広域行政組合消防本部消防計画（以下「消防計画」という。）による。
消防職員動員（配備）	消防計画による。

3 防災関係機関

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
防災体制の確保	東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。
応急対策の内容	東海地震注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。 ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や町との情報の共有 イ 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報 ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施 エ 利用者等の社会的混乱を防止する活動 オ 県及び市町が実施する応急対策の連絡調整 カ 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備 キ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
警察庁関東管区警察局	管区内各県警察の実施する警備活動の連絡調整
総務省東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監視
財務省東海財務局	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整
農林水産省関東農政局	ア 情報収集 イ 関係機関との連絡調整 ウ 農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導
農林水産省 関東農政局静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関・団体の被災状況の把握
林野庁関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備
経済産業省 関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること エ ガスの安定供給に関すること

関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること エ ガスの安全確保に関すること
国土交通省 中部地方整備局 (沼津河川国道事務所)	ア 施設対策等 (ア) 道路施設対策等 (イ) 営繕施設対策等 (ウ) 電気通信施設等対策等 イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 ウ 他機関との協力 エ 広報
国土交通省中部運輸局	ア 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導 イ 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達 ウ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請
国土交通省東京航空局 静岡空港出張所	ア 航空機の安全確保のための航空情報の発出依頼 イ 必要に応じ一般航空機の飛行規制の連絡調整
国土地理院 中部地方測量部	ア 関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。
東京管区気象台 (静岡地方気象台)	ア 県知事に対する東海地震予知情報の通報 イ 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説 ウ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること

(2) 指定公共機関

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
日本郵便株式会社東海支社 (御殿場支店)	ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取り扱いを一時停止する旨の広報 ウ 郵便物等の被災防止
日本郵便株式会社東海支社 (駿河小山郵便局)	ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報 ウ 施設等の被災防止
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療救護班の派遣準備 イ 血液製剤の確保及び供給の準備 ウ 救護物資の配布準備 エ 赤十字飛行隊の派遣準備
日本放送協会	ア 地震に関する情報の迅速な伝達 イ 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送
中日本高速道路株式会社	ア 警戒宣言等の伝達 イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検
東海旅客鉄道株式会社 (静岡支社御殿場駅)	ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 イ 列車の運転規制 ウ 旅客の避難、救護 エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
西日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社(静岡支店)	ア 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施 イ 防災関係機関の重要通信の優先接続 ウ 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOSグループ株式会社 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社、福山通運株式会社、 佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保

東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社	ア 静岡総支社に非常災害警戒本部の設置 イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ本社並びに協力会社等に対し動員準備を要請 ウ 地震防災応急措置の実施状況を総支社で掌握し対策を促進 エ 電気による災害の予防広報の実施 オ 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施 カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保
電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	必要に応じて、電力施設の特別巡視・点検・機器調整、応急安全措置等の実施
KDDI株式会社(静岡支店) ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建築業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(3) 指定地方公共機関

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 イ 救護班の派遣又は派遣準備
一般社団法人静岡県ＬＰガス協会(東海支部御殿場地区会)	ア 需要家に対するＬＰガスによる災害の予防の広報 イ 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置
静岡県道路公社 (本部管理センター)	ア 道路情報板等による情報伝達 イ 交通対策 ウ 災害発生後に備えた応急復旧体制の確立
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 報道特別番組の編成 イ 東海地震予知情報、国、県、市町、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送 ウ 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送
一般社団法人静岡県トラック協会(御殿場支部) 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
土地改良区	ア 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配 イ 緊急点検

(4) 公共的団体

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
一般社団法人御殿場市医師会 北駿薬剤師会 駿東歯科医師会	医療救護活動のための救護班の派遣及び派遣準備
富士急行株式会社 箱根登山バス株式会社 小田急箱根高速バス(株) ＪＲバス関東株式会社 ＪＲ東海バス株式会社	ア 警戒宣言の伝達、東海地震予知情報 イ バスの運転規制 ウ バスの運行状況、乗客の避難状況等の広報

4 自衛隊

【東海地震注意情報発表時等】

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
富士教導団	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 各部隊の災害派遣準備 エ 情報組織の展開 オ 町への連絡班の派遣 カ 通信組織の編成等

【警戒宣言発令時】

自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
富士教導団	ア 町への現地調整所の開設 イ 地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備 ウ 地震防災派遣命令による避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援

第2節 情報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、町及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

1 町

区 分	内 容
東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知	(1) 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理については、勤務時間内においては防災担当課、勤務時間外及び休日等においては、日直・宿直において行うものとする。 なお、町警戒本部設置後においては、町警戒本部において受理するものとする。 ----- (2) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン）を用いて、地域住民等に伝達するものとする。 ----- (3) 東海地震注意情報、東海地震予知情報は、同時通報用無線、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	(1) 東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。 (2) 情報の種類の主なものは、次のとおりである。 ア 避難の状況 イ 交通機関の運行及び道路交通の状況 ウ 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況 エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況 オ 情報の変容、流言等の状況 カ 住民生活、社会・経済活動等の状況 キ 避難指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ） ク 消防職員・団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ） ケ 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）
県警戒本部等に対する報告	(1) 東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、東部方面本部を通じて「大規模地震に関する情報及び広報実施要領」（以下、「情報広報活動実施要領」という。）に定める項目について、すみやかに行うものとする。 (2) その主なものは、次のとおりである。 ア 避難の状況 イ 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

2 防災関係機関

区 分	内 容
東海地震予知情報等の収集及び伝達	県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を別に、あらかじめ県に届けるものとする。
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。

第3節 広報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに町民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障がいのある人、外国人等の要配慮者に配慮するものとする。

1 町

区 分	内 容
広 報 事 項	(1)町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるよう必要な事項について広報する。 (2)広報すべき事項は県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。 (3)その主なものは、次のとおりである。 ア 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味 イ 交通機関運行状況及び道路交通情報 ウ 家庭において実施すべき防災対策 エ 自主防災組織に対する防災活動の要請
広報実施方法	(1)同時通報用無線、CATV、広報車等 (2)自主防災組織を通じての連絡 (3)県に対する広報の要請

2 防災関係機関

区 分	内 容
広 報 事 項	(1)防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるよう必要な事項について広報する。広報する事項は県が作成した「情報広報実施要領」による。 (2)その主なものは、次のとおりである。 ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況 イ 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
広報実施方法	広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、町と連携を密にするものとする。

3 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

地域住民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。

情 報 源	情 報 内 容
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	警戒宣言
ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等
同時通報用無線、静岡エフエム、ケーブルTV、広報車、登録制メール	町域内の情報、指示、指導等
携帯電話、スマートフォン	緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等
自主防災組織を通じての連絡	町からの指示、指導、救助措置等
サイレン	警戒宣言が発せられたことの伝達
インターネット	地域の情報・指示・指導等

第4節 自主防災活動

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、町が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

準備的措置	(1) 自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保 (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認 (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ (4) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ (5) 東海地震注意情報発表時に山がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の避難行動要支援者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。 なお、避難の実施にあたっては、町や避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容	
自主防災組織本部の設営	活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。	
情報の収集・伝達	(1) 町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。 (2) 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。 (3) 応急対策の実施状況について、必要に応じ町へ報告する。	
初期消火の準備	可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。	
防災用資機材等の配備・活用	防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。	
家庭内対策の徹底	次の事項について、各家庭へ呼びかける。	
	家具の転倒防止	家具類の固定状況を確認する。
	落下等防止	タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。
	出火防止	火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。
	備蓄食料・飲料水の確認	備蓄食料及び飲料水を確認する。
	病院・診療所の外来診療	災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。
避難活動	避難行動	(1) 山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して町長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後、町に報告する。 (2) 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。 (3) 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられた時に町長の避難指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 (4) 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。

	避難生活	(1) 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。 (2) 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。 (3) 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、町等と連絡を取り、その確保に努める。
社会秩序の維持		(1) ラジオ、テレビ、同時通報用無線等による正確な情報の伝達に努め、流言ひ語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。 (2) 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。

第5節 緊急輸送活動

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。

地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

1 町

区 分	内 容								
緊急輸送対象の基本方針	(1) 地震防災応急対策に必要な緊急輸送は、町が行うことを原則とする。 (2) 自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときには、県に対して必要な措置を要求するものとする。 (3) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。 (4) 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。 (5) 警戒宣言発令後相当期間が経過し、町内における食料、その他物資に不足が生じた場合には、必要に応じ県警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。								
緊急輸送の対象となる人員、物資等	ア 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材 イ 緊急の処置を要する患者 ウ その他 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。 (ア) 食料 (イ) 日用品等 (ウ) その他緊急に輸送を必要とするもの。								
輸送体制の確立	(1) 輸送の方法 <table border="1"> <tr> <td>陸上輸送</td><td>・ 1次、2次、3次の緊急輸送道路により必要な輸送を行う。 ・ 国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。</td></tr> <tr> <td>航空輸送</td><td>・ 県に対し、県及び県警察のヘリコプターの要請、自衛隊に航空輸送の支援を依頼するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。</td></tr> </table> (2) 輸送手段の確保 次により、輸送手段の確保を図る。 ア 町有車両の活用 イ 民間車両等の借上げ ウ 燃料等の確保のための関係業界への協力要請	陸上輸送	・ 1次、2次、3次の緊急輸送道路により必要な輸送を行う。 ・ 国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。	航空輸送	・ 県に対し、県及び県警察のヘリコプターの要請、自衛隊に航空輸送の支援を依頼するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。				
陸上輸送	・ 1次、2次、3次の緊急輸送道路により必要な輸送を行う。 ・ 国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。								
航空輸送	・ 県に対し、県及び県警察のヘリコプターの要請、自衛隊に航空輸送の支援を依頼するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。								
緊急輸送の調整	(1) 町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは県警戒本部において調整を行う。 (2) この場合、次により調整することを原則とする。 <table border="1"> <tr> <th>優先順位</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>第1順位</td><td>町民の生命の安全を確保するため必要な輸送</td></tr> <tr> <td>第2順位</td><td>防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送</td></tr> <tr> <td>第3順位</td><td>地震発生後の活動の準備のための輸送</td></tr> </table>	優先順位	内 容	第1順位	町民の生命の安全を確保するため必要な輸送	第2順位	防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送	第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送
優先順位	内 容								
第1順位	町民の生命の安全を確保するため必要な輸送								
第2順位	防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送								
第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送								

2 防災関係機関

実施主体	内 容
防災関係機関	地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

第6節 自衛隊の支援

警戒宣言が発せられた場合、町長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の地震防災派遣要請を要求するものとする。

区 分	内 容
県知事に対する連絡の内容	町長は、県知事に対し、次の事項を明らかにした要請書により、自衛隊の派遣要請を要求するものとする。ただし緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 ア 災害の状況及び派遣を要請する理由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項（道路経路、受け入れ状態等）
地震防災派遣部隊の受入	・警戒本部は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。 ・自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県との連絡調整を行う。

第7節 避難活動

町長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発せられたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、避難行動要支援者等（支援者も含む）の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。

1 避難対策

区 分	内 容
基本方針	（1）町が、町地域防災計画において明らかにした、山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。 また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者等（支援者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。 なお、この場合、町は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、要配慮者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。
	（2）避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。 ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の有無を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。
	（3）避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。
	（4）避難誘導や避難地での生活に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。
	（5）その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。
避難のための指示	指示の基準 町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の指示」を行うものとする。

	指示の伝達方法	(1) 町長は、警戒宣言発令後は速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、広報車等により避難指示を行う。また、警察官に対し、避難指示の伝達について協力を要請する。 (2) 町は、必要に応じ避難指示に関する放送を県に依頼する。
	避難に関する周知事項	(1) 町（消防機関を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。 (2) 東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては、避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 ア 避難対象地区の地区名 イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施 ウ 避難経路及び避難先 エ 避難時する時期 オ 避難行動における注意事項（携行品、服装等）
警戒区域の設定	警戒区域設定対象地域	町は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前記の「避難に関する周知事項」に準じて周知を図る。
	規制の内容及び実施方法	町長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立ち入り禁止の措置をとる。町長は、警察官の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。
避難計画の作成		(1) 避難実施等措置者は、あらかじめ市町、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。 (2) 避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。
避難状況の報告		(1) 町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から次に掲げる避難状況の報告を求める。 ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。 ア 避難の経過に関する報告－危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。 (ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。） (イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置 (ウ) 町等に対する要請事項 イ 避難の完了に関する報告－避難完了後、速やかに行う。 (ア) 避難地名 (イ) 避難者数 (ウ) 必要な救助・保護の内容 (エ) 町等に対する要請事項
		(2) 町は、避難状況について県へ報告する。

2 避難地の設置及び避難生活

(1) 基本方針

町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

区 分	内 容
避難生活者	避難地で避難生活をする者は、山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。
設置場所	ア 山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。 イ 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。
設置期間	ア 警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。 イ 避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。

避難地の運営	ア 町は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。 イ 避難地には避難地の運営等を行うために必要な市町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ウ 避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女の二一歳の違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 エ 自主防災組織は、避難地の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。

第8節 社会秩序を維持する活動

（共通対策編 第3章災害応急対策計画 第18節「社会秩序維持計画」に準ずる。）

第9節 交通の確保活動

警戒宣言発令時の陸上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。

東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

1 陸上交通の確保対策

(1) 自動車運転者のとるべき措置

区 分	内 容
東海地震注意情報発表時	ア 走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。 イ 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。
警戒宣言発令時	ア 走行中の車両は次により行動する。 (ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。 (イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしない。 (ウ) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。 イ 避難のために車両を使用しない。

(2) 交通規制の方針

区 分	内 容
東海地震注意情報発表時	東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。 ア 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。 イ 警戒宣言が発せられた時の交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。 ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートの選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。
警戒宣言発令時	警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。 ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。 イ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るための交通規制を実施する。 ウ 東名高速道路及び新東名高速道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。 エ 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。 オ 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、各都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

(3) 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

区 分	内 容										
県内への一般車両の流入制限	ア 隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。 イ この場合県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。										
県内における車両の走行抑制	県内における一般車両の走行は極力抑制する。										
交通規制	ア 警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において、必要な交通規制を実施する。 イ 警察庁が指定する広域交通規制対象道路のうち、小山町に関連する道路は、次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、東富士五湖道路、国道138号バイパス										
緊急交通路等を確保するための措置	緊急交通路等については、各インターチェンジ等において交通検問所を設置し、緊急輸送車両以外の通行を禁止する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>路 線</th><th>検問所設置場所（県東部）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新東名高速道路</td><td>長泉沼津IC、新富士IC、新御殿場IC</td></tr> <tr> <td>東名高速道路</td><td>御殿場IC、御殿場JCT、裾野IC、沼津IC</td></tr> <tr> <td>東富士五湖道路</td><td>須走IC</td></tr> <tr> <td>国道138号バイパス</td><td>仁杉IC、ぐみ沢IC</td></tr> </tbody> </table>	路 線	検問所設置場所（県東部）	新東名高速道路	長泉沼津IC、新富士IC、新御殿場IC	東名高速道路	御殿場IC、御殿場JCT、裾野IC、沼津IC	東富士五湖道路	須走IC	国道138号バイパス	仁杉IC、ぐみ沢IC
路 線	検問所設置場所（県東部）										
新東名高速道路	長泉沼津IC、新富士IC、新御殿場IC										
東名高速道路	御殿場IC、御殿場JCT、裾野IC、沼津IC										
東富士五湖道路	須走IC										
国道138号バイパス	仁杉IC、ぐみ沢IC										

(4) 緊急輸送車両の確認等

- ア 緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。
- イ 確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。
- ウ これらの届出等及び確認の手続きについては、別に定める。

第10節 地域への救援活動

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医療品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及び保険に関する活動又はそう準備について定める。

東海地震注意情報発表時においては、県、町及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

準備的措置	ア 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等と連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。 イ 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。 ウ 町は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策を準備するとともに、町民に貯水の励行を呼びかける。 エ 町は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。 オ 町は、広域搬送拠点の立上げ準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。 カ 町民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。

【警戒宣言発令時】

1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

(1) 調達方針等

調達方針	ア 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。 イ 町の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、その供給は原則として有償とする。 ウ 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。
緊急物資の確保計画量	町は、別に定める各品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄をする。

(2) 県、町及び防災関係機関等がとる措置

実施主体	内 容
県	ア 町長の要請に応じ、当該市町域外からの緊急物資の調達及びあっせんを行う。この場合の調達先は、原則として県と緊急物資の供給協定を締結した県内の物資保有者とする。 イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を、必要に応じて確認する。 ウ 必要量の調達が困難と想定される緊急物資については、国に対し調達を要請する。 エ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、保管命令を発する。 オ 広域物資拠点の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。
町	ア 山・かけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。 イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。 ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。 エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。
防災関係機関	<u>農林水産省局政策統括官付貿易業務課</u> 県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。 <u>農林水産省関東農政局静岡県拠点</u> 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握 <u>経済産業省関東経済産業局</u> 県の要請に基づき、所掌に係る生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あっせん又はその準備措置を講ずる。 <u>日本赤十字社静岡県支部</u> 地震発生後、速やかに救援物資の配布ができるよう県を通して県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行う。
自主防災組織及び町民	ア 自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検・確認等緊急物資確保のための措置を実施する。 イ また、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。

(3) 調達が必要な緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、町民がそれぞれ確保すること原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、町は、県に対して緊急物資の調達を要請する。

2 飲料水等の確保

県、市町及び県民は地震発生後における飲料水等を確保するため、次の事項を実施する。

実施主体	内 容
県	ア 県民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水と呼びかける。 イ 市町が実施する飲料水対策を指導する。 ウ 広域的な応援体制を確立する。 エ 水道用水供給施設については、飲料水を確保するための必要な措置を講ずる。
町	ア 住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水と呼びかける。 イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。 ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。 エ 応急復旧体制の準備をする。

自主防災組織 及び町民	ア 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。 イ 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

3 医療救護活動、防疫及び保健衛生活動、廃棄物処理

町及び町民は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保険衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

(1) 医療救護活動

町は東海地震注意情報発表に引き続き、次の活動を行う。

実施主体	内 容
町	ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。 イ 救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を行う。 ウ 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。 エ 住民に対し、医療救護施設情報を周知する。 オ 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

(2) 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内 容
町	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。
町 民 及 び 自主防災組織	自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。
関 係 団 体	飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、県及び町から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

(3) 廃棄物処理

ア し尿処理

実施主体	内 容
町	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。 ウ し尿収集業者等への発災時の協力を要請する。 エ し尿収集車の緊急車両手続きを準備する。
町民及び 自主防災組織	ア 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。 イ 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

イ 廃棄物(生活系)・がれき・残骸物処理

実施主体	内 容
町	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 仮集積場の確認を行う。 ウ ごみ収集者への発災時の協力を要請する。
町民及び 自主防災組織	ア 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設定し住民に周知する。 イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。 ウ ごみの分別、搬出については、町の指導に従う。 エ 河川、道路及び谷間等に投棄しない。

4 応急復旧資材の確保

町は、地震発生後に速やかに応急復旧に要する資機材を供給できるよう、必要に応じて県及び関係団体等へ供給可能量の確認を行うとともに、発災時の協力を要請する。

5 応急仮設住宅の建設

町は、県及び関係団体等へ発災時の協力を要請する。

第 1 1 節 町有施設設備の防災措置

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な町有施設、設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1 無線通信施設等

無線機器運用管理取扱規程に定めるところにより、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

- (1) 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。
- (2) 充電式携帯無線機については、完全充電を行い、その他の携帯無線機及び受信機用の乾電池を確保する。
- (3) 保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

2 公共施設等

地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、道路、工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ずるよう努める。

地震注意情報発表時には町の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

【注意情報発令時】

区 分	内 容
道 路	(1) 道路利用者に対して東海地震注意情報の発表を周知する。 (2) 道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。
急傾斜地等	土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、県・町・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。
工事中の公共施設、建築物、その他	警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。
本庁及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本部（本庁舎）、支部（各支所等）について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道用水供給施設	警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。
その他の公共施設	(1) 防災応急計画による施設の防災対策の準備的措置を行う。 (2) 警戒宣言発令と同時に施設の稼働を停止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。 (3) 関係業者等との連絡体制を確保する。

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容
道 路	(1) 車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を道路利用者に対して行う。 (2) 緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。 (3) 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。 (4) 地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。 (5) 幹線避難路における障害物の除去に努める。
急傾斜地等	土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・町・住民間の連絡体制を整える。
工事中の公共施設、建築物、その他	工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。
本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本部（本庁舎）、支部（各支所等）について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道用水供給施設	溢水等安全水位を確保し送水を継続する。
その他の公共施設	ア 防災応急計画により施設の防災対策を行う。 イ 施設の稼働を停止し、点検及び保安措置を行う（一部施設を除く）。 ウ 関係業者等へ応急復旧の協力要請を行うとともに復旧資機材の確認を行う。

3 コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

- (1) コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。
- (2) 重要なデータから順次安全な場所に保管する。
- (3) 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、町民の生活に密接に関係のある防災関係機関が町民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

地震注意情報が発表された時は、町民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、町民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容	
水 道	飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。	
電 力 (東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社)	電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。	
ガ ス	(1) ガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 (2) 施設の安全点検を実施する。 (3) 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。	
通 信 (西日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社)	平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。	
市中金融	(1) 金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、地震注意情報の発表を顧客等に周知する。 (2) 警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。	
鉄 道	列 車 の 運転規制等	(1) 旅客列車については、運行を継続する。 (2) 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。
	旅 客 等 に 対する対応	地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。
バ ス	(1) 平常どおり運行を継続し、乗客に対して地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 (2) 警戒宣言発令後のバスの運行規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 (3) 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。 (4) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。	
道 路	(1) 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 (2) 警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 (3) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。	

病院・診療所	(1) 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。(外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。) (2) 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。 (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。(必要に応じて入院患者の引渡しを実施できる。) (4) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。(必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施できる。)
スーパー、小売店等	(1) スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。 (2) 警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災緊急対策の内容を周知する。 (3) 営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容
水 道	(1) 飲料水の供給は継続する。 (2) 地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。
電 力（東京電力パワーグリッド株式会社静岡岡支社）	(1) 電力の供給は継続する。 (2) 地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。
ガ ス	(1) ガスの供給は、ガス使用者が支障を来さない範囲において、供給を継続する。 (2) 重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。
通 信 西日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	(1) あらかじめ指定された防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続する。 (2) このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。 (3) 災害用伝言ダイヤル171、伝言板web171及び災害用伝言板の開設等、安否確認等に必要措置を実施する。 (4) 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。
市中金融	金融機関の営業 ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。 (ア) 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。 (イ) 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。 (ウ) 現金自動預払機（以下「ＡＴＭ」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。 (エ) 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びＡＴＭでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。 イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。 (ア) 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。 (イ) ＡＴＭについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。 (ウ) ＡＴＭの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。 ウ 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。

市中金融		エ 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。
		オ 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。
	保険会社及び証券会社の営業	ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。
		イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。
		ウ 休日、閉店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。
鉄 道	列車の運転規制	ア 御殿場線は、全線について列車の乗り込みを規制する。 イ 運転中の列車は、原則として最寄りの駅に停車させる。
	旅客等に対する対応	ア 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。 イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、避難地へ避難させる等必要な措置をとる。
バ ス		(1) バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や地震予知情報が伝達される。また、町のサイレンによって警戒宣言の発令を覚知する。 (2) 警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。
道 路		(1) 強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。 (2) 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。 (3) 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。 (4) 高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。 (5) 走行車両は低速走行する。
病院・診療所		(1) 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。 (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。 (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。
スーパー・小売店等		(1) 百貨店・スーパー・小売店等のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。 (2) 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。 (3) 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第 13 節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては次に掲げる事項に留意する。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は、次のとおりとする

共通に定めるべき事項	(1) 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
	(2) 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項 ア 東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項 イ 情報収集・伝達手段の確保に関する事項 ウ 施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項 エ 施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項 オ 避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項 カ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認 キ その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項
共通に定めるべき事項	(3) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること ア 東海地震注意情報の内容と意味等 イ 当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容 ウ 冷静な対応の実施 エ 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報 オ 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容 カ 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容 キ その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報
	(4) 避難対象地区内にある施設の準備的措置 避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。

ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は、次のとおりとする。

共通に定めるべき事項	(1) 警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
	(2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項 ・地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制 ・防災要員の参集連絡方法、参集手段等
	(3) 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項 ・利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項 ・情報収集・伝達手段の確保 ・救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項 ・施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項 ・設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項 ・備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項 ・警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項 ・商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項 ・その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項

	(4) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること ・警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等 ・当該施設における地震防災応急対策の内容 ・公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報 ・その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報
	(5) 避難対象地区内の施設の避難対策 避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ町と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

2 各施設・事業所の計画において定める個別事項

各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項	
病院・診療所	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】病院・診療所に準ずる。
	警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】病院・診療所に準ずる。
スーパー・小売店等	東海地震注意情報発表時	(1) 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあっては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。 (2) 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあっては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。 (3) 町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、町との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。 (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
	警戒宣言発令時	(1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により町民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。 (2) 営業の継続にあたっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。 (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。 (4) 県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。 (5) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 (大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所)	東海地震注意情報発表時	(1) 警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 (2) 応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。
	警戒宣言発令時	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業 (大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所)	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】鉄道、バスに準ずる。
	警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】鉄道、バスに準ずる。

学校・幼稚園・ 保育所	(1)教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、町は保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。 (2)学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や家族等と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。 (3)生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、家族等と十分に協議して定めるものとする。	
	東海地震 注意情報 発表時	生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。 ア 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施する。 イ 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。 また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。 ウ 家族等への引き渡しに困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては家族等と十分に協議しておく。
	警戒宣言 発令時	ア 生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。 イ 家族等への引き渡しに困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議しておく。
社会福祉施設	東海地震 注意情報 発表時	ア 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については保護者等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。 イ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 (ア) 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置 (イ) 家族等への引渡しに困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置
	警戒宣言 発令時	ア 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。 イ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 (ア) 家族等への引渡し (イ) 家族等への引渡しに困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送

第14節 町が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

町が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

町が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画すべき対策の要点は次のとおりである。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容	
各施設が共通して定める事項	ア 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達 イ 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立 ウ 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置 エ 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検	
施設の特性に応じた主要な個別事項	学校等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。	
	学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等） イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等
	水道水供給施設及び工業用水道施設	警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容	
各施設が共通して定める事項	ア 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達 イ 地震防災応急対策を実施する組織の確立 ウ 避難誘導等利用者等の安全確保措置 エ 消防、水防等の事前措置 オ 応急救護 カ 施設及び設備の整備及び点検 キ 防災訓練及び教育、広報	
施設の特性に応じた主要な個別事項	病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。	
	学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等） イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等
	水道水供給施設及び工業用水道施設	溢水等による災害予防措置

第5章 災害応急対策

地震災害が発生した場合の町、防災関係機関、事業所及び県民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生する恐れがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1節 防災関係機関の活動

地震発生時の町、県及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

1 町

区 分	内 容	
災害対策本部	災害対策本部の設置	(1) 町長は、地震が発生し、気象庁が東海地震と判定したときは又は地震が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、小山町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。 (2) 警戒本部から災害対策本部への移行に当っては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。
	組織及び事務	(1) 災害対策本部の編成及び運営は、小山町地域防災計画（共通対策編）の定めに従う。 (2) 災害対策本部及び支部が所掌する事務の主なものは次のとおりである。 ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 ウ 消防、水防その他の応急措置 エ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊等の受入 オ 被災者の救助、救護、その他の保護 カ 施設及び設備の応急の復旧 キ 防疫その他の保健衛生 ク 避難指示又は警戒区域の設定 ケ 緊急輸送の実施 コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 サ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 シ 自主防災組織との連携及び指導 ス ボランティアの受入れ
職員動員及び配備		(1) 災害対策本部の各部長、支部長、副部長及び各班長は、災害対策本部が設置されたときは、本部所定の場所において災害応急対策にあたる。 (2) 災害対策本部及び支部に所属する職員は災害応急対策を実施するものとして、あらかじめ定められた職員は災害対策本部が設置されたとき直ちに所定の場所において災害応急対策に当たる。 (3) 上記以外の職員は災害対策本部が設置されたとき、すみやかに当該職員の勤務場所または所属長からあらかじめ指示された場所において、所属長の指揮の下に災害応急対策に当たる。ただし、勤務場所に登庁することが困難な場合は登庁可能となるまでの間、最寄りの支部等に登庁する。 (4) 総務部長は地震発生後できるだけ速やかに職員の配備状況を把握するものとする。
消防機関の措置	消防・水防機関	ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火・救急・救助活動 ウ 地域住民等への避難指示の伝達 エ 火災予防の広報
	消防団	ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動及び救助活動 ウ 一次避難地の安全確保及び避難路の確保 エ 地域住民等の避難地への誘導 オ 危険区域からの避難の確認 カ 自主防災組織との連携、指導、支援

2 防災関係機関

防災関係機関は、災害応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
警察庁関東管区警察局	ア 管内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整 イ 隣接管区警察局及び管内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の防護並びに通信統制 エ 管内各県警察の相互援助の調整
総務省東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理
財務省東海財務局 (静岡財務事務所沼津出張所)	ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産(普通財産)を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整
厚生労働省静岡労働局	ア 事業所等の被災状況の把握 イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
林野庁関東森林管理局	県及び町からの要請に対する災害復旧用材(国有林材)に関する準備
経済産業省関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること エ ガスの安定供給に関すること
経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 電気の安全確保に関すること ウ ガスの安全確保に関すること
国土交通省中部地方整備局 (沼津河川国道事務所)	管轄する道路について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 ア 施設対策等 (ア) 道路施設対策等 (イ) 営繕施設対策等 (ウ) 電気通信施設対策等 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 エ 他機関との協力 オ 広報

国土交通省中部運輸局	陸上輸送に関すること ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に イ についての措置 イ 県からの要請に対する車両等の調達のあつせん
国土交通省東京航空局 東京空港事務所	ア 災害時における航空機の運航に際し、安全を確保するための必要な措置 イ 遭難航空機の捜索及び救助 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
国土地理院 中部地方測量部	ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 地理情報システムの活用を図る。
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 地震情報(東海地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説 イ 異常現象(地すべり、土地の隆起等)に関する情報が市町長から通報された時、気 象庁への報告及び適切な措置 ウ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施す るものとする。
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
日本郵便株式会社東海支社	災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務 取扱い及び救護対策の実施 ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並 びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体処理に関する応急救援 イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集配分 オ 救助に関する協力奉仕者等の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会	ア 地震に関する情報の迅速な伝達 イ 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送
中日本高速道路株式会社 (東京支社御殿場保全サー ビスセンター)	ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
東海旅客鉄道株式会社 (静岡支社御殿場駅)	ア 災害時における応急救護活動 イ 応急復旧用資材等の確保 ウ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 エ 鉄道施設の早期復旧
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOSグローブ株式会社 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所 へのLPガスの配送
西日本電信電話株式会社 (沼津支店) 株式会社NTTドコモ東海 支社(静岡支店)	ア 防災関係機関の重要通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害伝言板web171及び災害用伝言版
東京電力パワーグリッド株 式会社静岡総支社	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テ レビ、インターネットホームページ等を利用した広報

電源開発株式会社 電源開発送变电ネットワーク株式会社	ア 電力供給施設の防災対策 イ 被災施設の調査及び復旧
KDDI株式会社(静岡支店) ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建築業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。

(3) 指定地方公共機関

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、社団法人静岡県看護協会及び（公）県病院協会を除く） ウ 災害時口腔ケアの実施（社団法人静岡県歯科医師会）
一般社団法人静岡県ＬＰガス協会(東部支部御殿場地区会)	ア 需要家へのガス栓の閉止等の広報 イ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
静岡県道路公社	ア 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送
一般社団法人静岡県トラック協会(東部支部)	協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行
土地改良区	ア 用水の緊急遮断 イ 災害応急復旧の実施 ウ 地震発生時に消防機関が行う消火活動への協
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
富士山静岡空港株式会社	ア 緊急事態を想定した訓練の実施 イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

(4) 公共的団体

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
一般社団法人御殿場市医師会 静岡県北駿薬剤師会 駿東歯科医師会	医療救護施設等における医療救護活動の連絡調整
御殿場農業協同組合	ア 被災農家に対する融資のあっせん及び共催事業の実施 イ 種苗及び肥料の確保 ウ 被災農家に対する営農指導
小山町商工会	物資の供給、物価の安定への協力
富士急行株式会社 箱根登山バス株式会社 小田急箱根高速バス(株) ＪＲバス関東株式会社	災害発生時の防御及び災害の拡大防止のための緊急措置事項

JR東海バス株式会社
京浜急行バス株式会社

第2節 情報活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。)

第3節 広報活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。)

第4節 緊急輸送活動

災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整などについて定める。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1 町

緊急輸送対策の基本方針	(1) 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。 (2) 緊急輸送は町民の生命の安全を確保するための輸送を最優先して、町が行うことを原則とする。 (3) 町内で輸送手段等の調整ができないときは、県又は災害時における応援協定を締結している地方公共団体に協力を要請する。
緊急輸送の対象とする人員、物資等	(1) 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者 (2) 医療、助産その他救護等のため輸送を必要とする者 (3) 食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資 (4) り災者を受け入れるため必要な資機材 (5) 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材 (6) その他町長が必要と認めるもの
緊急輸送体制の確立	(1) 交通施設の被害状況を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。 (2) なお、緊急輸送計画の作成に当たっては乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必要物資の量を勘案する。

(1) 陸上輸送体制

区 分	内 容
輸 送 路 の 確 保	ア 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 イ 災害対策本部は、緊急輸送ルート上の被害状況を把握し、通行可否を確認する。 ウ 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された1次、2次、3次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。
輸送手段の確保	ア 緊急輸送は、自衛隊、東海旅客鉄道株式会社、日本通運株式会社等の協力を得て次の車両により行う。 イ 町長は町内において輸送手段の調達ができない場合は、東部方面本部に協力を要請する。 (ア) 町有車両 (イ) 自衛隊の車両 (ウ) 鉄道輸送会社等の車両 鉄道輸送会社等との連絡体制は、「共通対策編」による。 (エ) 運送業者等の車両
集積所及び要員の確保	ア 町の物資の集積所は別に定める。 イ 緊急物資の集積配分等を円滑に行うため、物資集積場所に町職員を派遣する。

(2) 航空輸送体制

区 分	内 容
輸送施設の確保	ア ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。 イ 災害対策本部は、あらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、県に報告する。 ウ 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。

輸送の手段	緊急輸送は、他都道府県等及び自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。 ア 自衛隊等の航空機 ウ 他の都道府県等のヘリコプター イ 県及び県警察のヘリコプター エ 赤十字飛行隊及び民間の航空機
緊急物資集積場所及び要員の確保	町は集積場所を確保するとともに、必要に応じ連絡調整にあたるため、町職員を派遣する。

(3) 燃料確保対策

- ア 町有車両、その他町の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。
- イ 町は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。
- ウ 給油所等の稼働状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。

(4) 輸送の調整等

町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは災害対策本部において調整を行う。なお、この場合、次により調整することを原則とする。

優先順位	内 容
第1順位	町民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第2順位	災害の拡大防止のために必要な輸送
第3順位	災害応急対策のために必要な輸送

- 「災害救助法」適用に基づく町の実施事項については「共通対策編」による。

2 町及び防災関係機関の緊急輸送

実施主体	内 容
町	(1) 町の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市町が行うことを原則とする。 (2) 町長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。 (3) 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。 (4) 町は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
防災関係機関	防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。
国土交通省中部運輸局	中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

第5節 広域応援活動

広域激甚な災害に対応する県、他の市町村、自衛隊等の応援活動の概要を示す。

災害の発生時には、その規模に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

1 町の応援活動

(1) 町の応援要請

区 分	内 容
知事等に対する 応援要請等	町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に関し必要な事項

他の市町長に対する応援要請	ア 町長は、町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。 イ 「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

(2) 応援要員の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が町外から必要な応援要員を導入した場合、町長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

2 自衛隊の支援

町長は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、自衛隊法第83条第1項に基づき支援を要請する事項等を明らかにして知事に対して派遣要請の要求をするものとする。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

(1) 派遣要請

区 分	内 容
要請事項	ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握 イ 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助 ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助 エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動 オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動 カ 道路又は水路の確保の措置 キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫 ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 ケ 被災者に対する炊飯及び給水支援 コ 防災要員等の輸送 サ 連絡幹部の派遣 シ その他町長が必要と認める事項
要請手続	ア 知事に対する要求は、次の事項について文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は県防災行政無線等又は口頭をもって行い事後すみやかに文書により要求する。また、知事への要求ができない場合は、その旨及び町内に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊（陸上自衛隊富士学校）に通知し、知事に対してもその旨をすみやかに通知する。 (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由 (イ) 派遣を希望する期間 (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容 (エ) その他参考となるべき事項
町長の災害派遣要請の要求	イ 町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。 (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由 (イ) 派遣を希望する期間 (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容 (エ) その他参考となるべき事項 ウ ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。 エ また、知事への要求ができない場合は、その旨及び地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊（陸上自衛隊富士学校）に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

(2) 自衛隊との連絡

町長は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊第34普通科連隊及び陸上自衛隊富士学校、富士教導団と密接な情報交換を行う。

町長は、陸上自衛隊第34普通科連隊又は富士教導団に連絡班派遣を要請する。

(3) 受入れ体制・撤収要請・経費区分

区 分	内 容
災害派遣部隊の受入れ体制	ア 町は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。 イ 町長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。 ウ 町長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。
災害派遣部隊の撤収要請	町長は、派遣部隊の長及び自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事に対して、派遣部隊の撤収を要請する。
経 費 の 負 担 区 分	自衛隊が災害応急対策又は、災害復旧作業を実施するために必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品等は、原則として町が負担するものとする。

3 緊急消防援助隊、医療応援班、災害派遣医療チーム(DMAT)、警察（広域緊急救助隊）等の支援

町長は、災害応急対策を実施するため、緊急消防援助隊等の支援の必要があると認めるときは、次の事項を示し、知事に対して派遣要請の要求をするものとする。

応援を必要とする理由、人員、資機材、場所、期間、その他応援に関し必要な事項

4 広域応援部隊の一元的な運用調整

広域応援部隊の適切な運用を図るため、災害対策本部において応援部隊調整ミーティングを実施する。医療関係(医療応援班、災害医療派遣チーム、赤十字)については、医療救護本部で調整を実施する。

第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動

災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について、町、自主防災組織並びに町民が実施すべき事項を示す。

降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止対策を講じることとする。

1 消防活動

地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

基 本 方 針	(1) 町民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。 (2) 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。 (3) 消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための町消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。 (4) 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

実施主体	内 容	
消防署及び消防団	火災発生状況等の把握	消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。 ア 延焼火災の状況 イ 自主防災組織の活動状況 ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路 エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況
	消防活動の留意事項	消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。 ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。 イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。 ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。 エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

		オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。
事業所（研究室、実験室を含む。）	火災予防措置	火気の消火及びプロパンガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
	火災が発生した場合の措置	ア 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。 イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
	災害拡大防止措置	都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。 ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。 イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。 ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。
自主防災組織	ア 各家庭等におけるガス栓の閉止、ＬＰ容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。 イ 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。 ウ 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。	
町民の活動	火気の遮断	使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、エルピーガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。
	初期消火活動	火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

2 水防活動

地震による洪水に対する水防活動の概要を示す。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、町の水防計画の定めるところによる。

区 分	内 容
水防管理者及び水防管理団体の活動	(1) 地震による洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、町長又は町長の命を受けた職員は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を御殿場警察署長に通知する。 (2) 水防管理者又は消防機関の長は、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。 (3) 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。
水防活動の応援要請	町長は、必要があるときは、次の事項を示し、県に自衛隊の派遣要請を要求する。また、水防のために必要があるときは、御殿場警察署長に対して警察官の出動を要請する。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 期間その他応援に必要な事項

3 人命の救出活動

基 本 方 針	(1) 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、町長が行うことを原則とする。 (2) 県、県警察及び自衛隊は、町長が行う救出活動に協力する。 (3) 県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。 (4) 町は、町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。 (5) 自主防災組織、事業所等及び町民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。 (6) 自衛隊の救出活動は「第5節 広域応援活動」の定めるところにより行う。 (7) 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

実施主体	内 容
町	(1) 職員を動員し負傷者等を救出する。 (2) 町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等

	ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項
自主防災組織、事業所等	自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。 (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 (2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。 (3) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。 (4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し早期救出を図る。 (5) 救出活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡をとりその指導を受けるものとする。
自衛隊	要請に基づき救助活動を実施する。

4 被災建築物等に対する安全対策

地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、次の安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施する。

(1) 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

実施主体	内 容	
町	建築物	ア 町は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。 イ 併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。
	等 宅 地	町は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。
町 民	ア 町民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。 イ 町民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	

5 災害危険区域の指定

知事又は町長は、地震等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

区 分	内 容
指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。

第7節 避難活動

地震災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

1 避難対策

(1) 基本方針

- (1) 地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。
- (2) 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。
- (3) 避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(2) 情報・広報活動

- (1) 町及び防災関係機関は、地震等に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は「第2節 情報活動」に準ずる。
- (2) 町及び防災関係機関は、地震等に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は「第3節 広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者等への的確な情報提供に配慮する。

- (3) 住民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り地震等に関する情報入手するよう努める。

(3) 避難のための指示

区 分	内 容
指示の基準	ア 町長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。 イ 警察官は、町長（権限の委任を受けた職員を含む。）が避難の指示をすることができないと認めるとき又は町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官は直ちに避難の指示をした旨を町長に通知する。 ウ 知事は、災害の発生により町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって避難の指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。 エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。
指示の内容	避難の指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア 避難指示が出された地域名 イ 避難経路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項
指示の伝達方法	町長又は知事は、避難指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により広報するほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

(4) 警戒区域の設定

区 分	内 容
設 定 の 基 準	ア 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。 イ 警察官は町長（権限の委託を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は直ちにその旨を町長に通知する。 ウ 知事は、災害の発生により町長が警戒区域を設定することができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。 エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む。）、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を町長に通知する。
規制内容 実施方法	ア 町長、警察官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。 イ 町長、警察官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(5) 避難方法等

区 分	内 容
避難地への町職員等の配置	町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
避難方法	災害の状況により異なるが原則として次により避難する。 <u>要避難地区で避難を要する場合</u> ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域 (ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。 (イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。 (ロ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により避難地へ避難する。 (ハ) 避難した住民等は、当該避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに町職員、警察官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て他の指定避難地へ避難する。 イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。 <u>その他の地区で避難を要する場合</u> 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

幹線避難路の確保	町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
避難地における業務	・要請等により避難地に配置された町職員又は警察官は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 - ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集 - イ 地震等に関する情報の伝達 - ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等） - エ 必要な応急救護 - オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、家族等への引き渡し又は避難所への移動 ・町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。
避難状況の報告	「第4章 地震防災応急対策 第7節 避難活動 1 避難対策」の項の避難状況報告に準ずる。

2 避難所の設置及び避難生活

(1) 基本方針

町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

避難所の運営に当たっては、避難所ごとに予め定めたルールやマニュアル、町の「避難所運営マニュアル」や町内各地区毎に作成した地区防災計画、「避難生活の手引き」「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。

(2) 避難所の設置及び避難生活

区 分	内 容
避難生活者	避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。
設置場所	ア 山・がけ崩れ等の危険のない地域に設置する。 イ 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 (ｱ) 学校、体育館、公民館等の公共建築物 (ｲ) あらかじめ協定した民間の建築物 (ｳ) 避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。） ウ 障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。 エ 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。 オ 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域の避難場所を維持することの適否を検討するものとする。
福祉避難所	ア 町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示する。 イ 町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保する。 ウ 町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施する。 エ 町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知する。 オ 町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすこととする。
2次的避難所	ア 2次的避難所は、町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。 イ 町及び県は、大規模な災害により多数の町民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ウ 町及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

設置期間	町長は、地震情報、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。
避難所の運営	ア 町は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を設置する。 イ 避難所には避難所等の運営を行うために必要な町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ウ 避難所での避難生活の運営に当たっては女性の参画の推進を図るとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、時間の経過に伴うニーズの変化、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 エ 自主防災組織は、避難所を自主的に運営し、町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。この際、在宅避難者の確実な把握に努める。 オ 運営が軌道に乗り次第、自主防災組織中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替えるように努め。町、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートする カ 町は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。 キ 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。 ク 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行うものとする。
その他	ア 災害救助法に基づく町の実施事項は「共通対策編」による。 イ 町管理施設の避難所としての利用については、「共通対策編」による。

3 帰宅困難者への対応

行楽地での帰宅困難者（観光客）については、当該事業所での対応を基本とする。ＪＲ御殿場線の不通による駅周辺の帰宅困難者については、指定した避難所、ホテル、旅館等に避難させる。

4 広域避難

第４次地震被害想定で示される避難者を町内で収容しきれない場合、町外さらには県外に避難する。

5 他の市町からの避難者受入れ

３連動地震（津波等）により、被災した沿岸市町からの避難者を町指定避難所等に受け入れる。その場合の受入可能な避難者数は、本町の避難者の収容状況により判断する。

第８節 社会秩序を維持する活動

（共通対策編 第３章災害応急対策計画 第１８節「社会秩序維持計画」に準ずる。）

第９節 交通の確保対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策を円滑に行うため、陸上交通機能の早期回復、混乱の防止等交通確保対策の概要を示す。

1 陸上交通の確保

(1) 自動車運転者のとるべき措置

区 分	内 容
緊急地震速報を聞いたとき	ア ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。 イ 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。 ウ 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。
地震が発生したとき	ア 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。 (ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。 (イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 (ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。 イ 避難のために車両を使用しないこと。 ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、

	同区域内に在る運転者は次の措置をとること。 なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。 (7) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。 a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 b 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所 (4) 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 (5) 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

(2) 県、県公安委員会、道路管理者等

区 分	内 容	
情報の収集	町は、国土交通省、中日本高速道路株式会社、県、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。	
陸上交通確保の基本方針	ア 御殿場警察署は、緊急交通を確保するため、区域または道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。 イ 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。 この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。 ウ 御殿場警察署及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。 エ 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。	
交通規制の実施	初動の措置	ア 警察官は、震災が発生し又はまさに発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われる必要があると認められるときは、速やかに区域または道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限する。 イ 御殿場警察署は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。
	緊急輸送路等の確保	知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。
	交通規制実施後の広報	御殿場警察署は、交通規制を実施した場合、県警察本部、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。
道路交通確保の措置	道路交通確保の実施体制	道路管理者及び御殿場警察署は他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。
	道路施設の復旧	道路管理者は、小山町建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。
	交通安全施設の復旧	御殿場警察署は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。
	警察官の措置命令等	ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。 イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。 ウ ア及びイを、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを

		命じ、又は自ら当該措置をとることができる。 エ ア及びイを、警察官がその場にはない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。 オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
	除去障害物の処分	ア 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。 イ 適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。
県知事又は県公安委員会による緊急通行車両の確認等	ア 緊急通行車両の確認は、「災害対策基本法」第50条第1項に掲げる災害応急対策に従事する車両について行う。 イ 緊急通行車両の確認事務手続き (7) 確認事務処理、受付、手続等は別に定める (4) 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続きについては、別に定める。 (5) 警戒宣言発令時に交付した緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書は、地震発生後においては、「災害対策基本法施行令」第33条第2項の規定による緊急標章及び緊急通行車両確認証明書とみなす。	
鉄道確保の措置		崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の仮設等応急工事を行う。

第10節 地域への救援活動

日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体搜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について町、自主防災組織、町民等が実施する対策を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

緊急物資の確保計画量	町は、別に定める各品目ごとの必要量を確保するよう努め、町の防災倉庫に計画的に備蓄する。 大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内 容
町	(1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。 (2) 緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。町長は、必要に応じ次の事項を示して県に調達、又はあっせんを要請する。 ア 調達又はあっせんを必要とする理由 イ 必要な緊急物資の品目及び数量 ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 エ 連絡課及び連絡責任者 オ 荷役作業員の派遣の必要の有無 カ 経費負担区分 キ その他参考となる事項 (3) 緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 (4) 避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。
町民及び自主防災組織	(1) 緊急物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに町民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は町に供給を要請する。 (2) 自主防災組織は町が行う緊急物資の配分に協力する。 (3) 自主防災組織は必要により炊き出しを行う。

2 給水活動

実施主体	内 容
町	(1) 飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。 (2) 町長は、町内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。 ア 給水を必要とする人員 イ 給水を必要とする期間及び給水量 ウ 給水する場所 エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量 オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数 (3) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。 (4) 地震発生後約8日を目標に仮設共用栓等を設置し最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。 その場合の供給水量は1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。
町民及び 自主防災組織	(1) 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 (2) 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び町の応急給水により飲料水を確保する。 (3) 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。 (4) 町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。

3 燃料の確保

実施主体	内 容
町	(1) 町は炊き出しに必要なLPGガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。 (2) 町長は、炊き出しに必要なLPGガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。 ア 必要なLPGガスの量 イ 必要な器具の種類及び個数 (3) ガソリン等の燃料の確保と供給の優先順位を定めておく。
町民及び 自主防災組織	地域内のLPGガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPGガス、及び器具等を確保するものとする。

4 医療救護活動

(1) 基本方針

ア	町は、町域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、又あらかじめ指定した救護病院に中等傷患者及び重傷患者の処置及び受入れを行う。なお有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。
イ	県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入を広域的に行い、町独自で対応できない事態に対応する。
ウ	県は、県内で治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地以外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地以外からのDMAT（災害派遣医療チーム）等医療チーム（救護班）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）受け入れによる治療を実施する。
エ	県は、災害拠点病院及び町等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄のヘリポートから重症患者の広域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により町が行う。
オ	町及び県は、東海地震と相模トラフ沿いの地震の危険度の試算を勘案して、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
カ	医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じて重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。
キ	町及び県は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、医療班の派遣等を行うものとする。
ク	県は、国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、広域的な医療救護活動を実施する。

(2) 医療救護本部、救護所及び救護病院

区 分	内 容
医療救護本部	設置 町は、地震による災害が発生したとき、医療救護活動を統括する拠点として医療救護本部を置く。

	活動	ア 医療救護施設の開閉 イ 医療救護施設及び災害対策本部との連絡調整 ウ 医療救護施設の医師等や医薬品等の確保 エ 医療救護活動記録の取りまとめ及び報告 オ その他必要な事項
救護所	設置	町は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院へ搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体の搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項
救護病院	設置	町は、あらかじめ大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送の手配 エ 死亡の確認及び遺体の搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項

(3) 県、町、町民及び自主防災組織

実施主体	内 容
県	あらかじめ定める県医療救護計画に基づき、次の措置を講ずる。 ア 知事は、市町から救護班の派遣要請があったときは関係機関に対して救護班の派遣を要請する。 イ 知事は、市町から医薬品等の調達について要請があったときは医薬品備蓄センター及び静岡県医薬品卸業協会等から調達・あっせんを図る。 ウ 知事は、市町から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、静岡県赤十字血液センターへ供給を要請する。 エ 知事は、市町から救護班の派遣や患者輸送及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。 オ 知事は、市町から薬剤師等の派遣要請があったときは、公益社団法人静岡県薬剤師会に対して、その確保及び派遣を要請する。 カ 被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、あいま置換の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院への受け入れのための必要な措置を講ずる。 キ 被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を広域医療搬送するために必要な措置を講ずる。
町	あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。 ア 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。 イ 傷病者を必要に応じ、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。 ウ 傷病者の受入に当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。 エ 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。 オ 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんの要請する。 カ 町長は、救護病院において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。 （ア）必要な救護班数 （イ）救護班の派遣場所 （ウ）その他必要事項 キ 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。
町民及び自主防災組織	ア 傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。 イ 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。

5 し尿処理

基本方針	し尿の処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
実施主体	内 容
町	ア 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。 イ 仮設便所等のし尿の収集・処理体制を速やかに整備するとともに、必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に支援を要請する。 ウ 速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。
広域行政組合	速やかにし尿処理施設の応急復旧に努める。
町民及び 自主防災組織	ア 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。 イ 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

6 廃棄物（生活系）処理

基本方針	生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
実施主体	内 容
町	ア 被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに収集体制を住民に広報する。 イ 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に支援を要請する。
広域行政組合	速やかにごみ処理施設の応急復旧に努める。
自主防災組織	ア 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。 イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
町民	ア ごみの分別、搬出については、町の指導に従う。 イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

7 災害廃棄物処理

基本方針	応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。	
実施主体	内 容	
町	災害廃棄物処理対策組織の設置	町内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。
	情報の収集	町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。 ア 家屋の被害棟数等の被災状況 イ ごみ処理施設等の被災状況 ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況 エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計 オ 仮置場、仮設処理場の確保状況
	発生量の推計	収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。
	仮置場、仮設処理場の確保	推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。
	処理施設の確保	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。
	関係団体への協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
	災害廃棄物の処理の実施	県が示す処理方針に基づき、また事前に策定した町災害廃棄物処理計画に則し、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。

	解体家屋の撤去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。
企業	ア 自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。 イ 町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。	
町民	ア 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、町の指示する方法にて搬出等を行う。 イ 河川、道路及び谷間等に投棄しない。	

8 防疫活動

実施主体	内 容
町	(1) 知事の指示により必要な防疫活動を行う。 (2) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下この項において「法」という。) 第31条に基づき、生活水の供給を制限又は禁止する措置が講じられた場合、町民に対し生活水の供給を行う。 (3) 防疫薬品が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し調達を要請する。 (4) 厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。 (5) 県(御殿場健康保健センター)と協力し町は、次の措置をとる。 ア 法第17条に基づく健康診断を実施し、患者及び保菌者を早期発見することで感染症の蔓延防止を図る。 イ 感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするため法第15条に基づく調査を実施する。
町民及び自主防災組織	飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。
関係団体	飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、県及び町から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

地震の被災地においては、食品加工施設等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

9 遺体の搜索及び処理

基本方針	(1) 当該地域内の遺体の搜索及び処理は、町が行うことを原則とし、警察等は遺体の搜索及び処理に協力する。 (2) 町は、遺体の処理を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。 (3) 町は、大規模な遺体収容施設を設置する必要が生じた場合は、県に要請する。 (4) 町は、県が作成する遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておく。 (5) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。		
実施主体	内 容		
町	遺体の搜索	町職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。	
	遺体収容施設	設置	ア 町は、地震災害が発生し、遺体処理の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。 イ 町の遺体収容施設を、小山フィルムファクトリー(小山町竹之下599)に定める。
		活動	町は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体処理を行う。 イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。 ウ 被災現場、救護所、救護病院(仮設救護病院)、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び処理に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。 カ 遺体収容施設における活動の細部は、遺体処置計画において示す。
		遺体の処理	町は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処理(洗浄、縫合、消毒、一時保存)を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。
	広域火葬	大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。	

	県への要請	町長は、遺体の搜索、処理、火葬について、当該市町で対応できないときは、次の事項を明らかにして県へ要請する。 ア 搜索、処理、火葬に必要な職員数 イ 搜索が必要な地域 ウ 火葬施設の使用可否 エ 必要な輸送車両の台数 オ 遺体処理に必要な器材、資材の数量 カ 広域火葬の応援が必要な遺体数
町民及び自主防災組織	行方不明者についての情報を、町に提供するよう努める。	

10 応急住宅の確保

基本方針		避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。				
区 分		内 容				
被害状況の把握		「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。				
体 制 の 整 備		応急住宅対策に関する体制を整備する。				
応 急 仮 設 住 宅 の 確 保	建設型応急住宅の建設	(1) 建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会の協力を得て建設する。 (2) 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する				
	賃貸型応急住宅の借上げ	借り上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。				
応急住宅の管理運営		(1) 応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。 (2) その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。				
住宅の応急修理		建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。				
建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請		(1) 町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。 <table><tr><td>応急仮設住宅の場合</td><td>① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項</td></tr><tr><td>住宅応急修理の場合</td><td>① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項</td></tr></table> (2) 町は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。	応急仮設住宅の場合	① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項	住宅応急修理の場合	① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項
応急仮設住宅の場合	① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項					
住宅応急修理の場合	① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項					
住居等に流入した土石等障害物の除去		住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、町長は、町のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。 (1) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別） (2) 除去に必要な人員 (3) 除去に必要な期間 (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量 (5) 除去した障害物の集積場所の有無				

1 1 ボランティア活動への支援

基本方針	応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや町民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、マニュアル（災害時のボランティア受入れ手引き）を踏まえ、ボランティア活動への支援体制を速やかに整える。

実施主体	内 容	
町	町災害ボランティアセンターの設置、運用	(1) 町は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん、配置調整等を行う町災害ボランティアセンターを設置する。 (2) 町災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会ボランティアセンターの職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 (3) 町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として町災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。
	ボランティア活動拠点の設置	(1) 町は、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握及びボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。 (2) 町は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。
	ボランティア団体等に対する情報の提供	町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
	ボランティア活動資機材の提供	町は、町災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第 1 1 節 学校における災害応急対策及び応急教育

幼稚園、小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

1 基本方針

- (1) 町教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。
- (2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、必要な措置を講ずる。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、共通対策編による。
- (3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や家族等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (4) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

2 計画の作成

区 分	内 容
災害応急対策	(1) 計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。 (2) 計画に定める項目は、次のとおりとする。 ア 学校の防災組織と教職員の任務 イ 教職員動員計画 ウ 情報連絡活動 エ 生徒等の安全確保のための措置 オ その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策

応急教育	計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。	
	被害状況の把握	生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。
	施設・設備の確保	ア 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 イ 被害の状況により、必要に応じて町又は地域住民等の協力を求める。
	教育再開の決定・連絡	ア 生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び家族等に連絡する。 イ 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。
	教育環境の整備	不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。
	給食業務の再開	施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。
応急教育	学校が地域の避難所となる場合の対応	ア 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 イ 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市町等と必要な協議を行う。
	生徒等の心のケア	生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、家族等、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。

第12節 被災者の生活再建等への支援

り災者のうち援助を必要とする住民に対して、生活保護の適用、福祉資金その他の資金の貸付等の援助を迅速に行い、保護を図る。

1 基本方針

- (1) 町その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合、町長は応援要員の派遣を知事に要請する。
- (3) 町は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、御殿場健康福祉センターはこれに協力する。
- (4) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

2 実施事項

区 分	内 容			
町又は県が実施する事項	(1) り災した社会福祉施設入所者を他の施設等へ一時保護する場合のあっせん (2) 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用			
町が民間の協力を得て実施する事項	り災者に対する生活相談	実施機関	町（被害が大きい場合は県と共催）	
		相談種目	生活、資金、法律、健康、身上等の相談	
		協力機関	県、社会福祉協議会（町、県）、法テラス静岡、日本赤十字社静岡県支部、民生委員・児童委員、その他関係機関	
	り災母子・寡婦世帯に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け	実施機関	県（御殿場健康福祉センター）	
		協力機関	待ち、民生委員・児童委員、母子福祉協力員	
		貸付額	「母子及び寡婦福祉法施行令(昭和56年法律第79号)」第7条に規定する額	
	り災身体障害	実施機関	児 童	町、県

	児者に対する補装具の交付等		18歳以上	町	
		協力機関	児 童	民生委員・児童委員、身体障害者相談員	
			18歳以上	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所	
		対 象	り災身体障害児者		
		交 付 等 の 内 容	ア 災害により補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付 イ 災害により負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生(育成)医療の給付 ウ り災身体障害児者の更生相談		
	義援金の募集及び配分	実施機関	町、県		
		協力機関	教育委員会（町、県）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（町、県）、報道機関、その他関係機関		
		募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け協議決定する。		
		配分方法	関係機関により構成する配分委員会を設け、協議決定する。		
	義援品の受入れ	実施機関	町、県		
		協力機関	報道機関、その他関係機関		
		受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。		
	民間団体等が他の協力を得て実施する事項	り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け			
実施機関		社会福祉協議会（町、県）			
協力機関		町、県、民生委員・児童委員			
貸 付 額		「生活福祉資金貸付制度要綱」第5に規定する額			

第 1 3 節 町有施設及び設備等の対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な町有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1 町防災行政無線

区 分	内 容
同時通報用無線	基地局施設の作動状態を確認し、障害がある場合又は屋外子局に障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかに復旧措置を講ずる。また、遠隔制御器には、発電機電源を接続し、通信体制の万全を図る。
町防災行政無線	(1) 基地局の機能確保 基地局施設の作動状況を確認し、障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかに復旧措置を講じ、移動局との通信を確保する。 (2) 試験通話 別に定める防災行政無線運営要領に従って、基地局及び各移動局について試験通話を行い、無線通信体制の円滑化を図るものとする。 (3) 県防災行政無線 町に設置してある県防災行政無線の端末機（ファクシミリを含む。）についても作動状況を確認し、障害がある場合は、速やかに復旧措置を講ずるよう東部方面本部に要請するとともに、東部方面本部との連絡に支障がある場合は、災害復旧用無線電話等を活用し、緊急連絡を行う。

2 公共施設等

区 分	内 容	
道 路	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止	御殿場警察署及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
河 川	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により被害情報の収集、管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止	従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
砂防、地すべり及び急傾斜地等	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロールや砂防ボランティア・地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止	2次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急工事の実施	2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。
ため池及び用水路	被害状況の把握	ため池、用水路の被害状況を調査する。
	応急措置の実施及び下流域の市町又は警察署長への必要な措置の要請	施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれがある下流域の市町長又は警察署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに迅速に応急措置を講ずる。
災害応急対策上重要な庁舎等	被害状況の把握	庁舎管理者は、本部（本庁）、支部（支所等）及びその他災害応急対策上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。
	緊急措置の実施	施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。
危険物保有施設	発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。	
水道用水供給及び工業用水道施設	・災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。 ・被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。	

3 コンピュータ

- (1) コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- (2) コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

町民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

区 分	内 容
水道	ア 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 ウ 配管の仮設等による応急給水に努める。 エ 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。

電力 (東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社)		ア 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。 イ 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。 ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 エ 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。 オ 水力、原子力 の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し安全確保の応急措置を講ずる。
ガス 一般社団法人静岡県 LPGガス協会東部支部 御殿場地区会		ア LPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 イ LPガスの施設の安全点検を実施する。 ウ 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。 エ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
通 信	西日本電信電話株式会社静岡支店	ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。 (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル171、災害伝言板web171を提供する。 (ウ) 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 ウ 通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
	株式会社NTTドコモ東海支社静岡支店	ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、「災害用伝言板」、「災害用音声お届け」サービスを提供する。 ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 エ 通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
放送（日本放送協会、民間放送会社）		ア 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。 イ 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。 ウ 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。
市中金融		ア 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。 イ 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。 ウ 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申合わせを行い次の措置を講ずる。 (ア) 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等 (イ) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い (ウ) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等
鉄道		ア 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。 ウ 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
道路		ア 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。 イ 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。 ウ 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。 エ 道路管理者は、交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、御殿場警察署に対し応急復旧工事の実施を要請する。

第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策、東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策との整合性の確保に留意する。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

共通事項	災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項
	ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制
	イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
	出火防止措置、消防用施設等の点検
	その他必要な災害応急対策に関する事項

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

施設・事業所	計画において定める個別の事項	
病院、診療所、スーパー等	ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 イ 地震及び津波に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。 ウ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。	
石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。	
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業	利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。	
学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設	避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な災害時要援護者の安全確保に必要な措置等に配慮する。	
水道、電気及びガス事業	水道	水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。
	電気	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。
	ガス	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。

第6章 復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第1節 防災関係機関の活動

町の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

1 町

区 分	内 容	
町 震 災 復 興 本 部	設 置	町長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、町震災復興本部（以下「町復興本部」という。）を設置する。
	町災害対策本部との併設	町復興本部は町災害対策本部と併設できる。町復興本部の運営に当たっては、町災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。
	所掌事務	町復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 ア 町震災復興計画の策定 イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達 ウ 県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請 エ 静岡県震災復興基金への協力 オ 相談窓口等の運営 カ 民心安定上必要な広報 キ その他の震災復興対策
町 災 害 対 策 本 部 と の 調 整	災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、災害対策本部との連絡調整会議を開催する。	
防災会議の開催等	- 町復興本部が設置された場合、必要に応じ、町防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整などを行う。 - 招集される町防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて町防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。 - 町防災会議は、町復興本部との調整を図るものとする。	

2 静岡県警察（御殿場警察署）

社 会 秩 序 を 維 持 す る 活 動	第4章第8節及び、第5章第8節に規定する「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。
交 通 の 確 保 対 策	第5章第9節「交通の確保対策」に準じた活動を行う。

3 防災関係機関

防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の復旧・復興対策等に関する連絡調整 イ 復旧・復興対策の推進に当たっての隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の復旧・復興 エ 復旧・復興対策における管区内各県警察の相互援助の調整

総務省東海総合通信局	ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理 イ 災害地域における電気通信施設、設備等の被害状況の調査 ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与及び臨時災害放送局用設備の貸与
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	ア 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産(普通財産)を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整
厚生労働省静岡労働局	ア 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置 ウ 離職者の早期再就職等の促進(職業相談、雇用維持の要請等)
農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
林野庁関東森林管理局	町及び県からの要請に対する復旧用材(国有林材)の供給
経済産業省関東経済産業局	ア 商工鉦業の事業者の被災状況の把握、情報の収集 イ 中小企業の復旧・復興資金の融通 ウ 生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導 エ 電気の安定供給に関すること オ ガスの安定供給に関すること
経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 電気の安全確保に関すること ウ ガスの安全確保に関すること
国土交通省中部地方整備局 (沼津河川国道事務所)	ア 管轄する基盤施設(道路など)が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。 ウ 復旧・復興事業に関する広報を実施する。
国土交通省中部運輸局	陸上輸送に関すること ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に關しての措置 イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん
国土交通省東京航空局 東京空港事務所	復旧・復興対策にあたる航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置
国土地理院 中部地方測量部	ア 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。 イ 地理情報システムの活用を図る。 ウ 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	地震情報(東海地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説
環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
日本郵便株式会社東海支社	ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除 イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 オ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。 また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める
日本赤十字社静岡県支部	ア 義援金の募集・配分の実施及び義援金募集配分委員会（仮称）への参加 イ 協力奉仕者及び関係団体との連絡調整 ウ 他支部への協力の要請
日本放送協会 （静岡放送局東部報道室）	ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
中日本高速道路株式会社 （東京支社御殿場保全・サービスセンター）	ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、町及び県と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
東海旅客鉄道株式会社 （静岡支社御殿場駅）	災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。 本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。
西日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、町及び県と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOSグローブ株式会社 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社	復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行
東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社	ア 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。
電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	ア 電力供給施設の防災対策 イ 被災施設の調査及び復旧

一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。

(3) 指定地方公共機関

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
都市ガス会社 (御殿場瓦斯株式会社)	ア ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
一般社団法人静岡県ＬＰガス協会 会東部支部御殿場地区会	必要に応じ代替燃料の供給に協力する。
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・ＰＲする番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
一般社団法人静岡県トラック協会 (東部支部)	復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行
土地改良区	ア 管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県及び市町との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者とも調整する。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
富士山静岡空港株式会社	ア 緊急事態を想定した訓練の実施 イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

第２節 激甚災害の指定

（共通対策編 第４章 復旧・復興対策 第２節「激甚災害の指定」に準ずる。）

第３節 震災復興計画の策定

被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、町民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

区 分	内 容
計画策定の体制	町長は、必要があると認めたときは、副町長を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。

計 画 の 構 成	計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
計画の基本方針	計画策定に当たっては、町の総合計画との調整を図るものとする。
計 画 の 公 表	計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、住民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。
国・県との調整	計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第4節 復興財源の確保

復旧・復興対策が円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

1 予算の編成

区 分	内 容
基 本 方 針	復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。
財政需要見込額の算定	被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。 ア 復旧・復興事業 イ 震災復興基金への出捐金及び貸付金 ウ その他
発災年度の予算の執行方針の策定	緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
予算の編成方針の策定	復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

2 復興財源の確保

区 分	内 容
基 本 方 針	（１）災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。 （２）復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。
地方債の発行	復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。 ア 災害復旧事業債 イ 歳入欠かん等債 ウ その他

第5節 震災復興基金の設立

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ県の震災復興基金の設立に協力する。

1 震災復興基金の設立への協力

町長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。この際、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第6節 復旧事業の推進

基盤施設（道路・河川・農業用施設など公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

1 復旧計画の策定

基本方針	(1) 被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。 (2) そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。

実施主体	内 容	
町	被害調査の報告	各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。
	復旧計画の策定	各基盤施設の管理者は、被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。
防災関係機関	状況の把握	管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。
	復旧計画の策定	被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

2 基盤施設の復旧

基本方針	基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

実施主体	内 容	
町	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。
	地籍調査の実施	平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。
防災関係機関	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	復旧完了予定時期の明示に努める。

第7節 都市・農村の復興

被災した町の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障がいのある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

1 都市・農村復興計画の策定

基本方針	(1) 被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。 (2) このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農村復興計画を策定する。
実施事項	都市・農村の復興方針を定めた都市・農村復興計画を策定する。

2 都市の復興

基本方針	都市計画区域内の市街地・農村が被災した場合、都市機能の向上が必要と判断した区域については、災害に強く健全な市街地の形成を図るため、「震災復興都市計画行動計画」に基づき復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。
被害状況の把握	市町は各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。

都市復興基本計画の策定	県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。 都市復興基本計画の策定は、小山町都市復興マニュアルによる。
復興都市計画案等の作成及び事業実施	・緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。 ・都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。
復興まちづくり支援事業の実施	住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定土の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

3 農村の復興（主に都市計画区域外）

基本方針	都市計画区域内外の農村が被災した場合、居住環境の向上等を図る必要がある区域については、災害に強く健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。
被害状況の把握	各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
集落復興基本計画の作成	県の復興基本方針を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。
被災市街地復興推進・地域の都市計画案作成	都市計画区域に編入した地区について、被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画の作成・決定を行う。
復興都市計画案等の作成及び実施	都市計画区域に編入した地区について、実施する事業制度等を検討する。都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い、事業を実施する。
集落復興計画案の作成及び実施	土木・農業・林業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し集落復興計画を作成し実施する。
集落復興支援事業の実施	住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定土の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第8節 被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、町民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

1 恒久住宅対策

基本方針	被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。
住宅復興計画の策定	県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市町住宅復興計画を策定する。
県との協議	公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。
災害公営住宅等の供給	・公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。 ・買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。
住宅に関する情報提供	相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。
地震保険の推進	地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

2 災害弔慰金等の支給

基本方針	震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

3 被災者の経済的再建支援

（共通対策編 第4章 復旧・復興対策 第3節 被災者の生活再建支援「2 被災者の援護」に準ずる。）

4 雇用対策

基本方針	静岡労働局、公共職業安定所と連携して、雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策を実施するとともに、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。
相談業務の実施	雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

5 要配慮者の支援

基本方針	(1) 高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。 (2) 生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。
被災状況の把握	(1) 「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 (2) 情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア 要配慮者の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
一時入所の実施	震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、町有施設への一時入所を実施する。
福祉サービスの拡充	(1) 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている町有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 (2) 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 (3) 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

6 生活再建支援策等の広報・PR

基本方針	被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、「広報ごてんば」などを活用し、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。
生活再建支援策の広報・PR	町だより等を活用し、震災関連情報の広報・PRを行う。

7 相談窓口の設置

基本方針	被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

実施主体	内 容	
県 警 察 (御殿場警察署)	(1) 災害総合相談所において、倒壊家屋の解体や修復工事に係る不当な価格要求等の悪徳商法、暴力団の介入事案等に関する相談に対応する。 (2) 県及び町の相談窓口等と連携を図り、相談体制の充実を図る。	
町	相談窓口等の開設	ア 発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。 イ 相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。
	相談窓口等の業務の遂行	ア 電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。 イ 県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。
	相談窓口等の閉鎖等	相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

第9節 地域経済復興支援

被災地域の活性化を図り、町内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

1 産業復興計画の策定

基 本 方 針	経済復興を迅速に行うため、待ちと民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。
実 施 事 項	産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

2 中小企業を対象とした支援

基 本 方 針	被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。
中小企業の被災状況の把握	県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。
事業の場の確保	事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。
支援制度・施策の周知	中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

3 農林業者を対象とした支援

基 本 方 針	被災した農林業関連施設の迅速な災害復旧を図り経営・生活の維持・安定を図るため、農林業者を対象とした支援を実施する。
農林業者の被災状況の把握	農林業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。
支援制度・施策の周知	農林業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

4 地域全体に影響を及ぼす支援

基 本 方 針	地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。
イベント・商談会等の実施	県と連携し、必要に応じ、町独自のイベント・商談会等を実施する。
誘客対策の実施	県や関係団体等と連携し必要に応じ、誘客対策を実施する。

第7章 原子力災害対策

本町は、浜岡原子力発電所から東へ約120km離隔しており、「緊急時防護措置を準備する区域（U P Z：原子力施設から概ね30km）の外に位置しているが、「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（P P A）に位置する可能性は否定できない。

このため、U P Z外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸引による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。したがって、プルーム通過時の防護措置を講ずる必要があることから以下に必要な事項を記述する。

第1節 想定する災害

防災対策を重点的に充実すべき地域（E P Z：浜岡原子力発電所から半径10km以内の範囲）における原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は、次のとおりである。

原子力発電所においては、多重の物理的防護壁により発電所からの直接の放射線はほとんど遮へいされ、また、固体状、液体状の放射性物質が広範囲に漏えいする可能性も低い。

したがって、周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮する。また、これらに付随して放射性物質がエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）として放出される可能性もあるが、その場合にも、上記の放射性物質に対する対策を充実しておけば、所要の対応ができるものと考えられる。

これらの放出された放射性物質は、プルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなる。

第2節 連絡体制の確保及び情報の収集

町は、原子力災害が発生した場合、県との連絡体制を確保し必要な情報を収集するとともに、県の警戒事態の環境放射線モニタリングの観測結果及び緊急時のモニタリング結果を収集する。

第3節 医療及び防護資機材等の整備

1 医療活動用資機材等の整備

町は、県から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。

2 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

町は、県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全を確保するための資機材をあらかじめ整備するものとする。

第4節 屋内退避、避難収容等の防護措置

1 屋内退避、避難誘導等の防護措置の実施

(1) 町は、原子力緊急事態宣言が発せられ県から防護措置の準備の協力要請及び必要に応じて、屋内退避を行う可能性があることの注意喚起を受けた場合、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。

(2) 町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町と収容施設の供与及びそ

の他の災害救助の実施について調整するものとする。
屋内退避及び避難等に関する指標は、次表のとおりとする。

O I L ※ 1、2 と防護措置

基準の概要	初期設定値※	防護措置の概要
O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。

・O I L

空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で表される運用上の介入レベル

・初期設定値

緊急事態当初に用いる O I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には O I L の初期設定値は改定される。

・空間放射線量率

本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 1 の基準値を超えた場合、O I L 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断される。

- (注) 1 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
2 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

2 要配慮者への配慮

町は、避難誘導、避難所及び福祉避難所での生活に関して、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児その他のいわゆる要配慮者に十分配慮するものとする。特に、高齢者、障がいのある人、乳幼児、児童、妊産婦の避難所及び福祉避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供、生活環境についても十分配慮するものとする。

第 5 節 住民等への的確な情報伝達活動

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。
- (2) 町は、住民等への情報提供に当たっては、県と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、県や関係市町と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

- (3) 町は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定及び高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児その他のいわゆる要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

2 県内全市町への情報伝達

県は、原子力災害の状況、県や国、関係市等が講じている施策に関する情報等を県内すべての市町に対して適切に提供するため、防災行政無線の一斉指令により情報伝達を行うものとする。

第6節 被災住民への避難所の提供等

1 被災住民への避難所等の提供

- (1) 町は、県内において原子力災害が単独で発生した場合においては、県からの要請に基づき、町に被害等がなく受け入れが可能な場合に、焼津市被災住民への避難所の提供などを行う。
この際、町の学校教育や行政サービスとの節調を図り、避難所等を提供する。
- (2) 町は、焼津市の要請に基づき、避難所生活における必要な物品などを提供する。
- (3) 避難所においては、新型コロナウイルス感染症を含む感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を支援する。
- (4) 焼津市の避難に関する事項：資料編第6－3参照

2 被災住民への一時集結地の提供

町は、県内の原子力災害発生時においては、県からの要請に基づき、町に被害等がなく受け入れが可能な場合に、被災住民のための一時集結地の提供を行う。

風水害対策編

総 則		頁
第1章 総則		1
第1節	過去の顕著な災害	1
第2節	予想される災害と地域	1
1	風水害	1
2	土石流・地すべり・がけ崩れ	1

発 災 前		頁
第2章 災害予防計画		2
第1節	総則	2
第2節	河川災害予防計画	2
1	本町河川の特徴	2
2	浸水想定区域の指定に伴う実施事項	2
第3節	道路・橋りょう災害防除計画	3
第4節	土砂災害防除計画	3
1	本町の土砂災害対策	3
2	砂防事業	3
3	急傾斜地崩壊対策事業	3
4	土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用	4
5	土砂災害防止法の施行	4
6	その他のソフト対策	5
第5節	山地災害防除計画	5
1	静岡県の山地災害対策	5
2	治山事業	5
3	総合的な山地災害対策	5
第6節	林道災害防除計画	5
第7節	農地災害防除計画	5
1	ため池等整備事業	5
2	農地保全事業	6
第8節	倒木被害防除計画	6
第9節	避難情報の事前準備計画	6
1	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	6
2	住民への周知・意識啓発	6
第10節	避難誘導体制の整備計画	7
第11節	防災知識の普及計画	7
第12節	水防に関する予警報（道路の通行規制に関する情報）	8
第13節	自主防災組織	8

発 災 後		頁
第3章 災害応急対策計画		9

第 1 章 総 則

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、町民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、町及び防災機関が行うべき町地域に係る「風水害対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策編」第4章復旧・復興対策によるものとする。

章	記 載 内 容
第1章 総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	総則、河川災害予防計画、道路・橋りょう災害防除計画、土砂災害防除計画、山地災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、避難誘導体制の整備計画、防災知識の普及計画、水防に関する予警報、自主防災組織
第3章 災害応急対策計画	小山町水防計画に、水防組織、避難、通信連絡、水防に関する予警報、水防活動及び協力・応援等を定め、同水防計画に定めのない事項は、共通対策編第3章災害応急対策計画を参照とする。

第 1 節 過去の顕著な災害

小山町域における過去の顕著な災害は、「資料編」の2－1 小山町域における主な災害参照

第 2 節 予想される災害と地域

1 風水害

町内の主要河川は、演習場内調節池の整備等を進めているが気候変動により局地的な豪雨が発生しており、土砂災害の発生リスクが高まっている。しかし、災害はあくまで予期されない事態によって起こるものであり、中小河川にあっても災害発生の要素をもっており、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。

季節的には4～5月は低気圧の通過に伴い、豪雨となることがある。6～7月は梅雨前線活動の活発化により、大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また8～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

2 土石流・地すべり・がけ崩れ

町内で土石流危険渓流が47箇所、急傾斜地崩壊危険区域78箇所が指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料編（2-2）「土砂災害・水害関係危険箇所」参照）

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

第1節 総則

- 1 この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。
- 2 町は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するとともに、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- 3 町は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県又は町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- 4 町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- 5 町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- 6 町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節 河川災害予防計画

1 本町河川の特徴

本町は、富士山と箱根外輪山に囲まれていることから急流河川が多く、すべての河川が相模湾に流れ込む鮎沢川水系である。急流河川であることから台風や集中豪雨等により大雨量が短時間に一挙に流れる傾向にあり、河川の溢水を発生させる恐れが近年特に増加している。

上記が本町河川の特徴であるが、河川ごとにそれぞれ独自の性格を有しているほか、降雨による出水状況の変化により、水衝部の変化や洲淵の消長、河床の変動等、河川ごとに様相を変えるだけでなく、同一河川においても時々に変化するものであり、多くの因子があるので十分な調査研究により対策を講ずることが必要である。

2 浸水想定区域の指定に伴う実施事項

本町の河川で、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下、総称して「浸水想定区域」という。）に指定されている区域については、小山町水防計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について、小山町地域防災計画において、定めるものとする。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

3 河川管理者の実施事項

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

4 連携体制の構築

町は、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、近隣市町、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第3節 道路・橋りょう災害防除計画

町内の町道の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。

今後も、緊急輸送路の指定状況や迂回路の有無、被災履歴の有無等を勘案し、通行危険箇所の解消を図っていく。

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

第4節 土砂災害防除計画

1 本町の土砂災害対策

本町は、地形的に急峻な山地やがけが多く、土砂災害（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）危険箇所が多数存在している。

土砂災害から町民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。

2 砂防事業

土石流の発生するおそれのある溪流に対し、砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るために、砂防設備の整備を実施する。

事業名	内容
砂防事業	砂防えん堤、溪流保全工等の砂防設備の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急砂防事業	風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に対処するため、緊急に砂防設備の整備を実施する。

3 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、崩壊防止施設の整備を実施する。

事業名	内容
急傾斜地崩壊対策事業	法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大するおそれのある場合、緊急に崩壊防止施設の整備を実施する。

4 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用

区 分	内 容
土砂災害警戒情報の提供と活用	(1) 町長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難指示等の発令基準を設定する。(資料編3-7「避難判断基準(風水害)」) (2) 町は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位を事前に設定し、土砂災害警戒情報及び大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。 (3) 町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報(気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)(気象庁ホームページ)、土砂災害警戒情報補足情報システム(県ホームページ)等)の確認・把握に努める。 (4) 資料編3-6「避難情報」
土砂災害緊急情報の活用	国土交通省は、河道閉塞による湛水が発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。これを受けて町は、適切に住民への避難指示等の判断を行うものとする。

5 土砂災害防止法の施行

区 分	内 容
土砂災害特別警戒区域における規制等	町は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。
町 地 域 防 災 計 画	(1) 町防災会議は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。)であって、急傾斜地の崩落等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地 オ 救助に関する事項 カ ア～オに掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 (2) 町防災会議は、町地域防災計画において前項エに掲げる事項を定めるときは、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとし、資料編2-2 土砂災害・水害関係危険箇所に記載する。
要 配 慮 者 利 用 施 設 の 所 有 者 等 に 対 す る 指 示 等	(1) 土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。 また、町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。 町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 (2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。 (3) 町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について

	て、定期的に確認するよう努めるものとする。
住民への周知	町長は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
避難指示等の解除	町長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求める。
事業者の対応	事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

6 その他のソフト対策

区 分	内 容
土砂災害危険箇所の周知	土砂災害危険箇所図の配布、土砂災害危険箇所表示板の設置、インターネットによる土砂災害ハザードマップの提供等を行い、土砂災害危険箇所の周知を図る。
「土砂災害に対する防災訓練」の実施	町と県は連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

第5節 山地災害防除計画

1 静岡県の山地災害対策

地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に設定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。

2 治山事業

荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。

3 総合的な山地災害対策

毎年度、6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生時の未然防止を図る。

山地災害危険地区の情報を町民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取組みを進める。

第6節 林道災害防除計画

林道は、林産物の搬出ばかりではなく、地域の生活道路としての役割も求められており、急峻な地形に開設されているため、幅員も狭く、急なカーブの箇所もあり、落石等危険な箇所もあるので、計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。

第7節 農地災害防除計画

農地防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、一般土地改良事業の推進に平行して各種事業を積極的に進めていく。

1 ため池等整備事業

(1) 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定するとともに、地震や豪雨・劣化による決壊を防止するため、調査及び防災工事を実施し、利用実態のないため池については廃止を進める。

(2) 町内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：１回／年

イ 定期点検を行う者：ため池の管理者

(3) 防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響道の大きいため池から、ハザードマップの作成配付等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

2 農地保全事業

この事業は急傾斜地帯における土壌の流出を防止するための事業であるが、特に富士山麓一帯の耕地は火山灰質土壌のため、降雨時の表土流出により下流に土砂が流下してはん濫大被害を及ぼしている。

これらの農地の保全を図るため、富士山周辺の農地を対象に、排水路及びこれに付帯する農道の整備を行っている。

第８節 倒木被害防除計画

町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、町は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第９節 避難情報の事前準備計画

町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

(1) 町は、市町域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」(令和３年５月)を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。

また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

(2) 町は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。

2 住民への周知・意識啓発

(1) 町は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上階層にとどまる（退避）等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。

また、県及び町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(2) 町は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件

等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- (3) 町は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画(マイ・タイムライン)の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、町は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第10節 避難誘導体制の整備計画

町は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第11節 防災知識の普及計画

町は、共通対策編第2章 災害予防計画 第4節防災知識の普及計画及び風水害対策編第2章災害予防計画 第9節 避難勧告等の事前準備計画 2 住民への周知・意識啓発による他、国・県・関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- (1) 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。

加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

- (2) 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。
- (3) 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。
- (4) 風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

第12節 水防に関する予警報（道路の通行規制に関する情報）

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第13節 自主防災組織

共通対策編 第2章災害予防計画 第8節「自主防災組織の育成」及び第9節「事業所等の自主的な防災活動」に順ずる。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、「水防法」（昭和24年法律第193号）に基づき町の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施について必要な事項を規定するほか、風水害に対する町の対応を定め、もって管轄下各河川、湖沼の洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

本町の「水防組織」、「避難」、「通信連絡」、「水防に関する予警報」、「水防活動」及び「協力・応援」等については小山町水防計画に定め、これに基づき対応するものとする。

なお、同水防計画に定めのない事項については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画」を参照とするものとする。

火山災害対策編

総 則		頁
第1章	総則	1
第1節	想定	1
1	想定火口範囲	2
2	予想される火山現象とその危険性	2
3	火山災害警戒地域の指定	3
第2節	気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等	3
1	噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）	3
2	その他の火山現象に関する警報、予報	5
3	火山現象に関する情報等	5
第3節	避難計画	7
1	火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア	7
2	避難対象となる範囲	10
3	段階的な避難	11
4	広域避難者の受入れに係る基本事項	12
5	広域避難路の指定	13

発 災 前		頁
第2章	災害予防計画（平常時対策）	14
第1節	関係する機関と実施すべき事項（平常時）	14
第2節	情報連絡体制の整備	16
1	異常現象の通報体制	16
2	協議会内の情報伝達体制	17
3	避難に係る情報伝達体制	17
第3節	町の避難計画	18
第4節	避難促進施設	18
1	避難促進施設の指定	18
2	避難促進施設の名称及び所在地等	18
第5節	予防教育及び研修・訓練の実施	18
1	啓発活動	18
2	防災訓練	19

発 災 後		頁
第3章	災害応急対策計画	20
第1節	噴火警報・噴火予報の伝達	20
第2節	避難勧告等の基準	21
1	避難の勧告及び避難指示（緊急）の発令	21
2	警戒区域の設定	21
3	登山者の自粛・入山規制	22
4	住民等の避難	22
5	救出救助	23
6	一時帰宅の実施	23
第3節	町の体制	23
1	配備体制	23
2	火山活動シナリオと防災対応	23
3	災害対策本部の設置	24
4	合同会議の開催	23
5	協議会（または合同会議）との調整	23
第4節	交通の規制	24
1	一般道路の交通規制	24
2	高速道路の交通規制	25
3	鉄道の運行規制	25
第5節	避難者の輸送	26
第6節	広域避難路の除灰等	26
1	除灰等に係る対応	26
第7節	社会秩序維持活動	27
第8節	被害拡大防止対策	27
1	国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所、県、町	28
2	降灰があった地域の住民及び事業者	28
第9節	継続災害対応計画	28
第4章	災害復旧計画	29
第1節	復旧	29
1	復旧対策	29
2	被災者等へのフォロー	29
3	対応の評価と対応マニュアルの見直し等	29

富士山の火山防災計画

第 1 章 総 則

この計画は、小山町地域防災計画共通編の規定に基づき、噴火の危険性が特に切迫しているわけではないが、富士山が噴火した場合に、町民等の生命、身体及び財産を守るため、必要な予防・応急対策等について定めたものである。

町は、富士山の噴火に備えるため、県が山梨県や神奈川県とともに平成 24 年 6 月に設置した、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する「富士山火山防災対策協議会」の構成市町村として広域避難対策などを検討してきた。

活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、平成 28 年 3 月に、活動火山対策特別措置法に基づく「富士山火山防災対策協議会(以下「協議会」という。)」を設置し、引き続き構成市町村となった。

富士山の火山活動に伴う避難は、協議会が策定した「富士山火山広域避難計画(平成 27 年 3 月)」(以下、「広域避難計画」という。)に基づき、作成した「小山町富士山噴火に対する避難計画(平成 27 年 3 月)」(以下、小山町避難計画という。)により実施する。関係機関は、小山町避難計画に基づき、あらかじめ必要な防災対応を検討しておく。

本計画に定めのない事項については、共通対策編の各計画及び小山町避難計画に基づき実施する。

なお、協議会では令和 3 年 3 月に富士山ハザードマップを改定したことから(下表参照)、新たな噴火想定に基づく広域避難計画の改定を予定している。そのため、現時点では、避難に関する事項や必要な防災対応を現行の広域避難計画に基づき検討することとなるため、本編では引き続き、改定前のハザードマップ(平成 16 年版)及び現行の広域避難計画で示されている火山現象の影響想定範囲等を前提としている。

平成 16 年版ハザードマップと改定版ハザードマップの比較(抜粋)

改定項目	平成 16 年版ハザードマップ	改定版ハザードマップ
想定の対象とする噴火年代	約 3,200 年前～現在	約 5,600 年前～現在
想定火口範囲	対象とする噴火年代の噴火実績をもとに設定(約 3,200 年前～現在)	同左(約 5,600 年前～現在) ※新たに発見された火口も追加(主に富士吉田市、富士宮市方面に範囲が拡大)
想定する最大溶岩噴出物量(大規模噴火)	宝永噴火の 7 億 m ³ ※貞観噴火も同規模と見込み	貞観噴火の 13 億 m ³ ※貞観噴火の溶岩噴出物量に係る新たな知見を反映し大幅に増加
地形メッシュサイズ(シミュレーション条件)	200m メッシュ(溶岩流)、50m メッシュ(火砕流・融雪泥流)	20m メッシュ(各現象共通) ※より詳細な地形データを反映(溶岩流の傾向⇒H16 版より早く、遠方へ)

第 1 節 想 定

小山町避難計画において前提とする火山現象の規模や範囲は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書(平成 16 年 6 月、同委員会)で示されたハザードマップを基本とし、融雪型火山泥流、降灰及び小さな噴石については、新たに実施されたシミュレーションの結果を踏まえて設定する。

この計画の対象とする火山現象は、次の火山現象とする。

表 1 本計画で対象とする火山現象

区分	火山活動に直接起因する現象	本計画での対応
富士山 ハザードマップ 検討委員会	約 3,200 年前以降複数の実績があり、発生頻度が高い現象 [火山防災マップが作成済みの現象] ①火口形成 ②火砕流(火砕サージ) ③大きな噴石 ④溶岩流 ⑤融雪型火山泥流 ⑥降灰 ⑦降灰後土石流	対象とする

富士山 ハザードマップ 検討委員会	それ以外の現象 [災害実績図のみ作成済みの現象] ・岩屑なだれ（山体崩壊） [文章による記述のみの現象] ・水蒸気爆発 ・火山ガス ・空振 ・火山性地震（地殻変動） ・洪水氾濫 ・津波	対象外
その他	富士山ハザードマップ検討委員会で検討されていないが、避難を検討すべき現象 [シミュレーションが実施済みの現象] ⑧小さな噴石	対象とする

1 想定火口範囲

- (1) 約3,200年前から現在までに形成された火口及びこれらの既存火口と山頂を結んだ線の周辺1kmの範囲を噴火する可能性のある領域とする。
- (2) 火山活動が観測された場合、噴火が発生する前にあらかじめ避難する必要がある地域である。

2 予想される火山現象とその危険性

現象	危険性等
噴石 大きな噴石 小さな噴石	(1) 噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ（直径2mm以上）及び火山岩塊（直径64mm以上）を合わせて噴石という。このうち、比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石（火山レキ）」と区分している。 (2) 大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半径2km以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。 (3) 噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。 (4) 噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。 (5) 1707年の宝永噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約10km離れた小山町須走直径20cm程度の噴石が到達した。さらに20km離れたところでも直径数cmの噴石が到達した。
火砕流・火砕サージ	(1) 火砕流は、火山灰、火山弾、火山岩塊などが、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって斜面を流下する現象である。 (2) 火砕サージは、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で斜面を流下する現象であり、火砕流本体より1km程度外側に到達することが想定される。 (3) 高温の火砕流・火砕サージに巻き込まれると、建物は焼失し、人は死傷する。 (4) 火砕流は、急傾斜地に火砕丘が形成されるなど発生する条件が整うまでに、ある程度の時間を要すると考えられるが、火砕流の流下速度は時速数十から100km以上であり、発生後の避難は困難であることから、火砕流の発生が予測される場合には、あらかじめその到達範囲外に避難する必要がある。
溶岩流	(1) 1,000℃前後の高温の溶岩が斜面を流下する現象である。 (2) 噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも、噴火活動の途中から溶岩流流出に移行する可能性がある。 (3) 溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は、埋没又は焼失する。 (4) 溶岩流が流下する範囲で、湿地帯等の水が多い地域では、高圧の水蒸気を閉じ込める作用が働いてマグマ水蒸気爆発が発生することもある。 (5) 溶岩流の流下速度が時速3km（人が歩く速度と同程度）を超えることはまれで、余裕をもって逃げるのが可能であるが、避難開始から完了までの所要時間を考慮すると、火口から3時間以内に溶岩流が到達する範囲では、噴火発生前にあらかじめ避難する必要がある。
融雪型火山泥流	(1) 積雪期に、火砕流などによって斜面の積雪が融けて流水となり、さらに火砕流堆積物や斜面の土砂を取り込んで、ほぼ谷に沿って流下する現象である。一気に大量の泥流が流れるため、谷をあふれて流れる危険性がある。 (2) 水深が深い場合には、巻き込まれると、人は死亡（水死等）する可能性が高いが、水深が浅く、流速が小さい区域では、建物の2階以上へ退避すれば安全を確保できる。 (3) 融雪型火山泥流の流下速度は、時速30から60kmとなり、発生後の避難は困難であることから、発生が予測される場合には、早期の避難が必要となる。
空振	(1) 噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接的な影響はないが、山麓周辺では、連続的に建物の窓ガラス等が振動したり、場合によっては割れることもある。

降 灰	(1) 細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象である。 (2) 火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。 (3) ただちに生命に危険が及ぶことはないが、火山灰を吸い込むと、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。 (4) 屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性があることから、除灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。特に、堆積した灰が降雨により水分を含んだ場合、その重量が増すため、建物倒壊の可能性が高まる。 (5) 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、降灰の状況によっては、その影響は、かなり広い範囲に及ぶ可能性もある。
降灰後土石流	(1) 斜面に積もった火山灰が、その後の雨で流されて、時速50から60km以上の速度で石礫を伴って流下する現象である。 (2) 降灰堆積厚10cm以上となった渓流において、時間雨量10mm程度以上の降雨があった場合、発生の可能性が高くなる。土石流の到達範囲にある建物等は、破壊される。 (3) 速度が速いため、発生後の避難は困難である。発生が予測される場合には、土石流の到達が予測される範囲ではあらかじめ避難する必要がある。
火山性地震・地殻変動	(1) 火山性地震は、火山の周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火前や噴火中に多発することがある。 (2) 火山性地震の多くは身体に感じない小さな地震であるが、時として規模の大きな地震が発生することもあり、場所によっては震度5から6弱程度の強い揺れになるおそれがある。 (3) 地殻変動は、マグマが地表付近まで上昇することにより、地殻が移動又は変形する現象である。
火山ガス	(1) マグマに溶け込んでいたガス成分が、気体となって噴き出す現象である。火山ガスの大部分は水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素、二酸化炭素等の有毒な成分を含むことがある。 (2) 富士山で火山ガスによる被害があった記録はなく、被害が発生するほどの多量の有毒な火山ガスが放出される可能性は少ないと考えられる。しかし噴火等によりガスが発生した場合には、火口等のガスの放出場所周辺や窪地などガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要である。
洪水氾濫	(1) 火山活動に起因する洪水氾濫は、上流域で多量の降灰が生じた河川において、支川や渓流からの土砂流入によって本川河道の河床が上昇し河川が氾濫する現象である。 (2) 噴火後の洪水は、土砂が多く含まれているため、水が引いた後も土砂が残留する傾向が強い。
岩屑なだれ・山体崩壊	(1) 強い地震や地表近くまで上昇したマグマの影響、あるいは強い爆発等により、山体の一部が大規模に崩壊する現象が山体崩壊であり、それに伴い斜面を時速100km前後の高速度で流れ下る現象が岩屑なだれである。 (2) 富士山では約2,500年前の御殿場岩屑なだれなどの発生記録があるが、発生回数は過去1万年に2回程度と極めて少ない。 (3) 岩屑なだれが湖や海に流れ込んで、津波が発生することもあるので湖や海の沿岸では注意が必要である。 (4) 山体の膨張・変形が観測され、山体の変状が観測された場合には避難等を検討する必要がある。
水蒸気爆発	(1) 熱せられた地下水が水蒸気となって爆発する現象である。 (2) 溶岩流が湿地帯や湖に流入した場合にも、マグマ水蒸気爆発が起こることがある。 (3) 水蒸気爆発の発生場所周辺では、噴石や爆風の危険があるので注意が必要である。
雪泥流	(1) 積雪期の初期、融雪期の降雨、急激な気温上昇などにより融雪が進むことによる流水が引き金となって、雪と土砂が混じって流下する現象であり、スラッシュ雪崩、雪代（ゆきしろ）などとも呼ばれる。 (2) 中世や江戸時代に富士山麓の集落を襲った大規模な雪代があったことが、古文書に記録されている。

3 火山災害警戒地域の指定

町は、活動火山対策特別措置法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（火山災害警戒地域）として指定された。

指定された地域は、次のとおりである。

火山	県	市町
富士山	静岡県	三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町

第2節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等

1 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）

噴火警戒レベルは、気象庁と自治体間の協議に基づき作成され、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分して発表する指標である。富士山においては平成

19 年 12 月から運用されており、富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。
 レベル 1 は、火山活動が静穏であることを示し、現在の富士山の状態が該当する。レベル 2 は、噴火する場所とその影響が限定的な場合に発表されるが、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル 2 の発表はしないこととしている。よって、火山活動現象が活発化すると、想定火口範囲を警戒範囲としてレベル 3 が発表され、さらに噴火が切迫した場合には居住地域を対象としてレベル 4 またはレベル 5 が発表される。

なお、噴火開始後、火山活動の低下により噴火警戒レベルを下げていく段階において、火口とその周辺を限定して警戒範囲を示すことが可能な場合は、レベル 2 が発表される。

表 2 富士山の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル（キロメートル）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	- 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定） 【宝永（1707 年）噴火の事例】 12 月 16 日～1 月 1 日： 大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 【その他の噴火事例】 貞観噴火（864～865 年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約 8km まで到達 - 延暦噴火（800～802 年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約 13km まで到達 - 顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険） 【宝永（1707 年）噴火の事例】 12 月 15 日昼～16 日午前（噴火開始前日～直前）： 地震多発、東京など広域で揺れ
		4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	- 小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険） 【宝永（1707 年）噴火の事例】 12 月 14 日まで（噴火開始数日前）： 山麓で有感となる地震が増加
火口周辺警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	- 居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり 【宝永（1707 年）噴火の事例】 12 月 3 日以降（噴火開始十数日前）： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
	火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等。	- 影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 【過去事例】 該当する記録なし
噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）

注 1） ここという噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

- 注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億 m^3 を大規模噴火、2千万～2億 m^3 を中規模噴火、2百万～2千万 m^3 を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で想定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。
- 注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会）で示された範囲を指す。
- 注4) 噴火警報（噴火警戒レベル4（避難準備）、噴火警戒レベル5（避難））は、特別警報に位置付けられる。

2 その他の火山現象に関する予報

降灰予報

(1) 降灰予報（定時）

- ア 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- イ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

(2) 降灰予報（速報）

- ア 噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- イ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

(3) 降灰予報（詳細）

- ア 噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- イ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※1) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

※2) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0.1 mm 以上 1 mm 未満
少	0.1 mm 未満

火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

3 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等周知するために以下の情報等が気象庁から発表される。

情報の種類	内 容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表。	必要に応じて定期的または臨時に発表 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表

噴火速報	登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する情報。噴火が発生した事実を速やかに知らせるため、火山名と噴火した日時のみを記載。	・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合。 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。 ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（発生時刻・噴煙高度等）を噴火後直ちに知らせる情報。噴火が発生した後、概ね 30 分以上継続して噴火している場合には「連続噴火継続」、連続噴火が停止し、概ね 30 分以上噴火の発生がない場合には「連続噴火休止」として知らせる。	噴火が発生した場合に直ちに発表
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。	毎月または必要に応じて随時に発表
月間火山概況	前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表
航空路火山灰情報	火山名やその緯度・経度、噴火時刻や火山灰の領域・高度・移動方向・速度等の他、火山灰の拡散の予測を記述した情報 衛星画像で火山灰の領域が解析できた場合、火山灰実況図、拡散予測図(6, 12, 18 時間先までの予測)も合わせて発表させる。	責任領域内（※）の火山に関して噴火情報を入手した場合 なお、航空向けの情報として東京航空路火山灰情報センターから発信

※）責任領域：国際民間航空機関（ICAO）のもとで航空機の火山灰による災害を防止・軽減するため、世界には 9 つの航空路火山灰情報センター（VAAC）があり、気象庁は東京 VAAC として、アジア太平洋地域を担当している。

第3節 避難計画

1 火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア

この計画の対象となる各火山現象の影響が想定される範囲は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書や広域避難計画で示された影響想定範囲とし、その影響想定範囲を図1から図5に示す。

なお、各火山現象の影響予測範囲は、噴火した場合に影響予測範囲全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。

図1<想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア

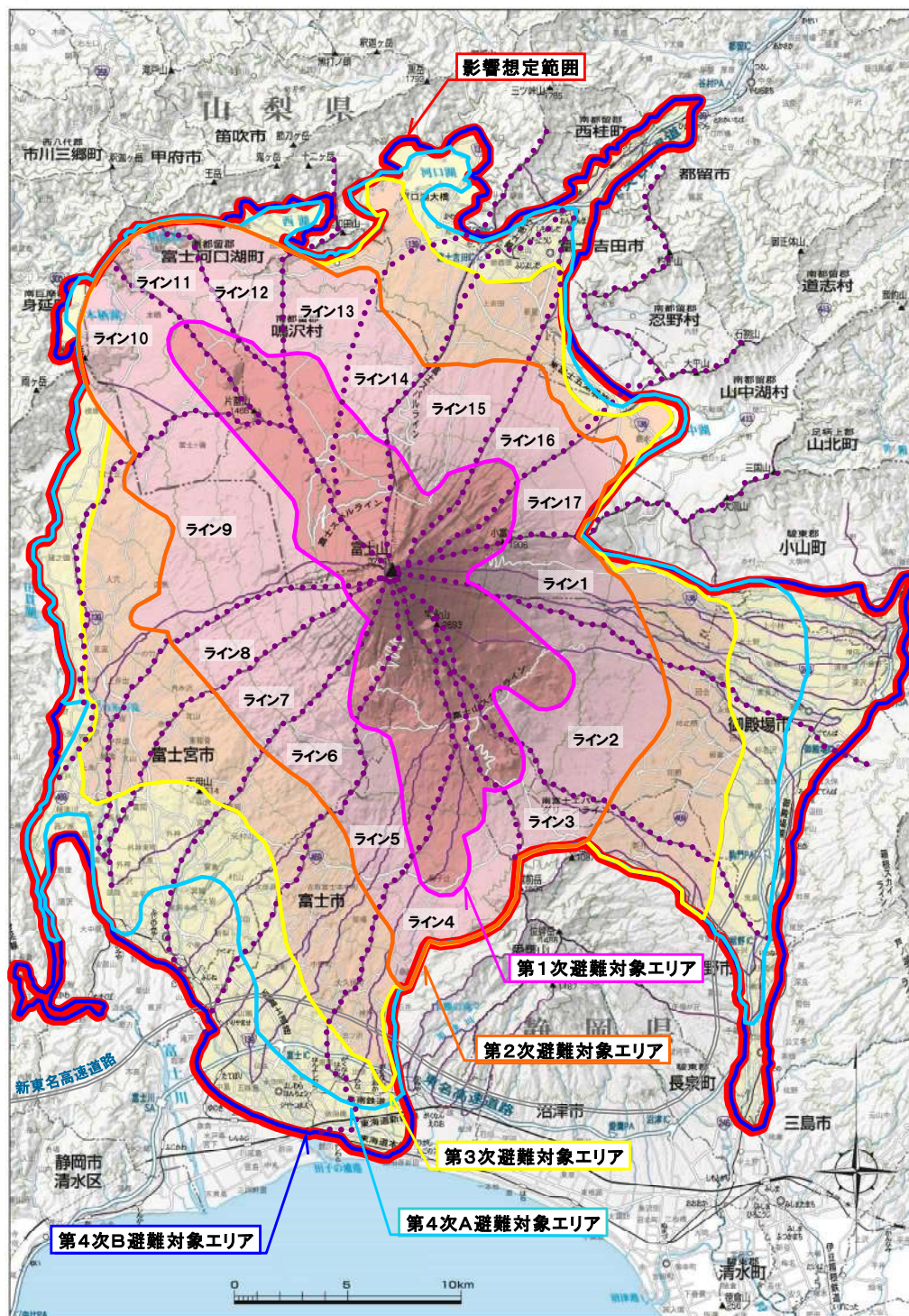
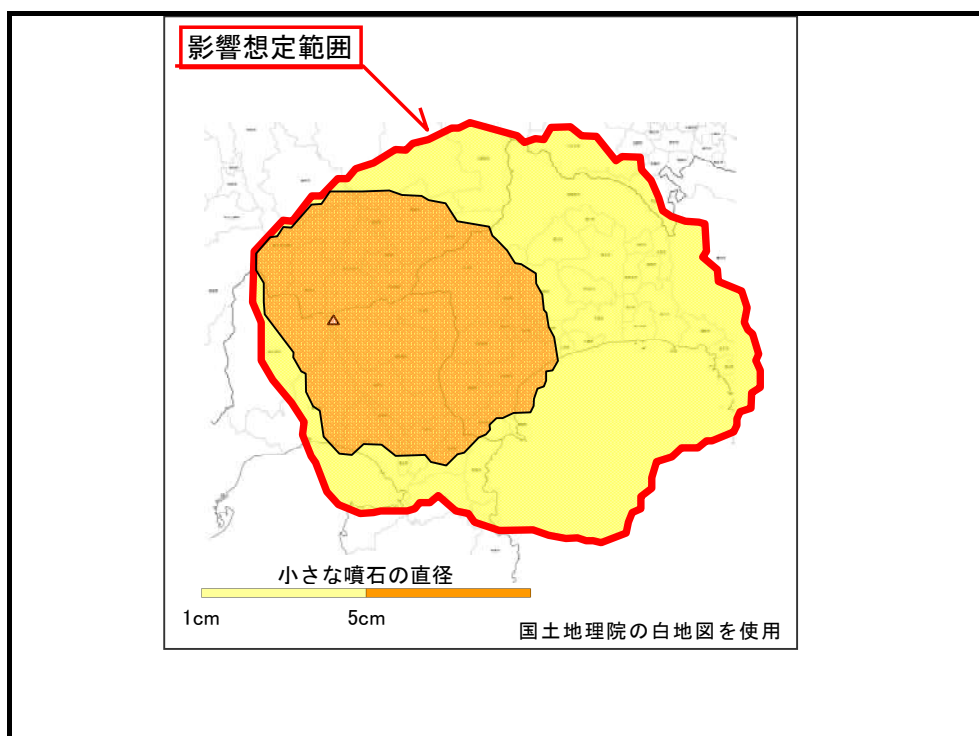


図2 <降灰の影響想定範囲>



図3 <小さな噴石の影響想定範囲>



※宝永火口で宝永規模の噴火（噴煙高度、噴火期間（2週間））が発生した場合のシミュレーション結果（西南西、西、西北西、北西の風が卓越した期間）を合成して作成

図4＜融雪型火山泥流の影響想定範囲＞

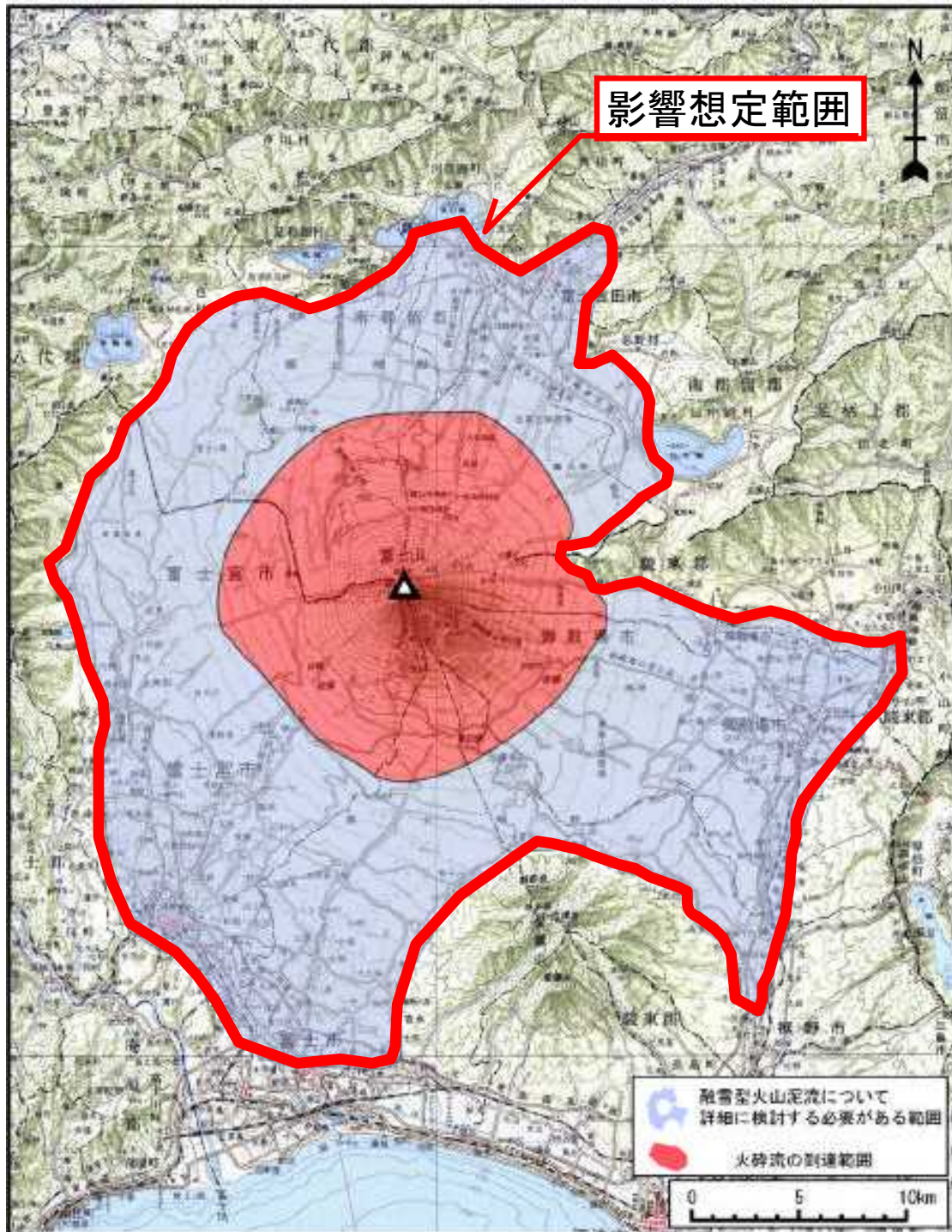
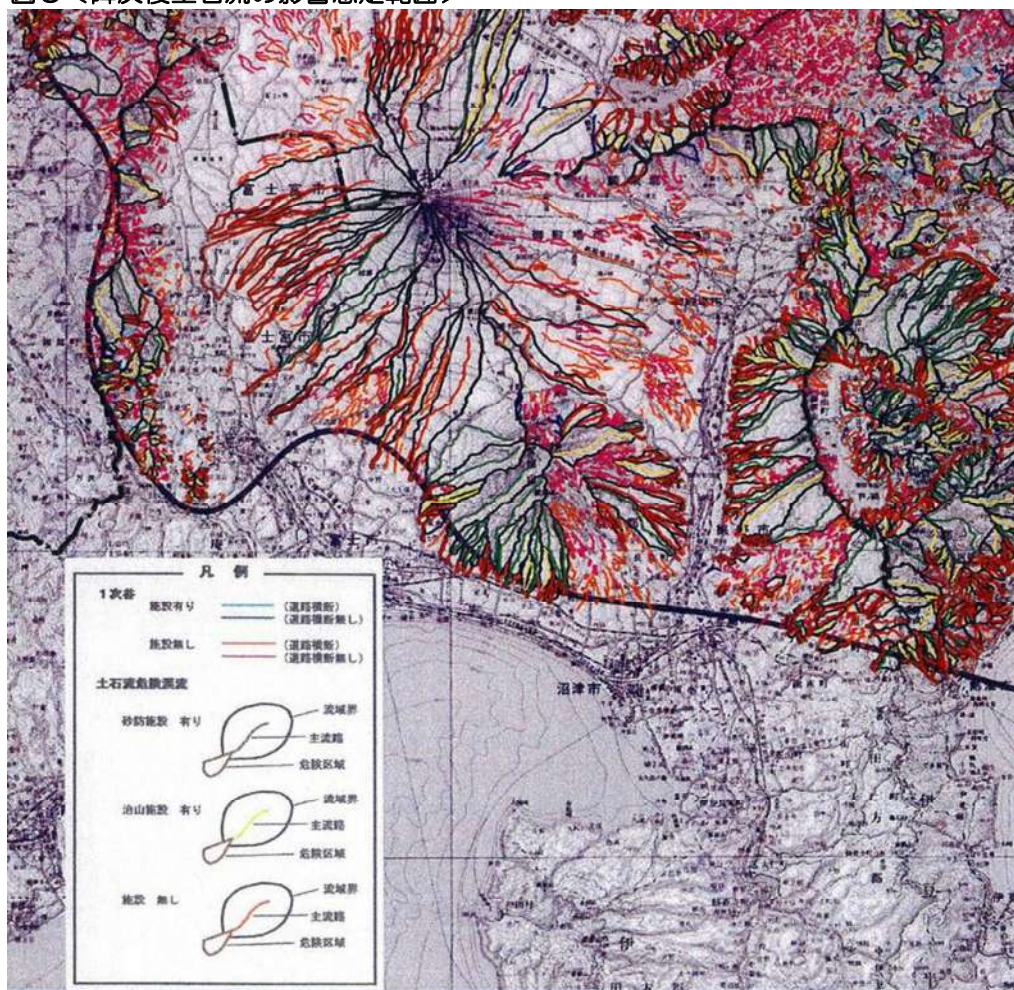


図5＜降灰後土石流の影響想定範囲＞



2 避難対象となる範囲

広域避難計画で定める想定影響範囲と避難対象エリアは次のとおりである。

火山現象	避難対象	説 明
火口形成、 火砕流、 大きな噴石、 溶岩流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 (火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)
	第1次避難対象エリア	想定火口範囲
	第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流(3時間以内)到達範囲
	第3次避難対象エリア	溶岩流(3時間—24時間以内)到達範囲
	第4次A避難対象エリア	溶岩流(24時間—7日間)到達範囲
	第4次B避難対象エリア	溶岩流(7日間—約40日間)到達範囲
融雪型 火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※融雪型火山泥流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
	避難対象エリア	融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲 (シミュレーション結果により流下が想定される部分)
降灰	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲(降灰堆積深2cm以上)
	避難対象エリア	降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲※1、2、3
	屋内避難対象エリア	降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲 ※2
小さな噴石	影響想定範囲	1cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲
降灰後土石 流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※降灰後土石流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域または土砂災害警戒区域

- ※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。
- ※2 気象庁が予め実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。
- また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。
- ※3 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。
- 噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、以下の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。

3 段階的な避難

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、以下の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。

(1) 噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難

上段：一般住民
中段：避難行動要支援者
下段：観光客・登山者

区分	噴火警戒レベル	溶岩流					融雪型 火山泥流	降 灰		小さな 噴石	降灰後 土石流	
		火砕流、大きな噴石		第3次 避難対象 エリア	第4次A 避難対象 エリア	第4次B 避難対象 エリア		避難 対象 エリア	避難 対象 エリア			屋内退 避対象 エリア
		火口形成	第2次 避難対象 エリア									
		第1次 避難対象 エリア										
噴火前	3	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	—	—	—	—	—	—	—	—		
	4	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山 規制 【全方位】	—	—	—	準備 避難 避難・入山 規制 【全方位】	降灰前避難		—	—	
	5	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山 規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山 規制 【全方位】	—	—	避難 避難 避難・入山 規制 【全方位】	避難 避難 避難	避難準備 避難準備 避難準備	—	—	
噴火開始直後		避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山 規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山 規制 【必要なライン】	避難準備 避難 避難・入山規 制 【必要なライン】	—	避難 避難 避難・入山 規制 【必要な 範囲】	降灰可能性マップ範囲 避難準備 避難準備 避難準備 屋内退避 準備 屋内退避 準備 屋内退避 準備		屋内退避 準備 屋内退避 準備 屋内退避 準備	—	

一避難行動の対象外

(2) 噴火開始後の現象発生別の避難

区分	溶岩流					降 灰		小さな 噴石	降灰後 土石流
	第1次 避難対象 エリア	第2次 避難対象 エリア	第3次 避難対象 エリア	第4次A 避難対象 エリア	第4次B 避難対象 エリア	避難 対象 エリア	屋内退 避対象 エリア	影響 想定 範囲	降灰域内の 避難対象 エリア
現象 の 発 生	溶岩流の流下の場合					火山灰の降下の場合		降下の 場合	土石流の 危険がある 場合
噴火開始後	避難 避難 避難・入山 規制 【対象 ライン】	避難 避難 避難・入山 規制 【対象 ライン】	避難 避難 避難・入山 規制 【対象 ライン】	※A 避難 避難 避難・入山 規制 【対象 ライン】	※A 避難準備 避難 避難・入山 規制 【対象 ライン】	※B 避難 避難 避難・入山 規制 【対象 ライン】	避難 避難 避難 屋内退避 屋内退避 屋内退避	屋内退避 屋内退避 屋内退避	避難準備／避難 (降雨により) 避難準備／避難 (降雨により) 避難準備／避難 (降雨により)

※ A：第4次A避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合

※ B：第4次B避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合

4 広域避難者の受入に係る基本事項

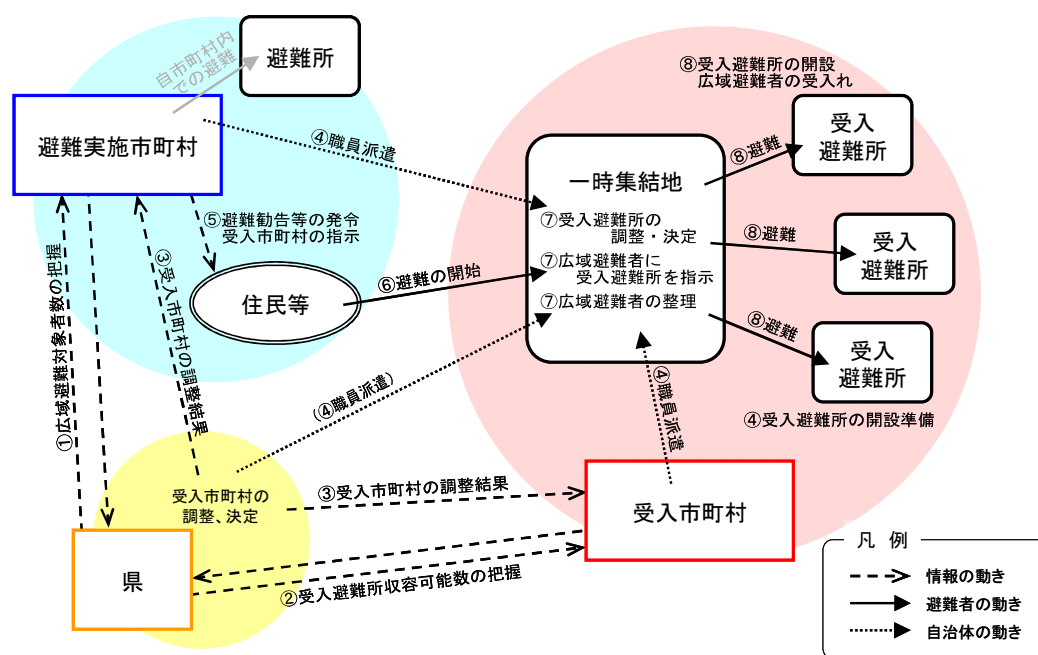
溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、自家用車等による避難を基本とし、状況によっては町外への広域避難となる。

広域避難者の避難先の調整手順は、まず県が避難先となる受入市町を決定し、次に受入市町が町と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。

広域避難者は、原則として、避難実施市町から広域避難先となる受入市町名の指示を受けて、受入市町の一時集結地へ一旦集合する。そこで受入市町から受入避難所の指示を受けた後、各自で避難を行う（図6）。詳細な受入調整の実施手順は広域避難計画による。

なお、広域避難者は県内の他市町で受入れることを基本とするが、受入避難所の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県は広域避難者の受入を要請する。ただし、被災等により両県も受入れが困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入を要請する。

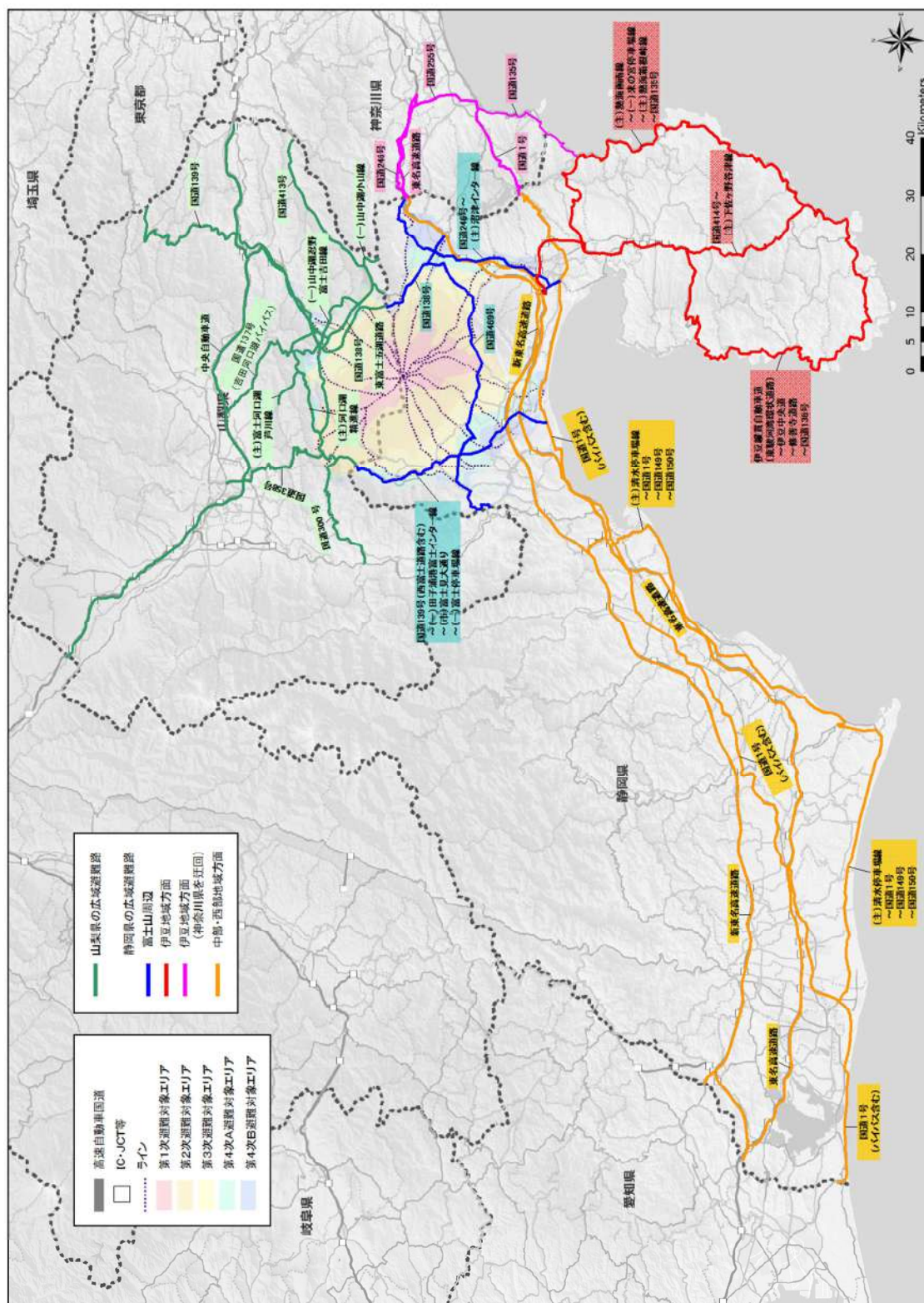
図6 広域避難の受入調整フロー図



5 広域避難路の指定

協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定している（図7）。

図7 広域避難路



第2章 災害予防計画（平常時対策）

町は、国、県、山体周辺市町村、公共機関、専門家等と連携して協議会において、富士山の噴火時等の避難に係る平常時からの共同検討体制を構築する。

第1節 関係する機関と実施すべき事項（平常時）

実施主体	内 容
町	1 教育委員会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 2 防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）の整備 3 情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討） 例）聴覚障害のある人：FAX、携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など）、聴覚障害者用情報受信装置 視覚障害のある人：受信メールを読み上げる携帯電話 手に障害のある人：フリーハンド用機器を備えた携帯電話 4 宿泊施設、観光施設、別荘管理事務所等への防災行政無線戸別受信機の設置促進 5 関係機関との情報伝達体制の構築 6 山小屋組合等との情報伝達体制の構築 7 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築 8 避難行動要支援者への情報伝達体制の構築（通信手段、巡回体制等） 9 避難所との連絡体制等の構築 10 町内会等による情報伝達及び安否確認体制の構築 11 住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築 12 避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築 13 観光客・登山者への広域避難計画の周知 14 警察、道路管理者への広域避難計画の周知 15 町内会等ごとに避難対象者のリスト化 16 避難対象者数及び必要輸送車両数の把握（避難計画の策定） 17 避難対象エリアの住民への周知 18 避難所施設の指定及びリスト化 19 受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定 20 福祉避難所の把握 21 避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整 22 避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握 23 避難行動要支援者の名簿及び個別計画の作成 24 避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供 25 関係者と連携した避難支援体制の構築 26 自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築 27 入山規制の実施方法の検討 28 入山規制実施時の広報方法の検討 29 県及び警察と連携して交通規制箇所（道路）の選定 30 広域避難計画に基づく避難ルートの設定（市町避難計画の策定） 31 輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定（避難計画の策定） 32 除灰優先区間（庁舎施設や社会福祉施設等への接続道路等）の抽出 33 道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成 34 火山灰の仮置き場及び最終処分場（捨て場）の選定 35 山小屋組合等と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 36 住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施 37 職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上 38 畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数） 39 畜産事業者の家畜移送計画の策定支援 40 入山規制実施時の規制箇所の検討 41 入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討

	42 県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 43 施設へのヘルメット等の整備 44 噴火時等の広域医療救護体制の構築 45 県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加
受入市町	1 広域避難者受入時の実施事項の整理 2 必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結 3 住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築 4 住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施 5 職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上
県	1 富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発 2 教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 3 広域避難計画の周知 4 山小屋組合等への広域避難計画の周知 5 警察、道路管理者への広域避難計画の周知 6 鉄道事業者への広域避難計画の周知 7 観光客・登山者への広域避難計画の周知 8 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築 9 避難実施市町における山小屋組合等との情報伝達体制の把握 10 避難行動要支援者の避難支援に係る情報伝達体制の構築 11 避難実施市町及び受入市町への安否情報連絡体制の構築 12 情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討） 例）聴覚障害者：FAX、携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など） 聴覚障害者用情報受信装置 視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話 手が不自由な障害者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話 13 避難実施市町が設定した避難ルートの把握 14 県バス協会及び県トラック協会等との協定の締結 15 広域避難者受入時の実施事項の整理 16 避難実施市町の広域避難対象者の把握 17 受入市町の受入避難所及び収容可能数の把握 18 受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定 19 駐車場を考慮した一時集結地の設定及びリスト化 20 必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結 21 避難実施市町の避難行動要支援者個別計画の集約 22 福祉避難所の把握 23 避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整 24 避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握 25 避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築 26 道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成 27 火山灰の仮置き場及び最終処分場（捨て場）の選定 28 入山規制実施時の規制箇所の検討 29 入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討 30 県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 31 市町の安否情報確認訓練への支援 32 畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数） 33 畜産事業者の家畜移送計画の策定支援 34 施設へのヘルメット等の整備 35 退避壕・退避舎等の必要性及び避難促進施設についての検討 36 噴火時等の広域医療救護体制の構築 37 県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加
道路管理者	1 噴火時等における交通規制方法の事前検討 2 除灰作業用資機材の所有状況の把握 3 除灰作業計画の策定

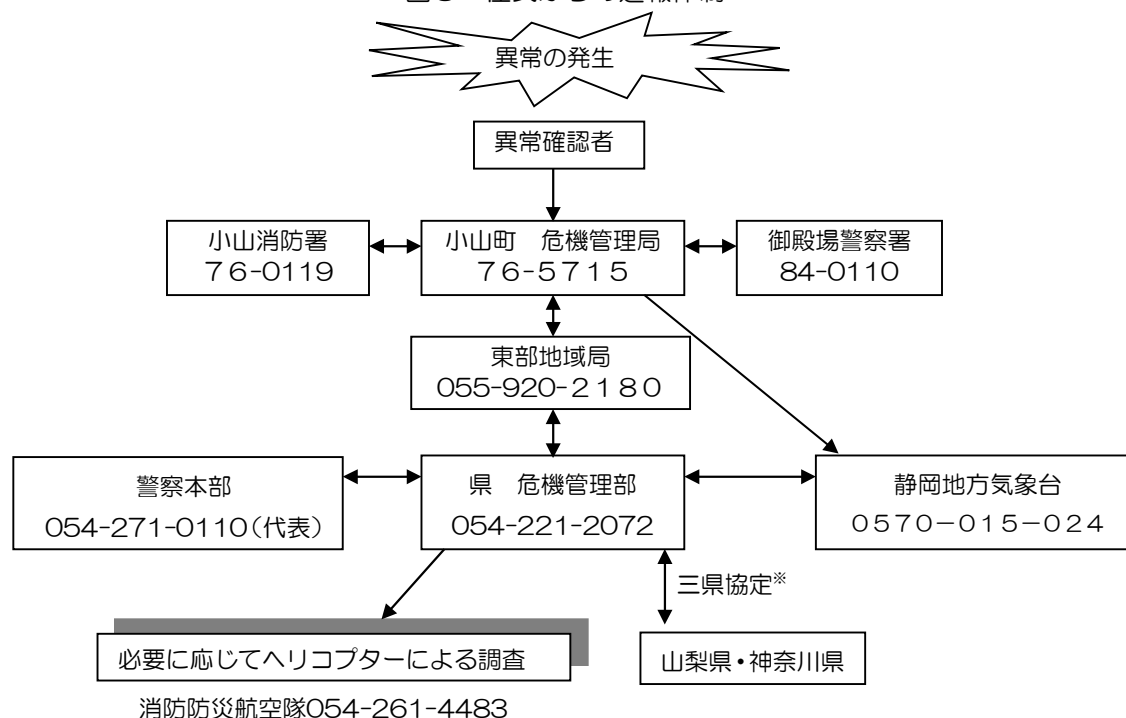
	4 放置車両の撤去方法の検討
NEXCO中日本	噴火時等における交通規制の事前検討
鉄道事業者	噴火時等における鉄道運行規制の事前検討
警察	1 町と連携して交通規制箇所（道路）の選定 2 入山規制実施時の規制箇所の検討
社会福祉施設等	1 社会福祉施設等の避難計画の策定 2 入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保
畜産事業者	1 家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討 2 家畜移送計画の策定
山小屋組合等	1 入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討 2 県及び町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 3 施設へのヘルメット等の整備
医療機関	1 噴火時等の広域医療救護体制の構築 2 県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加
協議会	1 広域避難計画への広域避難路の設定 2 広域避難路の代替路の検討 3 広域避難時の交通規制・鉄道運行規制に係る調整方法の検討

第2節 情報連絡体制の整備

1 異常現象の通報体制

富士山において異常現象（地割れ、臭気等）を発見した場合の通報体制は次のとおりとする。

図8 住民からの通報体制



※富士山噴火災害対策を迅速かつ円滑に実施するための静岡県及び山梨県、神奈川県による「富士山災害対策に関する協定」（以下三県協定という。）

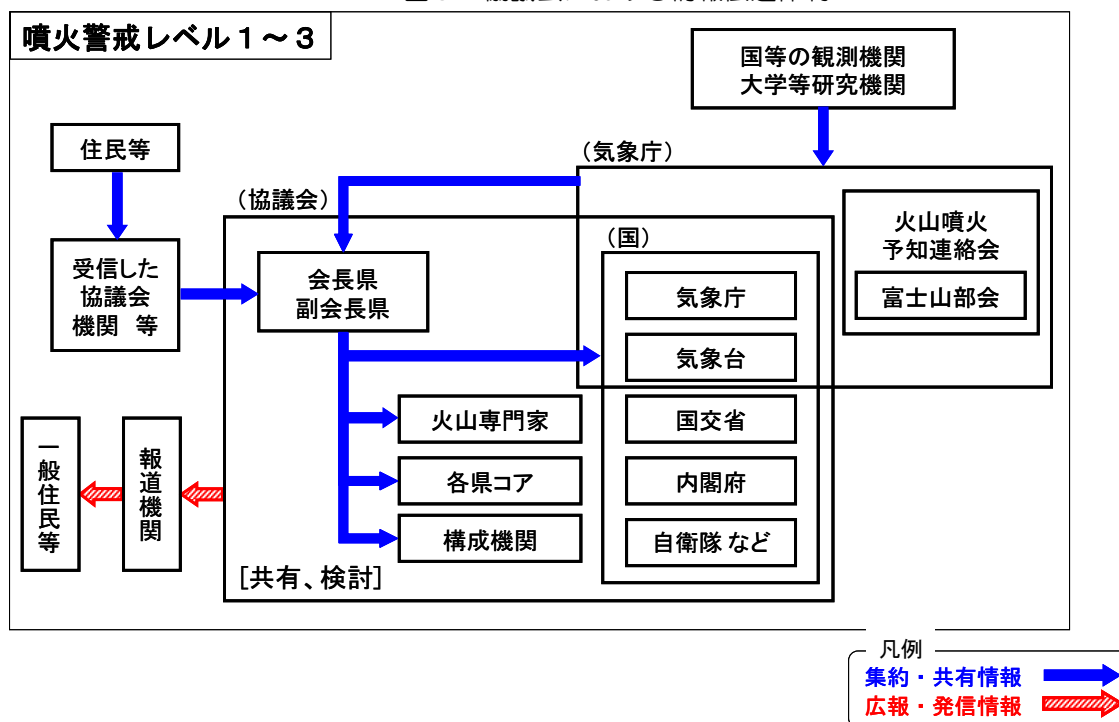
実施者	具体的な内容
異常現象発見者	異常現象（地割れ、臭気等）を発見した者は、直ちに最寄り富士山周辺市町の長又は警察官に通報するものとする。
警察官	異常現象の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの富士山周辺市町に通報する。
町長	警察官、住民等から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台に通報するとともに、異常現象の確認を行う。
知事	富士山周辺市町の長から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに静岡地方気象台と連携して異常現象の確認を行う。

2 協議会内の情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町の発令する避難指示等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

噴火警戒レベル1～3の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行う。

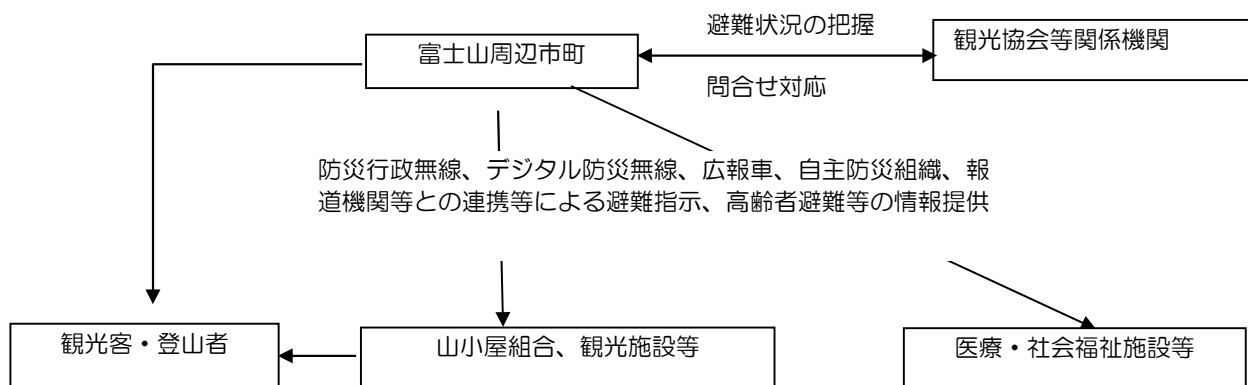
図9 協議会における情報伝達体制



3 避難に係る情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、町の発令する避難勧告等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

図10 避難に係る情報伝達体制



第3節 町の避難計画

- (1) 町は、広域避難計画に定める事項を基に作成した、「小山町富士山噴火に対する避難計画（平成27年3月）」を、日頃から町民への周知徹底に努めるとともに、訓練を実施する。
- (2) 県は、避難実施市町が町避難計画を策定する際の県内市町との調整、避難者受入先の確保等に関する調整などの支援を行う。また、県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と、県境を越えた広域避難等について検討する。
- (3) 県は、避難者の輸送のため、県バス協会等と調整を行う。また、町とバス事業者等との連携強化について、必要に応じて調整・支援を行う。
- (4) 県は、町及び受入市町と連携して、一時集結地となる施設を確保する。
- (5) 別添 「小山町富士山噴火に対する避難計画（平成30年3月）」

第4節 避難促進施設

1 避難促進施設の指定

町は、活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設を、協議会が策定した「避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組の協議会統一基準」により指定した。

2 避難促進施設の名称及び所在地

名 称	所在地
扇屋	須走口登山道 頂上
山口屋	須走口登山道 頂上
御来光館	須走口登山道 八合5勺
胸突江戸屋（上江戸屋）	須走口登山道 本八合目
江戸屋（下江戸屋）	須走口登山道 八合目
見晴館	須走口登山道 本七合目
大陽館	須走口登山道 七合目
瀬戸館	須走口登山道 本六合目
長田山荘	須走口登山道 六合目
吉野屋	須走口登山道 砂払五合目
東富士山荘	須走口登山道 五合目
山荘 菊屋	須走口登山道 五合目
駐車場	須走口登山道 五合目

第5節 予防教育及び研修・訓練の実施

1 啓発活動

実施主体	内 容
町	(1) 教育委員会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発を行う。 (2) 住民自らが生命、身体及び財産を守るために的確な判断、行動をとることができるようにするため、ハザードマップとそれに対する各種防災情報（避難所の位置、連絡先、災害発生時にとるべき行動等）を記載した防災マップ（以下「火山防災マップ」という。）の作成・配布、ホームページの活用、講習会の開催、防災訓練の実施等を通じて、地域の実情にあった啓発を行う。 (3) 火山防災マップ等の配布時には、説明会などを催し、正しい情報を提供する。 (4) 火山防災マップを更新した場合は、その都度、更新内容について周知を図る。 (5) 観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、小山町避難計画（平成27年3月）の周知を図る。 (6) 観光施設等におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。
静岡地方 気象台	火山災害及び防災対策等についての正しい知識を県民に対し、県と市町と協力して啓発する。
教育委員会 学 校	火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。
協議会	(1) 広域避難計画及び町避難計画を周知するための啓発資料を作成する。 (2) 協議会構成機関の防災担当職員の火山防災知識の向上を図る。

2 防災訓練

実施主体	内 容
町、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等	・噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、町、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等は、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施する。 ・県は三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と合同訓練を実施する。
避難促進施設	避難促進施設の管理者又は所有者は、避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。
町 民	町民は、町、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する噴火を想定した火山防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。

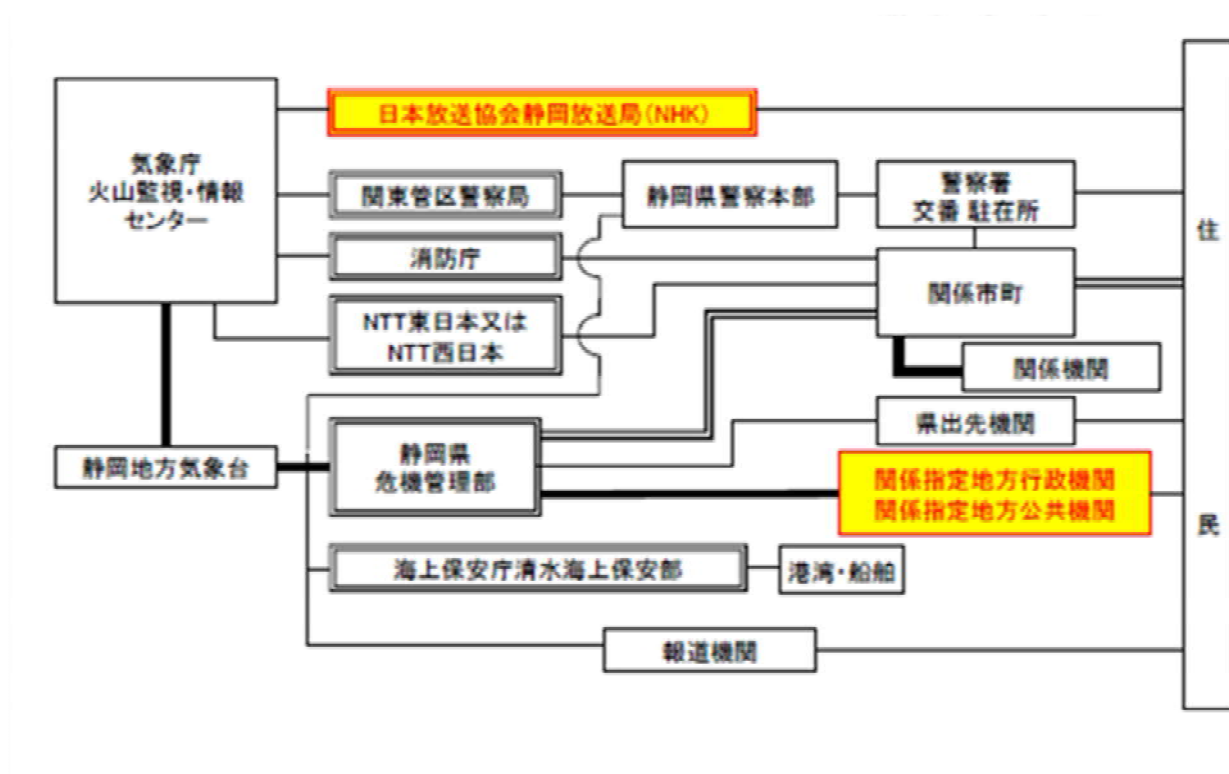
第3章 災害応急対策計画

第1節 噴火警報・噴火予報の伝達

気象庁火山監視・警報センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。また、その内容は＜表3＞のとおりである。町は、登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。

なお、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者への的確な情報提供に配慮するよう努める。

図1-1 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図



 （二重枠）で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

——（太線）は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報若しくは要請等が義務付けられている伝達経路

====（二重線）は、
 ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報（臨時）」の通報もしくは要請等
 ・特別警報に位置付けられている噴火警報（居住地域）について、気象業務法第5条の2により通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

＜表3＞

区 分	名 称
伝達する情報	ア 「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意））」
	イ 「噴火警報（レベル3（入山規制）」
	ウ 「噴火警報（レベル4（避難準備）」
	エ 「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」
	オ 「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」
	カ 「噴火警報（レベル5（避難）」
	キ 「噴火速報」
	ク 「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」
	ケ 「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」
	コ 「火山の状況に関する解説情報（臨時）」
	※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、
	サ 「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」
	シ 「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。

第2節 避難指示等の基準

1 避難指示等の発令

噴火前に火山活動の活発化に伴う現象（有感地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等）が観測されると、気象庁は、噴火警報等（噴火警戒レベル）を発表することから、町は、県広域避難計画及び町避難計画に基づき、段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを基本とする。

実施者	内 容
町 長	ア 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難指示を発令する。 イ 避難指示を発令したとき、直ちに指示の発令された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。 ウ 避難指示を発令したときは、速やかに知事に通知する。

＜代行処理＞

実施者	内 容
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ町長若しくはその委任を受けた町職員が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは、住民等に対し避難の指示をする。 この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を町長に通知する。
知 事	ア 災害の発生により町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって避難指示を発令する。 イ 町長に代わって避難指示を発令したとき、直ちに避難指示の発令された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。

2 警戒区域の設定

町長は、噴火が発生し、または発生しようとしている場合、住民等の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、または退去を命ずる。町は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて火山災害警戒（対策）合同会議（以下、「合同会議」という。）において協議を行う。なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第22条第1項で定める基本的人権（居住・移転の自由）に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。

町は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

警戒区域設定の考え方	
(1)	警戒区域の設定は避難対象エリア単位を基本とする。
(2)	噴火後は、リアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。
(3)	警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。
(4)	警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、町長が設定する。
(5)	小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。

実施者	内 容
町 長	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、町長若しくはその委任を受けた町職員が現場にいないとき、又は町長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長に通知する。
知 事	災害発生により町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	町長若しくはその委任を受けた町職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を町長に通知する。

※町長、警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。

3 登山の自粛・入山規制

(1) 登山の自粛等

県・町・関係機関は、協議会が策定した「「火山の状況に関する解説情報（臨時）」による防災対応に関する申合せ書」により、五合目以上の登山の自粛の呼掛けや五合目より下の注意喚起を実施する。

(2) 入山規制

町は、噴火警戒レベルに応じて観光客・登山者を対象に入山規制を実施する（下表）。

また、噴火警戒レベルの引き上げに伴い、入山規制エリアの拡大を決定し、山小屋組合等に対して情報伝達するとともに、観光客・登山者への早期下山の呼びかけを要請する。

入山規制の実施後は、警察、消防及び山小屋組合等と協力して観光客・登山者の避難誘導を実施する。

町は、登山者等火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届（登山計画書）の活用、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの普及、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。

入山規制エリアのうち第1次及び第2次避難対象エリアでは、立て看板の設置などにより人が立ち入らないよう規制を行うが、第3次避難対象エリアより外側は、入山規制エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行う。

入山規制の実施基準

実施時期	入山規制エリア
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア
噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア
噴火警戒レベル5	第3次避難対象エリア
噴火開始直後	第4次A避難対象エリア
噴火開始後	第4次B避難対象エリア

4 住民等の避難

- (1) 溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、自家用車等による避難を基本とする。また、自ら交通手段を確保できない者は、町長があらかじめ指定した一時集合場所に集合し、町が用意する車両で避難対象地域以外に避難又は退去する。

- (2) 避難先は避難対象エリア外の県内の受入市町及び県内避難所への避難を基本とする。
- (3) 医療・社会福祉施設に入院、入所又は通所している者については、施設管理者が他の施設等への移送又は家族等への引渡しを実施する。
- (4) 避難する場合、火山灰や小さな噴石の降下に備え、ヘルメット、防塵マスク、ゴーグルなどの着用を努める。
- (5) 観光客・登山者の避難路については、「富士山噴火時避難ルートマップ」によるものとする。

5 救出救助

(1) 人命の救出救助

地震対策編 第5章第6節「3 人命の救出活動」により、町は救出活動を行う。

(2) 避難未実施者等の救助

町は、入山規制の実施、避難指示（緊急）の発令及び警戒区域の設定を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。山内組合等や町内会等が把握している登山者及び住民等の避難未実施者の状況を照会するとともに、警察、消防、自衛隊等と協力して避難未実施者の捜索・救助を行い、その結果を県に報告する。

県は、捜索・救助に関する応援について関係機関との調整を行う。また、避難未実施者に関する情報を集約する。

なお、救助活動を行う機関は、負傷者、病人、子供及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。また、二次災害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。

6 一時帰宅の実施

- (1) 町長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には十分な安全の確保と地域性を考慮し、一時帰宅を実施することができる。
- (2) 町長は、一時帰宅を行う場合は、合同会議（または協議会）において気象庁や火山専門家等の意見を聞き、避難者の一時帰宅を検討する。
- (3) 町長は、一時帰宅の実施にあたり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

第3節 町の体制

1 配備体制

町は、噴火レベルに応じて、次の体制により対策に当たる。

災害等の状況	基準
○協議会が情報収集体制をとったとき ○火山活動が認められたとき 噴火予報（レベル1（活火山であることに留意）で協議会が情報収集体制をとったとき） 火口周辺警戒レベル2（火口周辺規制）（引き下げ時）	(1) 危機管理局職員及び商工観光課職員
○火山活動に異常が認められたとき 火口周辺警報レベル3（入山規制）	(1) 災害対策警戒本部要員 (2) 各所属長が必要と認めた公共施設を管理している職員
○火山活動に異常が認められたとき 噴火警報レベル4（避難準備）以上	(1) 災害対策本部要員 (2) 全職員

* 本部長が必要と認めた場合は、参集基準に係わらず必要な職員を参集させる。

* 消防団員である職員は、災害時における業務について所属長と協議しあらかじめ決めておくものとする。

2 火山活動シナリオと防災対応

火山活動において代表的な現象である溶岩流、融雪型火山泥流、降灰の火山活動の推移に応じた防災上の対応を示す。

3 災害対策本部の設置

火山噴火の重大性や拡大性を勘案し、必要に応じて災害対策本部を設置する。また、代替えとなる場所を予め検討しておく。

4 合同会議の開催

町は、他市町、国、県の各災害対策本部等の合同会議に参加し、連携して防災対応にあたる。

5 協議会（または合同会議）との調整

協議会は、気象庁が噴火警戒レベルの引き上げた時、速やかに協議会（会議）を開催し、気象庁や火山専門家等の意見を聞き、住民避難など各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行う。

町災害対策本部は、協議会（または合同会議）に職員を出席させ、情報収集及び関係機関との調整を行う。協議会（または合同会議）での調整事項及び合意形成事項は、本部会議で報告し、本部長は、対応方針を協議の上、決定する

第4節 交通規制

1 一般道路の交通規制

(1) 基本的な考え方

警察及び道路管理者は、噴火警戒レベルに応じて下表に示す実施基準により交通規制を実施する。なお、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

町は、一般住民等の円滑な避難のため、警察と協力して避難誘導を行う。

警察は、町と協力して、広域避難路や接続道路を対象として、避難車両が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を行う。さらに町が警戒区域を設定した場合には、警戒区域への立ち入りを防止するため必要な交通規制を実施する。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要と認めた場合に、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。なお、緊急交通路の指定に当たっては、道路の使用に関する調整が必要となる。

道路管理者（国・県・町の道路管理者、中日本高速道路（株）及び県道路公社等）は、管理道路が火山現象や火山性地震等により被災、破損したときは通行止めなど必要な交通規制を行う。

交通規制の実施基準

実施時期	交通規制エリア	交通規制対応
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア	・入山規制に係る登山口等への進入規制 ・登山口への接続路等の一部規制 等
噴火警戒レベル4	第1次～第2次避難対象エリア	・一般住民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 ・警戒レベル5及び噴火に備えた交通規制の準備 等
噴火警戒レベル5	第1次～第3次避難対象エリア	・広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・渋滞の抑制措置 等
噴火後	第1次～第4次B避難対象エリア	・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制 等

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

(2) 道路使用に関する調整

緊急交通路では、一般車両の通行が禁止されることから、県は、公安委員会が緊急交通路として指定する対象路線をあらかじめ把握する。また、広域避難が円滑に実施できるよう、協議会において、あらかじめ関係機関と広域避難路の使用に関する調整を行うとともに、迂回路を検討しておく。また、噴火開始後、公安委員会が緊急交通路を指定する際には、合同会議において広域避難路の使用に関する調整を行う。

警察は、交通規制の実施に当たり、道路管理者と連携して隣接県の警察と交通規制の実施路線、区間、期間、迂回路、代替路線等を警察庁経由で調整する。

実施者	内 容
県公安委員会 (警察)	ア 警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。 イ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。 この場合、災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置する。 ウ 上記イの交通規制を実施したときは、県、市町、道路管理者、隣接県警察、報道機関等を通じて、その内容を広く周知させる。

2 高速道路の交通規制

一般住民等の円滑な避難のため、広域避難路となる高速自動車国道及びその他の自動車専用道路（以下、「高速道路等」という。）を対象として下表に示す実施基準により交通規制を行う。規制の対象となる高速道路等は、「東名高速道路、新東名高速道路、中央自動車道、東富士五湖道路」とする。警察は、町が設定した警戒区域に高速道路等が含まれる場合は、警戒区域への進入を防止するため、必要な交通規制を行うとともに、一般住民を円滑に避難させるため交通誘導を行う。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、公安委員会が緊急交通路として高速道路等の路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。

中日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 中日本」という。）は、火山現象や火山性地震等により被災、破損した管理道路区間について、通行止めなどの必要な交通規制を行う。また、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性のある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。なお、高速道路等の交通規制を行う場合は、都市間交通（首都圏～中京・阪神圏等）の広域的な迂回路を確保する必要があることから、合同会議において、県、警察、NEXCO 中日本及び関係機関は、迂回路の検討を行う。

高速道路等における交通規制の実施基準

実施時期	規制対象	交通規制対応	実施者
噴火警戒 レベル3 以降	(必要に応じて)	- 一般住民等の避難開始に伴う交通規制 - 広域避難者（車両）の交通誘導	警察
		- 火山状況の把握及び高速道路利用者への周知 - 火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制	NEXCO 中日本
噴火後	避難指示等が発令された地域を含む区間	- 避難誘導のための交通規制 - 緊急交通路への一般車両の流入禁止措置	警察
		被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め（溶岩流の流下ラインや降灰の影響を踏まえた交通規制を含む）	NEXCO 中日本

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

3 鉄道の運行規制

火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、下表に示す実施基準又は事業者で定めた基準により、被害の及びおそれのある鉄道路線の運行規制の実施に努めるものとする。

富士山周辺では、鉄道路線は第3次避難対象エリアより外側に通っていることから、基本的に運行規制は噴火後に実施するが、火山の活動状況等により、鉄道事業者の判断で早い段階から規制を行うこともある。

積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）は、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定する場合がある。その中に鉄道区間が含まれる場合は、

鉄道事業者に対し速やかに情報提供を行うとともに、それを受けた鉄道事業者は運行規制の対象について検討を行う。

鉄道事業者は、平常時において、広域避難計画に基づきあらかじめ運行規制の実施方法の検討を行い、噴火警戒レベル3に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、運行規制等がある場合は、鉄道利用者に周知する。

また、避難指示等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、状況に応じて当該区間の運行規制を検討するとともに、バス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、合同会議（または協議会）は、会議において合意した火山活動の見通しや避難行動が必要となる時期や範囲等の情報を鉄道事業者に情報提供するとともに、鉄道事業者は情報の把握に努め、収集した情報に整合した運行規制を実施する。

溶岩流等の影響想定範囲に係る鉄道路線及び区間は次に示すとおりである。

- (1) 東海旅客鉄道（株）：東海道新幹線、東海道本線、御殿場線、身延線
- (2) 富士急行（株）：富士急行線
- (3) 岳南電車（株）：岳南鉄道線

鉄道における運行規制の実施基準

実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応
噴火警戒レベル3以降	— (必要に応じて)	火山活動の状況の把握及び必要に応じた鉄道利用者への運行情報の周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制
避難指示等 発令時	避難指示等が発令された地域を含む区間	(状況に応じて) 運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする場合がある。

第5節 避難者の輸送

県は、県バス協会等とあらかじめ災害時の避難者の輸送に関する協定等を締結し、避難実施の際には一括して派遣要請を行う。なお、県地域防砂計画資料の巻Ⅱ 10-4-5「民間車両借上げ計画」（中部運輸局静岡運輸支局策定）に基づき、車両の派遣要請を行う。

町は、平常時において、輸送車両で避難する住民をあらかじめ把握するとともに、輸送車両の乗車場所や避難ルートを決して一般住民等に対し周知する。

県は、噴火警戒レベル1（活火山であることに留意（情報収集体制））の段階において、県バス協会や県トラック協会等に火山活動の状況について情報を提供するとともに、避難者の輸送に備えて輸送車両の準備を要請する。

町は、避難の実施に当たり、県に対して輸送車両の派遣を要請し、県は、県バス協会等に対し、協定等に基づき輸送車両の派遣を要請する。町は、派遣された輸送事業者と協力して避難者の輸送を実施する。

第6節 広域避難路の除灰等

1 除灰等に係る対応

県及び他の道路管理者は、避難車両や緊急自動車の通行、資機材の輸送等を確保するため、作業の安全性を確保した上で、速やかに広域避難路等の除灰作業を実施する。

また、国土交通省及び県は、火山噴火に伴う流下物（融雪型火山泥流、降灰後土石流、溶岩流）に対しては、重要な施設への被害を軽減するため、事前対策としてリアルタイムハザードマップなどの予測に基づく導流堤や堆積工等の設置を行う。流下物に覆われた後は、可能ならば速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物により道路が厚く覆われ除去作業に時間を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合は、合同会議（又は協議会）において迂回路を検討する。

(1) 基本的な考え方

道路管理者は、降灰等（障害物を含む）により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施する。なお、平常時においては、気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討しておく。

道路管理者は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保す

るため、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令や運転者の不在時等に自ら車両を移動することが可能である（災害対策基本法第76条の6）。火山災害においても、車両移動に関する各項目について検討しておく。

(2) 除灰作業用資機材の確保

大量の降灰に備えて、県、町及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火開始後は、国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。

なお、除排雪資機材等（路面清掃車（ロードスweeper）、ホイールローダー、除雪トラック、モーターグレーダー、散水車等）は、除灰作業用資機材として代用可能であることから、県内の除排雪資機材等を把握するとともに、他の都道府県等からの支援についてもあらかじめ調整しておく。

(3) 道路除灰等作業計画の作成

道路管理者は、広域避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画を以下に示す内容により、あらかじめ策定する。

降灰後は、道路管理者が除灰等の作業を実施するが、降灰の状況等により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、合同会議において調整する。

道路除灰等作業計画の主な内容

- ア 降灰状況の把握体制
- イ 堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討
- ウ 調達可能な除灰作業用資機材の把握
- エ 優先除灰路線の設定
- オ 人員、資機材投入パターンの検討
- カ 資機材用の燃料確保
- キ 一時仮置き場の設定
- ク 輸送ルートの設定
- ケ 最終処分方法、処分場所の決定

(4) 火山灰の処分

一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきものである。平常時において、県及び町は火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。

第7節 社会秩序維持活動

実施主体	内 容
町	町長は、当該地域に富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、同時通報用無線、有線放送、広報車等によるほか、自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めたときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。
県	- 知事は、富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市長等と協力して、県民のとるべき措置について呼びかけを行うものとする。 - 知事は、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例（平成11年条例第35号）」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。
御殿場警察署	御殿場警察署は、地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穏情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の収拾を図る。

第8節 被害拡大防止対策

噴火後の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。

1 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所、県、町

- (1) 築壘、築溝、放水活動などによる溶岩流の流下防止
- (2) 導流堤、遊砂地などの建設による土石流の流下防止
- (3) 河川の浚渫及び築堤による洪水氾濫の防止
- (4) 公共施設等に堆積した降灰等の除去
- (5) 既存砂防施設の除石

2 降灰があった地域の住民及び事業者

住宅及び事業所施設に堆積した降灰の除去

「災害時における資機材のレンタル供給に関する協定書」に基づき、除灰に必要な資機材を調達するとともに、「災害時等における応急対策業務に関する協定書」に基づき、建設業協会等に降灰除去業務を委託する。

第9節 継続災害対応計画

大量の降灰があった場合は、土砂災害警戒区域（土石流）において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後土石流の影響想定範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

実 施 主 体	内 容
国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所	ア 土砂災害防止法における緊急調査の実施 イ 土砂災害緊急情報の市町への通知及び一般への周知 （土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供） ウ 土石流対策の緊急工事
県	土石流対策の緊急工事
町	ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画を図るものとする。

第1節 復旧

1 復旧対策

(1) 産業活動の再開

町民生活や地域の社会経済活動等への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な産業活動の再建を図る。

(2) 施設等の復旧

町有施設が被害を受けた場合は速やかに復旧する。施設の復旧に時間を要する場合は、代替施設・機能の確保など、必要な措置を講じる。

(3) 安全性の確認

ア 応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

イ 安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して、広く町民等への周知を図る。

(4) 風評被害の影響の軽減

必要に応じて、町長(本部長)等による安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

2 被災者等へのフォロー

(1) 健康相談の実施

災害の発生により、市民が大きな被害を受けた場合は、生活環境の変化等から生じる市民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するために、自主防災会等と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師等による巡回健康診断を実施する。

(2) 心の健康相談の実施

災害による心的外傷後ストレス障害(PTSD)、生活の激変による依存症等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

3 対応の評価と対応マニュアルの見直し等

(1) 対応の評価

当該災害への対応が収束した時点で、それまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対し、事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

(2) マニュアル等の見直し

関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応する各種マニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

大火災対策編

I 大火災対策計画及びII 大爆発対策計画	1

I 大火災対策計画

総 則	頁
第1章 総則	2
第1節 関係機関の業務の大綱	2
第2節 町内の主な火災災害	2
第3節 予想される災害と気象条件	3

発 災 前	頁
第2章 火災予防計画	4
第1節 消防体制の整備	4
第2節 火災の予防対策	4
第3節 林野火災対策の推進	5
第4節 火災気象通報の取扱い	5

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	6
第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動	6
第2節 情報伝達系統図	6
第3節 町の対応	7

復 旧 ・ 復 興 期	頁
第4章 災害復旧計画	8
第1節 各機関が実施する対策	8

II 大爆発対策計画

総 則	頁
第1章 総則	9
第1節 関係機関の業務の大綱	9
第2節 予想される災害	9

発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	10
第1節 ガス災害予防計画	10
第2節 危険物災害予防計画	11
第3節 火薬類災害予防計画	12

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	13
第1節 関係機関の業務の大綱	13
第2節 情報伝達系統図	13
第3節 町の対応	14

復 旧 ・ 復 興 期	頁
第4章 災害復旧計画	15
第1節 原因究明と是正措置	15

I 大火災対策計画及びII 大爆発対策計画

この計画は、「災害対策基本法」第40条の規定により、小山町民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、小山町及び防災機関が行うべき小山町の地域に係る「大火災対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大火災対策編」は、以下のとおり、「I 大火災対策計画」、「II 大爆発対策計画」から構成する。

I 大火災対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	関係機関の業務の大綱、町内の主な火災災害、予想される災害と気象条件
第2章 災害予防計画	消防体制の整備、火災の予防対策、林野火災対策の推進、火災気象通報の取扱い
第3章 災害応急対策計画	大規模火災及び林野火災に対する消防活動、情報伝達系統図、町の対応
第4章 復旧計画	各機関が実施する対策

II 大爆発対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	関係機関の業務の大綱、予想される災害
第2章 災害予防計画	ガス災害予防計画、危険物災害予防計画、火薬類災害予防計画
第3章 災害応急対策計画	関係機関の業務の大綱、情報伝達系統図、町の対応
第4章 復旧計画	原因究明と是正措置

I 大火災対策計画

第 1 章 総 則

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

第 1 節 関係機関の業務の大綱

実施主体	内 容	
町	消防体制の整備	ア 消防組織の確立 イ 消防施設の整備 ウ 消防救急の広域化の推進 エ 消防職員・消防団員の教育 オ 消防団の活性化 カ 緊急消防援助隊の受援体制の確立
	火災予防対策	ア 建物の不燃化の指導 イ 消防用設備等の整備 ウ 防火管理体制の整備 エ 防火対象物の火災予防
	林野火災予防対策	ア 林道（防火道）等の整備 イ 予防設備の整備 ウ 消防資機材の配備
	災害応急対策	ア 消防活動 イ 広域活動協力体制
静岡地方気象台	火災気象通報の発表	

第 2 節 町内の主な火災災害

昭和 40 年以降の町内の主要な大火を列記する。〔損害等は、焼失面積及び損害額(単位：千円)〕

発 生 年 月 日	損害等	場 所	記 事
昭和48年11月23日	236,790	小山町大御神	レース場でレシグ*カ事故により出火 死者1人、負傷者4人、レシグ*カ4台全焼
昭和49年6月2日	43,280	小山町大御神	レース場でレシグ*カ事故により出火 死者2人、負傷者5人、レシグ*カ4台全焼
昭和55年7月24日	135㎡ 33,780	小山町小山	紡績工場で落雷により出火
昭和58年3月11日	106㎡ 11,520	小山町菅沼	茅沼の公民館から出火
昭和61年3月8日	4,860	小山町須走	トラック積載品の荷崩れ 掲載品ガスライターのガス漏洩により出火焼 ライター15万6千個焼失
昭和63年10月25日	2,680	小山町須走	東富士五湖道路籠坂トンネル工事現場で時限発 火装置により出火、工事用車両3台焼失
平成8年3月6日	22,000	小山町湯船	東京電力(株)新富士変電所で地震動により変圧器 から絶縁油が漏れアークにより出火
平成12年12月30日	441㎡ 24,720	小山町小山	店舗併用住宅より出火 店舗併用住宅3棟、物置2棟焼失

第3節 予想される災害と気象条件

- 1 風速、湿度などの気象条件は、火災の発生、拡大を助長する役割を果たす。
- 2 大火の原因となる空気乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のものがあり、これらは火災の発生しやすい条件をつくりだす。
 - (1) 冬から春先にかけての西高東低の気圧配置
北西の強風、太平洋側でフェーン現象による突風
 - (2) 春から初夏にかけて帯状の高気圧が、日本付近をおおう気圧配置
連日晴天で、空気が乾燥し、実効湿度が低下
- 3 林野火災とは、森林、原野又は牧野が焼損する火災をいう。林野火災は落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは、一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的要因で起こる。また、本町の特性として陸上自衛隊東富士演習場を有していることから、演習場からの野火の発生による林野火災についても考慮しておく必要がある。
- 4 林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響する。特に地形、林況、気象は深い関係がある。
- 5 富士山麓地方の気象条件
 - (1) この地域は東山麓、南山麓に分けることもできるが、いずれも海拔高度により気温が変わり、御殿場（標高約470m）、白糸（標高約500m）とも、年平均気温は約13℃となっている。
 - (2) 風は富士山、愛鷹山、箱根山地、天守山地等の地形に支配されて、東山麓、西山麓では南と北の風が卓越し、南山麓では秋から春にかけては西の風が現れやすいが、夏は海陸風により南の風が多くなっている。風速は御殿場地方では一般に弱い、富士宮南部から岳南地方では風が強く、特に冬の季節風の時や南を低気圧が通過する時は強風となりやすい。

第 2 章 火災予防計画

町においては、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い、被害の軽減を図る。

第 1 節 消防体制の整備

区 分	内 容
消防組織の確立	町は、その地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
消防施設の整備	町は、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期するものとする。
消防救急の広域化の推進	災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進するものとする。
消防力の現況	町における消防力の現況は資料編（１－３）のとおりである。
消防職員・消防団員の教育	消防職員及び消防団員に高度の知識及び技術を習得させるため、消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。
消防団の活性化	災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。 町は、消防団の施設・装備の整備、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。
緊急消防援助隊の受援体制の確立	町は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。

第 2 節 火災の予防対策

区 分	内 容
建物不燃化の指導	町は、燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建物の不燃化、難燃化を指導する。
消防用設備等の整備	町は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。
防火管理体制の整備	町は、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し、指導する。
防火対象物の火災予防	町は、多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導及び防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。

第3節 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

区 分	内 容
林 野 火 災 関 係 機 関	町、消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、（公社）静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、（公社）静岡県林業会議所、（一社）静岡県猟友会、（公社）静岡県観光協会、（一社）静岡県建設業協会、（一社）静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、国立研究開発法人 森林総合研究所森林整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署（静岡・伊豆・天竜）、静岡県道路公社、中日本高速道路(株)富士保全・サービスセンター、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社（交通機関）、陸上自衛隊第34普通科連隊、陸上自衛隊富士学校、（公財）静岡県舞台芸術センター
林道（防火道）等の整備	林況、地況等の実態を把握し、林道（防火道）、防火線、防火林等の整備に努める。
予防設備の整備	関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。
防 災 知 識 の 普及啓発	町は県と協力し、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動や町及び協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。 その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く町民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。

第4節 火災気象通報の取扱い

「消防法」第22条第1項の規定により、静岡地方気象台長から知事に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

区 分	内 容				
火 災 気 象 通 報 の 基 準	<table border="1"> <tr> <th>対象地域</th><th>実 施 基 準</th></tr> <tr> <td>概ね市町単位（二次細分区域）</td><td> - 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。 - 毎朝（5時頃）、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある）。 - 注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 - 定時（毎朝5時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。 </td></tr> </table>	対象地域	実 施 基 準	概ね市町単位（二次細分区域）	- 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。 - 毎朝（5時頃）、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある）。 - 注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 - 定時（毎朝5時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。
対象地域	実 施 基 準				
概ね市町単位（二次細分区域）	- 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。 - 毎朝（5時頃）、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある）。 - 注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 - 定時（毎朝5時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。				
町長への伝達	町長は、知事から防災行政無線等により、火災気象通報を受ける。				
火 災 警 報 の 発表	町長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。				

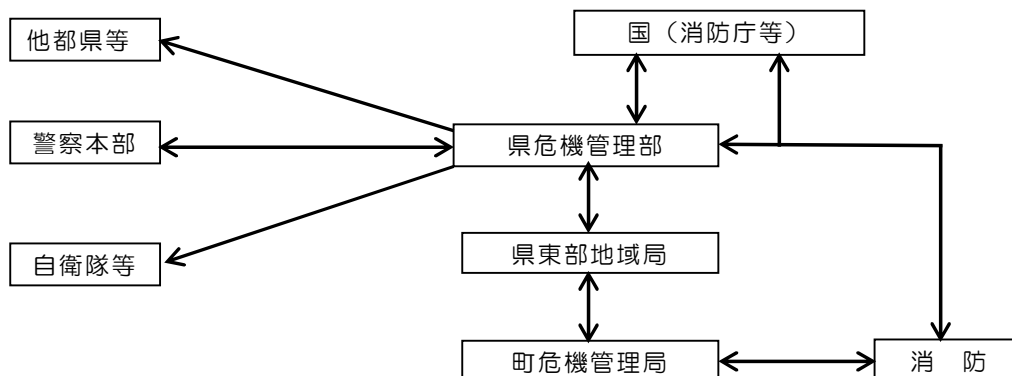
第 3 章 災害応急対策計画

この計画は、大規模火災及び林野火災に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、火災の発生による被害の軽減を図ることを目的とする。

第 1 節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動

区 分	内 容
町 消 防 活 動 体制	町は、その地域に係る大規模火災や林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、町消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
広 域 協 力 活 動 体制	町長は、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。 その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 ・ その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合 ・ 町の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合 ・ その災害を防除するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合
大 規 模 林 野 火災対策	町は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。

第 2 節 情報伝達系統図



第3節 町の対応

- 1 大規模火災が発生した場合は、関係部局において、情報収集を行う。
- 2 必要な場合には「災害対策本部」を設置し、応急対応を行う。

災害対策本部

区 分	内 容
災害対策本部 の設置	大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、町長がその対策を必要と認めるときに、災害対策本部を設置する。
任 務	ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 （ア） 自衛隊への災害派遣要請 （イ） 県への支援要請 （ウ） 医療機関等への協力要請 （エ） 県への緊急消防援助隊の出動要請 （オ） その他関係機関への応援要請 エ 2次災害等発生防止措置
本部員会議の 開催	ア 町長（本部長）は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。 イ 本部員会議は、本部長、副本部長（副町長）、危機管理監及び本部員（各部長）をもって構成する。ただし、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。 ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況に就いて、必要に応じて、本部員会議に報告する。 エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、計画を図るものとする。

第1節 各機関が実施する対策

実施主体	内 容
町	関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
関係機関	町、県等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

Ⅱ 大爆発対策計画

第 1 章 総 則

高圧ガス、危険物、火薬類等による爆発事故の発生と発災時の被害の拡大を防止するための保安対策、及び事故発生時の応急対応や復旧対策について定める。

高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。

このため、平時から高圧ガス、危険物、火薬類等の関係施設の適正な維持管理や取扱いなどの関係事業者による自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

第 1 節 関係機関の業務の大綱

機関名	内 容
警 察	ア 火薬類事業者の保安指導 イ 高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策 ウ 高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査
消 防	ア 危険物事業者の許認可 イ 煙火の消費許可 ウ 災害発生時の消火、人命救助活動 エ 爆発事故、危険物事故等の原因究明、再発防止指導
関係事業者	ア 自主保安体制の構築 イ 危害予防規程、地震防災計画等の策定 ウ 防災資機材の整備 エ 防災訓練等の実施 オ 災害発生時の関係機関への通報 カ 事故原因の究明、再発防止措置の実施

第 2 節 予想される災害

高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。高圧ガス、危険物、火薬類等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は町内全域で発生する危険性がある。

町内危険物施設 令和 3 年 4 月 1 日現在

区 分		計	区 分		計
製 造 所		7	取 扱 所	給油取扱所	29
貯 蔵 所	屋 内貯蔵所	33		販売 //	0
	屋外タンク //	39		一般取扱所	24
	屋内タンク //	2		小 計	53
	地下タンク //	39		合 計	202
	簡易タンク //	1			
	移動タンク //	7			
	屋 外 //	21			
小 計		142			

第2章 災害予防計画

第1節 ガス災害予防計画

ガス関係事業者についての許認可、立入検査、保安検査等により、事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、関係機関と連携した監視指導や防災訓練等によりガス保安の向上、防災意識の高揚を図る。

区 分	内 容								
高圧ガス関係事業者の自主保安体制の構築	高圧ガス関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。 ア 危害予防規程、地震防災計画等の策定 イ 保安管理体制の確保、防災資機材の整備 ウ 従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施 エ 事故や災害への対処訓練の実施 オ 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結								
高圧ガス関係団体等の保安体制の構築	<table border="1"> <tr> <td>緊急応援体制の整備</td><td>静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。</td></tr> <tr> <td>防災資機材の整備</td><td>災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。</td></tr> <tr> <td>防災訓練</td><td>高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的の実施し、防災能力の向上を図る。</td></tr> <tr> <td>LPガスの自主保安の推進</td><td> 製造事業所相互援助協定の締結 県内の製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。 一般消費先の安全対策 ア 安全機器、地震対策機器の普及促進 イ 安全パンフレット等によるガスの安全使用の啓発 ウ ガス漏洩事故等防止のための一斉点検、注意喚起 </td></tr> </table>	緊急応援体制の整備	静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。	防災資機材の整備	災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。	防災訓練	高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的の実施し、防災能力の向上を図る。	LPガスの自主保安の推進	製造事業所相互援助協定の締結 県内の製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。 一般消費先の安全対策 ア 安全機器、地震対策機器の普及促進 イ 安全パンフレット等によるガスの安全使用の啓発 ウ ガス漏洩事故等防止のための一斉点検、注意喚起
緊急応援体制の整備	静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。								
防災資機材の整備	災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。								
防災訓練	高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的の実施し、防災能力の向上を図る。								
LPガスの自主保安の推進	製造事業所相互援助協定の締結 県内の製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。 一般消費先の安全対策 ア 安全機器、地震対策機器の普及促進 イ 安全パンフレット等によるガスの安全使用の啓発 ウ ガス漏洩事故等防止のための一斉点検、注意喚起								
LPガスの保安推進	LPガスは、さまざまな事業者や一般家庭等で広く利用されていることから、県と（一社）静岡県LP協会、関係事業者が、LPガス安全対策推進のために必要な事業を実施する。 ア 液化石油ガス製造事業者、販売事業者に対する保安講習会の実施 イ 液化石油ガス販売事業者登録簿等の整備 ウ 液化石油ガス販売事業者及び保安機関の業務報告の徴収 エ 液化石油ガスの安全機器及び地震対策機器の設置推進								

都市ガスの 保安推進	自主保安体制 の構築	都市ガス事業者は、保安規程等を定め自主保安体制を図る中で相互協力するとともに、警察、消防等の関係機関との相互協力体制を構築する。
	マイコンメー タ等の整備	都市ガスを使用する事業所や各家庭等に、地震やガス漏れ発生時にガス供給を自動的に遮断する機能を有するマイコンメータや、ガス警報器等の設置を推進する。
	広 報、巡 視 点 検	ア ガスによる災害が発生した場合や、ガス供給の遮断を行った場合には、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報を行うほか、需要家の閉栓を実施する。 イ また、該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。
ライフライン 防災連絡 会による連 携強化	町は、県が開催するライフライン防災連絡会等を通じ、事故防止措置や災害対応における県とガス関係事業者との連携を強化する。	

第 2 節 危険物災害予防計画

町は、消防本部が行う危険物施設の許認可、立入検査と連携し、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導する。

また、警察、（一社）静岡県危険物安全協会連合会等を含む関係機関との連携による監視指導や防災訓練、広報啓発等を行い、危険物保安の向上、防災意識の高揚を図る。

区 分	内 容
危険物関係 事業者の自 主保安体制 の構築	危険物関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。 ア 予防規程、地震防災計画等の策定 イ 保安管理体制の確保、防災資機材の整備 ウ 従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施 エ 自衛消防体制の構築、事故や災害への対処訓練の実施 オ 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結
危険物事故 防止対策	危険物関係事業者と関係機関との連携のもと、消防庁が策定した危険物事故防止に関する基本方針、及びその行動計画である危険物事故防止アクションプラン等を活用し、危険物関係施設の点検・補修・維持・管理、従業員の保安教育、事故関係情報の収集・解析、自衛消防組織の確立等の事故防止対策を講ずる。
危険物安全 週間	ア 毎年6月第2週に実施される「危険物安全週間」において、危険物施設の立入検査、事業者による施設の点検整備、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。 イ 危険物関係事業者や危険物を業務上取り扱う者をはじめ、広く県民を対象に講演会、研修会、広報啓発等を実施し、危険物に関する知識の普及啓発や保安意識の向上を図る

危険物運搬車両の安全指導	危険物運搬中の事故を防止するため、県、警察、消防他関係機関による危険物運搬車両事故防止等対策協議会を設け、保安活動を実施する。 ア 事故対応マニュアルの策定 イ 危険物運搬車両の監視指導 ウ 事故対応合同訓練
防災訓練	県は警察、消防、（一社）静岡県危険物安全協会連合会等と合同で、危険物事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。

第3節 火薬類災害予防計画

火薬類の製造施設、貯蔵施設、消費・使用場所等の構造設備や、火薬類の取扱い方法等についての許認可、立入検査等により、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、県、警察、消防、静岡県火薬類保安協会等の関係機関が連携した監視指導や広報啓発等により、保安管理の向上、防災意識の高揚を図る。

区 分	内 容
火薬類関係事業者の自主保安体制の構築	火薬類関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。 ア 危害予防規程、地震防災計画等の策定 イ 保安管理体制の確保、防災資機材の整備 ウ 従業員への保安教育、施設の巡視点検等の実施 エ 事故や災害への対処訓練の実施 オ 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結
火薬類関係事業所の監視指導	ア 県、消防、警察の連携のもと、火薬類関係事業所の立入検査、保安検査等により、事業所の構造設備、火薬の取扱いや保管管理、安全確保対策等の適正を指導する。 イ 県及び静岡県火薬類保安協会は、発破作業等の火薬類の使用場所の巡視指導を行う。 ウ 県及び消防は、花火の正しい取扱い等について、県民への広報啓発を行う。
火薬類危害予防週間	ア 関係機関及び関係事業者は、毎年6月10日～16日の火薬類危害予防週間において、火薬類関係施設の管理の徹底、適正な取扱いの確保、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。 イ 火薬類関係事業者や火薬類を業務上取り扱う者をはじめ、広く県民を対象に講修会、広報啓発等を実施し、火薬類に関する知識の普及や保安意識の向上を図る

第 3 章 災害応急対策計画

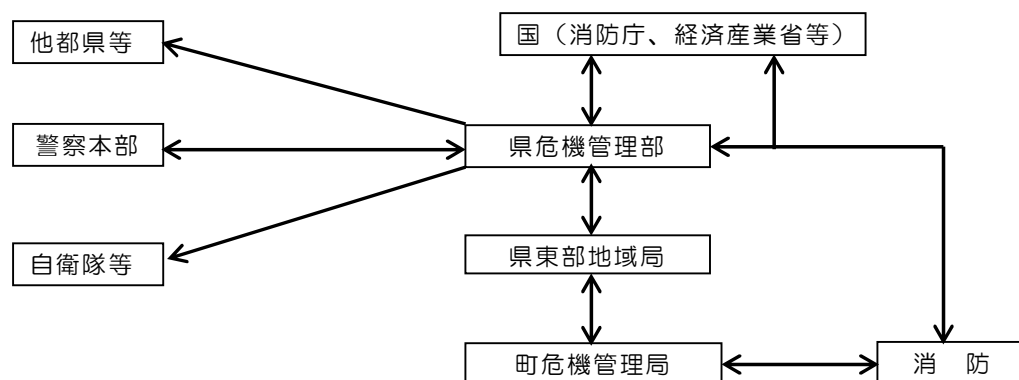
この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の、情報伝達、救助・消火活動、付近住民の避難、2次災害の防止等の応急対策について定める。

前章に掲げる他、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壌由来の可燃性ガス等に起因して爆発事故が発生することがある。こうした爆発事故についても、この計画に準じて対応する。

第 1 節 関係機関の業務の大綱

機 関 名	内 容
町・消防	ア 火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報 イ 町の対策本部設置 ウ 消火活動 エ 人命救助活動 オ 避難誘導 カ 事故調査
警 察	ア 事故捜査 イ 交通規制 ウ 避難誘導
発災事業者	ア 事故通報 イ 自衛防災対応 ウ 災害拡大防止措置 エ 関係機関への協力 オ 相互援助協定事業者等への支援依頼

第 2 節 情報伝達系統図



第3節 町の対応

- 1 大規模爆発が発生した場合は、関係部局において、情報収集を行う。
- 2 必要な場合には「災害対策本部」を設置し、応急対応を行う。

災害対策本部

区 分	内 容
災害対策本部 の設置	大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、町長がその対策を必要と認めるときに、災害対策本部を設置する。
任 務	ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 （ア）自衛隊への災害派遣要請 （イ）県への支援要請 （ウ）医療機関等への協力要請 （エ）県への緊急消防援助隊の出動要請 （オ）その他関係機関への応援要請 エ 2次災害等発生防止措置
本部員会議の 開催	ア 町長（本部長）は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。 イ 本部員会議は、本部長、副本部長（副町長）、危機管理監及び本部員（各部長）をもって構成する。ただし、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。 ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況に就いて、必要に応じて、本部員会議に報告する。 エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

第4章 災害復旧計画

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や住民生活に関する復旧措置等について定める。

第1節 原因究明と是正措置

区 分	内 容
発災事業者の対応	ア 爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じる。 イ 関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。 ウ 事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。
関係機関の対応	ア 関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や、再発防止のための是正措置の指導を行う。 イ 必要な場合には、国や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。
産業や住民生活に関する普及措置	ア 発災事業者等は、事故による高圧ガス、都市ガス、危険物、火薬類の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限に止めるよう配慮する。 イ ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。 ウ 復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスの供給については、当該施設の機能の維持に配慮する。 エ 供給遮断を行った都市ガスについて供給を再開する場合には、ガス事業者は、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報等を行い、ガスの閉栓の確認等の注意を徹底する。 オ 該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。 カ 発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行う。
情報公開、広報	ア 発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。 イ 町は町民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。

大規模事故対策編

I 道路事故対策計画、II 鉄道事故対策計画及びIII 航空機事故対策計画	1

I 道路事故対策計画

総 則	頁
第1章 総則	2
第1節 関係機関等の業務の大綱	2
第2節 予想される事故と地域	3
1 町内の道路状況	3
2 町内の交通事故件数等	3
3 予想される道路事故の態様	3

発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	4
第1節 道路構造物の災害予防	4
第2節 関係機関の防災体制の整備	4
第3節 危険物流出等に備えた資機材等の整備	4
第4節 防災訓練	5
第5節 関係機関との相互連携体制の整備	5
1 連絡窓口の明確化	5
2 防災訓練の合同実施	5

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	6
第1節 情報の収集・伝達	6
第2節 応急体制	6
1 防災関係機関	6
第3節 危険物等の流出・散乱に対する応急措置	7
1 拡散防止措置等	7
2 住民の安全確保	7

復 旧 ・ 復 興 期	頁
第4章 災害復旧計画	8
第1節 災害復旧計画の策定	8
第2節 施設の復旧	8
第3節 安全性の確認	8
第4節 被害者等へのフォロー	8
1 健康相談の実施	8
2 心の健康相談の実施	8

Ⅱ 鉄道事故対策計画

総 則		頁
第1章	総則	9
	第1節 予想される事故と地域	9
	1 事故の形態及び発生要因（国土交通省鉄道事故等報告規則）	9
	2 小山町内の鉄道事業者及び運行路線	9
発 災 前		頁
第2章	災害予防計画	10
	第1節 防災体制の整備	10
	第2節 鉄道交通の安全確保	10
	第3節 応急対策用資機材等の整備	11
	第4節 防災訓練	11
	第5節 関係機関との相互連携体制の整備	11
発 災 後		頁
第3章	災害応急対策計画	12
	第1節 情報連絡体制の整備	12
	第2節 応急体制	12
	1 町の体制	12
	2 関係機関等	13
	<特記事項>	14
	1 情報の収集・伝達	14
	2 広報活動	14
	3 消防活動	14
	4 救助・救急活動	14
	5 医療救護等	14
	6 避難	14
	7 危険物等搭載貨車事故に対する応急対策	14

Ⅲ 航空機事故対策計画

総 則		頁
第1章	総則	15
	第1節 予想される事故と地域	15
発 災 前		頁
第2章	災害予防計画	16
	第1節 防災体制の整備	16
発 災 後		頁
第3章	災害応急対策計画	17
	第1節 情報の収集・伝達	17
	第2節 応急対策	17
	1 町の対応方針	17
	2 町の体制	18
	3 防災関係機関の対応事項	18
	<特記事項>	19
	1 搜索救難活動	19
	2 消火・救助活動	19
	3 医療救護活動	19
	4 避難	20
	5 入国管理、検疫、動植物検疫、税関	20
	6 広報	20

I 道路事故対策計画、II 鉄道事故対策計画及びIII 航空機事故対策計画

この計画は、「災害対策基本法」第40条の規定により、町民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、小山町及び防災機関が行うべき町の地域に係る「大事故対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大事故対策編」は、以下のとおり、「I 道路事故対策計画」、「II 鉄道事故対策計画」、「III 航空機事故対策計画」から構成する。

なお、II、IIIにおける災害復旧計画については、I 第4章に準ずるものとする。

I 道路事故対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	関係機関の業務の大綱、予想される事故と地域
第2章 災害予防計画	道路構造物の災害予防、関係機関の防災体制の整備、危険物流出等に備えた資機材等の整備、防災訓練、関係機関との相互連携体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急体制、危険物の流出・散乱に対する応急措置
第4章 災害復旧計画	災害復旧計画の策定、施設の復旧、安全性の確認、被害者等へのフォロー

II 鉄道事故対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	予想される事故と地域
第2章 災害予防計画	防災体制の整備、鉄道交通の安全確保、応急対策用資機材等の整備、防災訓練、関係機関との相互連携体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報連絡体制の整備、応急体制
（災害復旧計画）	（I 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる）

III 航空機事故対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	予想される事故と地域
第2章 災害予防計画	防災体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急対策
（災害復旧計画）	（I 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる）

I 道路事故対策計画

第 1 章 総 則

小山町内の町道、県道、国道及び高速道路等の道路において、自然災害、車両の衝突、車両火災、道路構造物の破壊等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関がとるべき行動を定める。

第 1 節 関係機関等の業務の大綱

町及び防災関係機関が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりとする。

機 関 名	処理すべき業務
町	ア 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報に関すること イ 被災者の救出、救護（搬送・収容）に関すること ウ 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること エ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示等に関すること オ 県又は他の市町村に対する応援要請 カ 関係防災機関との調整に関すること
道路管理者 （国土交通省中部地方整備局、県、町、中日本高速道路株式会社）	ア 管理道路の災害予防に関すること イ 管理道路の防災体制の整備に関すること ウ 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること エ 道路施設の二次災害の阻止及び復旧に関すること
警 察	ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 緊急交通路の確保等交通上の措置 オ 避難誘導及び二次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の捜索 キ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務
国土交通省 中部地方整備局	ア 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること イ 関係防災機関との調整に関すること
静岡地方気象台	ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 イ 気象、地象（地震にあつては地震動に限る。）の予報及び警報 ウ 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表 エ 気象業務にかかわる各種の研究 また、これらの業務を適切に実施するため、気象庁は気象、地象、水象に関する各種観測網及び予報・警報等を発表し、伝達する各種組織など、所要の施設及び体制を整備する。
消防機関	ア 救助・救出用資材、車両等の整備 イ 救急隊員、救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の育成 ウ 事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立 エ 携帯電話からの 119 番通報に対しの確に対応できる体制の確立
医療機関	搬送患者を効率よく受け入れるための情報伝達体制の確立
建設事業者	事故災害対応に必要な資機材の備蓄状況の把握

第２節 予想される事故と地域

１ 町内の道路状況 (令和３年４月１日現在) 小山町道路現況表

道路の種類	路線数	実延長(km)
高速自動車国道	1	8.12
道路専用道路（東富士五湖）	1	4.16
一般国道	2	17.42
県 道	8	68.18
町 道	1,511	455.18
合 計	1,523	553.06

２ 町内の交通事故件数等

令和２年中（１月から１２月末まで）に町内で発生した交通事故の内人身事故は、４３件で、死亡事故は１件となっている。

３ 予想される道路事故の態様

町内で発生が予想される道路事故には、落石・土砂崩れといった自然災害に起因するもの、道路構造物の破損に起因するもの、大規模な交通事故によるものなどが想定され、態様としては以下のものが考えられる。

要 因	想定される事故
自然災害等に起因するもの	ア 落石・土砂崩れ等の道路法面の崩壊 イ 河川の増水等による橋梁・道路の流失
大規模な交通事故等に起因するもの	ア トンネル内での車両火災 イ 道路上での危険物等の漏洩 ウ バスの転落等事故
その他	沿道での大規模火災等

第２章 災害予防計画

第１節 道路構造物の災害予防

各道路管理者は、道路構造物の異常を早期に知覚するために点検を実施し、災害発生のおそれがある危険箇所を把握し、改修等を行う。

また、被災した施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有または調達できる体制を整備する。

警察、消防、医療機関、町、県等関係機関は、道路管理者と連携・協力し、救助・救急、医療機関への搬送、不明者の搜索、交通規制、危険物の処理、住民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備するとともに、訓練等を通じて平時から災害対応の習熟に勤める。

第２節 関係機関の防災体制の整備

実 施 主 体	内 容
町	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
道路管理者 (国土交通省中部地方整備局、県、町、中日本高速道路株式会社)	ア 情報連絡体制の整備 イ 安全設備等の整備 ウ 防災体制の確立（情報連絡を含む） エ 異常気象時の通行規制区間の指定 オ 通行規制の実施及び解除 カ 通行規制の実施状況に関する広報 キ 防災訓練の実施
警察	ア 情報連絡体制の整備 イ 防災体制の確立（情報連絡を含む） ウ 通行の禁止等の措置 エ 信号機等の点検
静岡地方気象台	ア 情報連絡体制の整備 イ 道路交通安全に係る気象等の現象の把握 ウ 道路交通安全に係る実況、予・警報等の発表
国土交通省 中部地方整備局	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
消防機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 救助・救急活動に必要な車両及び救急救助用資機材の整備
医療機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備
建設事業者	ア 情報連絡体制の整備 イ 応援業務に関連する情報連絡体制の整備 ウ 応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握

第３節 危険物流出等に備えた資機材等の整備

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努めるものとする。

また、特に危険物等の運搬事業者に対しては、運搬車両の安全対策及びイエローカード（化学物質の毒性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード）の携行の普及促進等を図るものとする。

第4節 防災訓練

町、県、防災関係機関は、町、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救出等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第5節 関係機関との相互連携体制の整備

1 連絡窓口の明確化

関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておくこととする。

2 防災訓練の合同実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助・救出活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図るものとする。

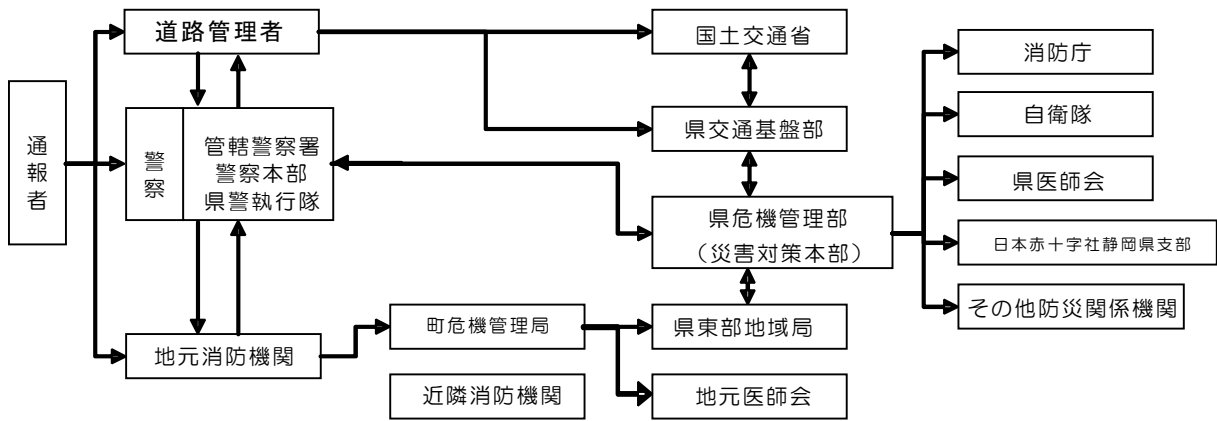
第 3 章 災害応急対策計画

事故の状況に応じて、事前配備職員の参集あるいは職員の増員、情報収集体制の確立、災害対策本部の設置など、必要な体制をとる。

第 1 節 情報の収集・伝達

- 1 道路災害発生の通報を受けた場合は、関係部局に内容を連絡する。また、消防庁へ様式に基づき報告する。
- 2 災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係部局、関係市町その他関係機関と共有する。迂回路などの情報と併せて随時県や道路管理者のホームページに掲載するとともに、町は広報活動を行う。
- 3 町、県及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

＜情報連絡系統図＞



第 2 節 応急体制

1 防災関係機関

町及び防災関係機関は、次の事項を処理する。

実施主体	内 容
町	ア 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理 イ 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整 ウ 遺体の措置 エ 道路の応急復旧
道路管理者 （国土交通省中部地方整備局、県、町、中日本高速道路株式会社）	ア 負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力 （ア）主要交通路（迂回路）の確保 （イ）災害時における通行の禁止又は制限 イ 道路施設の応急復旧活動に関すること （ア）道路の応急復旧 （イ）類似災害の再発防止のための被災箇所以外の道路施設に関する緊急点検の実施

警察	ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 緊急交通路の確保等交通上の措置 オ 避難誘導及び二次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の捜索 キ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務
消防機関	ア 消火活動 イ 被災者の救出、救護 ウ 負傷者の医療機関への搬出
医療機関	ア 救護所の開設 イ 負傷者に対する医療処置 ウ 患者搬送
建設事業者	負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力

第３節 危険物等の流出・散乱に対する応急措置

危険物等の流出・散乱が確認された場合、又は想定される場合は、化学物質漏洩事故対応マニュアル（静岡県危険物運搬車両事故防止等対策協議会編）に基づき、以下の措置を行う。

１ 拡散防止措置等

区 分	内 容
流出危険物の拡散防止及び除去	ア 警察及び消防は、危険物等の運搬車両に備えてあるイエローカードまたは運搬車両の所属事務所から流出危険物の名称、性状、毒性等の状況を把握する。 イ 輸送業者及び消防、警察、道路管理者は連携して、危険物の防除作業を実施し、拡散防止に努める。
二次災害の防止	ア 消防機関等は、流出危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災及び健康被害、環境汚染防止等を行う。 イ 流出危険物による飲料水汚染の可能性がある場合には、県及び河川管理者等は、水道水取水機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置をとる。 ウ 流出危険物による河川海域等の公共用水域、地中及び大気汚染の可能性がある場合には、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。 エ 必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行う。

２ 住民の安全確保

- (1) 危険物等が流出・散乱した場合は、有毒物質等の拡散等により影響のある地域に対して、町は付近の住民などの避難、区域への立入禁止等の必要な措置をおこなう。また付近の住民などを避難させる際には、安全な地域に避難場所を開設する。
- (2) 災害の概要及び警戒区域の指定状況、規制の内容（「中毒危険」、「退去命令」、「火気の使用禁止」等）の情報を広報する。
- (3) 危険物の処理が終了し、安全が確認された場合、速やかに警戒区域を解除すると共に、その旨広報する。

第４章 災害復旧計画

第１節 災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第２節 施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

第３節 安全性の確認

応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く市民に周知を図る。

第４節 被害者等へのフォロー

１ 健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿線住民が大きな被害を受けた場合は、県と協力して相談窓口を設置すると共に、医師、保健師による巡回健康診断を実施する。

２ 心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

Ⅱ 鉄道事故対策計画

第 1 章 総 則

町内の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故または火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、県がとるべき行動を定める。

第 1 節 予想される事故と地域

1 事故の形態及び発生要因（国土交通省鉄道事故等報告規則）

事故の形態	内 容
列車衝突事故	列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故
列車脱線事故	列車が脱線した事故
列車火災事故	列車に火災が生じた事故
踏切障害事故	踏切道において列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
道路障害事故	踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
鉄道人身障害事故	列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故 （上記5種類の事故に伴うものを除く）
鉄道物損事故	列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故 （上記6種類の事故に伴うものを除く）

2 小山町内の鉄道事業者及び運行路線

会社名	路線名	区 間	営業キロ (km)
東海旅客鉄道(株)	御殿場線	沼津 ～ 駿河小山	35.6

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 防災体制の整備

実 施 主 体	内 容
町	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
警察 (御殿場警察署)	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
中部運輸局	ア 情報連絡体制の整備 イ 鉄道事業者に対する安全指導 管内で鉄道事業を営むものに対し、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度立入 検査 ウ 救助・救出に係る資機材等の整備及び備蓄 エ 防災訓練への参加 オ 関係機関との相互連携体制の整備
消防機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
鉄道事業者	ア 情報連絡体制の整備 イ 鉄道施設の安全対策の推進、防災体制の整備、職員に対する教育・訓練の実施 ウ 乗務員に対する適性検査の定期的実施 エ 車両や施設に関する安全確保の実施 (ア) 土砂災害等から鉄道の保全を図るため、トンネル、落石覆その他の線路防護施設の整備・点検、軌道・踏切等の定期的検査 (イ) 列車集中制御装置 (CTC)、自動列車停止装置 (ATS) の高機能化、線路防護施設の整備促進等、安全性の向上につながる施設の整備 オ 安全管理規定、防災業務計画、防災業務実施計画、事故・災害等応急処理手続きに関するマニュアル等防災計画の作成 カ 応急対策用資機材の整備 キ 防災訓練への参加 ク 関係機関との相互連携体制の整備
医療機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
関係団体	情報連絡体制の整備

第 2 節 鉄道交通の安全確保

鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生の防止に努める。また、一般公衆に対する啓発を行う。

1 踏切事故対策

鉄道事業者及び関係機関は、踏切での重大事故発生の防止のため、ポスター掲示や新聞・放送等の広告により啓発活動を実施する。また、踏切通行車両のモラルの向上及びトラブル発生時の処置方法について、自動車運転者への普及に努める。

2 鉄道妨害の防止

鉄道事業者及び関係機関は、重大な鉄道事故を引き起こす原因となる置き石等の鉄道妨害の発生防止のため、学校等を通じて啓発活動を行うものとする。

第3節 応急対策用資機材等の整備

鉄道事業者は、各社の保安規定に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておくものとする。

第4節 防災訓練

鉄道事業者は、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的実施し、習熟に努める。また、消防、警察、町、県その他関係機関と合同で、列車の脱線・転覆等、大規模な鉄道事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施について検討するものとする。

第5節 関係機関との相互連携体制の整備

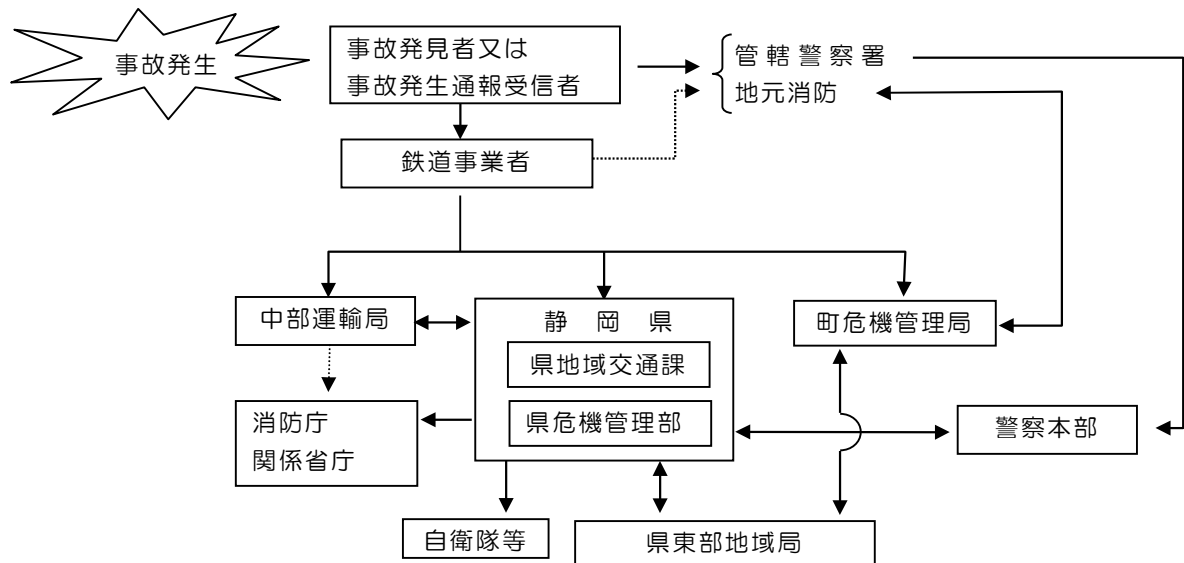
鉄道事業者は、事故災害発生時の消防、警察、町、県その他の関係機関との連携についてあらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

鉄道災害が発生した場合、次の対策を行う。

第1節 情報連絡体制の整備

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模鉄道事故が発生した場合は、速やかに次の経路により関係機関に通報するものとする。



- このほか、地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。
- また、町及び県は通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

第2節 応急体制

1 町の体制

(1) 突発的災害応急体制（事前配備体制）

連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴い、地域の消防力では対応が困難と思われる場合は、危機管理監の指示の下、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、「突発的災害応急体制」により事前配備職員の配置、関係部局職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。

区 分	内 容
任 務	ア 情報の収集・伝達 イ 職員の非常参集、町災害対策本部設置など必要な体制の確立 ウ 県又は防災関係機関への協力・応援要請 エ 医療救護活動の支援 オ 避難誘導、避難所の開設 カ 遺体安置所の設置 キ 住民に対する広報

(2) 災害対策本部

連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故等又は大規模事故等に移行する恐れがある場合は、危機管理監は町長に災害対策本部の設置を協議する。

町長（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

本部員会議

ア 町長（本部長）は、災害応急対策の基本方針について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

イ 本部員会議は、本部長、副本部長（副町長）、危機管理監及び本部員（各部長）をもって構成する。ただし、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況に就いて、必要に応じて、本部員会議に報告する。

エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

2 関係機関等

実施主体	内 容
警察	ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 緊急交通路の確保等交通上の措置 オ 避難誘導及び二次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の搜索 キ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務
中部運輸局	情報の収集・伝達
消防機関	ア 情報の収集・伝達 イ 消火活動 ウ 搜索活動 エ 救出・救助・救急活動 オ 医療救護活動 カ 負傷者の搬送
鉄道事業者	ア 情報の収集・伝達 イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 ウ 自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配 エ 市町や県に対する必要な支援の要請 オ 事業者としての消火・搜索・救出・救助活動 カ 後続列車の衝突等の二次災害の防止活動 キ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告 キ 被災者の家族等への情報提供 ク 被災者及び被災家族に対する必要な手配 ケ 代行輸送等の手配 コ 避難誘導 サ 乗客等に対する広報
関係団体	日本赤十字静岡支部 ア 医療及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置

＜特記事項＞

1 情報の収集・伝達

- (1) 鉄道災害発生の通報を受けた場合は、関係部局に内容を連絡する。
- (2) 災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係部局、県その他関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、広報活動を行う。

2 広報活動

鉄道事業者は、事故の応急対策の実施状況及び復旧見込み等についての情報を、定期的又は随時の記者会見等により、報道機関に提供するものとする。

3 消防活動

火災が発生している場合は、迅速な消火、二次災害の防止等の活動を実施する。

4 救助・救急活動

現場において町は救助活動を実施し、救助した傷病者等を医療機関に搬送する。

5 医療救護等

傷病者が多数発生した場合は、町は救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。

6 避難

乗客を一時的に避難させる必要がある場合は、安全な地域に避難場所を開設する。避難誘導を行うと同時に、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を避難者に提供する。

7 危険物等搭載貨車事故に対する応急対策

区 分	内 容
初動対応	危険物、毒劇物、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又はその危険性があると判断された場合は、乗務員又は駅員は直ちに消防機関や警察に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等応急措置を行う。
二次災害防止及び住民の安全確保	現地に出動した消防隊の指揮者又は鉄道事業者の現場における責任者は、流出した危険物等の爆発または有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶと判断されるときには、直ちに周辺地域での火気の遮断及び地域住民の一時避難を町長に要請する。また流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はその恐れがある場合は、河川管理者、下水道管理者、健康福祉事務所等に連絡する。

(災害復旧計画については、Ⅰ 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる。)

Ⅲ 航空機事故対策計画

第 1 章 総 則

町の地域において、航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町及び県、防災関係機関がとるべき行動を定める。

第 1 節 予想される事故と地域

航空機事故とは、航空機が航行中に起きる事故であり、航空機事故の形態としては以下のような形があげられる。

事故の形態	内 容
墜 落	ア 墜落は飛行中に突然発生する場合もあり、空港内だけでなく市街地、海、山など墜落場所を問わないため、墜落場所によっては乗員・乗客だけでなく数十～数百人の住民が巻き添えとなることがある。 イ 胴体が寸断されるなど、空中で跡形もなくなるケースと原型を保ったまま墜落するケースがある。 ウ 「胴体が寸断」または「空中分解」すれば、乗客の生存はほぼ絶望的である。 エ 「原型を保ったまま墜落」の場合では、機体が衝撃を吸収するため、墜落場所と座席位置によっては生存の可能性はある。
不時着	ア 降着装置が降りなかったり、燃料が尽きたり、操縦系統が故障したり、屋根が吹き飛んだりしながらも無事に着陸できるケースと、着陸態勢は取れたが場所が不適当だったため機体が破損するケースがある。 イ 無事に着陸ができなくても、衝撃が墜落に比べコントロールできているので生存率は高い。
火 災	ア 飛行中あるいは地上にいる際に何らかの原因で火災が発生することがある。 イ 火と煙が回りきる前に着陸できるかどうかで被害の様相が大きく変わる。
衝 突	ア 空中衝突して墜落するケースもあるが、悪天候等で現在位置を把握することができず、地上に衝突するケースもある。 イ 大半の事例では良くて片方、悪ければ両方が墜落して大惨事へと発展している。

航空機（特に旅客機）では、ひとたび事故が生じると、乗員・乗客のみならず、状況によっては地上にいる住民をも巻き込む大惨事になってしまう危険性がある。

富士山等の山岳は気流変化が激しいので、航空機事故に対して注意する必要がある。

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 防災体制の整備

町、防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、航空災害発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

実 施 主 体	内 容
町	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
警察	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所	ア 情報連絡体制の整備 イ 航空交通の安全確保等のための規程等の整備 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
消防機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
航空事業者	ア 情報連絡体制の整備 イ 航空交通の安全確保等のためのマニュアル等の整備 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
医療機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
静岡地方気象台 東京航空地方気象台 東京航空地方気象台静岡空港出張所	ア 情報連絡体制の整備 イ 航空機の安全運航に必要な気象観測の実施 ウ 気象予警報の発表（東京航空地方気象台静岡空港出張所を除く） エ 防災訓練への参加 オ 関係機関との相互連携体制の整備
自衛隊	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備

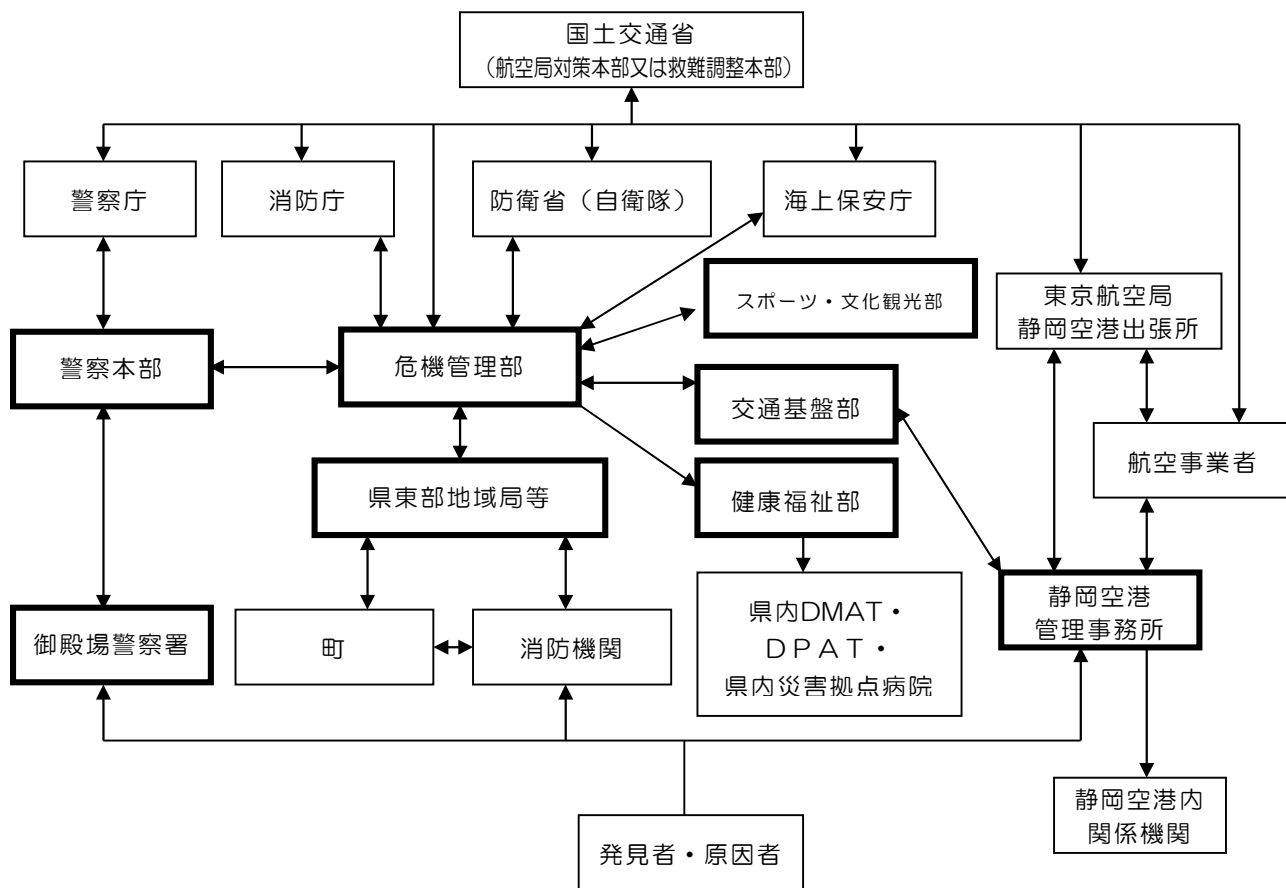
第3章 災害応急対策計画

町の区域において航空機事故が発生した場合、町、県及び防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の軽減を図る。

第 1 節 情報の収集・伝達

○航空災害防災関係機関は、航空機事故の発生を認知したときは、発生状況及び被害の状況を収集し、把握した内容を下図に示す連絡系統により他の関係機関に連絡通報する。

＜連絡系統図＞



第 2 節 応急対策

1 町の対応方針

- (1) 事故の連絡を受けた町は、危機管理監の指示の下、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係部局職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。危機管理監は、必要に応じて町長に災害対策本部の設置を協議する。
- (2) 町長(本部長)は、必要と認めるときは災害対策本部を設置する。

2 町の体制

(1) 災害対策本部

災害対策本部は、次の事項を処理する。

区 分	内 容
任 務	ア 情報の収集・伝達 イ 職員の非常参集など必要な体制の確立 ウ 県又は防災関係機関への協力・応援要請 エ 医療救護活動の支援 オ 避難誘導、避難所の開設 カ 遺体安置所の設置 キ 住民に対する広報

(2) 本部員会議

- ア 町長(本部長)は、迅速な災害応急対策を実行するため、必要に応じて本部員会議を開催する。
- イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副町長)、危機管理局長及び本部員(各部局長)をもって構成する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。
- ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。
- エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

3 防災関係機関の対応事項

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実 施 主 体	内 容
警察	ア 情報の収集・伝達 イ 捜索活動 ウ 救助・救出活動 エ 避難誘導 オ 行方不明者の捜索 カ 検視及び死傷者の身元確認 キ 警戒区域の設定、交通規制の実施
東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所	ア 情報の収集・伝達 イ 必要な飛行情報の提供 ウ 捜索救難調整
消防機関	ア 情報の収集・伝達 イ 消火救難活動 ウ 捜索活動 エ 救助・救出・救急活動 オ 医療救護活動 カ 負傷者の搬送
医療機関	ア 救護所の開設 イ 医療救護活動 ウ 患者搬送
航空事業者 (事故機体所有事業者)	ア 情報の収集・伝達 イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 ウ 自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配 エ 市町や県に対する必要な支援の要請 オ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 カ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告 キ 被災者の家族等への情報提供 ク 被災者及び被災家族に対する必要な手配

	ケ 代行輸送等の手配 コ 避難誘導 サ 搭乗者等に対する広報
静岡地方気象台 東京航空地方気象台	必要な気象情報の提供
自衛隊	ア 情報の収集・伝達 イ 搜索活動 ウ 救助・救出活動 エ 医療従事者、負傷者等の搬送 オ 現場医療活動の支援

＜特記事項＞

1 搜索救難活動

搜索救難活動は、東京航空局東京空港事務所に設置される救難調整本部が中心となり警察庁、消防庁、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び防衛省（以下「救難調整本部等」という。）が連携して実施する。町、県及び県内防災関係機関は、救難調整本部等から搜索救難の協力要請がある場合は、その指示に基づき、迅速的確に対応する。

- (1) 警察は、円滑な搜索救難活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
- (2) 警察は、搜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。
- (3) 消防機関は、搜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、災害対策本部に対し防災ヘリコプターの出動を求める。
- (4) 事故機体所有航空事業者は、搜索救難活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
- (5) 自衛隊等防災関係機関は、要請に基づき搜索救難活動を実施する。

2 消火・救助活動

- (1) 警察は、円滑な消火・救助活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
- (2) 警察は、救助活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。
- (3) 消防機関は、消火・救助活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、県に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。
- (4) 事故機体所有航空事業者は、救助活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
- (5) 自衛隊等防災関係機関は、県の要請に基づき救助、輸送活動等を実施する。

3 医療救護活動

- (1) 警察は、円滑な医療救護活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
- (2) 消防機関は、医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、県に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。
- (3) 町は、消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所・遺体安置所の設置、医薬品の手配等必要な措置を講ずる。町のみで対処できない場合は、県等に協力を要請する。
- (4) 医療機関は、医療救護活動を行う。

4 避難

航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、町は避難勧告・指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。

5 入国管理、検疫、動植物検疫、税関

被災航空機が国際線であった場合は、検疫所その他の関係機関と密接に連携して事態の対処を行う。

6 広 報

- (1) 町及び県は、住民に対し、航空機事故の状況、応急対策の状況、安否情報等の情報を、ホームページ及び報道機関を通じて広報する。
- (2) 事故機体所有航空事業者は、乗客及び被災者家族等に対し、航空機事故の状況、安否情報、医療機関の情報等を適切な方法で広報する。

(災害復旧計画については、Ⅰ 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる。)

資料編

小山町地域防災計画「資料編」目次

番号	項 目	ページ
◆ 1 組織		
1-1-1	小山町防災会議条例	1
1-1-2	小山町防災会議運営要綱	2
1-2-1	小山町災害対策本部条例	3
1-2-2	小山町災害対策(水防警戒・地震災害警戒・火山災害警戒)本部 編成表	4
1-2-3	小山町災害対策本部事務分掌	6
1-2-4	小山町災害対策本部員編成表	10
1-2-5	小山町災害対策本部 本部標識	11
1-2-6	小山町災害対策本部等 設置場所	12
1-3	消防力の状況	13
◆ 2 災害の危険度		
2-1	小山町域における主な災害	14
2-2	土砂災害・水害関係危険箇所	16
2-3-1	第4次地震被害想定 推定震度分布図	25
2-3-2	ライフライン時系列シナリオ	27
2-3-3	道路の被害発生と復旧シナリオ	28
2-4	雪害災害対策に関する資料	29
◆ 3 気象情報等		
3-1	気象等の注意報及び警報の種類と発表基準	31
3-2	気象等に関する特別警報の発表基準	32
3-3	気象庁震度階級関連解説表	33
3-4	(気象庁発表資料) 「南海トラフ地震に関する情報」の発表について	34
3-5	富士山の噴火警戒レベル	37
3-6	避難情報	38
3-7	避難判断基準(風水害)	38
◆ 4 情報の収集・伝達及び広報活動		
4-1	連絡系統図	39
4-2	同報無線屋外子局設置箇所一覧	40
4-3	避難地電話番号一覧表	40
4-4	特設公衆電話設置場所一覧表	41
4-5	小山町自主防災会連合会規約	42
4-6	自主防災組織と任務分担	44
4-7	自主防災会一覧表と集合場所	45
4-8	報道機関名簿	46
4-9	小山町建設業協会地震等緊急時登録会員名簿	47
◆ 5 防災関連施設・設備等		
5-1	ヘリポート設置予定場所	48
5-2	防災拠点施設	50
◆ 6 避難地・避難所関係		
6-1	広域避難地・一次避難地	51
6-2	指定避難所と指定緊急避難場所	51
6-3	福祉避難所	52
6-4	原子力災害時の焼津市避難者の受け入れ等	52
◆ 7 医療救護・衛生		
7-1	医療救護本部・救護病院・災害拠点病院	53
7-2	し尿処理施設・し尿処理業者、ごみ処理施設	53
◆ 8 災害救助法関連		
8-1	災害救助法の適用基準 (災害救助法施行令第1条第1号から第4号)	54
8-2	応急救助事務早見表	55

8-3	遺体安置所関連資料	58
◆ 9 交通・輸送		
9-1	緊急通行車両の事前届出手続き	60
9-2	緊急通行車両の確認申請及び確認手続	61
9-3	救護病院、受援拠点に至る道路	62
◆ 10 災害協定等		
10-1	協定締結状況（自治体等）	63
10-2	協定締結状況（地方行政機関・警察等）	64
10-3	協定締結状況（公共機関及び民間等）	65

1 組 織

1-1-1 小山町防災会議条例

制定	昭和37年10月1日	条例第17号
改正	昭和38年6月24日	条例第13号
	平成7年3月20日	条例第9号
	平成12年3月23日	条例第2号
	平成13年9月21日	条例第16号
	平成25年9月26日	条例第26号

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第5項の規定に基づき、小山町防災会議（以下「防災会議」という。）所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 小山町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じ、町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- (2) 静岡県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
- (3) 静岡県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
- (9) その他町長が特に必要と認めた者

6 前項第1号から第4号まで及び第7号から第9号までの委員の定数は、それぞれ若干名とする。

7 委員の任期は、当該職務にある期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則(昭和38年6月24日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月20日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月23日条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年9月21日条例第16号)

この条例は、平成13年9月21日から施行する。

附 則(平成13年9月21日条例第16号)

この条例は、平成13年9月21日から施行する。

附 則(平成25年9月26日条例第26号)

この条例は、平成25年9月26日から施行する。

1－1－2 小山町防災会議運営要綱

平成 7年 3月20日
告示第15号

(趣 旨)

第1条 この要綱は、小山町防災会議条例(昭和37年条例第17号)第5条の規定に基づき、小山町防災会議(以下「会議」という。)の議事及び運営に関し、必要事項を定めるものとする。

(会議の召集)

第2条 会議は、必要の都度会長が召集し、会議の議長となる。

2 会議は委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

(委員の代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(会議の議決)

第4条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、不可同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第5条 会長は会議を召集する暇がなく、その他、やむを得ない事情があると認めるときは、会議の権限に属する事項のうち、軽易なものについて、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、次の会議にこれを報告し承認をもとめなければならない。

(委員以外の者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある職員を会議に出席させ意見を述べさせることができる。

(議事録)

第7条 会議については、議事録を調整しなければならない。

(庶 務)

第8条 会議の庶務は、町長の定める課において処理する

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

1－2－1 小山町災害対策本部条例

制定 昭和37年10月 1日 条例第18号
改正 平成25年 9月26日 条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、小山町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから、災害対策本部長が指名する者を持って充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

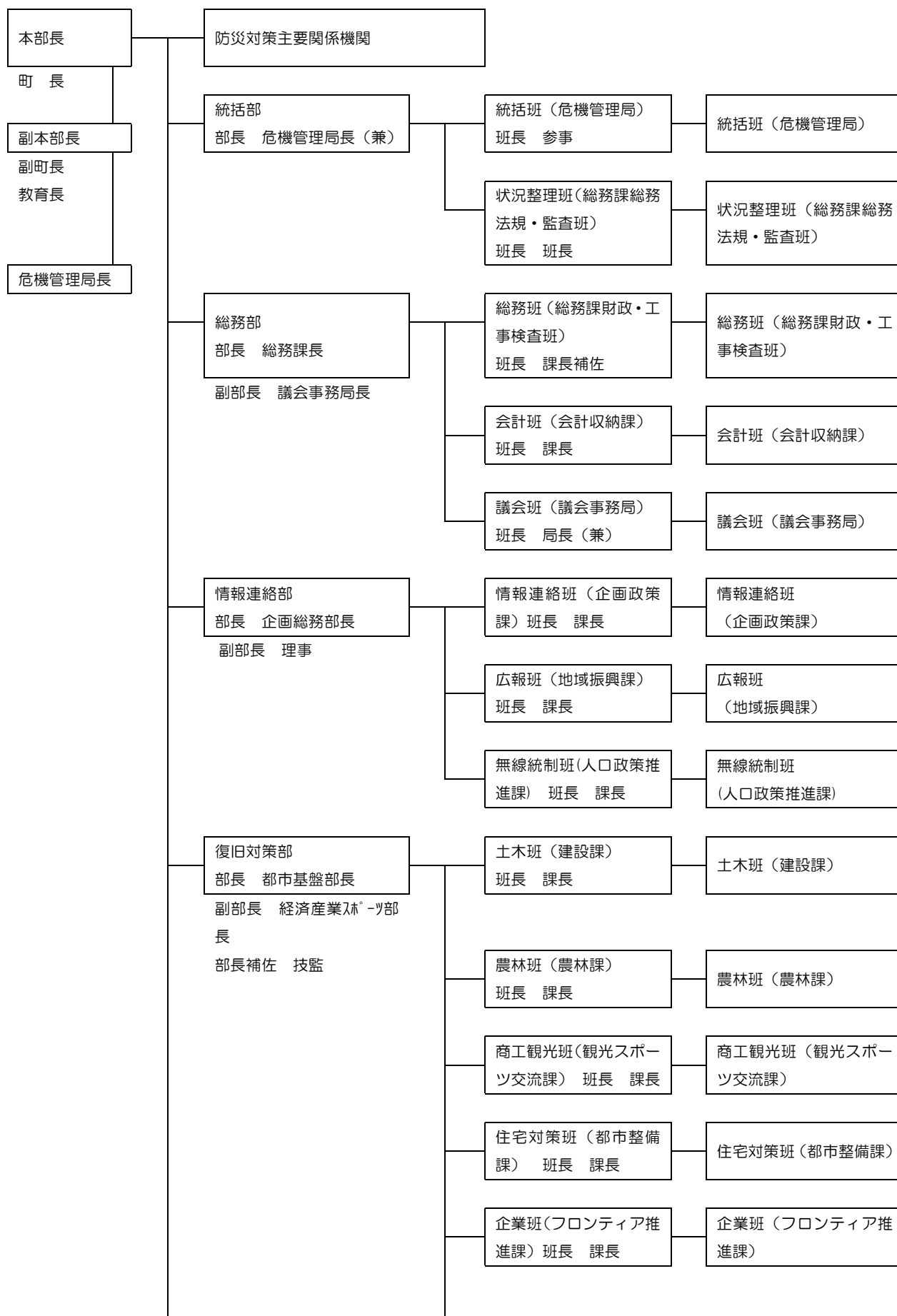
附 則(平成8年3月19日条例第12号)

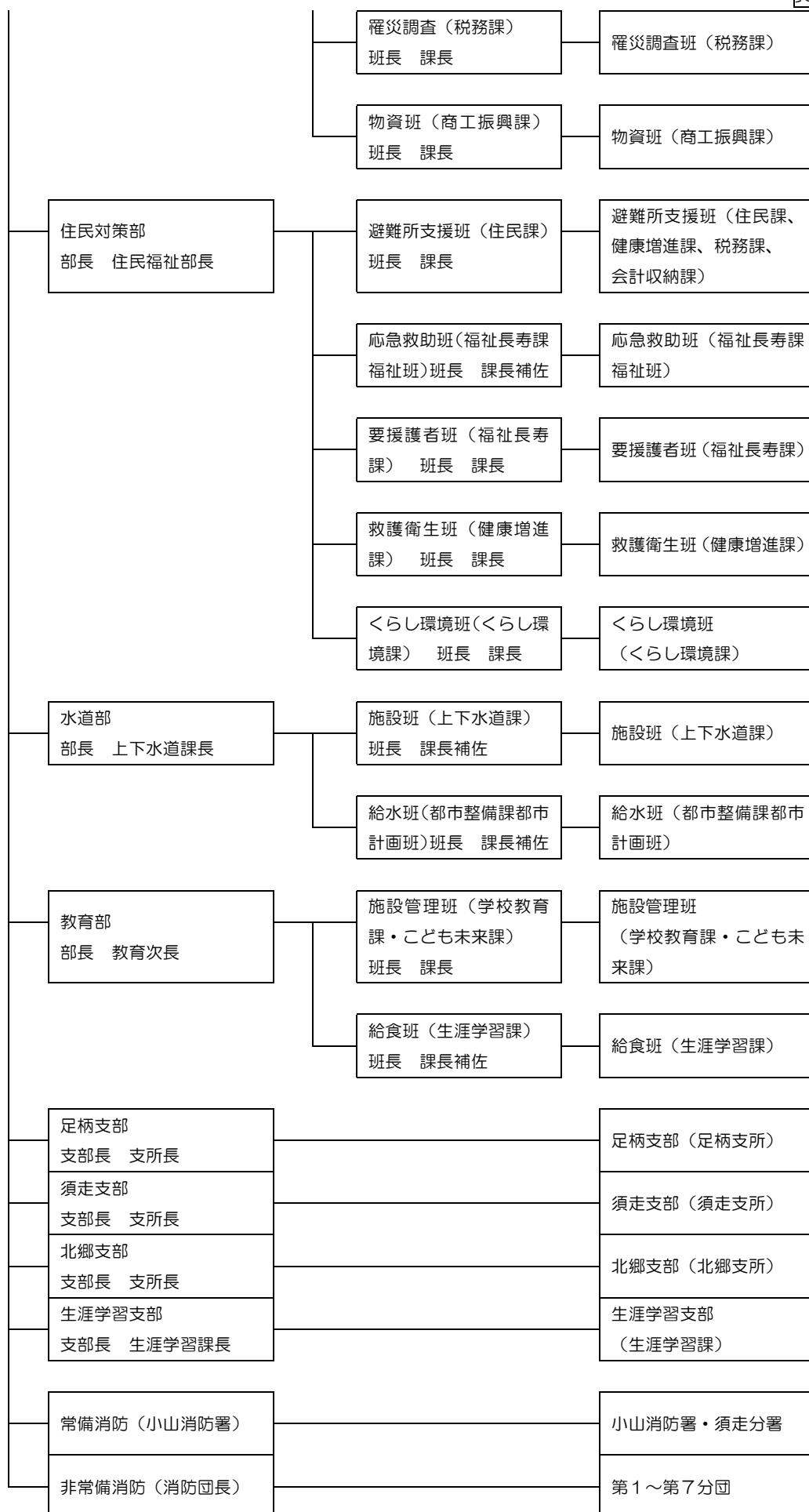
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年9月26日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2-2 小山町災害対策（水防警戒・地震災害警戒・火山災害警戒）本部編成表





1-2-3 小山町災害対策本部事務分掌

○ 統括部

(1) 統括班（危機管理局）

- ア 災害対策本部の設置及び廃止に関すること
- イ 避難情報の発令に関すること
- ウ 本部員会議に関すること
- エ 各部との連絡調整に関すること
- オ 災害応急復旧対策実施の総括に関すること
- カ 他の防災機関との調整に関すること
- キ 備蓄復旧用資材及び器材の管理に関すること
- ク 自衛隊、警察、消防の災害派遣要請及び受け入れに関すること
- ケ 静岡県災害情報共有システムの運用に関すること
- コ ヘリポートの確保に関すること
- サ 災害救助法の適用申請に関すること

(2) 状況整理班（総務課総務法規・監査班）

- ア 災害情報等の整理・記録に関すること
- イ 災害対策本部の活動、対策状況の記録に関すること
- ウ 防災関連システムの入力に関すること

○ 総務部

(1) 総務班（総務課財政管財・工事検査班）

- ア 職員の動員及び調整に関すること
- イ 災害応急復旧対策の予算措置に関すること
- ウ 町有財産、管理施設、公用車の管理に関すること
- エ 災害対策本部の給食及び健康管理に関すること
- オ 災害対策本部の事務用品の調達に関すること
- カ 県、協定自治体への職員派遣要請及び派遣職員に関すること
- キ 支部との連絡調整に関すること
- ク 部内の連絡調整に関すること

(2) 会計班（会計収納課）

- ア 災害対策本部の会計事務に関すること
- イ 義援金、復興費などに関すること
- ウ 発災初期段階における避難所支援班への業務支援に関すること

(3) 議会班（議会事務局）

- 小山町議会に関すること

○ 情報連絡部

(1) 情報連絡班（企画政策課）

- ア 警報等の収集及び受信記録に関すること
- イ 災害情報、住民の避難状況、交通情報、道路・河川情報の収集、被害状況の取りまとめ及び記録に関すること
- ウ F A X（NTT 回線）の受信、記録及び保存に関すること
- エ 防災行政無線からの情報の保存に関すること
- オ 本部長及び副本部長の命令伝達及び秘書に関すること
- カ 情報システム等の復旧に関すること
- キ 部内の連絡調整に関すること

(2) 広報班（地域振興課）

- ア 町民への広報活動に関する事
- イ 無線放送に関する事
- ウ 報道機関との連絡調整に関する事

(3) 無線統制班（人口政策推進課）

- ア デジタル防災行政無線の運用及び使用統制に関する事
- イ デジタル防災行政無線による情報収集、記録に関する事
- ウ 県防災行政無線（FAX・ホトライン）の受伝達に関する事

○ 復旧対策部

(1) 土木班（建設課）

- ア 町内建設業者との連絡調整に関する事
- イ 応急復旧土木資材及び機器の確保対策に関する事
- ウ 道路、橋梁のパトロール等及び交通規制に関する事
- エ 工事中の道路等の保安措置に関する事
- オ 道路河川に係る災害応急復旧対策に関する事
- カ 災害調査及び災害現状の応急復旧対策の指導、監督に関する事
- キ 部内の連絡調整に関する事

(2) 農林班（農林課）

- ア 林道、農道及び農業施設等の被害調査及び災害応急復旧対策に関する事
- イ 農業団体との連絡調整に関する事

(3) 商工観光班（観光スポーツ交流課）

- ア 商工会及び観光協会等との連絡調整に関する事
- イ 観光客等への情報提供及び避難等に関する事
- ウ 町有観光施設の災害応急対策に関する事

(4) 住宅対策班（都市整備課）

- ア 管理施設の被害調査及び災害応急復旧に関する事
- イ 屋外広告物の落下防止対策に関する事
- ウ 公営住宅の被害調査及び災害応急対策に関する事
- エ 建物等の応急危険度判定に関する事
- オ 建物等の応急補強等の相談に関する事
- カ 応急仮設住宅に関する事
- キ 都市復興計画策定に関する事

(5) 企業班（フロンティア推進課）

- ア 工業団地内等のパトロール及び安全確保対策に関する事
- イ 太陽光発電施設に関する事
- ウ 町内企業の災害関連情報の収集及び提供に関する事
- エ 協定締結企業との連絡調整に関する事

(6) 罹災調査班（税務課）

- ア 家屋等の災害被害調査に関する事
- イ 罹災証明書の発行に関する事
- ウ 発災初期段階における避難所支援班への業務支援に関する事

(7) 物資班（商工振興課）

- ア 食料品、衣料品、その他生活必需品の調達及び斡旋に関する事
- イ 物資等の供給に関し、関係機関への要請及び協定締結企業との連絡調整に関する事
- ウ 物資集積所の開設及び運営に関する事
- エ 拠点ヘリポートの開設に関する事

○ 住民対策部

- (1) 避難所支援班（住民課、税務課、会計収納課）
 - ア 避難所の開設及び運営の支援に関する事
 - イ 避難地における避難者の把握及び生活対策に関する事
 - ウ 部内の連絡調整に関する事
- (2) 応急救助班（福祉長寿課 福祉班）
 - ア 災害救助法適用後の応急救助に関する事
 - イ ボランティア受け入れ団体である社会福祉協議会との連絡調整に関する事
 - ※ 発災当初は、避難所支援班
- (3) 要援護者班（福祉長寿課）
 - ア 要援護者の把握及び援護に関する事
 - イ 避難所における要配慮者への対策に関する事
 - ウ 協定福祉施設との連絡調整に関する事
 - エ 福祉避難所の開設及び運営に関する事
 - オ 福祉施設の安全対策、災害応急復旧対策に関する事
- (4) 救護衛生班（健康増進課）
 - ア 救急用医薬品、衛生資材の調達及び斡旋に関する事
 - イ 医師会及び保健所等との連絡調整に関する事
 - ウ 救護班の編成、救護所の開設及び運営に関する事
 - オ 公衆衛生施設(感染症対策等)の機能整備に関する事
 - カ 医療救護に関する要請及び応援の受け入れに関する事
 - キ 避難所等の衛生指導に関する事
- (5) くらし環境班（くらし環境課）
 - ア くらし環境班所管の関係機関、協定事業所との連絡調整及び資材等の調達に関する事
 - イ 環境衛生の維持、防疫及び清掃に関する事
 - ウ 災害廃棄物等に関する事

○ 水道部

- (1) 施設班（上下水道課）
 - ア 管理施設の被害調査に関する事
 - イ 上下水道施設の災害応急復旧対策に関する事
 - ウ 上下水道業者との連絡調整に関する事
 - エ 給水班の活動統制に関する事
 - オ 部内の連絡調整に関する事
- (2) 給水班（都市整備課 都市計画班）
 - ア 飲料水の確保及び調整に関する事
 - イ 給水資材の確保及び給水活動に関する事

○ 教育部

- (1) 施設管理班（学校教育課・こども未来課）
 - ア 教職員の動員に関する事
 - イ こども園、小学校、中学校の児童生徒の安全対策に関する事
 - ウ 教育施設、児童福祉施設の安全対策に関する事
 - エ 学校が行う避難所支援に関する事
 - オ 自衛隊との留守家族支援に関する協定に関する事
 - カ 園職員の業務支援に関する事
 - キ 部内の連絡調整に関する事

(2) 給食班（生涯学習課）

- ア 給食施設の確保及び避難所で行う炊き出しの支援に関する事
- イ 避難所等への配食の統制・調整に関する事

○ 支 部

足柄支所、須走支所、北郷支所、生涯学習課

- ア 災害対策本部との連絡調整に関する事
- イ 支部管内の情報収集に関する事
- ウ 支部管内の各種団体との連絡調整に関する事
- エ 庁舎等の災害応急対策に関する事
- オ 避難所運営の支援に関する事

○ 常備消防

(1) 小山消防署

- ア 署員の動員に関する事
- イ 災害対策本部との連絡調整に関する事
- ウ 消防無線及び行政無線の活用に関する事
- エ 消火、緊急業務に関する事
- オ 人命の救出、救護に関する事
- カ 庁舎等の災害応急対策に関する事

(2) 須走分署

小山消防署に同じ

○ 非常備消防部

(1) 第1分団から第7分団（消防団）

- ア 団員の動員に関する事
- イ 危険地域住民の避難誘導に関する事
- ウ 河川、その他危険地域の巡視に関する事
- エ 消火業務に関する事
- オ 人命の救出、救護に関する事
- カ 飲料水の給水活動の支援に関する事
- キ 分団車庫等の災害応急対策に関する事
- ク その他、災害本部長の指示に基づく事

○ その他

遺体安置所を町が設置する場合の事務は、資料8－3遺体安置所関連資料による全庁的な対応とする。

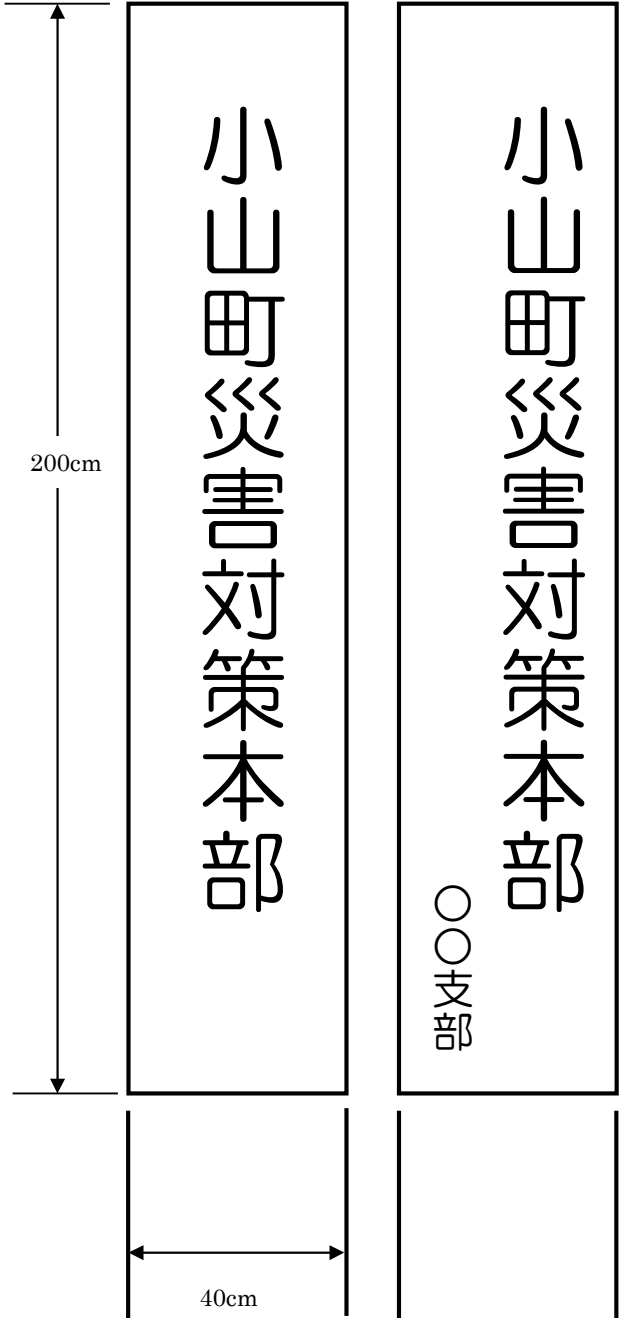
1 - 2 - 4 小山町災害対策本部員編成表

区 分	職	選出方法
副 本 部 長	副 町 長	本部長任命
	教 育 長	//
本 部 員	理 事	本部長任命
	企 画 総 務 部 長	//
	住 民 福 祉 部 長	//
	経 済 産 業 課 長	//
	都 市 基 盤 部 長	//
	教 育 次 長	//
	会 計 管 理 者	//
	議 会 事 務 局 長	//
	危 機 管 理 局 長	//
	人 口 政 策 推 進 課 長	//
	フロンティア推進課長	//
	企 画 政 策 課 長	//
	地 域 振 興 課 長	//
	総 務 課 長	//
	税 務 課 長	//
	住 民 課 長	//
	福 祉 長 寿 課 長	//
	健 康 増 進 課 長	//
	くらし環境課長	//
	観光課交流課長	//
	商 工 振 興 課 長	//
	農 林 課 長	//
	都 市 整 備 課 長	//
	建 設 課 長	//
	上 下 水 道 課 長	//
	学 校 教 育 課 長	//
	こども育成課長	//
	生 涯 学 習 課 長	//
	北 郷 支 所 長	//
	須 走 支 所 長	//
	足 柄 支 所 長	//
	小 山 消 防 署 長	//
	消 防 団 長	//
	専 門 監 、 技 監	//

1 - 2 - 5 小山町災害対策本部 本部標識

本部標識

白地 文字 黒



本部員腕章

布 地 白
文 字 黒
線 赤



1－2－6 小山町災害対策本部等 設置場所

(1) 災害対策本部

施設名称	所在地	災害の種類別				備考
		地震	風水害	噴火	その他の災害	
総合文化会館 (2階集会室)	阿多野130	○	○	○	○	噴火時は火口の 確認が必要
小山町役場 (2階大会議室)	藤曲57-2	○	○		○	

※1 地震、風水害については、総合文化会館(2階集会室)を基本に設置する。

※2 その他の災害(大火災・大事故等)については、被害発生場所等との関係や対応の利便性から決定する。

(2) 現地対策本部

災害の状況により、現地対策本部を設置する。

施設名称	所在地	備考
足柄支所	竹之下228-2	
北郷支所	用沢188-1	
須走支所	須走267-6	予備として、須走東災害対策センター (須走16-12)

1 - 3 消防力の状況

消防職員配置状況

(令和3年4月1日現在)

所 属 別	現在数
消 防 長	1 人
管 理 課	8 人
予 防 課	8 人
警 防 課	5 人
通 信 指 令 課	1 1 人
(小 山 消 防 署)	2 7 人
(須 走 分 署)	1 4 人
御殿場消防署	5 3 人
富 土 岡 分 署	1 4 人
西 分 署	1 6 人
合 計	1 5 7 人

消防団配置

(令和3年4月1日現在)

名 称	人員	所在地
小山町消防団本部	1 6 人	菅 沼
第 1 分団	2 7 人	小 山
第 2 分団	2 3 人	菅 沼
第 3 分団	1 6 人	藤 曲
第 4 分団	2 2 人	足 柄
第 5 分団	2 0 人	北郷北
第 6 分団	2 1 人	北郷南
第 7 分団	2 6 人	須 走
合 計	1 7 1 人	

消防本部・消防署配置車両

小山消防署、須走分署分は内 ()

(令和3年4月1日現在)

車両種別	台 数
指令車	2 (1)
広報車	2
査察車	1
指揮車	1
消防ポンプ自動車	2 (1)
水槽付消防ポンプ自動車	5 (2)
化学消防ポンプ自動車	1
はしご付消防ポンプ自動車	1
小型動力ポンプ付水槽車	1
救助工作車	2 (1)
救急自動車	7 (2)
バイク	0
後方支援車	1
その他の車両	6 (2)

2 災害の危険度

2-1 小山町域における主な災害

災害発生日	種 別	概 要
大正12年 9月 1日	地 震 関 東 大震災	午前11時58分関東南部一帯に最大震度6の大地震、死者149名、行方不明者4名、重軽傷者182名、全壊家屋488戸半壊家屋2,502戸役場、学校、隔離病舎など半壊富士紡績第3・4工場焼失、1・2・5工場倒壊、崩壊埋没、田畑40,79ha、山林1,86ha、原野156ha、 町道、橋梁災害24路線延長8,613m、橋梁11ヶ所、河川護岸等延長3,153m、用水路災害37線水道災害11線延長20,593m、成美、菅沼、小学校校舎改造6教室、応急修理教室37教室鉄道、電信、電話、電灯、が壊滅した
昭和23年 9月16日	台風 アイオン 台風	河川、橋梁に大きな被害
昭和24年 8月31日	台風 キティ 台風	
昭和34年 8月14日	台風 7号	河川、農耕地に被害
昭和41年 9月24日 ～25日	台風 24号 26号	台風24号と26号が日本列島を縦断 家屋の倒壊15戸、床下浸水17戸、田畑の流出33箇所 被害総額3,062万円
昭和43年 7月 3日	集中豪雨	足柄小学校運動場が崩壊
昭和47年 7月12日	集中豪雨	静岡県東部に集中豪雨、12時間に359 ^ミ の雨量を記録 死者2名、災害出動中の消防団員1名行方不明、負傷者8名 住宅全壊29戸、流出4棟、非住家全半壊18戸、床上浸水210戸、り災世帯250世帯、り災者数1,713名 被害総額23億306万円
昭和54年10月19日	台風 20号	総雨量237 ^ミ 3時間に191 ^ミ 死者1名、住宅全壊5戸、半壊2戸、一部損壊3戸、非住家全壊4戸、半壊3戸、流出3戸、一部損壊1戸、床上浸水33戸、床下浸水129戸、被害総額24億円 災害救助法適用
昭和57年 8月 1日	台風 10号	住家全壊2戸、半壊3戸、一部損壊35戸、床上浸水7戸、床下浸水84戸、被害総額36億9,850万円 総雨量570 ^ミ

昭和58年 8月 8日	地震	静岡県東部を震源とするM6. 4、震度6強の地震が発生。小山町でも震度5を記録 御殿場市では軽傷者1名、家屋道路、橋梁、河川、農業施設、農地、文教公共施設、水道、電気通信、企業等157ヶ所の被害 被害総額4億5,000万円
平成22年 9月 8日	台風 9号	野沢川の氾濫により、下野沢橋は落橋し、六合橋付近の護岸決壊。また須川の氾濫に養鱒場などが破壊された。また柳島地区の町道足柄三保線が崩落し、孤立集落が発生するなど甚大な被害を受けた。 住宅全壊7戸、大規模半壊7戸、半壊24戸、床上浸水16戸、床下浸水98戸、山崩れ85箇所、河川被害26箇所、水路被害32箇所 道路崩壊36箇所、林道崩壊37箇所、農地被害128箇所、農業施設被害25箇所。 10時に時間雨量110㎜を記録その後も猛烈な雨が降り続き、16時には120㎜の記録的な大雨が観測された。
平成26年 2月15日	雪害	低気圧の接近により、町内全域、特に須走地区に大量の降雪があり、2月15日9時、小山消防署須走分署積雪54cm、吹き溜まりにおいて1m超を記録し、道路が途絶し、須走地区が孤立した。 上本町区、下本町区、緑ヶ丘区、下原区内で孤立している高齢者70世帯78人が発生し、2月16日8時30分、災害対策本部を設置するとともに同10時静岡県へ災害派遣要請を行い、除雪作業に併行して孤立した住民を逐次救出した。また、高齢者1人（透析患者）を救急搬送した。 2月17日午後、須走地区の孤立状態を解消
令和元年10月12日	台風 19号	生土地先県営住宅の鮎沢川護岸及び小山3区滝沢川護岸崩落するほか、須走地区を除き、土砂崩れなどが発生し、老人福祉施設「平成の杜」では、水路から土砂があふれ施設内に流入し、大きな被害が発生した。 住宅全壊1戸、一部損壊18戸、床上浸水5戸、床下浸水5戸、山崩れ35箇所、道路損壊67箇所、河川被害38箇所、田畑流失・埋没21ha 11日夜遅くからの降り始めから総雨量672.5㎜、時間雨量最大(69㎜)【サイボス】を記録

2-2 土砂災害・水害関係危険箇所

1 土砂災害

土砂災害警戒区域（土石流）	土砂災害警戒区域（急傾斜地）	計
47箇所	78箇所	125箇所

土砂災害警戒区域（土石流）

避難所の 一覧	警戒区域に関する情報					土砂災害に関する情報 の収集及び伝達並びに 予報又は警戒の発令及び伝達	避難施設その他の 避難場所【ハザード マップに記載済み】	土砂災害に係る避難 訓練の実施（法3号）	警戒の伝達等	救助に関する 事項	その他の警戒 避難体制に関する事項	避難所
	危険箇所 番号	指定日	区域名 （河川名）	所在地 （自主防）	区 分							
	1	344-I-001	H21. 7.31	沢田川 （鮎沢川）	桑木 （桑木・新柴）	特別警戒						
	2	344-I-002	H21. 7.31	井戸沢川 （鮎沢川）	竹之下 （宿）	警戒						
	3	344-I-007	H21. 7.31	入山沢 （鮎沢川）	竹之下 （所領）	特別警戒						
	4	344-I-008	H21. 7.31	犬の平沢A （鮎沢川）	小山 （小山1）	警戒						
	5	344-I-009	H21. 7.31	桃山沢 （鮎沢川）	小山 （小山1）	警戒						
	6	344-I-010	H21. 7.31	犬の平沢B （鮎沢川）	小山 （小山1）	警戒						
	7	344-I-011	H21. 7.31	犬の平沢C （鮎沢川）	小山 （小山1）	警戒						
	8	344-I-012	H21. 7.31	行者沢川 （須川）	藤曲 （南藤曲）	警戒						
	9	344-I-018	H21. 7.31	野沢川右支川 A（野沢川）	柳島 （柳島）	特別警戒						
	10	344-I-019	H21. 7.31	遠茂白川 （鮎沢川）	柳島 （柳島）	特別警戒						
	11	344-I-020	H21. 7.31	小山沢A （鮎沢川）	小山 （小山1）	特別警戒						
	12	344-I-022	H21. 7.31	小山沢B （鮎沢川）	小山 （小山2）	警戒						
	13	344-I-023	H21. 7.31	滝沢川左支川 B（滝沢川）	小山 （小山3）	警戒						

1 気象警戒等の把握
・県、気象台
防災行政FAX、サイボス
気象台HP
2 土砂災害予測に資する情報収集
・町内雨量計
・サイボス
・気象台HP
・防災行政FAX
・土砂災害警戒判定メッシュ
・県GIS
3 土砂災害前兆情報の収集
・消防署、消防団のパトロール
・住民からの情報
4 気象情報、土砂災害警戒情報の収集
・関係機関
・気象台HP

1 年1回以上実施する。
2 土砂災害防止月間に自主防災会を中心に地域の実状に応じた訓練を実施
3 避難行動要支援者
・避難行動要支援者台帳の整備、更新（定期・随時）
・避難、情報伝達訓練の実施

土砂災害警戒情報及び避難勧告等の発表前に電話・FAX、防災無線により伝達（必要な場合屋内安全確保）

消防団・消防により救出甚大な場合は、県に自衛隊等を要請

判断基準
①気象情報
②注意報・警戒
③雨量
④河川水位
⑤土砂災害判定メッシュ
⑤土砂災害警戒情報
⑦記録的短時間大雨情報

14	344-I-024	H21. 7.31	滝沢川左支川A (滝沢川)	小山 (小山3)	特別警戒	5 気象警報、土砂災害警戒情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告。避難指示（緊急）及び避難所開設に関する情報伝達 ・同報無線 ・緊急速報メール ・登録制メール ・広報車 ・防災無線（自主防災与） ・町HP ・Lアラート	小山中									
15	344-I-025	H21. 7.31	滝沢川 (鮎沢川)	小山 (小山3)	警戒											
16	344-I-030	H21. 7.31	菖蒲沢 (鮎沢川)	小山 (小山4)	警戒											
17	344-I-031	H21. 7.31	下谷沢A (大沢川)	小山 (小山4)	警戒											
18	344-I-032	H21. 7.31	下谷沢B (大沢川)	小山 (小山4)	特別警戒											
19	344-I-033	H21. 7.31	大沢川 (大沢川)	小山 (小山4)	警戒											
20	344-I-034	H21. 7.31	和手川	小山 (小山4)	特別警戒		足柄小又は小山高									
21	344-II-001	H21. 7.31	金時川 (鮎沢川)	桑木 (桑木・新柴)	特別警戒											
22	344-II-001-2	H21. 7.31	金時川左支川 (鮎沢川)	桑木 (桑木・新柴)	特別警戒											
23	344-II-002	H21. 7.31	竹之下沢 (鮎沢川)	竹之下 (所領)	警戒											
24	344-II-003	H21. 7.31	奥の沢川 (須川)	上野 (上野)	警戒											
25	344-II-004	H21. 7.31	柳島川 (野沢川)	柳島 (柳島)	警戒		成美小									
26	344-II-005	H21. 7.31	小野畑沢 (野沢川)	柳島 (柳島)	警戒											
27	344-II-006	H21. 7.31	野沢川右支川B	柳島 (柳島)	警戒											
28	344-III-001	H21. 7.31	上野川 (須川)	上野 (上野・中日向)	警戒		北郷中									
29	344-I-003	H21. 1.30	地藏堂川 (鮎沢川)	竹之下 (向方)	特別警戒											
30	344-I-004	H21. 1.30	湯沸沢川 (鮎沢川)	竹之下 (向方)	警戒	足柄小又は小山高										
31	344-I-005	H21. 1.30	神田平沢 (鮎沢川)	竹之下 (向方)	特別警戒											

防災

32	344-I-006	H21. 1.30	地藏堂川左支川(鮎沢川)	竹之下(向方)	警戒		足柄小又は小山高					
33	344-I-013	H21. 1.30	藤曲沢(須川)	藤曲(藤曲・南藤曲)	警戒		藤曲 成美小 南藤曲 明倫小					
34	344-I-014	H21. 1.30	湯舟沢B(小山湯船川)	湯船(湯船)	警戒		成美小					
35	344-I-015	H21. 1.30	湯舟沢C(小山湯船川)	湯船(湯船)	警戒							
36	344-I-016	H21. 1.30	湯舟沢F(小山湯船川)	湯船(湯船)	警戒							
37	344-I-017	H21. 1.30	湯舟沢G(小山湯船川)	湯船(湯船)	警戒							
38	344-I-021	H21. 1.30	頓沢川(鮎沢川)	生土(生土)	警戒							
39	344-I-026	H21. 1.30	和波倉沢(鮎沢川)	生土(生土)	警戒							
40	344-I-027	H21. 1.30	西沢川(西沢川)	生土(生土)	警戒							
41	344-I-028	H21. 1.30	東沢川(西沢川)	生土(生土)	警戒							
42	344-I-029	H21. 1.30	赤根沢川(鮎沢川)	生土(生土)	警戒							
43	344-II-007	H21. 1.30	小山湯舟川(野沢川)	湯船(湯船)	特別警戒		成美小					
44	344-II-008	H21. 1.30	湯舟沢A	湯船(湯船)	特別警戒							
45	344-II-009	H21. 1.30	湯舟沢D	湯船(湯船)	警戒							
46	344-II-010	H21. 1.30	湯舟沢E	湯船(湯船)	警戒							
47	344-III-002	H21. 1.30	中島川(野沢川)	中島(中島)	警戒							

図表

土砂災害警戒区域（急傾斜地）

昭
和
一
〇

通し 番号	警戒区域に関する情報					土砂災害に関する情報 の収集及び伝達並びに 予報又は警報の発令及び伝達	避難施設その他の避難場所【ハザード マップに記載済み】	土砂災害に係る避難訓練 の実施（法3号）	警報の伝達等	救助に関する事項	その他の警戒避難体制に関する事項	
	危険箇所番	指定日	区域名	所在地（自主防）	区分							
1	103-I-3529-2	H22. 2.19	桑木A	桑木（桑木）	特別警戒	1 気象警報等の把握 ・県、気象台防災行政FAX、サイボス気象台HP 2 土砂災害予測に資する情報収集 ・町内雨量計・サイボス・気象台HP ・防災行政FAX・土砂災害警戒判定メッシュ ・県GIS 3 土砂災害前兆情報の収集 ・消防署、消防団のパトロール ・住民からの情報 4 気象情報、土砂災害警戒情報の収集 ・関係機関 ・気象台HP	小山高	1 年1回以上実施する。 2 土砂災害防止月間に自主防災会を中心に地域の 実状に応じた訓練を実施 3 避難行動要支援者 ・避難行動要支援者台帳の整備、更新（定期・随時） ・避難、情報伝達訓練の実施	土砂災害警戒情報及び避難勧告等の発表前に電話・FAX、防災無線により伝達（必要な場合屋内安全確保）	消防団・消防により救出甚大な場合は、県に自衛隊等を要請	判断基準 ①気象情報 ②注意報・警報 ③雨量 ④河川水位 ⑤土砂災害判定メッシュ ⑤土砂災害警戒情報 ⑦記録的短時間大雨情報	
2	103-I-0873	H21. 7.31	大沢	小山（小山4）	特別警戒		小山中					
3	103-I-0876	H21. 7.31	幕下	小山（小山2）	特別警戒							
4	103-I-0877	H21. 7.31	小山滝沢	小山（小山3）	特別警戒							
5	103-I-0889	H21. 7.31	犬の平	小山（小山1）	特別警戒							
6	103-I-0891	H21. 7.31	用沢堀下	用沢（用沢）	警戒		北郷小					
7	103-I-0892	H21. 7.31	向方	竹之下（向方）	特別警戒		足柄小又は小山高					
8	103-I-2776	H21. 7.31	南藤曲A	藤曲（南藤曲）	特別警戒		明倫小					
9	103-I-2776-2	H21. 7.31	南藤曲B	藤曲（南藤曲）	特別警戒		小山中					
10	103-I-2781	H21. 7.31	小山大向	小山（小山3）	特別警戒		足柄小又は小山高					
11	103-I-2783	H21. 7.31	竹之下A	竹之下（宿）	特別警戒							
12	103-I-2784	H21. 7.31	竹之下B	竹之下（宿）	特別警戒		明倫小					
13	103-I-3530	H21. 7.31	奈良橋A	藤曲（南藤曲）	特別警戒		成美小					
14	103-I-3531	H21. 7.31	日影A	柳島（柳島）	特別警戒							
15	103-I-3532	H21. 7.31	日影B	柳島（柳島）	特別警戒							

昭
和
政
府

昭
和
一
〇

16	103-I-3534	H21. 7.31	小山A	小山 (小山4)	特別警戒
17	103-I-3535	H21. 7.31	小山B	小山 (小山1)	特別警戒
18	103-II-0781	H21. 7.31	下合A	桑木 (桑木)	特別警戒
19	103-II-0782	H21. 7.31	下合B	新柴 (桑木・新柴)	特別警戒
20	103-II-0783	H21. 7.31	奈良橋B	藤曲 (南藤曲)	特別警戒
21	103-II-0784	H21. 7.31	日影C	柳島 (柳島)	特別警戒
22	103-II-0785	H21. 7.31	日影D	柳島 (柳島)	特別警戒
23	103-II-0786	H21. 7.31	柳島	柳島 (柳島)	特別警戒
24	103-II-0787	H21. 7.31	所領	竹之下 (所領・小山1)	特別警戒
25	103-II-0788	H21. 7.31	宿	竹之下 (宿)	特別警戒
26	103-II-5882	H21. 7.31	小山C	小山 (小山4)	特別警戒
27	103-II-5883	H21. 7.31	小山D	小山 (小山3)	特別警戒
28	103-III-0227	H21. 7.31	竹之下C	竹之下 (向方)	特別警戒
29	103-III-0228	H21. 7.31	新柴	桑木 (桑木)	特別警戒
30	103-I-0874	H21. 1.30	生土西沢B	生土 (生土)	特別警戒
31	103-I-0875	H21. 1.30	生土西沢	生土 (生土)	特別警戒
32	103-I-0878	H21. 1.30	生土松葉	生土 (生土)	特別警戒
33	103-I-0878-2	H21. 1.30	生土松葉B	生土 (生土)	特別警戒

5 気象警報、土砂災害警戒情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告。避難指示（緊急）及び避難所開設に関する情報伝達

- ・同報無線
- ・緊急速報メール
- ・登録制メール
- ・広報車
- ・防災無線（自主防衛与）
- ・町HP
- ・Lアラート

小山高

足柄小又は小山高

明倫小

成美小

小山1 小山中
所領 小山高（明倫小）

足柄小又は小山高

小山中

小山高又は足柄小

小山高

小山中

昭後論

34	103-I-0879	H21. 1.30	生土 中島	生土 (生土・小山 1)	警戒		小山中					
35	103-I-0880	H21. 1.30	生土 中島B	中島 (中島)	警戒		成美小					
36	103-I-0881	H21. 1.30	藤曲 坂下	藤曲 (藤曲)	特別 警戒							
37	103-I-0882	H21. 1.30	湯船 谷津	湯船 (湯船)	特別 警戒							
38	103-I-0883	H21. 1.30	藤曲坂 下丁A	藤曲 (藤曲)	警戒							
39	103-I-0884	H21. 1.30	藤曲 落合A	藤曲 (落合)	特別 警戒							
40	103-I-0885	H21. 1.30	藤曲 落合B	藤曲 (落合)	特別 警戒							
41	103-I-0886	H21. 1.30	藤曲 八二塚A	藤曲 (落合)	警戒							
42	103-I-0887	H21. 1.30	藤曲 八二塚B	藤曲 (落合)	特別 警戒							
43	103-I-0888	H21. 1.30	菅沼 小茅沼	菅沼 (菅沼)	警戒							明倫小
44	103-I-0890	H21. 1.30	菅沼 馬場	菅沼 (菅沼)	特別 警戒							
45	103-I-2773	H21. 1.30	湯船 上耕地	湯船 (湯船)	特別 警戒		成美小					
46	103-I-2778	H21. 1.30	菅沼 天神下	菅沼 (菅沼・藤曲)	特別 警戒							
47	103-I-2779	H21. 1.30	中島	中島 (中島)	特別 警戒							
48	103-I-2780	H21. 1.30	藤曲 本通	藤曲 (藤曲)	特別 警戒							
49	103-I-2787	H21. 1.30	生土 赤根沢	生土 (生土)	特別 警戒		小山中					
50	103-I-3533	H21. 1.30	滝の前A	中島 (中島)	特別 警戒		成美小					
51	103-II-0789	H21. 1.30	菅沼 アラヤ	菅沼 (菅沼)	特別 警戒		明倫小					昭 和 新 学 校

52	103-Ⅱ-0790	H21. 1.30	生土 西沢C	生土 (生土)	特別 警戒		小山中					
53	103-Ⅱ-0791	H21. 1.30	滝の前B	中島 (中島)	特別 警戒		成美小					
54	103-Ⅱ-0792	H21. 1.30	湯船 谷戸A	湯船 (湯船)	特別 警戒							
55	103-Ⅱ-0793	H21. 1.30	湯船 谷戸B	湯船 (湯船)	特別 警戒							
56	103-Ⅱ-0794	H21. 1.30	湯船子り坂A	湯船 (湯船)	特別 警戒							
57	103-Ⅱ-0795	H21. 1.30	湯船子り坂B	湯船 (湯船)	特別 警戒							
58	103-Ⅰ-3529	R1.10.23	桑木	桑木 (桑木)	特別 警戒		小山高					
59	103-Ⅱ-0796	R1.10.23	湯船A	湯船 (湯船)	特別 警戒		成美小					
60	103-Ⅱ-0798	R1.10.23	湯船B	湯船 (湯船)	特別 警戒							
61	103-S-9001	R1.10.23	中島A	中島 (中島)	特別 警戒							
62	103-S-9002	R1.10.23	菅沼D	菅沼 (菅沼)	特別 警戒		総合体育館					
63	103-S-9003	R1.10.23	吉久保B	吉久保 (吉久保)	特別 警戒							
64	103-S-9004	R1.10.23	吉久保A	吉久保 (吉久保)	特別 警戒							
65	103-S-9005	R1.10.23	竹之下E	竹之下 (向方)	特別 警戒		足柄小又は小山高					
66	103-S-9006	R1.10.23	竹之下H	竹之下 (向方・新柴)	特別 警戒							
67	103-S-9007	R1.10.23	新柴C	新柴 (新柴)	特別 警戒							

副表

68	103-S-9008	R1.10.23	大御神A	大御神 (大御神)	特別警戒	北郷中				
69	103-S-9009	R1.10.23	須走A	須走 (下原)	特別警戒					
70	103-S-9010	R1.10.23	菅沼A	菅沼 (坂下)	特別警戒					
71	103-S-9011	R1.10.23	菅沼F	菅沼 (谷戸)	特別警戒					
72	103-S-9012	R1.10.23	竹之下D	竹之下 (宿)	特別警戒					
73	103-S-9013	R1.10.23	竹之下F	竹之下 (向方)	特別警戒					
74	103-S-9014	R1.10.23	竹之下G	竹之下 (向方)	特別警戒					
75	103-S-9015	R1.10.23	新柴B	新柴 (新柴)	特別警戒					
76	103-S-9016	R1.10.23	桑木C	桑木 (桑木)	特別警戒					
77	103-S-9017	R1.10.23	新柴E	新柴 (新柴)	特別警戒					
78	103-S-9018	R1.10.23	桑木B	桑木 (桑木)	特別警戒	小山高				

2 土砂災害警戒区域内に所在する要援護者施設

指定日	区域名	区分	施設の名称	所在地	警報等の伝達手段	避難訓練の実施	救助	
H27. 7.31	犬の平沢A 桃山沢 犬の平沢B 犬の平沢C	警戒	養護老人ホーム 「平成の杜」	小山255-2	・電話、FAX ・防災無線 【半固定307】 ・同報無線 ・登録制メール ・緊急速報メール ・広報車	年1回以上訓練を実施するものとする。	・町により早期から気象情報を提供 ・気象情報に基づき早期の避難を呼びかけ ・必要により、町、消防署、消防団等により避難を支援 ・夜間や危険な場合は、施設内のより安全な場所に避難	
R1.10.23	菅沼D	警戒	町立明倫小学校 体育館、プール	菅沼627	・電話、FAX ・同報無線 ・登録制メール ・緊急速報メール ・広報車	年1回以上訓練を実施するものとする。	・町により早期から気象情報を提供 ・気象情報に基づき早期の避難を呼びかけ ・体育館・プールの使用を停止し、校舎内の授業に切り替え、必要により、下校・休校とする。	
			町立明倫小学校 放課後児童クラブ				・町により早期から気象情報を提供 ・必要により、児童の受入を中止する。	避難誘導

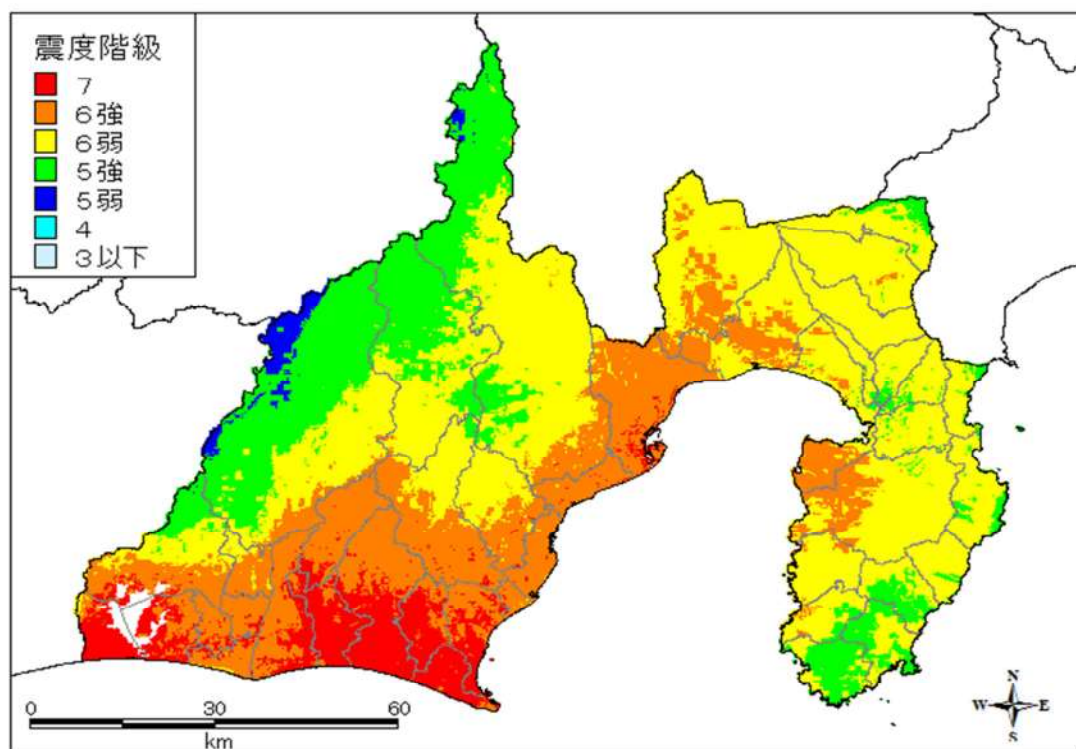
R1.10.23	藤曲ハニ塚 A 藤曲落合B	警戒	町立小山中学校 ランチルーム	藤曲142	・電話、FAX ・同報無線 ・登録制メール ・緊急速報メール ・広報車	年1回以上訓練を実施するものとする。	・町により早期から気象情報を提供 ・土砂災害警戒区域に隣接するランチルームの使用を中止し校舎内へ移動するか、必要により、下校・休校とする。
R1.10.23	竹之下D	警戒	町立足柄小学校 体育館	竹之下2411-1	・電話、FAX ・同報無線 ・登録制メール ・緊急速報メール ・広報車	年1回以上訓練を実施するものとする。	・町により早期から気象情報を提供 ・土砂災害警戒区域に隣接する体育館の使用を中止し校舎内へ移動するか、必要により、下校・休校とする。

3 洪水浸水想定区域（河岸崩壊）内に所在する要援護者施設

指定日	河川名	施設の名称	所在地	警報等の伝達手段	避難訓練の実施	救助
R3.3.15	鮎沢川	健康福祉会館	小山75-7	・電話、FAX ・防災無線 【半固定307】 ・同報無線 ・登録制メール ・緊急速報メール ・広報車	年1回以上訓練を実施するものとする。	・町により早期から気象情報を提供 ・気象情報に基づき早期の避難を呼びかけ ・必要により、町、消防署、消防団等により避難を支援 ・夜間や危険な場合は、施設内のより安全な場所に避難

2-3-1 第4次地震被害想定 推定震度分布図（南海トラフ沿い）

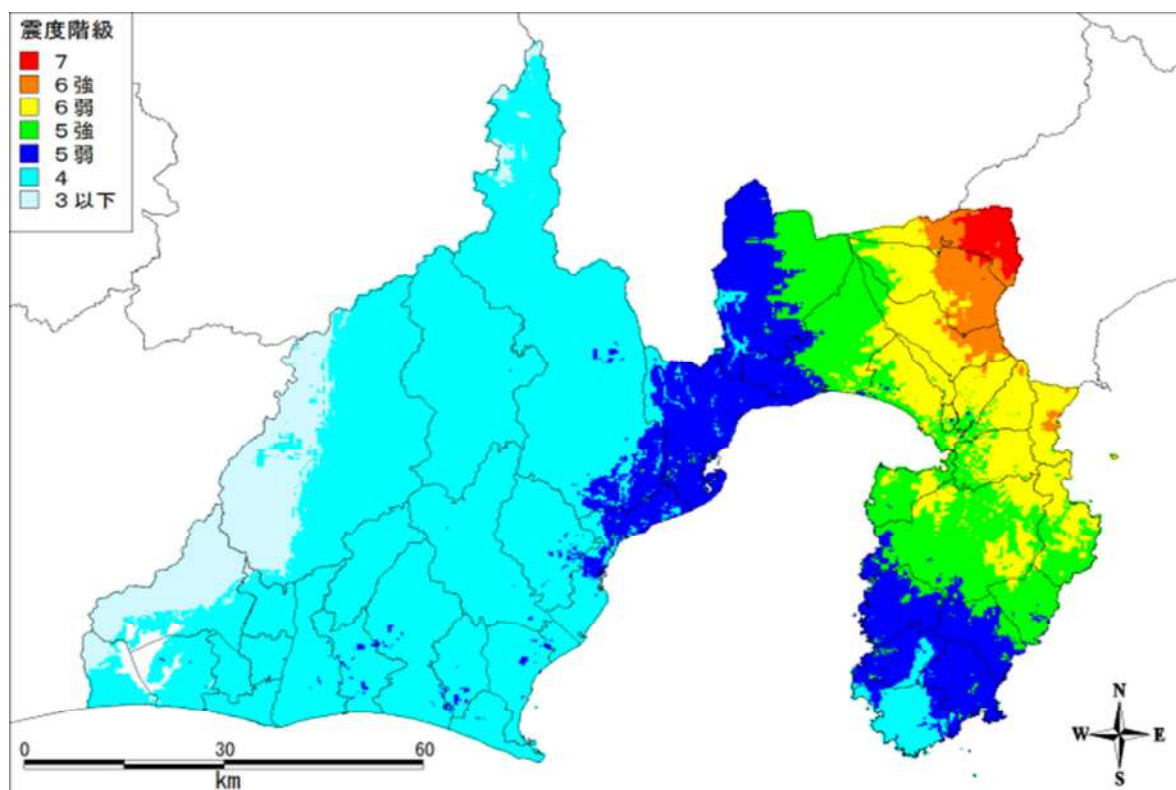
【陸側ケース】



震度区分	5強	6弱	合計
面積	29.3 km ²	102.2 km ²	131.5 km ²

第4次地震被害想定 推定震度分布図（相模トラフ沿い）

【相模トラフ沿いの最大クラス】



震度区分	5強	6弱	6強	7	合計
面積	4.1 km ²	26.1 km ²	37.4 km ²	63.9 km ²	131.5 km ²

2-3-2 ライフライン時系列シナリオ

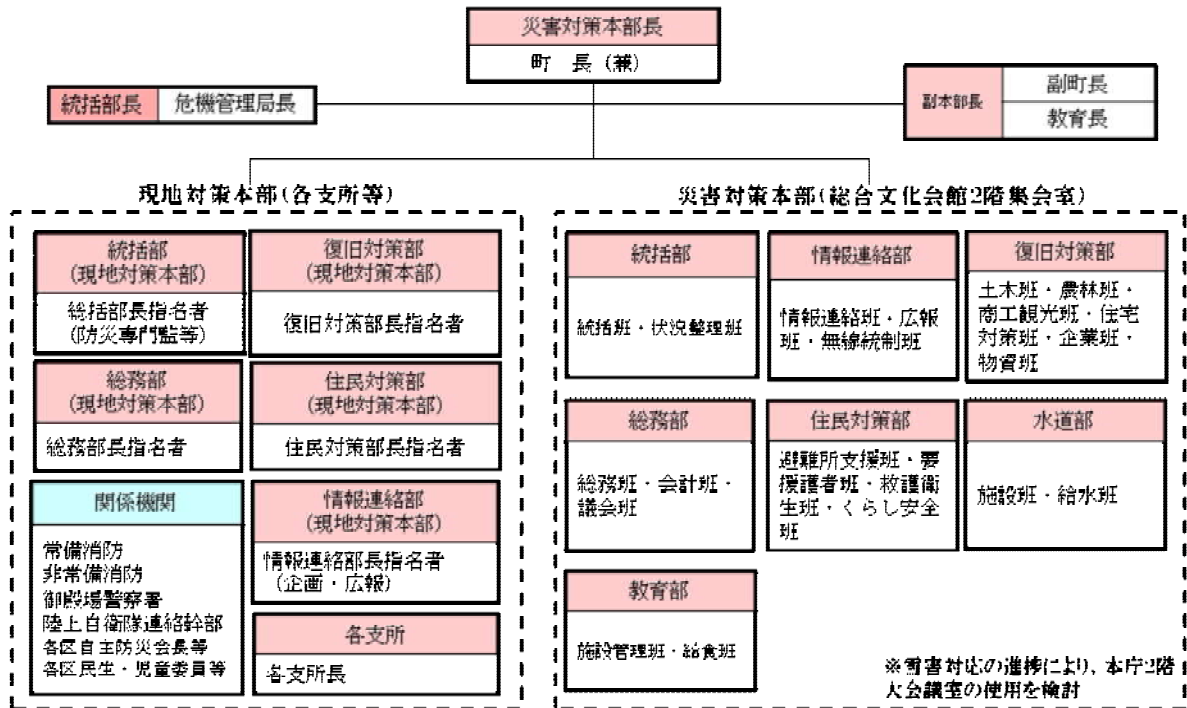
		地震発生～	数分後～	2,3 日後～	1 週間後～	
		警戒宣言発令時	災害発生期	災害拡大期	応急復旧期	本格復旧期
上水道	被害	・緊急貯水により 需要拡大	・水源、配水池等 の構造物に被害 ・管路に折損、破裂等が生じ一部給水不能	・町内各所で断水が 発生 ・応急給水により 水を確保	・応急復旧により 断水箇所減少	・仮設配管等による復旧は数週間を要す
	対応	・緊急貯水の呼び掛け ・配水池の点検 ・応急復旧用資機材確保		・急復旧作業開始 ・飲料水兼用貯水槽の利用	・応急復旧作業継続	・応急復旧作業継続
下水道	被害		・管きょが破損し、土砂・地下水等が流入 ・液状化によるマンホールの浮上等	・排水困難地域の発生	・応急復旧により排水困難箇所減少	・応急復旧は約 1 ヶ月
	対応	・施設の緊急点検 ・応急復旧用資機材確保		・応急復旧作業開始	・応急復旧作業継続	・応急復旧作業継続
電気	被害	・地震災害警戒本部設置 ・要員及び資機材確保	・配電線、配電柱に被害	・停電が発生	・通電範囲の拡大	・応急復旧に約 2 週間
	対応			・被害箇所の調査 ・重要箇所を中心とした応急復旧	・応急復旧工事継続	・応急復旧工事継続
LPガス	被害		・ボンベの転倒等によるガス漏れ ・マイコンメーターによる供給遮断	・ガス漏れ通報	・ガス使用可能範囲拡大	
	対応	・安全広報		・被害調査・点検開始	・被害調査・点検完了	
電話	被害	・輻輳状態発生	・電柱、ケーブルへの被害 ・受話器はずれ等による輻輳	・一般通話規制 ・災害時優先電話による通話可能	・1 週間程度は電話がかかりにくい状態 ・通話規制の継続	・2 週間程度で全域で通話可能
	対応	・通信規制 ・復旧資機材確保 ・広報		・応急復旧作業開始	・応急復旧作業継続	

2-3-3 道路の被害発生と復旧シナリオ

		東名高速道路	東西幹線	その他道路
被害状況		御殿場IC～都夫良野トンネル間で山・崖崩れにより一部不通箇所が発生	国道246号神奈川県境で山・崖崩れによる影響で一部区間通行不能	地盤の液状化、山・崖崩れ、沿道建築物被害等により一部区間で通行止めと交通規制
復旧状況	1～3日	瓦礫、障害物撤去に3日程度を要する	一部区間通行不能	一部区間で通行止めと交通規制
	3～7日	交通規制により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能	一部区間で交通規制	一部区間で交通規制
	1週間～1ヶ月	交通規制により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能	一部区間で交通規制	一部区間で交通規制
	1ヶ月以上	通行可能	通行可能	一部区間で交通規制

2-4 雪害災害対応に関する資料

2-4-1 小山町雪害対策本部編成表



- 編成要綱
- 1 小山町災害対策本部編成表1次修案要員を基準とし、雪害に関連する業務により各部編成を適時修正
- 2 現地対策本部及び災害対策本部勤務の2区分を当初から編成
- 3 付紙「各部署の任務等」

付紙

各部署の任務等

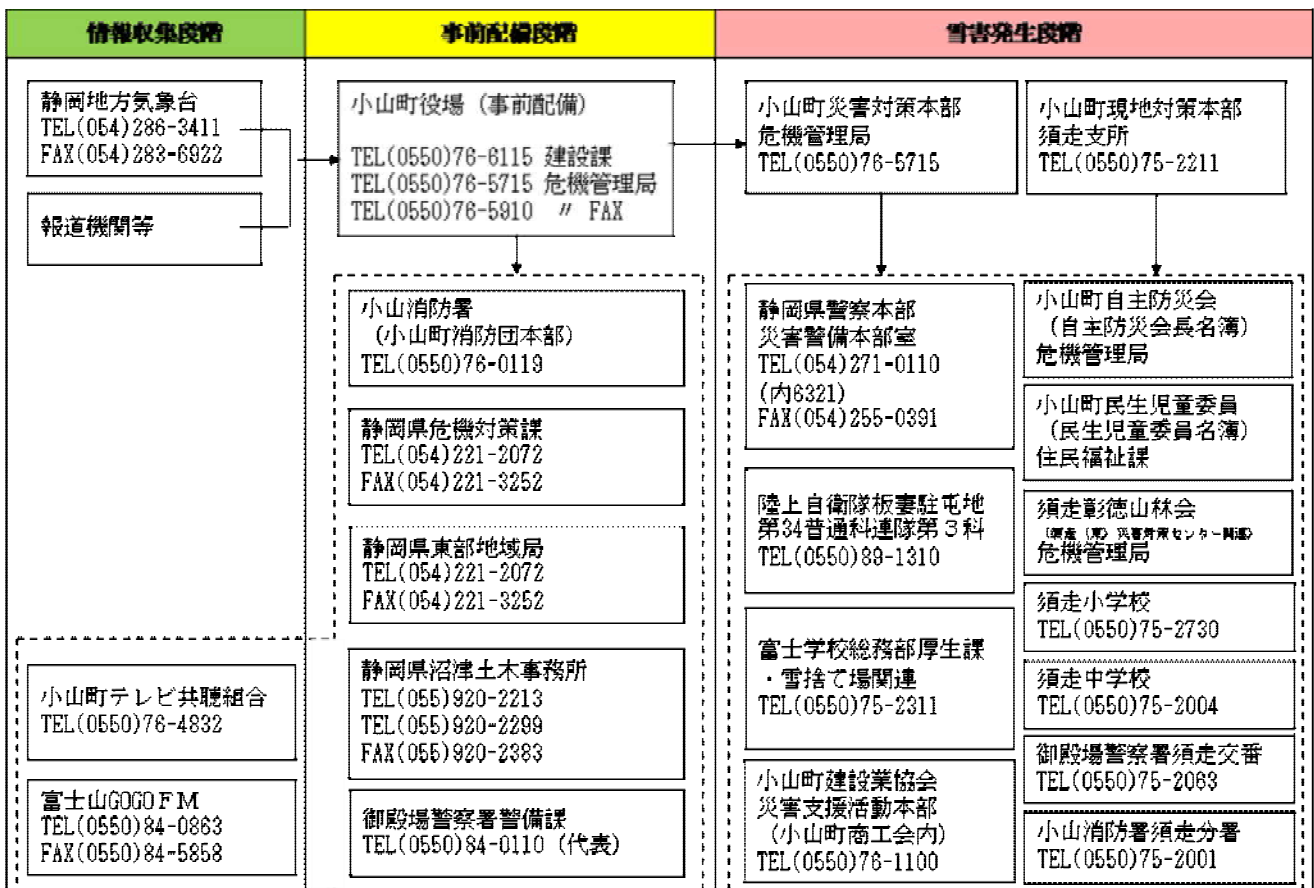
各部署		任務等（依頼事項）	備 考
現 地 対 策 本 部	統括部（危機管理局）	・ 現地対策本部会議の開催等 ・ 人命救助等に関する調整	①現地対策本部を須走地区コミュニティーセンター内に開設する。
	総務部（総務課）	・ 現地対策本部運営に関する事項等 ・ 災害対策本部との連絡の確保	
	復旧対策部（建設課）	町内委託業者との現地調整	②積雪の状態により須走地区コミュニティーセンターに現地対策本部の開設が厳しい場合は、須走東災害対策センターの使用を申請する。
	住民対策部（住民福祉課）	・ 須走地区の避難所開設／運営等 ・ 民生児童委員等からの情報収集等 ・ 社会福祉協議会との調整 （ボランティアの派遣に関する事項）	
	情報連絡部（企画政策課） （地域振興課）	・ 雪害対応に関する記録 ・ マスコミ対応	
	須走支所	須走地区関連団体との連絡調整	
	関 係 機 関	・ 常備消防 ・ 非常備消防	・ 人命救助等に関する調整 ・ 消防水利の確保 ・ 災害情報の共有／災害対応
・ 御殿場警察署		災害時の防犯／治安維持に関する調整	
・ 陸上自衛隊連絡幹部		人命救助に関する調整	
・ 各区自主防災会長等		・ 避難行動要支援者等情報提供 ・ 避難所運営／支援	
・ 各区民生児童委員等			
・ 建設業者		人命救助に資する除雪作業	（小山町委託業者）
災害対策本部		小山町災害対策本部事務分掌による。	

2-4-2 積雪量等と人命救助に関する業務一覧表

積雪量等	業務内容等	部署等					
		町	町委託業者	自衛隊消防等	自主防民児委員	地域住民	社会福祉協議会
凍結等の発生	①凍結による注意の呼びかけ ②凍結防止剤の散布	①	②		②		
大雪注意報発令	③大雪に対する注意の呼びかけ ④除雪資器材の準備・確認等	③	④		④	④	
大雪警報発令	⑤事前配備体制(県へ報告) ⑥大雪警報発令の連絡等 ⑦連絡体制確認	⑤ ⑥ ⑦		⑦			
積雪 概ね5cm以上	⑧委託業者による経路の除雪 ⑨現地対策本部の設置検討 ⑩自宅周辺等の除雪	⑧除雪依頼 ⑨	⑧		⑩各区	⑩自宅	
積雪 概ね20cm超	⑪現地対策本部の設置(検討) ⑫ " 本部会議実施(検討) ⑬避難所開設(検討) ⑭道路啓開経路(検討)	⑪検討 ⑫ " ⑬ " ⑭ "	⑧ ⑫	⑫	⑫	⑩ ⑬	⑫
・孤立家屋等発生 ・ライフライン途絶	⑮自衛隊災害派遣要請 ⑯孤立家屋経路啓開 ⑰孤立家屋住民等確認/搬送 ⑱避難所開設等	⑮要請 ⑯ ⑰ ⑱	⑮	⑮調整 ⑯ ⑰	⑯ ⑰ ⑱	⑯ ⑰ ⑱避難声掛け	
公助終了後の除雪等	⑲ボランティアによる除雪(検討) ⑳雪捨て場等の整備/撤収	⑲センター設置要請	⑳				⑲募集等

2-4-3 雪害時災害対応連絡系統一覧表

雪害時災害対応連絡系統一覧表



3 気象情報等

3-1 気象等の注意報及び警報の種類と発表基準

発表官署 静岡地方気象台

小山町	府県予報区	静岡県	
	一次細分区域	東部	
	市町村等をまとめた地域	富士山南東	
警 報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数	1 9
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	1 9 8
	洪水	流域雨量指数基準	鮎沢川流域=4 1 . 0 須川流域= 1 9 . 7 小山佐野川流域=2 1 . 5
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	1 2 時間降雪の深さ 20cm
注意報	大雨	表面雨量指数基準	1 1
		土壌雨量指数基準	1 0 0
	洪水	流域雨量指数基準	鮎沢川流域=3 2 . 8 須川流域= 1 5 . 7 小山佐野川流域=1 7 . 2
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	1 2 時間降雪の深さ 10cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 50%	
	なだれ	1.降雪の深さが 30cm 以上あった場合 2.積雪が 40cm 以上あって最高気温が 15℃以上の場合	
	低温	冬季：最低気温－4℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	110 mm

3-2 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

津波、火山噴火、地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけています。

具体的には、津波については「大津波警報」、火山噴火については「噴火警報（居住地域）」*、地震については「緊急地震速報」（震度6弱以上を予想したもの）を特別警報に位置づけています（下表を参照）。

これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表します。例えば、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味です。

これらの特別警報を見聞きした場合は、これまでと同様に、津波であれば直ちに避難する、火山噴火であれば噴火警戒レベルに応じ避難や避難準備を行う、地震であれば揺れから身を守るなど、命を守る行動をとってください

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）*を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

（*）噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4または5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域嚴重警戒）を特別警報に位置づけています。

3-3 気象庁震度階級関連解説表

震度と揺れ等の状況(概要)

0  【震度0】 人は揺れを感じない。	1  【震度1】 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	2  【震度2】 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。	3  【震度3】 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。
4  【震度4】 ● ほとんどの人が驚く。 ● 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 ● 座りの悪い置物が、倒れることがある。	6弱  【震度6弱】 ● 立っていることが困難になる。 ● 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 ● 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ● 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。  耐震性が高い  耐震性が低い		
5弱  【震度5弱】 ● 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 ● 棚にある食器類や本が落ちることがある。 ● 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	6強  【震度6強】 ● はわないと動くことができない。飛ばされることもある。 ● 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。 ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。 ● 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。  耐震性が高い  耐震性が低い		
5強  【震度5強】 ● 物につかまらなさと歩くことが難しい。 ● 棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。 ● 固定していない家具が倒れることがある。 ● 補強されていないブロック塀が崩れることがある。	7  【震度7】 ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 ● 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ● 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。  耐震性が高い  耐震性が低い		

地震が起きたら
あわてず、まず身の安全を!!
緊急地震速報を見聞きしたら

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難
- あわてて外に飛び出さない(落下物や車が危険)
- 揺れがおさまってから、あわてず火の始末
- あわてた行動、けがのもと

- 運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速
- 近づく、門や塀、自動販売機やビルのそば
- 海岸でぐらっときたら高台へ

家屋の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!


国土交通省 気象庁

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4 電話: (03)3212-8341(代表)
 ホームページアドレス <http://www.jma.go.jp/>

平成21年3月31日

3-4

(気象庁発表資料)

(別紙 1)

「南海トラフ地震に関する情報」の発表について

気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言をいただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

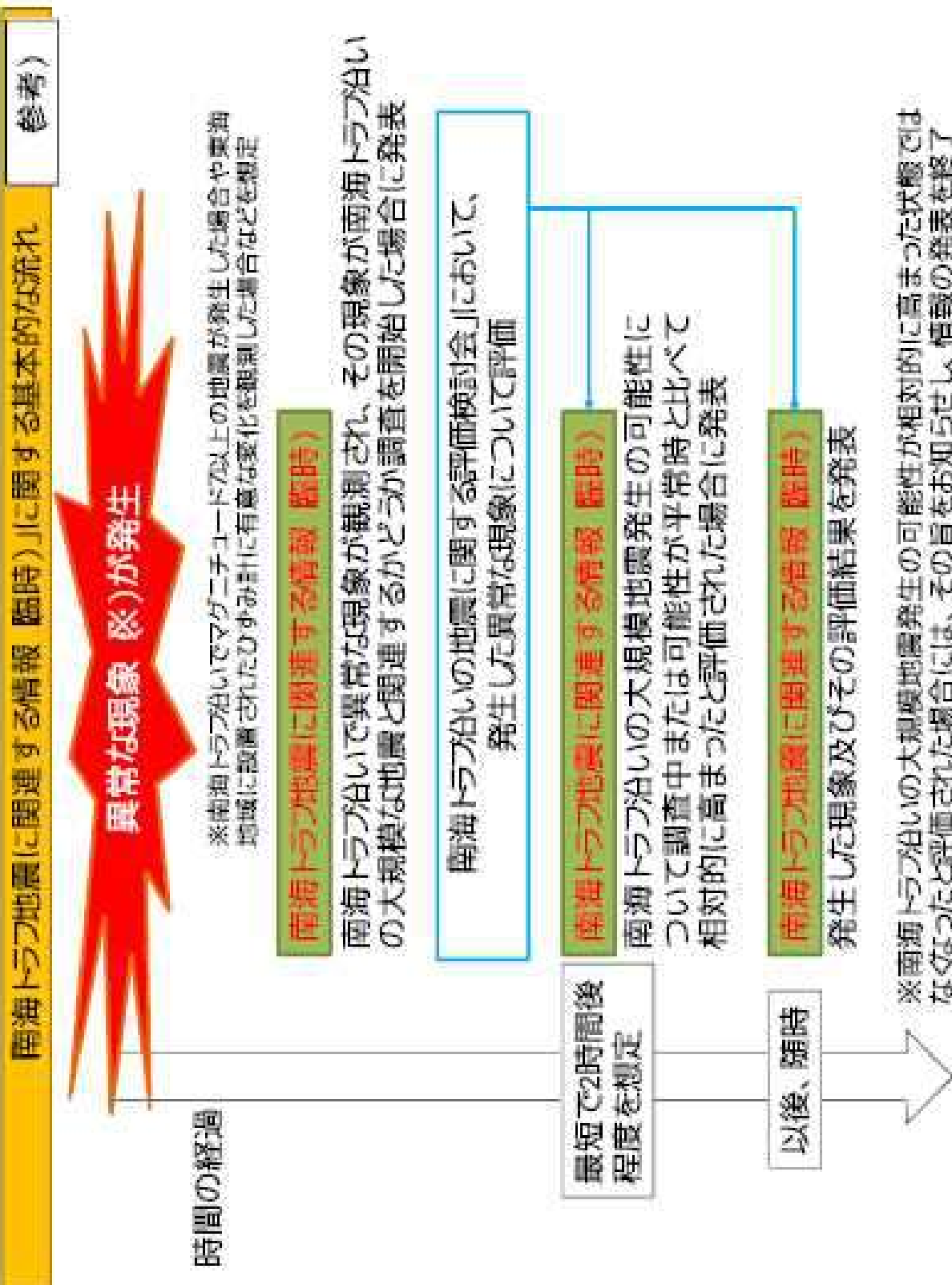
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いでの異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

- 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。
- 本情報を発表していなくても、南海トラフ沿いの大規模地震が発生することもある。
- 「南海トラフ地震臨時情報」に「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で（）内にキーワードを追加した情報が発表される。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※ ¹ でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ○1か所以上のひずみ計※ ³ で有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域※ ² 内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり※ ⁴ が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○監視震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※１：監視領域：想定震源域内及び想定震源域の海溝軸外側５０ｋｍ程度
- ※２：想定震源域：南海トラフ地震の想定震源域（プレート境界）
- ※３：ひずみ計：地価の岩盤の伸び・縮みを非常に高感度で観測できる地殻変動の観測装置で、東海地域、近畿地域及び四国地域の計３９地点に設置
- ※４：フィリピン海プレートと陸側のプレートの固着域周辺がゆっくりすべる現象で、スロー地震とも呼ばれる。

上記は、今後検討により見直されることがある。



3-5 富士山の噴火警戒レベル



平成19年12月1日運用開始

富士山の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル （数字）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 等・入山等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 - 宝永（1707年）噴火の事例 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 - その他の噴火事例 貞観噴火（864～865年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火（800～802年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 ●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。 - 宝永（1707年）噴火の事例 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）： 地震多発、東京など広域で揺れ
		4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。 - 宝永（1707年）噴火の事例 12月14日まで（噴火開始数日前）： 山麓で有感となる地震が増加
火口周辺警報	火口から 居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。 - 宝永（1707年）噴火の事例 12月3日以降（噴火開始十数日前）： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
	火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。 - 過去事例 該当する記録なし
噴火予報	火口内等	1（火口内等）	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	●火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

注1）ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2）ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場合は現時点で特性されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後研究を続ける。

注3）火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）で示された範囲を指す。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。

<http://www.jma.go.jp/jp/volcano/>

3-6 避難情報

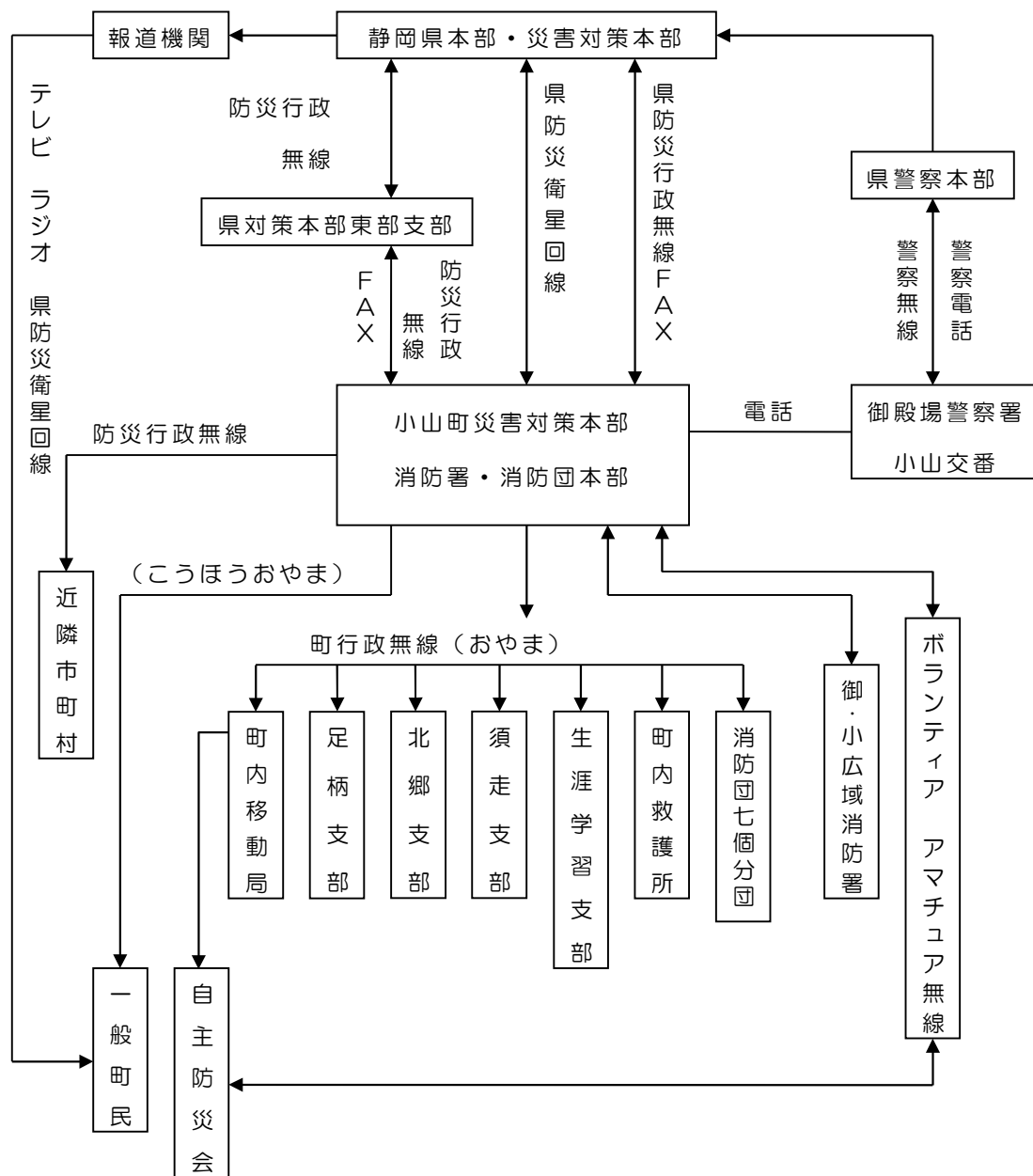
区 分	内 容
【警戒レベル3】 高齢者等避難	住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、高齢者や障がいのある人は、危険な場所から避難を開始。
【警戒レベル4】 避難指示	危険な場所から全員避難。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	すでに避難ができず、命が危険な状況。 警戒レベル5「緊急安全確保」の発令前に避難。

3-7 避難判断基準(風水害)

区 分		状 況	町の対応
第1 段階	情報 収 集	○台風情報の発表（5日前から注意、3日前から情報共有） ○大雨注意報が発表	①気象情報や各地の雨量、雨雲、前線等の情報を収集 ②台風（発達性低気圧含む。）の場合は、予想進路等の情報共有
第2 段階		○大雨警報発表	①事前配備体制 ②時間雨量の測定 ③時間雨量、河川水位により事前配備体制の強化
第3 段階	避難準備情報等	①土砂災害警戒判定メッシュが赤紫又は予想2h前で基準線（CL）に到達又は気象庁・県からの防災情報 ②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③河川水位等	①避難準備情報等の発令 ②必要により第1次配備体制 ③避難所開設 ④住民への広報及び避難行動要支援者の避難の呼びかけ
第4 段階	避難勧告	①土砂災害警戒情報発表、土砂災害警戒メッシュが紫又は予想1h前で基準線（CL）到達又は気象庁・県からの防災情報、記録的短時間大雨情報が発表 ②巡回による前兆現象の確認（河川水位、湧水、河川への土砂の異常な流入）	①避難勧告の発令 ②発令地域の避難所の開設 ③住民への広報、避難の呼びかけ ④要支援者の避難状況の確認 ⑤災害対策（警戒）本部への移行
第5 段階	避難指示	①特別警報 ②気象庁、県からの防災情報 ③災害の発生	①避難指示の発令 ②住民への避難指示 ③災害対策本部への移行

4 情報の収集・伝達及び広報活動

4-1 連絡系統図



4-2 同報無線屋外子局等設置場所一覧表

設置場所	屋外子局	再送信子局	簡易中継局	モーターサイレン
下谷地区広場	○			
生土公民館		○		
小山町役場	○			○
成美小学校		○		
湯船町住広場	○			○
明倫小学校	○			
足柄小学校	○			
足柄コミセン				○
桑木公民館付近	○			○
下古城掲示板前	○			
大胡田公民館	○			
小山町総合文化会館	○			
北郷小学校	○			
一色正倉研修センター	○			
棚頭コミセン	○			
上野公民館	○			
中日向公民館	○			
大御神コミセン	○			
大御神萬昌寺付近	○			
須走小学校	○			
富士総合グラウンド	○			
須走高原ゴルフ前	○			
消防須走分署	○			○
消防第7分団詰所				○
吉久保明倫館	○			
小山消防署	○			○
須走支所			○	

4-3 避難地電話番号一覧表

種別等 名称	広域 一次 避難 地別	有効 面積 (ha)	番 号	種別等 名称	広域 一次 避難 地別	有効 面積 (ha)	番 号
小山中学校	一次	1.69	76-0154	北郷小学校	一次	2.18	78-0520
成美小学校	一次	1.96	76-0063	北郷中学校	一次	3.95	78-0514
明倫小学校	一次	1.35	76-0064	須走小学校	一次	1.80	75-2730
足柄小学校	一次	1.32	76-0596	須走中学校	一次	2.19	75-2004
生涯学習センター	広域	2.72	76-5700	須走総合グラウンド	一次	3.00	
健康福祉会館広場	一次	0.20	76-6666	県立小山高校	一次	2.00	76-1188

◎ 一般電話の外、避難地特設公衆電話設置済み。

4-4 特設公衆電話設置場所一覧表

建 物 名	利用場所	設置台数
小山町総合文化会館	事務室	1
小山町健康福祉会館	事務室	1
須走総合グラウンド	グラウンド	1
須走小学校	事務室	1
須走中学校	職員室	1
明倫小学校	職員室	1
足柄小学校	職員室	1
小山中学校	職員室	1
成美小学校	事務室	1
北郷中学校	玄関	1
北郷小学校	事務室	1
県立小山高校	体育館事務室	1

4-5 小山町自主防災会連合会規約

（目的）

第1条 この規約は、町民の隣保共同の精神に基づき、自主的な防災活動を効果的に行うことにより地震、水害、その他異常気象による被害（以下「災害」という。）の防止、及び被害の軽減を図ることを目的とする。

（会の名称）

第2条 この会は、小山町自主防災会連合会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 本会の事務所は防災事務を担当する課に置く。

（事業）

第4条 本会は、この規約の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及活動
- (2) 災害予防活動
- (3) 地区防災会との連絡調整
- (4) 地区防災会の防災訓練と指導育成
- (5) その他本会の目的を達成するための必要な事項

（会 員）

第5条 本会は、小山町内に設置されている自主防災会長を以て構成する。

（役 員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 4 名
- (3) 幹事 若干名

（役員の選出）

第7条 本会の役員は会員の互選による。

（役員の任期）

第8条 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任をさまたげない。

（役員の任務）

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総括し、本会を代表する。また、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 幹事は、役員会の構成員として会務の運営にあたる。

（会 議）

第10条 会議は、総会及び役員会として必要な都度会長が召集する。

（総 会）

第 11 条 総会は、全会員を以って構成する。

（1）総会は、毎年 1 回開催する。

（2）総会は、次の事項を審議する。

ア 規約の改正に関すること。

イ 事業計画に関すること。

ウ その他特に必要と認めたこと。

（3）総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

（役員会）

第 12 条 役員会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

2. 役員会は、次の事項を審議する。

（1）総会に提出すべき事項。

（2）総会により委任されたいこと。

（事業年度）

第 13 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

附 則

この規約は、昭和 52 年 10 月 19 日から施行する。

4-6 自主防災組織と任務分担

班 別	任 務 分 担
本 会 部 副 会 長	(1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。 (2) 災害発生時の指揮及び防災訓練についての総括に関すること。 (3) 会の経理に関すること。 (4) 防災資機材のあっせん及び備蓄等に関すること。 (5) 防災教育の推進に関すること。
消 火 ・ 水 防 班	(1) 住民の消火作業、水防作業等の指導教育に関すること。 (2) 消火器使用に関する知識の普及に関すること。 (3) 消防資機材の点検に関すること。
救 出 ・ 救 助 班	(1) 負傷者の救出、救助及び資機材の調達に関すること。 (2) 住民の救出、救助訓練に関すること。 (3) 災害弱者等の安否確認と救出に関すること。
情 報 班	(1) 本部との連絡に関すること。 (2) ラジオ、町広報による情報の収集、住民への伝達、地区への被害状況等の把握に関すること。 (3) 警戒宣言発令時の住民への周知徹底に関すること。
避 難 誘 導 班	(1) 避難地、避難路等の点検調査に関すること。 (2) 会長の指示に基く地区民の避難誘導及び避難人員の点呼に関すること。 (3) 避難訓練の指導教育に関すること。
生 活 班	(1) 区又は町等から提供された食料等の配布、炊き出し等による給食に関すること。 (2) 避難所生活の計画及び調整に関すること。 (3) 災害本部と協力し、飲料水の確保、給水に関すること。 (4) 濾水機の活用に関すること。
衛 生 救 護 班	(1) 負傷者の応急救護及び医薬品、資機材の調達等に関すること。 (2) 住民の救急法、応急手当等の方法等の衛生知識の普及に関すること。 (3) 仮設便所の設置等に関すること。
安 全 点 検 班	(1) 地域の巡回点検の実施、危険箇所及び危険物の調査に関すること。
清 掃 班	(1) ごみ処理及びがれき等廃棄物処理に関すること。
補 修 班	(1) 家屋等の補修に必要な資機材と人員の確保に関すること

注

1. 情報班は、ボランティアとしてアマチュア無線局による情報の伝達も確保すること。
2. 消火、水防班は、火防隊等の消防資材による活動を考慮しておくこと。

4-7 自主防災会一覧表と集合場所

番号	自主防災会名	集 合 場 所	番号	自主防災会名	集 合 場 所
1	小山1区	元青雲寮跡地	23	桑木区	公民館
2	小山2区	小山公園駐車場	24	用沢区	公民館
3	小山3区	小山3区コミセン	25	棚頭区	コミセン広場
4	小山4区	コミュニティ広場	26	大御神区	コミセン広場
5	生土区	生土神社北広場	27	中日向区	公民館
6	音湊区	音湊区公園	28	上野区	公民館
7	中島区	中島区コミセン広場	29	阿多野区	公民館
8	柳島区	宮の前広場	30	吉久保区	明倫館
9	湯船区	湯船公民館	31	下古城区	集会所
10	藤曲区	成美小学校	32	大胡田区	公民館
11	落合区	小山中学校	33	上古城区	コミセン広場
12	南藤曲区	公民館	34	一色区	防災会館
13	茅沼区	八幡神社境内			コミセン
14	菅沼区	日吉神社境内			研修センター
15	坂下区	甘露寺			下小林善公館
16	谷戸区	明倫小学校	35	上本町区	すばしりこども園 (旧保育園)
17	大脇区	大脇会館	36	下本町区	須走小学校
18	原向区	元町宮原向住宅	37	東原区	官舎前広場
19	所領区	コミセン広場	38	下原区	集会所
20	宿区	足柄コミセン	39	緑ヶ丘区	集会所
21	向方区	足柄小学校	40	雲雀ヶ丘区	須走総合グラウンド
22	新柴区	公民館			

4-8 報道機関名簿

地方紙記者名簿

社 名	所 在 地	電話番号	F A X
(株)静岡新聞社 御殿場支局	御殿場市二枚橋 55-25	(82)0157	(83)9437
(株)岳麓新聞社	御殿場市新橋 669-25	(82)0080	(82)0088
(株)富士と生きる (日刊静岡)	御殿場市川島田 1440	(89)8930	(89)8932

沼津記者会 FAX 055(934)1109

社 名	所 在 地	電話番号	F A X
NHK 静岡放送局 沼津支局	沼津市吉田町 1-1 イースト永代橋ビル 2F	055(931)7475	055(931)7142
(株)静岡朝日テレビ 東部支社	沼津市大手町 1-1-6 イーランド 3F	055(951)3100	055(951)3903
(株)静岡第一テレビ 東部支局	沼津市大手町 2-31-2 オーツビル 5F	055(963)4777	055(962)7310
静岡放送(株) 東部総局	沼津市魚町 1 サンフロント 4F	055(962)0383	055(962)6515
(株)テレビ静岡 沼津支社	沼津市大手町 2-4-1 沼津第一生命ビル 5 階	055(962)7374	055(954)0710
朝日新聞 富士支局	富士市緑町 1-28 星野新聞堂 302	055(951)1556	0545(30)8758
読売新聞 沼津支局	沼津市大手町 3-2-15 沼津駅前 YKビル 5F	055(951)8880	055(951)8881
毎日新聞 沼津支局	沼津市大手町 5-11-3 ユニタビル 3F	055(962)0204	055(964)0225
時事通信社 沼津支局	沼津市添地町 37 三鋼ビル 2F	055(963)5115	055(951)0660
中日新聞・東京新聞 沼津支局	沼津市大手町 2-9-5 堺沢ビル 5F	055(962)1123	055(962)5964

その他

社 名	所 在 地	電話番号	F A X
小山町テレビ共聴組合	小山町生土 59-10	(76)4832	(76)1236
(株)TOKAI ケーブルネットワ-ク 御殿場支店	御殿場市川島田 435-1	(82)6751	(82)6836
産経新聞 静岡支局	静岡市葵区伝馬町 9-1 河村ビル 2 F	054(255)5026	054(255)0038
(株)建通新聞社 沼津支局	沼津市平町 18-20 川口第二ビル	055(962)5167	055(951)6965
日本経済新聞 静岡支局	静岡市葵区西草深町 5-18	054(253)7191	054(252)4943
(株)エフエム御殿場	御殿場市川島田 532-1 エビスクエア内	(84)0863	(84)5858

4-9 小山町建設業協会地震等緊急時登録会員名簿

第一対策本部 小山町商工会

電 話 76-1100

会社名	住 所	電話番号	FAX	備 考
(株)小方組	小山79	76-1919	76-1996	
富士峰建設(株)	小山71	76-0235	76-0738	
松井建設(株)	小山339	76-0133	76-3354	
大幸建設(株)	生土70-1	76-0241	76-5081	
佐野建設(株)	小山96-1	76-0318	76-2326	
東静建設(株)	生土24-1	76-0152	76-4583	
臼幸産業(株)	藤曲109-1	76-1200	76-4923	
(株)室伏組	菅沼976-48	76-0461	76-4913	
(有)渡邊組	菅沼768-1	76-0223	76-1223	
(株)田代建設	大胡田1077	76-0503	76-1960	
(有)小山庭園	一色650	78-0117	78-0127	
(株)和太組	用沢196-5	78-0548	78-0884	
(有)斉藤工務店	須走295	75-2111	75-3833	
(有)棗組	生土204-1	76-3316	76-3443	

小山町建設業協会災害対策組織

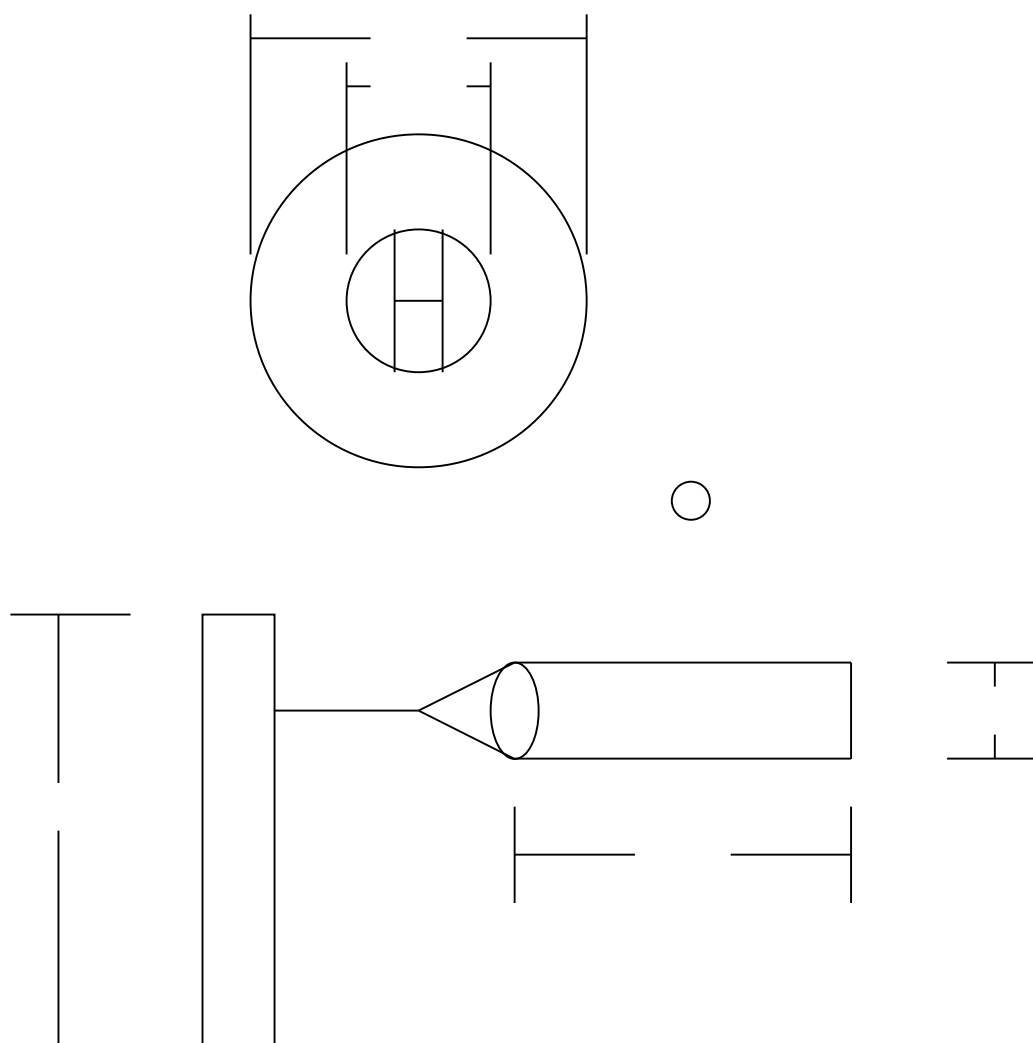
協会対策本部					
建設業協会災害支援活動本部(小山町商工会内) 76-1100 協会長 田代 和美 76-0503					
情報収集係		対策係		重機・資材係	
臼幸産業(株)	76-1200	(株)小方組	76-1919	(株)和太組	78-0548
(有)小山庭園	78-0117	富士峰建設(株)	76-0235	(有)斉藤工務店	75-2111
東静建設(株)	76-0152	(株)室伏組	76-0461	大幸建設(株)	76-0241
松井建設(株)	76-0133	(有)棗組	76-3316	佐野建設(株)	76-0318
				(有)渡邊組	76-0223

5 防災関連施設・設備等

5-1 ヘリポート設置予定場所

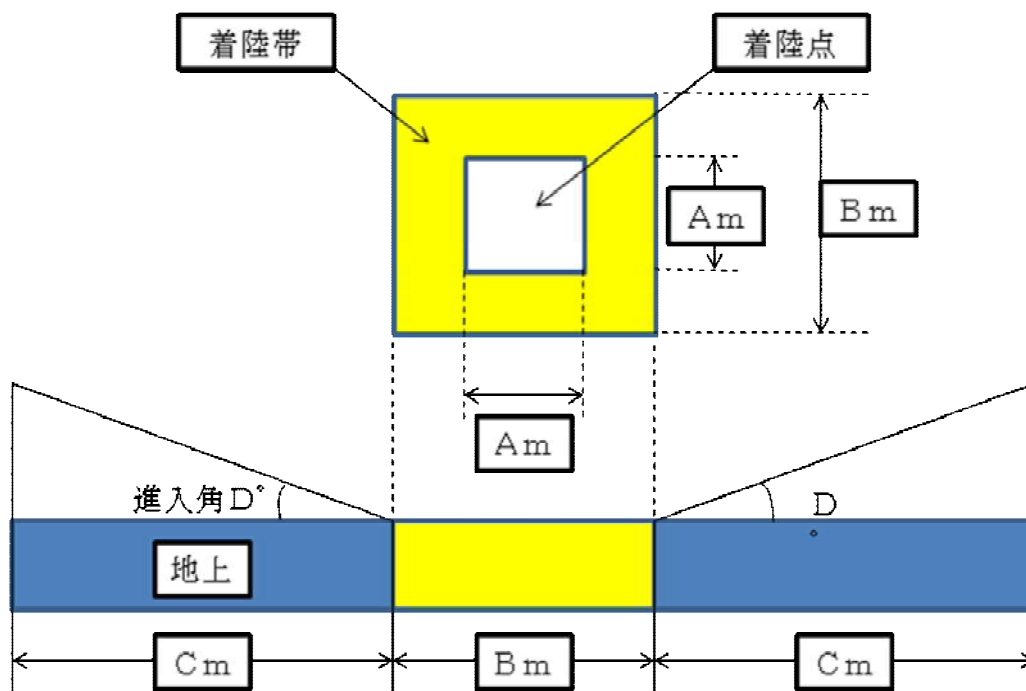
施 設 名	所 在 地	電 話	広さ 巾m×長さm	備 考
明倫小学校グラウンド	小山町菅沼627	76-0064	55×100	
須走小学校グラウンド	// 須走70-18	75-2730	60×130	
北郷小学校グラウンド	// 用沢604-1	78-0520	90×150	
小山中学校グラウンド	// 藤曲142	76-0154	80×90	
足柄小学校グラウンド	// 竹之下2411-1	76-0327	60×100	
多目的広場	// 吉久保40-1	76-5700	80×150	自衛隊集結地
足柄ふれあい公園	// 竹之下2481-2	76-1111	60×100	防災・ドクターヘリ 限定

ヘリポートの条件 (中型機想定)



ヘリポートの具備すべき条件

1 離着陸場の基準（着陸のための最小限所要地積）



機 種		標 準	応 急	追加搭乗人員
小 型 (OH-6)	A	5 m		2 名
	B	3 0 m	2 0 m	
	C	4 5 0 m		
	D	1 0°	1 5°	
中 型 (OH-1)	A	1 0 m		2 名
	B	4 0 m	2 7 m	
	C	4 5 0 m		
	D	1 0°	1 5°	
中 型 (UH-1)	A	6 m		1 0 名
	B	3 6 m	3 0 m	
	C	4 5 0 m		
	D	8°	1 4°	
中 型 (UH-60)	A	1 2 m		1 1 名
	B	4 0 m	3 4 m	
	C	4 5 0 m		
	D	8°	1 2°	
大 型 (CH-47)	A	2 0 m		5 5 名
	B	1 0 0 m	7 0 m	
	C	4 5 0 m		
	D	6°	8°	

ア 重荷重状態になるほど進入角は浅くする必要がある（積載重量に影響を受ける。）

イ 上記の表内基準は、気温・湿度・風向・高度等天候の条件により変動する。

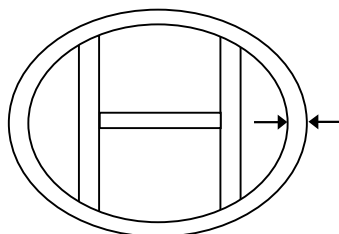
ウ 不整地等において着陸点を選定する場合、着陸帯においてはローターの回転面下の草木、着陸点においては、スキッド間隔及び長さの部分、又は車輪間隔及び前・後車輪間の長さの部分の整地が必要である。

2 地表面

- (1) 舗装された場所が最も望ましい。
- (2) グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう措置すること
(地表面が乾燥している場合は、砂塵巻き上げ防止のため十分な散水を行う)。
- (3) 草地の場合は、硬質低草地であること。

3 着陸点

着陸点のほぼ中央に石灰等で直径 10m の正円を描き、中央に H と記す。



4 着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹き流し、または旗をたてる。

- (1) 布製
- (2) 風速 25m/秒程度に耐えられる強度

5 救急車等、車両の出入の便がよい場所であること。

6 電話等、通信手段の利用が可能であること。

7 離着陸地帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。特に、ヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対に近づかないよう配慮する必要がある。

8 安全監視員を配置する。

5-2 防災拠点施設

区 分	拠点開設予定施設	主な目的
自衛隊災害派遣部隊	生涯学習センター	・自衛隊災害派遣部隊の受援拠点 ・拠点ヘリポート
緊急消防援助隊	生涯学習センター 須走多目的広場	・緊急消防援助隊の受援拠点
警察広域緊急援助隊	生涯学習センター	・広域緊急援助隊の受援拠点 ・静岡県警察御殿場警察署災害警備本部の代替施設
防災拠点	道の駅「ふじおやま」 道の駅「すばしり」	・観光客、通過客の一時避難施設 ・物流受入拠点 ・広域進出拠点 ・町外避難時における出発のための一時集結地
備 考	1 国への要望 防災拠点の充実及び機能強化のため、駐車場の拡幅や観光客、通過客の一時避難施設に必要な情報掲示板、マンホールトイレ及び備蓄倉庫等の整備 2 町の施策 町民、観光客、通過客等の一時避難対応のため、継続的に食料、飲料水等を備蓄する。	

6 避難地・避難所関係

6-1 広域避難地・一次避難地

区 分	定 義	施設名	所在地
広域避難地	地震発生後に発生する火災から避難者の生命を保護するものであり、かつ消防用水利及び消防資機材置場等の施設、食料備蓄施設等の防災上必要な施設を設け、救護復旧活動の拠点となるもの。	生涯学習センター	阿多野 130
一次避難地	広域避難地に到達するまでの間に、避難の中継拠点設け、避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護を行うとともに、火災による死亡の機能防止機能を果たすもの。	健康福祉会館	小山 75-7
		小山中学校	藤曲 142
		成美小学校	藤曲 150
		明倫小学校	菅沼 627
		足柄小学校	竹之下 2411-1
		北郷中学校	用沢 355
		北郷小学校	用沢 604-1
		須走中学校	須走 99-1
		須走小学校	須走 70-18
		須走総合グラウンド	須走 347
		県立小山高校	竹之下 369

6-2 指定避難所と指定緊急避難場所

① 指定避難所とは

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

② 指定緊急避難場所とは

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所

③ 指定避難所と指定緊急避難場所は、相互に兼ねることができる。

施設名	所在地	延床（有効） 面積（㎡）	構造	災害態様別		
				風水害	地震	富士山噴火
生涯学習センター	阿多野 130	2, 587	鉄骨鉄筋コンクリート	○	○	○
健康福祉会館	小山 75-7	3, 377	鉄筋コンクリート	○	○	○
小山中学校	藤曲 142	7, 300	鉄筋コンクリート	○	○	○
成美小学校	藤曲 150	5, 756	鉄骨造	○	○	○
明倫小学校	菅沼 627	2, 773	鉄骨造	○	○	○
足柄小学校	竹之下 2411-1	1, 953	鉄骨造	○	○	○
北郷中学校	用沢 355	5, 539	鉄骨造	○	○	
北郷小学校	用沢 604-1	4, 864	鉄骨造	○	○	
須走中学校	須走 99-1	3, 398	鉄骨造	○	○	
須走小学校	須走 70-18	4, 056	鉄骨造	○	○	
県立小山高校	竹之下 369	2, 774	鉄骨鉄筋コンクリート	○	○	○
※須走総合グラウンド	須走 347	(25, 561)	—	○	○	

※須走総合グラウンドは、指定緊急避難場所のみ。その他の施設は指定避難所を兼ねるものとする。

※本表は、南海トラフ大地震、鮎沢川水位周知河川指定、富士山噴火想定改訂に伴い見直しを実施する。

6-3 福祉避難所

協 定 先	協定対象施設名	所 在 地	電 話
(福) ミルトス会	知的障害者厚生施設「駿東学園」	小山町吉久保 1050	76-3808
	駿東学園地域活動支援センター「こでまり」		
(一社) 須走彰徳山林会	須走災害対策センター	小山町須走 81-1	86-3773
	須走東災害対策センター	小山町須走 16-12	86-3037
(福) 寿康会	特別養護老人ホーム徳風園	小山町上野 1440-1	76-3388
	デイサービスセンター徳風園		
	特別養護老人ホーム平成の杜	小山町小山 255-2	76-8008
	養護老人ホーム平成の杜	小山町小山 255-2	76-8000
	デイサービスセンター平成の杜	小山町小山 255-2	76-0866
(医) 静寿会	介護老人保健施設おやまの杜	小山町菅沼 1839-3	78-1911
(医) 青虎会	介護老人保健施設 菜の花の丘	小山町竹之下 321	76-5800
	介護付き有料老人ホーム 菜の花の丘		

6-4 原子力災害時の焼津市避難者の受け入れ等

避難地区	避難経由所	避 難 所	備考
下江留地区 (しもえどめ ちく)	小山町総合文化会館 (小山町阿多野 130番地)	町内指定避難所 11ヵ所 (細部は、今後検討)	想定避難人数 約 2,500 人
つつじ平地区 (つつじだいら ちく)			

本表の他、神奈川県への避難者の一部が、本町の富士スピードウェイを避難中継所として使用する。

7 医療救護・衛生

7-1 医療救護本部・救護病院・災害拠点病院

●医療救護本部

本 部 名	所 在 地	電話番号
医療救護本部(御殿場市保健センター)	御殿場市西田中 237-7	82-1111
医療救護本部(小山町災害対策本部)	小山町阿多野 130	76-5700

●救護病院

病 院 名	所 在 地	電話番号	病床数
富士小山病院	用沢 437-1	78-1200	一般 39 床 介護 60 床
自衛隊富士病院	須走 481-27	75-2311	一般 50 床

●災害拠点病院

病 院 名	所 在 地	電話番号
順天堂大学医学部附属静岡病院	〒410-2295 伊豆の国市長岡 1129	055-948-3111
三島総合病院	〒411-0801 三島市谷田字藤久保 2276	055-975-3031
沼津市立病院	〒410-0302 沼津市東椎路春ノ木 550	055-924-5100
地方独立行政法人国立病院機構 静岡医療センター	〒411-8611 駿東郡清水町長沢 762-1	055-975-2000
富士市立中央病院	〒417-8567 富士市高島町 50	0545-52-1131
富士宮市立病院	〒418-0076 富士宮市錦町 3-1	0544-27-3151

7-2 し尿処理施設・し尿処理業者、ごみ処理施設

◆し尿処理施設一覧表

施設名	所在地	処理能力
御殿場市・小山町広域行政組合衛生センター	御殿場市中丸 19	140k l / 日

◆し尿処理業者一覧表

業者名	所在地	電話番号	車両台数
富士総業(株)	小山町一色 200-1	76-5353	4
北駿運送(株)	小山町菅沼 367-4	76-0337	3
高森商事(株)	御殿場市竈 498-2	82-1911	10
(株)東海衛生	御殿場市東田中 677-7	82-0526	4

◆ごみ処理施設一覧表

区分	施設名	所在地	処理能力
可燃ごみ	御殿場市・小山町広域行政組合 焼却センター	御殿場市板妻 862-15	143 t / 日
不燃ごみ 粗大ごみ 資源物(古紙除く)	御殿場市・小山町広域行政組合 再資源化センター	御殿場市神場 2536-23	20.6 t / 日

8 災害救助法関連

8-1 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1号から第4号）

区 分	内 容
1号適用	町内の滅失世帯数が「50世帯」に達したとき
2号適用	被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が「2,500世帯」以上に達し、かつ、町内の滅失世帯が「25世帯」以上に達したとき
3号適用	ア 被害が県内全域に及ぶ災害で、県内の住家の滅失世帯数が「12,000世帯」以上に達した場合で、町内の被害世帯が「多数」であるとき 「多数」とは、概ね5世帯以上とし、町の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき イ 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、しかも「多数の世帯」の住家が滅失したとき 「特別の事情」とは次の2つの場合 ①食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とする場合 ②被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合
4号適用	多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき ①多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合 ②被災者に対する食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合

災害救助の手引き（平成31年4月 静岡県健康福祉部）

被害報告の区分と内容

	状 況	報告先	報告の内容	方 法	報告時期
発生報告	災害救助法の適用が明らか、もしくは法適用が見込まれる場合	県東部方面本部	- 災害発生の日時及び地域名 - 災害の原因 - 調査班の派遣状況 - 発生時の被害状況 - 法適用の有無 - 既にとった措置及びとろうとする措置	【迅速に】 - 電話 - FAX - 無線	発生後可及的速やかに報告
中間報告	災害救助法適用後	御殿場健康福祉センター	- 発生報告の内容の変更 - 救助の種類別実施状況（日報）	【具体的に】 - 電話 - FAX - 文書	法適用後、救助の実施期間中毎日報告
確定報告	災害救助法による応急救助が完了後	御殿場健康福祉センター	- 被害状況の確定報告及び災害救助費の概算所要額等 - その他必要と認められる全般的な内容	【正確に】 文書	応急救助が完了した後、できる限り早い時期

災害救助の手引き（平成31年4月 静岡県健康福祉部）

8-2 応急救助事務早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費：1人1日当たり320円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げ、供与できる。	災害発生から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与(建設型仮設住宅)	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 応急銃所の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 5,610,000円以内 3 同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置で、50戸未満でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生日から20日以内着工	1 高齢者等の要援護者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間 最高2年以内 3 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。
応急仮設住宅(借上型仮設住宅)	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	規格 応急銃所の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	発生後速やかに借り上げ	供与期間 最高2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所にしている者 2 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事できない者	1日1人当たり1,140円以内	災害発生日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

	区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す 毎に加算
	全壊 全流出	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
		冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
	半壊 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
		冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)		1 救護班 使用した薬剤、治療材 料、医療器具の破損等の 実費 2 病院・診療所 国民健康保険診療報 酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発 生の日 から 14日 以内		患者等の輸送費・人件費は、 別途計上	
助産	災害発生日以前又は 以後7日以内に分娩 した者であって災害 のため助産の途を失 った者(出産のみなら ず、死産及び流産を含 み現に助産を要する 状態にある者)		1 救護班等による場合 は、使用した衛生材料等 の実費 2 助産師による場合は、 慣行料金の100分の 80以内の額		分娩した 日から7 日以内		妊婦等の輸送費・人件費は、 別途計上	
被災者の 救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある 者 2 生死不明の状態 にある者		当該地域における通常の 実費		災害発 生の日 から3 日以内		1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後 「死体の捜索」として取り 扱う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上	
被災した 住宅の応 急修理	1 住宅が半壊(焼) し、自らの資力によ り応急修理をする ことができない者 2 大規模な補修を 行わなければ居住 することが困難で ある程度に住家が 半壊(焼)した者		居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の 部分 1世帯当たり 584,000円以内		災害発 生の日 から 1ヶ月 以内			
学用品の 給与	住家の全壊(焼)、流 失、半壊(焼)又は床 上浸水により学用品 を喪失又は毀損し、就 学上支障のある小学 校児童、中学校生徒及 び高等学校等生徒		1 教科書及び教科書以 外の教材で教育委員会 に届出又はその承認を 受けて使用している教 材、又は正規の授業で使 用している教材実費 2 文房具及び通学用品 は、1人当たり次の金額 以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円		災害発 生の日 から (教科書) 1ヶ月 以内 (文房具及 び通学用 品) 15日以内		1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々 の実情に応じて支給する。	
埋葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に 埋葬を実施する者に 支給		1体当たり 大人(12歳以上) 211,300円以内 小人(12歳未満) 168,900円以内		災害発 生の日 から10 日以内		災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。	

死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,400円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,300円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存用にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 135,400円以内	害発生日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与等を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

災害救助の手引き（平成31年4月 静岡県健康福祉部）

8-3 遺体安置所関連資料

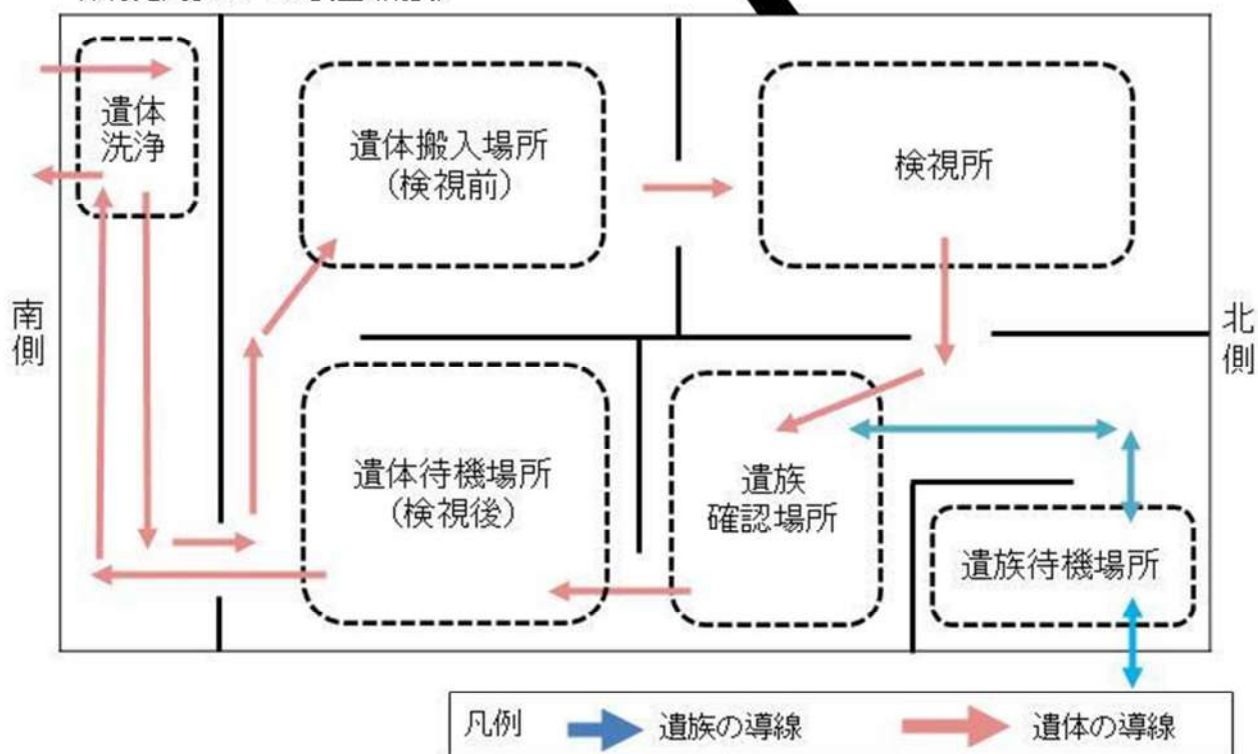
8-3-1 遺体安置所要図等（小山フィルムファクトリー）

遺体安置所要図等（小山フィルムファクトリー）

小山フィルムファクトリー周辺要図



体育館内レイアウト要図(概要)



8-3-2 遺体安置所運営組織表

遺体安置所運営組織表

本部遺体措置対策班（5名）			
職名等			業 務 内 容
班 長	住民対策部長（兼務）		遺体措置対策の総括に関すること
統 括	総括部長指名者（兼務）		・ 遺体の捜索に関すること ・ 遺体収容所の確保及び機能の確保に関すること
班 員	総務部長指名者		・ 現地遺体措置対策班と災害対策本部との連絡調整に関すること ・ 遺体収容所との調整、要員の確保に関すること
	情報連絡部長指名者		・ 遺体処理に必要な資機材の調達に関すること
	住民対策部長指名者		・ 検案医師の確保に関すること ・ 死亡届の受理及び埋火葬許可証の発行に関すること ・ 斎場との連絡調整に関すること

現地遺体措置対策班（12名）			
職名等			業 務 内 容
班 長	住民対策部長指名者		現地遺体措置対策班の総括に関すること
総務係	統括	住民対策部長指名者	・ 遺体・遺品の受付に関すること ・ 遺品の管理・引渡しに関すること ・ 本部遺体措置対策班との連絡調整に関すること ・ 遺体の引渡し（身元確認係と共同）に関すること
	係員	（受援職員）	
遺族対応係	総務部長指名者		・ 遺族などからの相談、安否確認対応に関すること ・ その他、遺体処理などに関する相談対応に関すること
	（受援職員）		
遺体処置係	住民対策部長指名者		・ 検視・検案の補助に関すること ・ 遺体の洗浄・縫合・消毒に関すること ・ 遺体の一時保存処理に関すること
	復旧対策部長指名者		
	（受援職員）		
身元確認係	住民対策部長指名者		・ 身元不明遺体の確認作業に関すること ・ 身元特定作業に関する関係機関との連絡調整に関すること ・ 遺体・遺品の引渡し（総務係と共同）に関すること
	（受援職員）		
搬送係	住民対策部長指名者		・ 身元不明遺体の搬送・収容に関すること ・ 遺体の洗浄・縫合・消毒（遺体処置係と共同）に関すること
	情報連絡部長指名者		

業務内容の細部は、遺体措置計画において示す。

9 交通・輸送

9-1 緊急通行車両の事前届出手続

(県警察本部)

指定行政機関等が行う災害応急対策の迅速化及び発災後の確認手続きの効率化に資するため、緊急通行車両の事前届出を推進するものとする。

1 事前届出手続き

事前届出対象車両は次のいずれにも該当する車両であること。また、車両使用の本拠地は県内とする。

- (1) 指定行政機関等が所有し、若しくは指定行政機関等が契約により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- (2) 大規模地震対策特別措置法第21条に定める地震防災応急対策に係る緊急輸送又は災害対策基本法第50条に定める災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

2 届出の方法

- (1) 警察署交通課に備え付けてある緊急通行車両事前届出書により届け出る。
- (2) 緊急通行車両を使用する指定行政機関等の所在地を管轄する警察署交通課に提出する。

3 緊急通行車両事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付

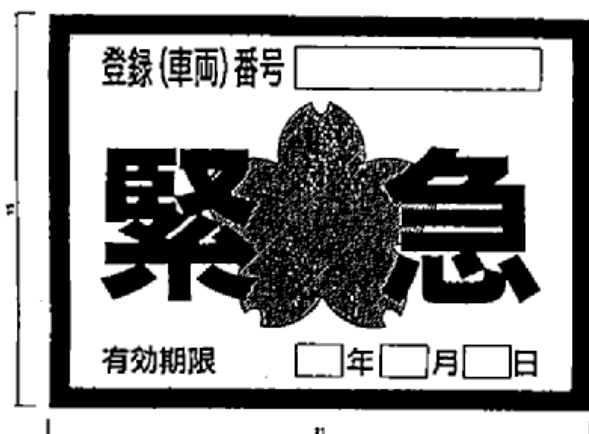
- (1) 審査を経た緊急通行車両については届出済証を警察署を経由して交付する。
- (2) 届出済証の交付を受けた車両は届出済証を自動車検査証と一体保管する。

4 届出済証の返納

届出済証の交付を受けた者は、次の場合に公安委員会に対し届出済証を返納するものとする。

- (1) 当該車両が、緊急通行車両に該当しなくなったとき。
- (2) 当該車両が廃車となったとき。
- (3) その他の理由により緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

緊急標章



9-2 緊急通行車両の確認申請及び確認手続

(県警察本部)

大規模地震対策特別措置法又は災害対策基本法に基づく通行禁上が実施された場合における緊急通行車両の確認申請及び確認手続は次によるものとする。

1 緊急通行車両事前届出済証（以下「届出済証」という。）を携帯している緊急通行車両の場合

(1) 段階別の指定

届出済証には段階別通行区分が指定されていることから、原則として指定された段階別に確認申請を行うものとし、段階別の確認申請の時期は、公安委員会がマスコミ等を通じて広報するものとする。

(2) 確認申請の方法

確認申請は公安委員会に対し届出済証を提示して行うものとし、次の場所で受理する。

- ア 警察本部
- イ 各警察署
- ウ 交通検問所

(3) 確認の方法

ア 届出済証を携帯している緊急通行車両の確認は他に優先して行うものとする。

イ 前記申請に基づき公安委員会は、緊急通行車両にあたることを確認した場合には、所定の緊急標章（以下「標章」という。）及び緊急通行車両確認証明書（以下「確認証明書」という。）を車両1台につき1通交付する。

(4) 確認証明書及び標章の有効期間

当該車両が緊急通行車両として使用される期間を有効期間とする。

(5) 標章の掲示等

標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

(5) 標章の返納

有効期間の終了した標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

2 事前届出をしていない緊急通行車両の場合

(1) 確認申請の方法

確認申請は、警察署交通課に備え付けてある緊急通行車両確認申請書に必要事項を記入の上、当該車両が指定行政機関等の災害応急対策に使用するものであることの説明資料を添え、次の場所に提出する。

- ア 警察本部
- イ 各警察署

(2) 確認の方法

公安委員会は、申請書及び添付書類に基づき当該車両が緊急通行車両であるかを審査し、緊急通行車両にあたることを確認した場合には、所定の標章及び確認証明書を車両1台につき1通交付する。

(3) 確認証明書及び標章の有効期間

当該車両の緊急通行車両として使用される期間を有効期間とする。

(4) 標章の掲示等

標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

(5) 標章の返納

有効期間の終了した標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

通行の禁止又は制限に係る標示

○災害対策基本法施行規則第5条に基づく標示



9-3 第3次緊急輸送路（救護病院、受援拠点に至る道路）

路 線 名	区 間
町道上野大御神線～町道原向中日向線～町道竹之下中島線～県道足柄停車場富士公園線～県道御殿場大井線～町道 2416 号～町道 2415 号	足柄 SIC【東名高速道】～（仮称）小山 SIC【新東名高速道】
町道富士学校線	国道 138 号～自衛隊富士病院
県道足柄停車場富士公園線～県道須走小山線	国道 138 号～須走東災害対策センター

10 災害協定等

10-1 協定締結状況（自治体等）

種別等 協定名	協定締結 年月日	目 的 等	協定締結 市町村	備 考
静岡県消防相互応援協	S62.4.1	消防の相互応援	県内市町村、消防事務組合	
静岡県消防相互応援協 定 覚 書	S62.4.1	消防の相互応援実施に関する必要な事項	県内市町村、消防事務組合	
金太郎防災友好都市協 定	H9.3.21	大規模な災害発生時にそれぞれ異なる市町村の特色を活かして協力	神奈川県 南足柄市	
災害時における相互 援助に関する協定	H9.4.2	災害時における応急対策及び復旧対策に関し、総力をあげて相互に援助協力	神奈川県 山北町	
水道災害相互応援に 関 する 協 定	H12.10.2	水道災害時における応援対策及び復旧対策についての相互応援	沼津市、御殿場市三島市、裾野市、長泉町	
災害時等の相互応援 に 関 する 協 定	H17.4.1	市町村の地域に係る災害発生時に独自で十分な応急措置が出来ない場合に応援	沼津・熱海・三島・伊東・御殿場・下田・裾野・伊豆・伊豆の国各市、東伊豆・河津・南伊豆・松崎・西伊豆・函南・清水・長泉各町	9市9町
環富士山地域における災害時の相互支援 に 関 する 協 定	H18.5.10	環富士山火山防災連絡会を構成する市町村内に富士山火山災害、地震災害、風水害その他の災害発生時に迅速な応援	山梨県： 富士吉田市、西桂・身延・富士河口湖町、忍野・山中湖・鳴沢村 静岡県： 沼津・三島・富士・富士宮・御殿場・裾野市、長泉町	山梨県 7市町村 静岡県 8市町
富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協 定	H18.11.30	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議に参加する市町村において災害発生時に相互に応援協力	山梨県： 富士吉田市、西桂・身延・富士河口湖町、忍野・山中湖・鳴沢・道志村 神奈川県： 小田原・南足柄市中井・大井・松田山北・開成・箱根・真鶴・湯河原町 静岡県： 沼津・三島・富士・富士宮・御殿場・裾野・熱海・伊東下田・伊豆の国市、河津・松崎・函南清水・長泉・南伊豆町	山梨県 8市町村 神奈川県 10市町 静岡県 17市町
金太郎姉妹町災害時 相 互 救 援 に 関 する 協 定	H21.2.17	姉妹町に大規模な災害発生時に救援及び災害復旧を支援	岡山県 勝央町	
富士山ネットワーク 会議大規模災害時の 相 互 援 助	H21.5.11	地震の発生後の相互援助やその他の大規模災害時の協力	富士・富士宮・裾野・御殿場市	4市1町

緊急消防援助隊施設利用に関する覚書	H24.4.1	静岡県緊急消防援助隊が出動する場合の施設提供の協力	静岡県	
災害時における相互応援協定	H24.9.21	相互の市町に大規模な災害発生した場合に緊急対策及び復旧対策にかかる相互支援	京都府 福知山市	
災害時における相互応援協定	H25.5.16	相互の市町に大規模な災害発生した場合に緊急対策及び復旧対策にかかる相互支援	茨城県 北茨城市	
災害時における相互応援協定	H27.4.27	相互の市町に大規模な災害発生した場合に緊急対策及び復旧対策にかかる相互支援	兵庫県 三木市	
災害時における相互応援協定	H28.1.17	相互の市町に大規模な災害発生した場合に緊急対策及び復旧対策にかかる相互支援	長崎県 島原市	
環富士山地域における災害時の相互支援に関する協定	H28.5.23	環富士山火山防災連絡会を構成する市町村内に富士山火山災害、地震災害、風水害その他の災害発生時に迅速な応援 (都留市の加入に伴う規約の改正による締結)	山梨県： 富士吉田市、都留市 西桂・身延・富士河口湖町、忍野・山中湖・鳴沢村 静岡県： 沼津・三島・富士・富士宮・御殿場・裾野市、長泉町	山梨県 8市町村 静岡県 8市町
静岡県消防相互応援協定	H29.3.10	消防の相互応援 (協定の改正)	県内 35 市町、6 消防事務組合	
静岡県消防相互応援協定覚書	H29.3.10	消防の相互応援実施に関する必要な事項 (協定改正に伴う改正)	県内 35 市町、6 消防事務組合	
災害時における相互応援協定	H29.6.26	相互の市町に大規模な災害発生した場合に緊急対策及び復旧対策にかかる相互支援	山形県 上山市	
災害時における相互応援協定	H30.3.12	相互の市町に大規模な災害発生した場合に緊急対策及び復旧対策にかかる相互支援	山梨県 忍野村	

10-2 協定締結状況（地方行政機関・警察等）

種別等 協定名	協定締結 年月日	目 的 等	協定締結先	備 考
小山高等学校敷地等を避難所として使用する覚書	R2.7.30	災害時に避難地として校庭等の屋外施設、避難所として体育館等の屋内施設の提供	静岡県立 小山高等学校	H21.2.23 協定内容を修正
災害時の施設使用に関する協定	H27.5.27	大規模災害時において御殿場警察署庁舎が被災した場合に小山町の施設を代替施設として使用	静岡県 御殿場警察署	
富士砂防事務所・小山町の情報の伝達・交換等に関する協定	H30.6.21	相互にデータを情報交換することにより、災害防止への適正な対応を促進し、被害等の予防、迅速な避難等に役立て町民生活の安全確保に資する。	国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所	

10-3 協定締結状況（公共機関及び民間等）

種別等 協定名	協定締結 年月日	目 的 等	協定締結先	備 考
アマチュア無線による災害情報の提供（連絡）に関する協定	H8.4.22	大規模な災害発生時にアマチュア無線局が非常通信等を使用して情報を提供	小山町 アマチュア無線クラブ	
道路破損等についての情報提供に関する覚書	H10.11.2 (H29.12.18)	郵便局員が外務作業途上で道路の損傷等を発見した場合に小山町に通報（廃止に関する覚書）	駿河小山郵便局 須走郵便局	
災害支援協力に関する覚書	H10.11.2 (H29.12.18)	災害発生時に特別郵政事業、避難場所、物資集積場所等の支援協力（廃止に関する覚書）	駿河小山郵便局	
災害時の医療活動に関する協定	H10.11.2	災害発生時における医療従事者（医師・看護師・薬剤師）の派遣について協力	(社)御殿場市医師会 会駿東歯科医師会 北駿薬剤師会	各会と覚書
水道災害相互応援に関する協定	H12.10.2	水道災害時における応援対策及び復旧対策についての相互応援	沼津市、御殿場市 三島市、裾野市、 長泉町	
災害時における応急対策業務に関する協定	H16.11.5	災害発生時に公共土木施設の被害状況の把握及び災害応急復旧工事等の応急対策業務に協力	小山町建設業協会	
災害救助に必要な物資の調達に関する協定	H17.9.1	災害発生時に物資の調達の必要があるときに主食、副食、調味料等を調達可能な範囲で物資の供給を協力	御殿場農業 協同組合	
災害時の災害派遣車両等の用地使用に関する覚書	H19.2.1	災害時に電力の復旧に必要な設備・資機材置場、復旧車両の駐車等の用地の提供	東京電力(株) 三島支社	
災害時に知的障害者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	H19.8.1	災害時に被災した知的障害者等の福祉避難所としての施設使用の協力	社会福祉法人 ミルトス会	
災害時における救援物資提供に関する協定	H19.11.2	災害時に地域貢献型自動販売機内の無償提供及び物資の提供による協力	コカ・コーラ セントラルジャパン 株式会社	
災害時における家屋被害認定調査に関する協定	H21.4.1	災害時における家屋被害認定調査に関する協力	沼津市、熱海市、 三島市、伊東市、 御殿場市、裾野市、 伊豆市、伊豆の国 市、函南町、清水 町、長泉町、静岡 県土地家屋調査士 会	
災害時における災害対策センター使用に関する協定	H22.3.29	災害発生時に災害対策センターを緊急避難場所として提供	社団法人 須走彰徳山林会	
災害時における救援物資提供に関する協定	H22.11.10	災害時における物資の無償提供による協力	グッド・トリップ 株式会社	
災害時における地質調査等業務委託に関する協定	H23.11.21	災害時における災害応急復旧に必要な地質調査等を協力	静岡県 地質調査業協会	
災害時における測量設計等業務委託に関する協定	H23.11.25	災害時における災害応急復旧に必要な測量、設計、用地測量、用地調査業務等を協力	静岡県 測量設計業協会	

災害時における非常災害放送に関する協定	H23.12.13	災害時に非常災害放送を通じて人命の救助、災害の救援、交通通信の確保に協力	静岡エフエム放送株式会社	
福祉避難所の指定に関する協定	H24.3.30	被災した災害時要援護者のための福祉避難所としての施設等の提供	社会福祉法人寿康会	
災害時における救援物資・避難所施設の提供に関する協定	H25.1.17	小山町の災害発生時に救援物資及び避難施設の提供の協力	丸善食品工業株式会社	
災害時支援協定に関する協定	H25.4.8	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供するなどの支援協力	富士スピードウェイ株式会社	
災害時における救援物資・避難施設の提供に関する協定	H25.6.3	小山町の災害発生時に救援物資及び避難施設の提供の協力	株式会社リンガーハット	
災害時における資機材のレンタル供給に関する協定	H26.2.7	小山町の災害発生時における必要資機材の調達・提供に関する協定	一般社団 日本建設機械レンタル協会 静岡県支部	
災害時における救援物資・避難施設の提供に関する協定	H26.4.28	小山町の災害発生時に救援物資及び避難施設の提供の協力	株式会社時之栖	
災害の発生時における輸送業務等の協力に関する協定	R3.1.25	小山町の災害発生時に緊急物資の緊急・救援輸送等の協力	静岡県トラック協会	H26.7.22 協定内容を修正
災害時支援協力に関する協定	H26.9.29	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	東日本開発株式会社	東富士富士国際
災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	H27.3.20	小山町の災害発生時に宿泊施設や避難用輸送手段等の提供の支援協力	須走旅館組合	
災害時支援協力に関する協定	H27.7.14	小山町の災害発生時に施設を被災住民や観光客など一時滞留者収容等の支援協力	シモンズ株式会社	
災害に係る情報発信等に関する協定	H27.8.3	ヤフー株式会社との災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	
災害時支援協力に関する協定	H27.9.1	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	株式会社ゴルフサービス	ギヤツビイ
災害時支援協力に関する協定	H27.9.1	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	日本中央開発株式会社	籠坂富士高原
災害時支援協力に関する協定	H27.9.18	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	株式会社富士小山ゴルフクラブ	富士小山
大規模災害時における被災者支援に関する協定	H27.9.29	小山町の災害発生時に行政書士の派遣により被災住民支援協力	静岡県行政書士会	

災害時支援協力に関する協定	H27.11.11	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	足柄森林都市株式会社	足柄森林
災害時支援協力に関する協定	H27.12.22	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	株式会社宗屋	富士ハルスグループ
災害時に必要な資機材の調達に関する協定	H28.2.3	小山町の災害発生または恐れのある場合に株式会社ナガワの保有する資機材を借用	株式会社ナガワ	
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	H28.3.1	小山町の災害発生または恐れのある場合に災害予防、応急対策の資料として地図製品等の供給及び利用	株式会社ゼンリン	
災害時における救援物資・避難施設の提供に関する協定	H28.7.14	小山町の災害発生またはその恐れのある場合に救援物資、避難施設の提供	信濃高原食品株式会社	
福祉避難所の指定に関する協定	H28.7.26	小山町に災害が発生またはその恐れがある場合に災害時要援護者のための福祉避難所としての施設の提供	医療法人社団静寿会	
地域貢献型電柱看板に関する協定	H28.9.2	小山町内に看板を掲出することにより、町民等に対し、地域に必要な公共的な情報を発信	東電メソッドラニング(株) 東海広業(株)	
災害時支援協力に関する協定	H28.11.21	小山町の災害が発生またはその恐れがある場合に、物資、集積場所、輸送手段の提供	大万紙業株式会社	
災害時物資供給に関する協定	H28.12.13	小山町に災害が発生またはその恐れがある場合に、物資を供給	NPO 法人コメリ災害対策センター	
災害時支援協力に関する協定	H29.1.20	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	株式会社富士平原	富士平原
災害時物資供給に関する協定	H29.2.27	小山町に災害が発生またはその恐れがある場合に、物資を供給	株式会社ディーエイチシー	
災害時物資供給に関する協定	H29.2.15	小山町に災害が発生またはその恐れがある場合に、物資を供給	アイリスオーヤマ株式会社	
災害時における協力に関する協定	H29.12.18	災害時における広報、道路損傷の通報、郵便業務、貯金及び保険業務等に関し相互に協力	日本郵便株式会社 小山町内郵便局 御殿場郵便局	

災害時における遺体措置の協力に関する協定	H30.1.29	災害時における遺体措置（遺体の収容、安置、搬送）に必要な資機材、消耗品、設備、役務の提供に関する協力	有限会社 小山葬祭センター	
災害時支援協力に関する協定	H30.7.23	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	株式会社 日立ハイテクサイエンス 小山事業所	
平時の防災対策及び災害時の被災者支援に関する協定	H30. 9.14	被災者への情報提供支援活動、被災者法律相談及び生活再建支援活動等の被災者支援活動の事前準備及び取扱等	静岡県弁護士会	
災害時の災害情報等の放送協力に関する協定	H30.11.15	小山町に災害が発生またはその恐れがある場合に町民に必要な災害情報等の放送に関する協力	小山町テレビ 共聴組合	
災害時支援協力に関する協定	H30.12.14	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	株式会社 アコーディア A H 4 2	富士の 社 ゴルフ クラブ
災害時の司法書士業務に関する協定	H31. 1.22	災害時の司法書士相談業務に関する協力	静岡県 司法書士会	
災害時等における小山町と（一社）静岡県助産師会との協力に関する協定	H31. 3.15	災害時等において母子の安全確保や支援に関する協力	（一社）静岡県 助産師会	
災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	H31. 3.27	災害時における宿泊施設等の提供に関する協力	株式会社 和栄	ホテルズ・ア ストワ・富士 小山
災害時等における緊急放送に関する協定	R1.10. 3	災害時等において避難情報などの緊急放送に関する協力	株式会社エフエム 御殿場	
災害時支援協力に関する協定	R1.12.12	災害時において物資の荷捌き及び配送に関する協力	ヤマト運輸 株式会社 東静岡主管支店	
災害時における学習活動支援に関する協定	R1.12.24	災害時において調達可能な物資の供給等に関する協力	静岡県駿沼学校 生活協同組合	
福祉避難所の指定に関する協定	R1. 2. 7	小山町に災害が発生またはその恐れがある場合に災害時要援護者のための福祉避難所としての施設の提供	社会医療法人 青虎会	
災害時の優先的な燃料供給に関する協定	R2.11.13	小山町に災害が発生またはその恐れがある場合に優先的な燃料供給に関する協力	有限会社勝又石油	

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	R3.8.27	災害時において停電復旧のための相互協力	東京電力パワーグリッド株式会社	
災害時における小型無人航空機による協力に関する協定	R3.8.30	災害時において、小型無人航空機による情報収集に関する協力	有限会社 駿河調査設計	